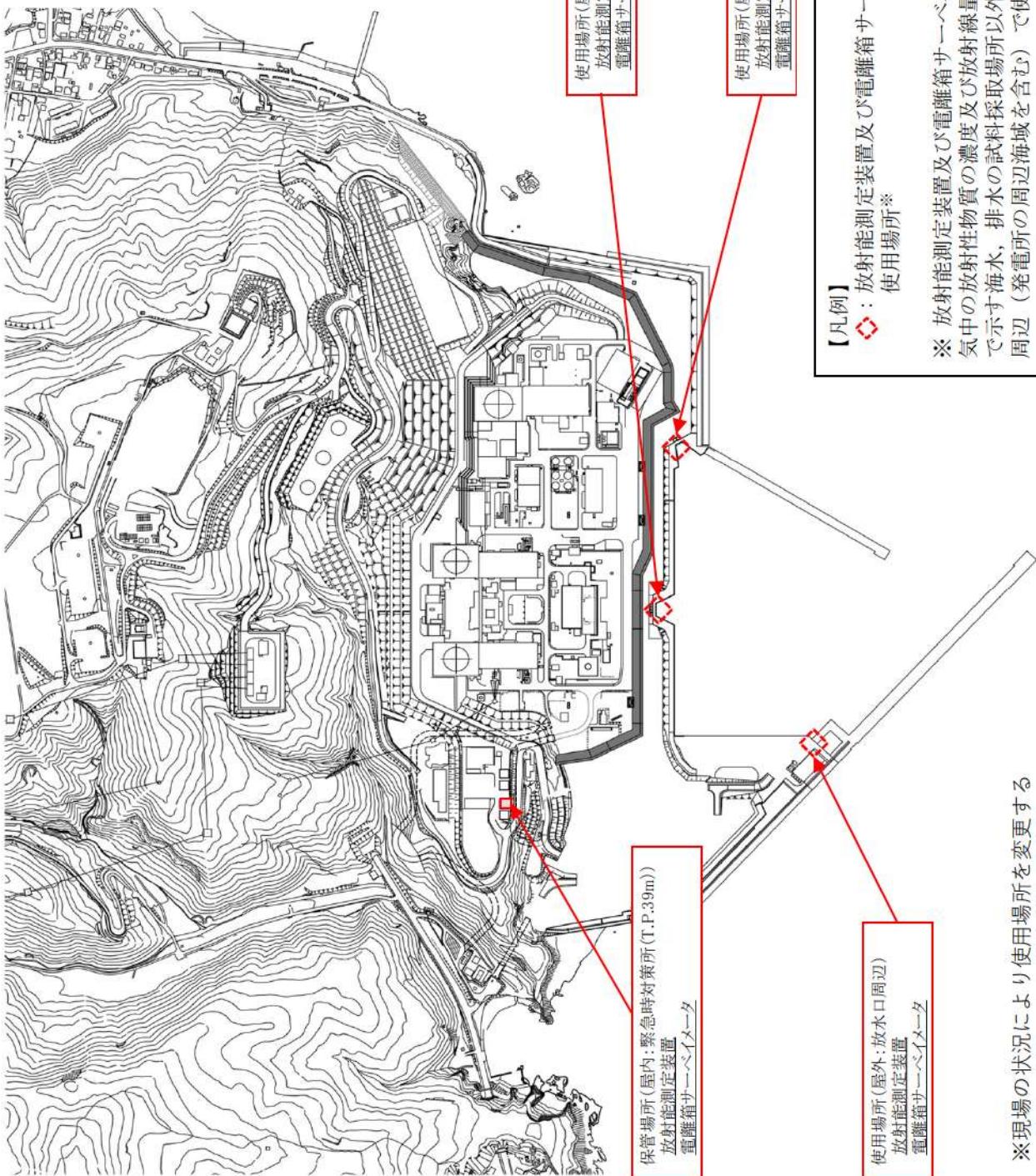
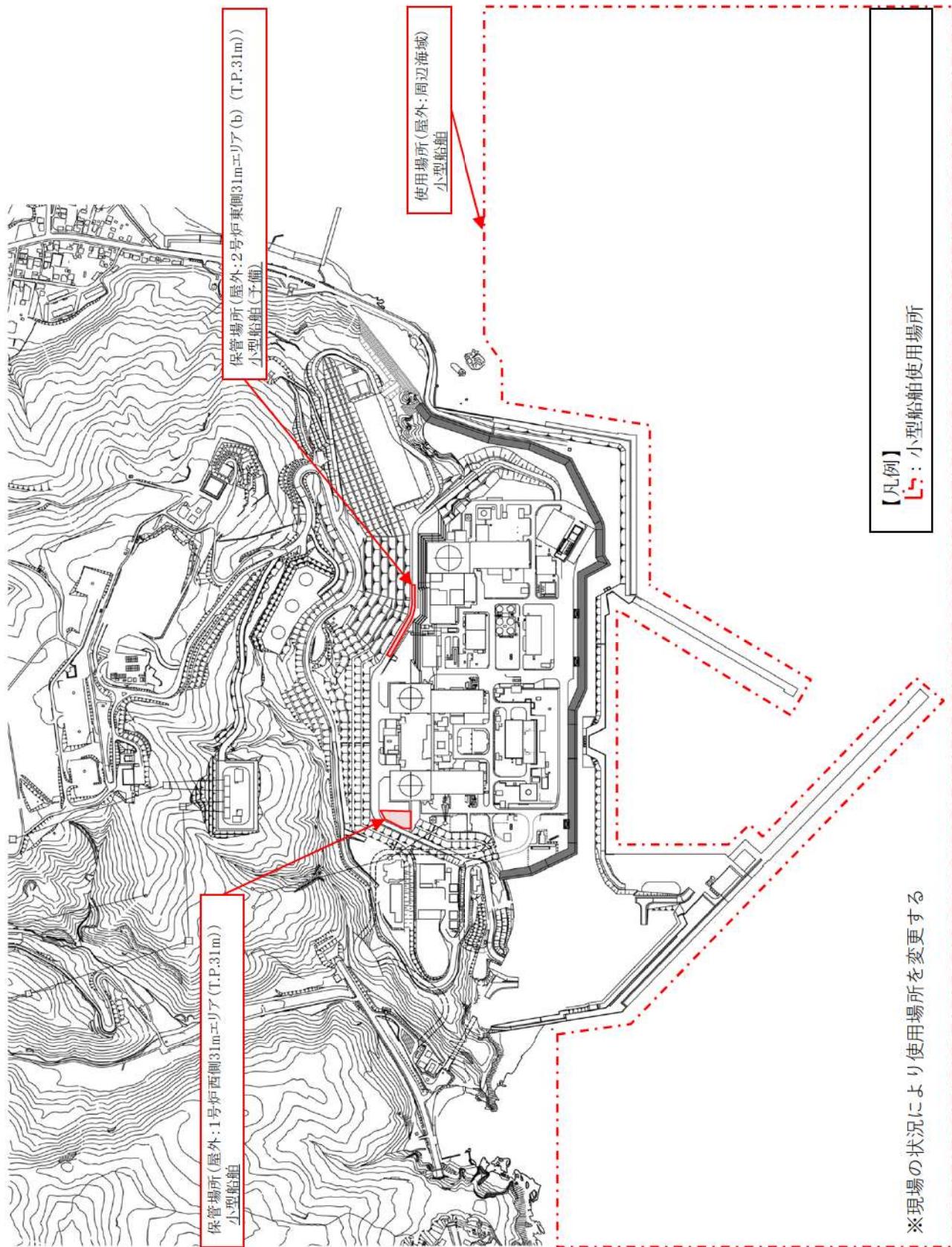


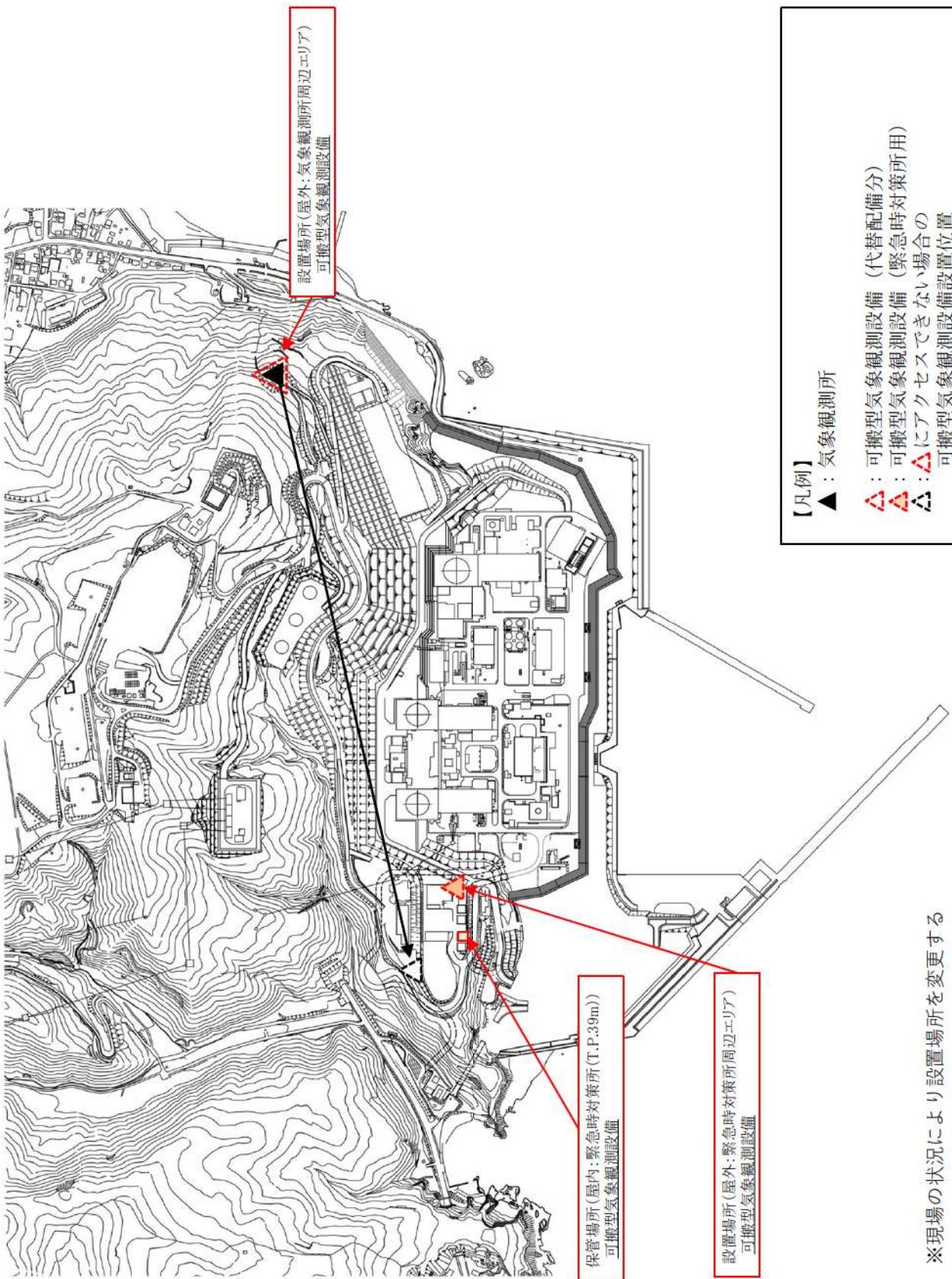
## 可搬型重大事故等対処設備(放射能測定装置及び電離箱サーベイメータ) 使用場所



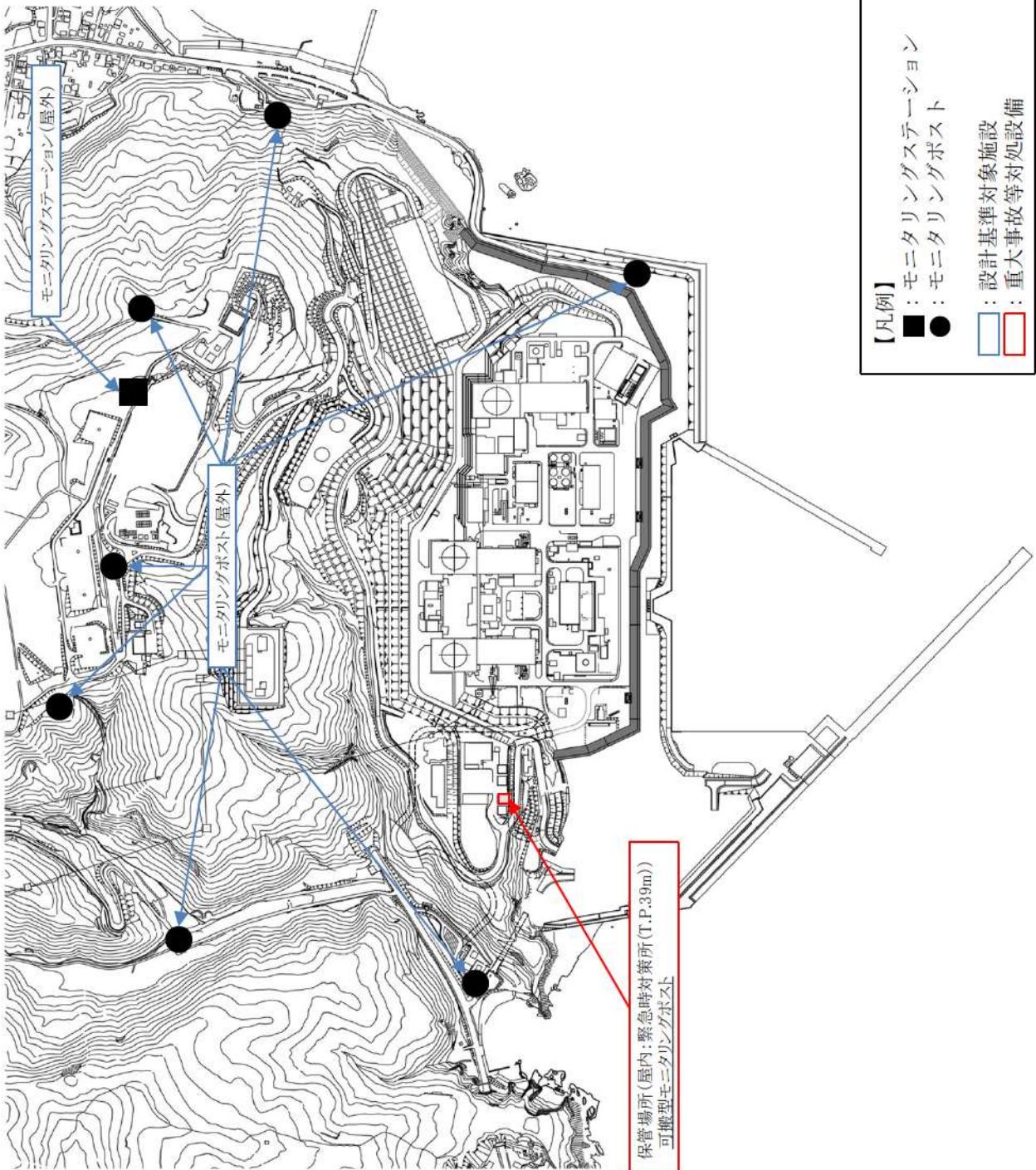
## 可搬型重大事故等対処設備（小型船舶） 使用場所



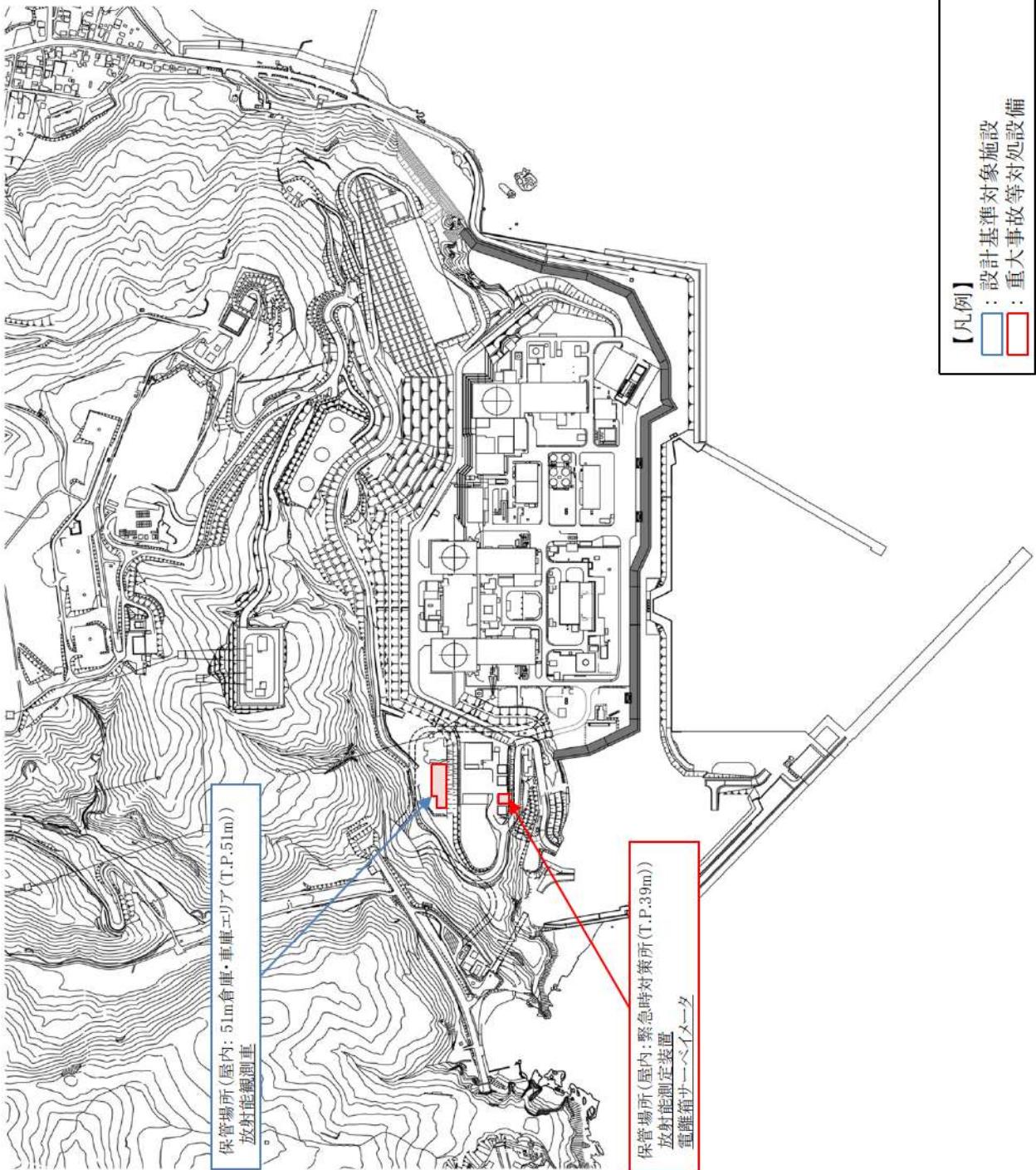
## 可搬型重大事故等対処設備(可搬型気象観測設備)設置場所



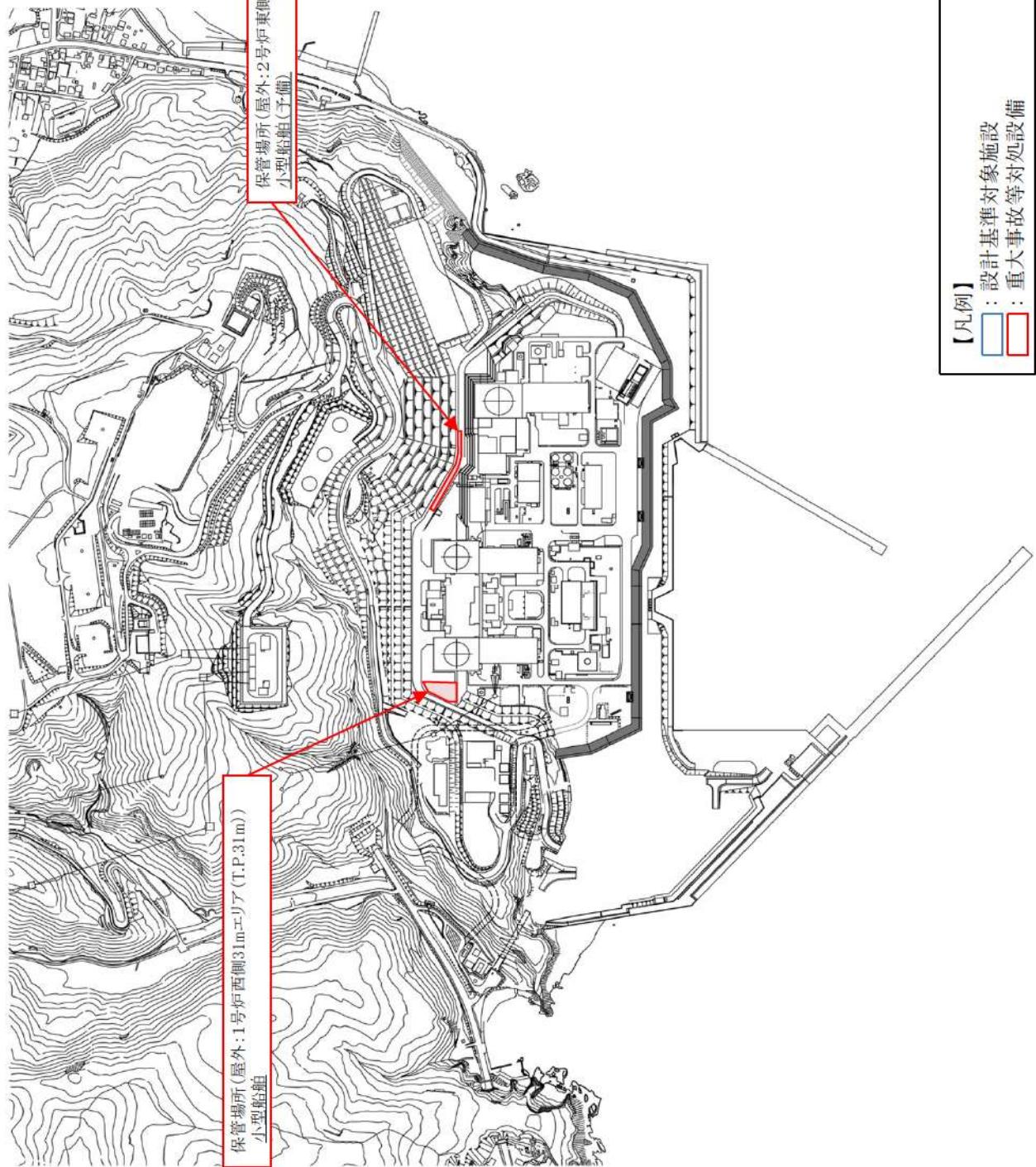
## 可搬型重大事故等対処設備（可搬型モニタリングポスト）保管場所



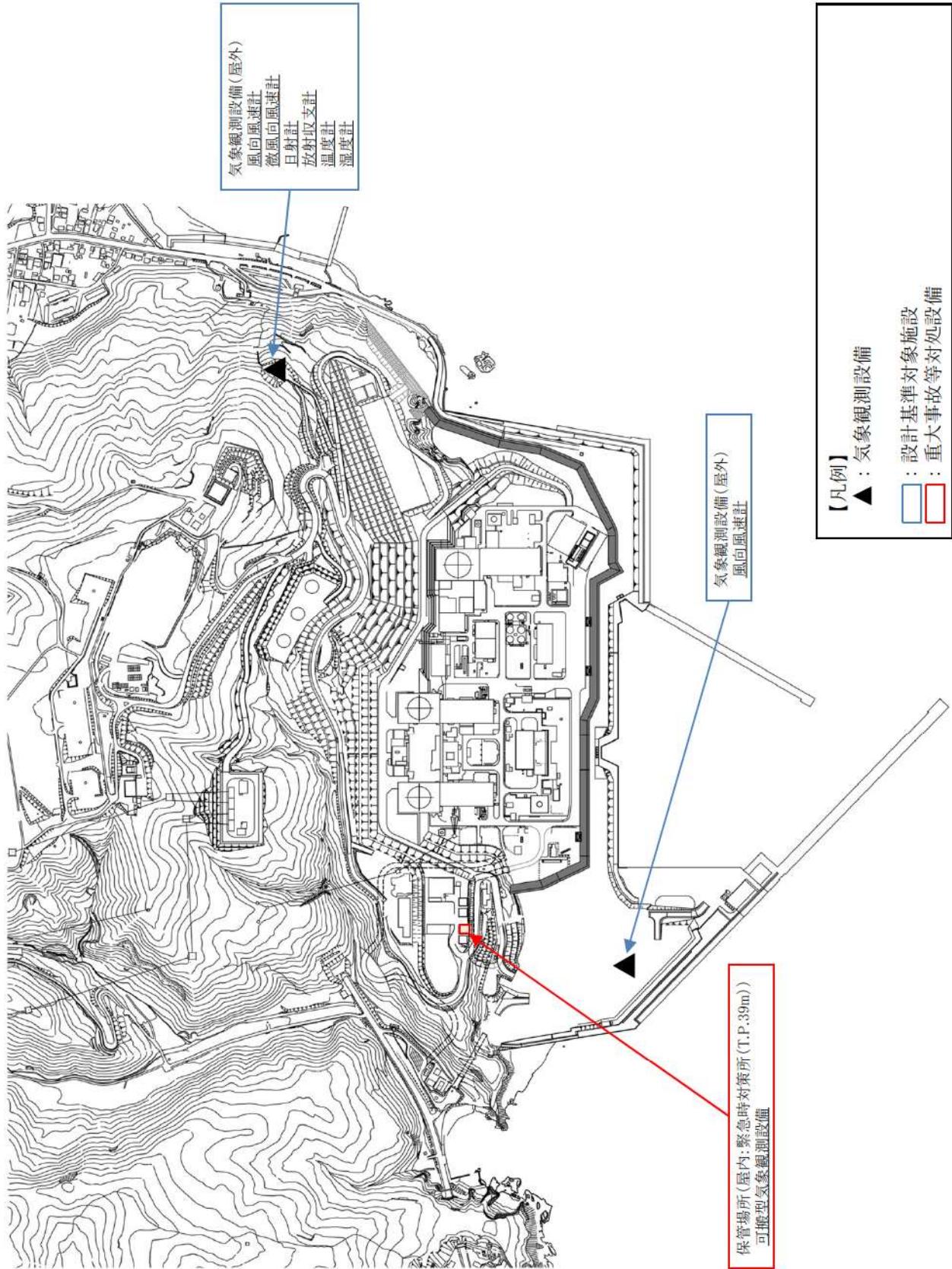
## 可搬型重大事故等対処設備(放射能測定装置及び電離箱サーベイメータ)保管場所



## 可搬型重大事故等対処設備(小型船舶) 保管場所



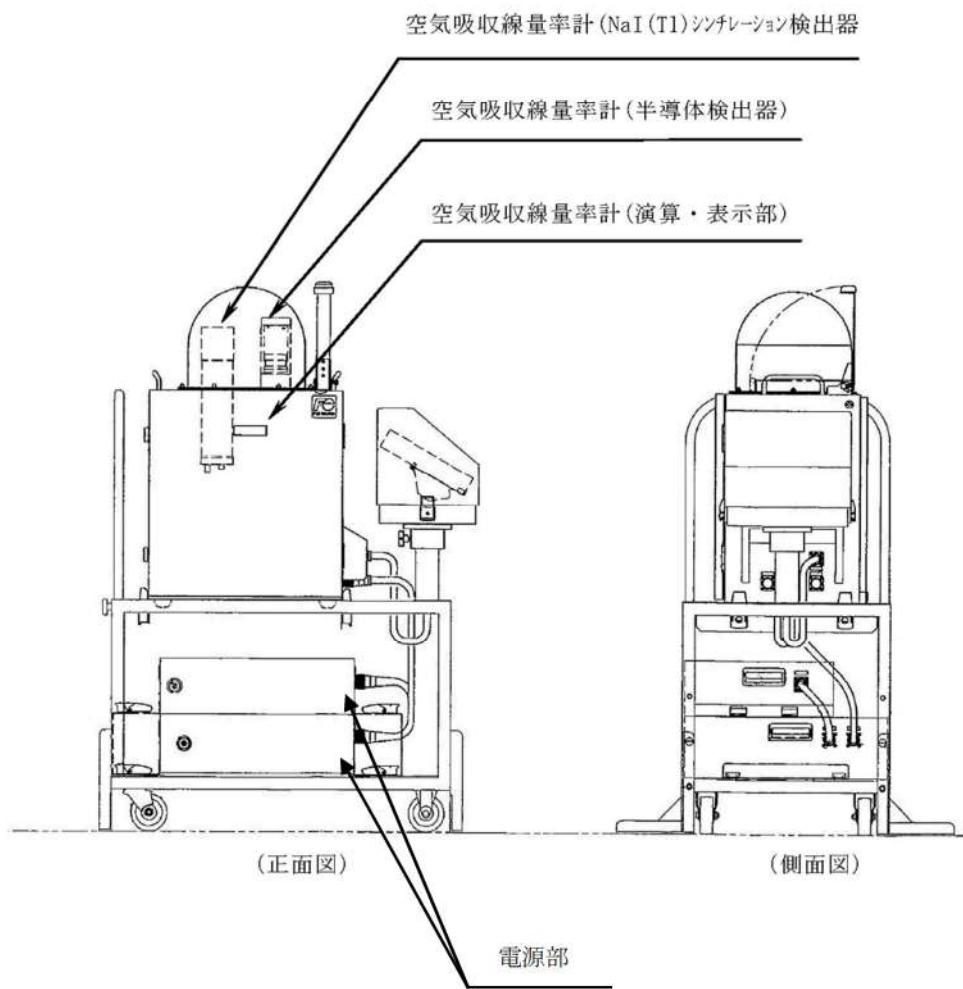
## 可搬型重大事故等対処設備(可搬型気象観測設備) 保管場所



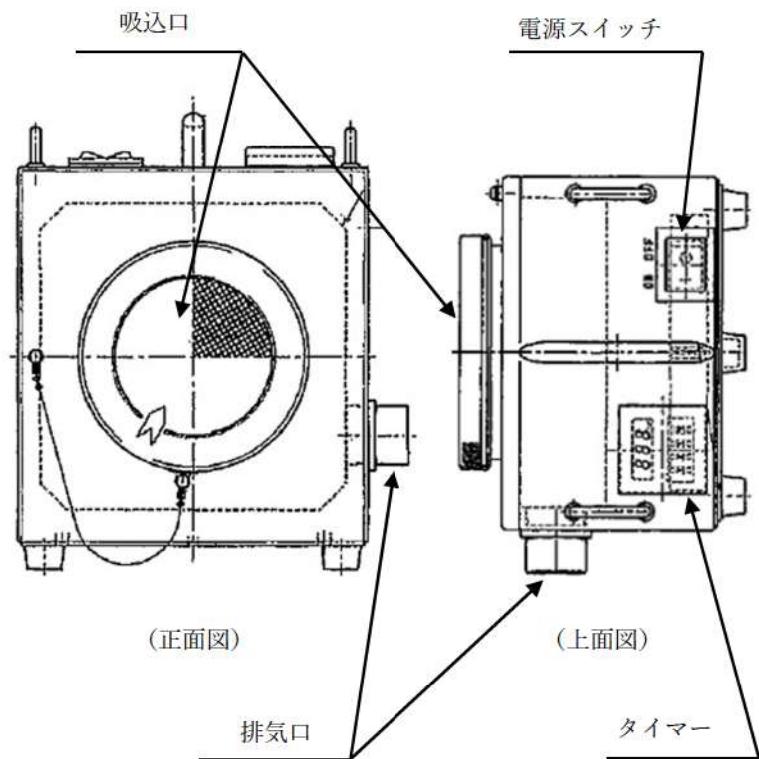
### 60-3 試験・検査説明資料

定期事業者検査対象外の設備については、図面を添付している。

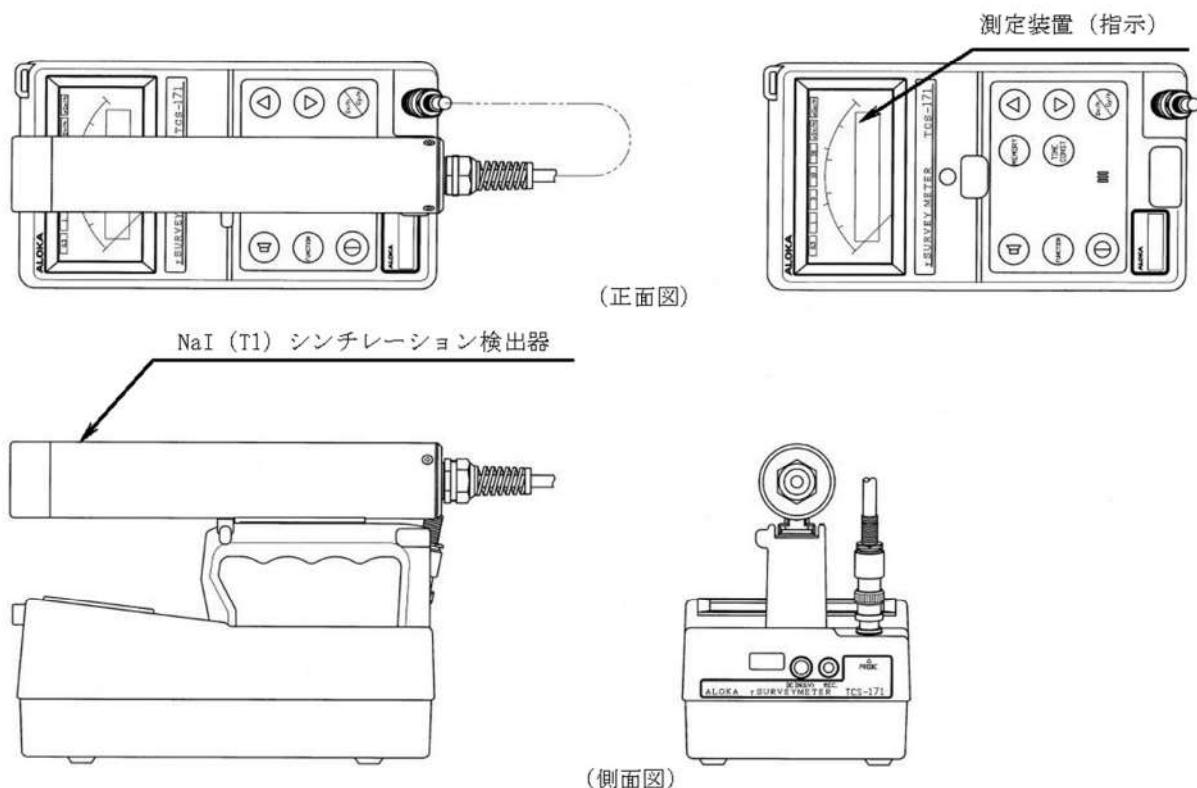
## 可搬型モニタリングポスト 概要図



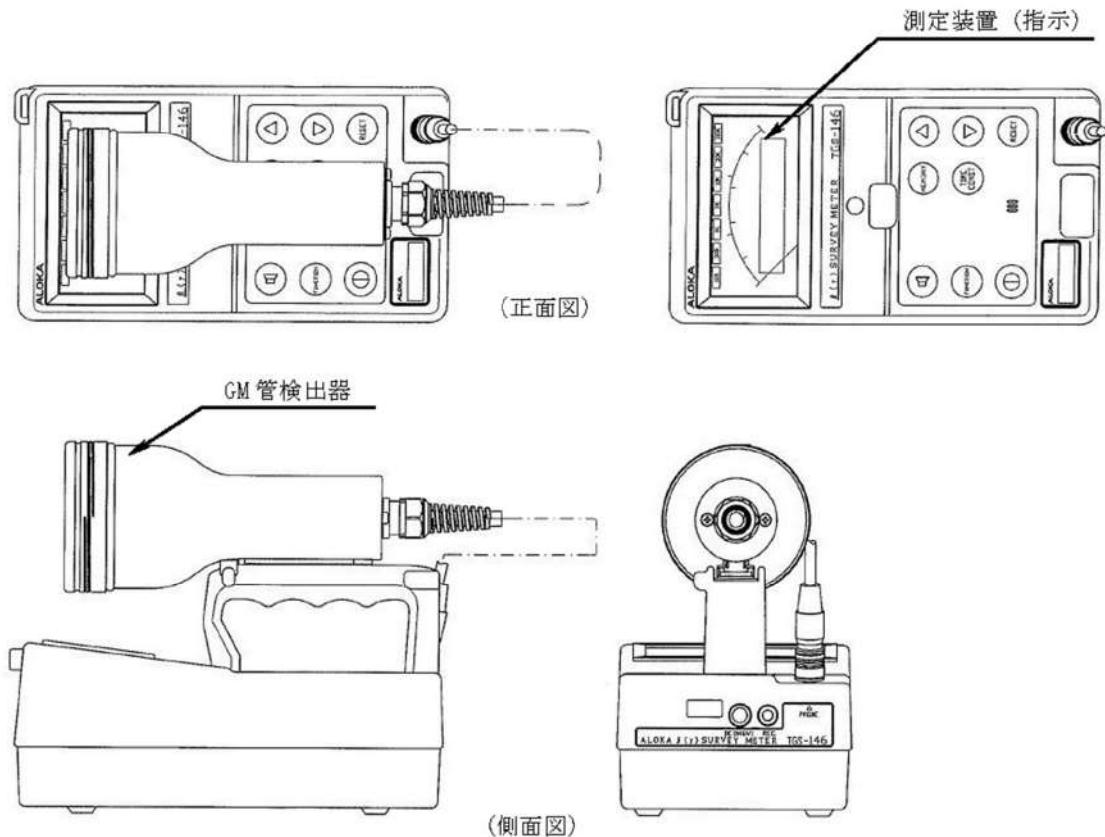
可搬型ダスト・よう素サンプラー 概要図



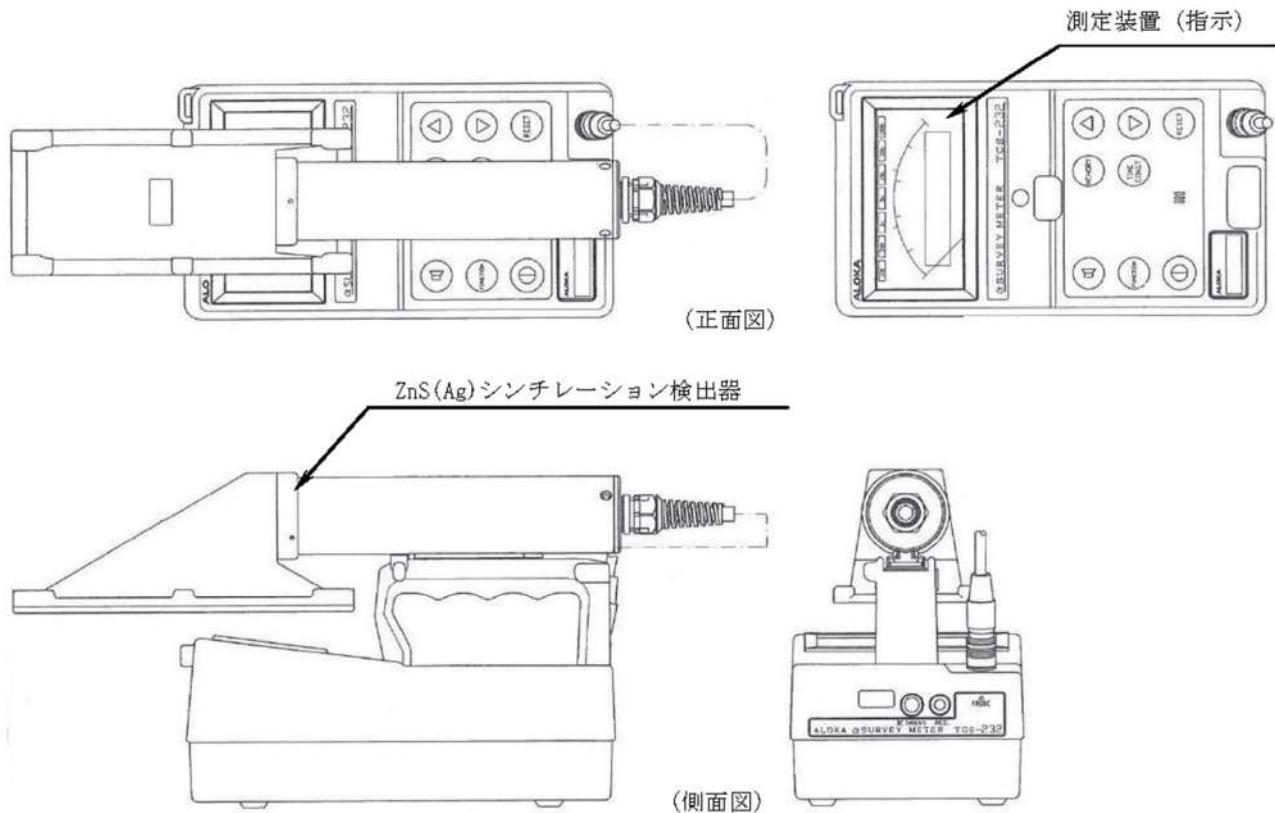
## NaI (T1) シンチレーションサーベイメータ 概要図



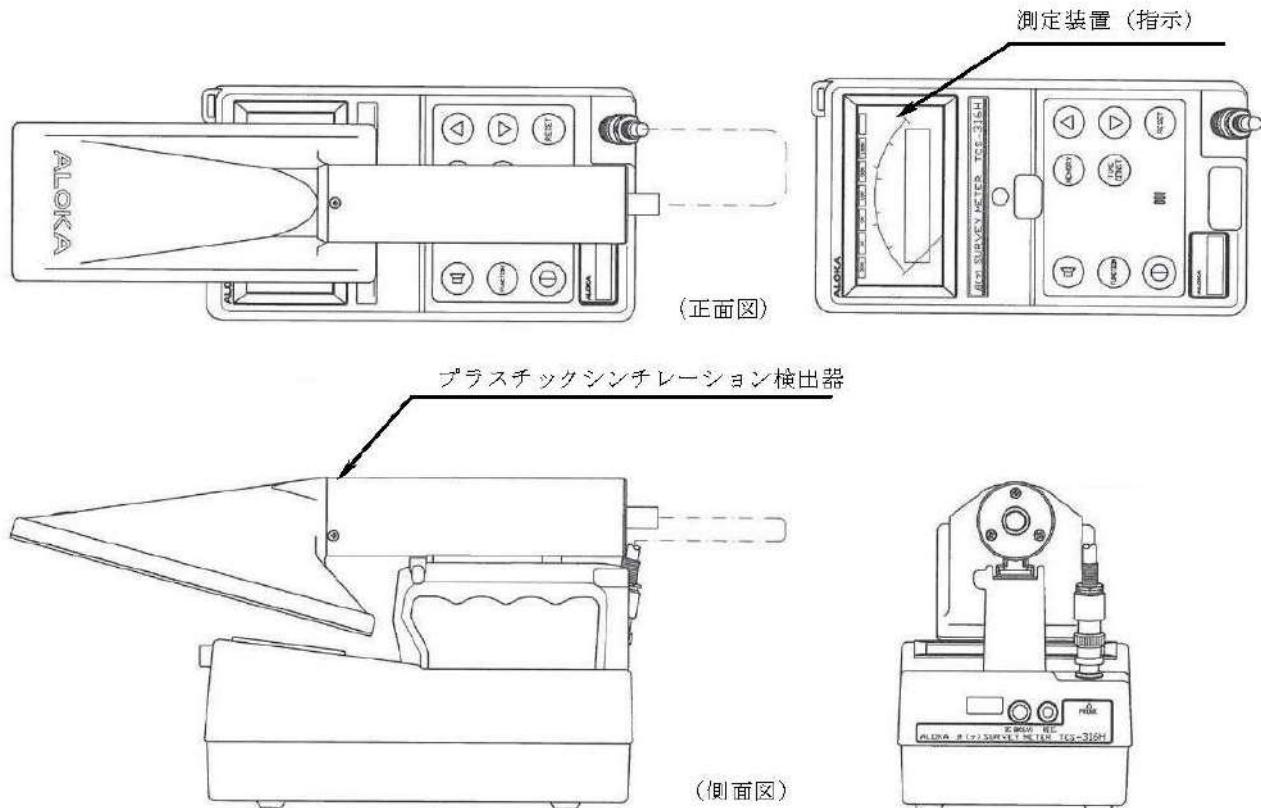
## GM汚染サーベイメータ 概要図



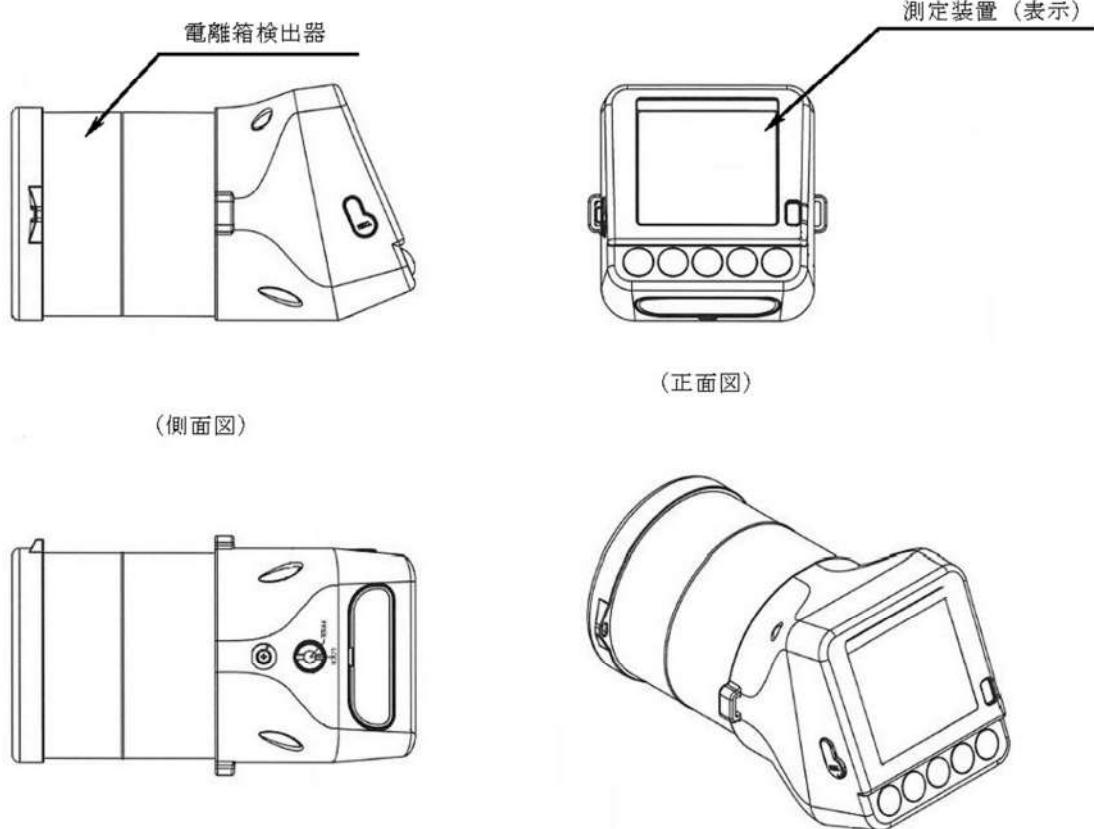
## α線シンチレーションサーベイメータ 概要図



β線サーバイメータ 概要図



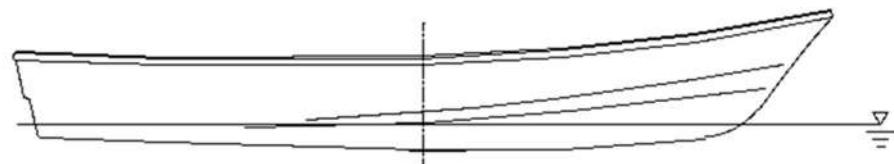
## 電離箱サーバイメータ 概要図



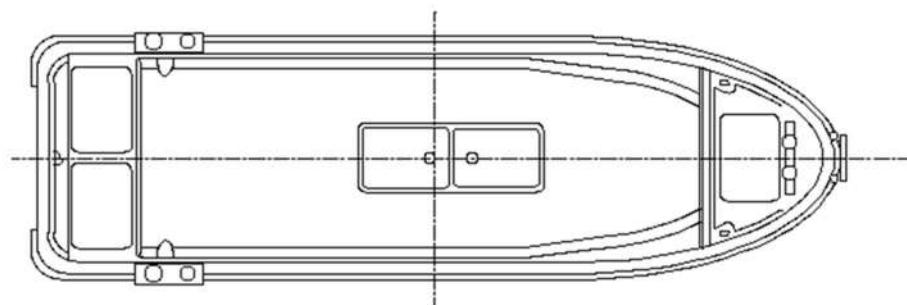
## 小型船舶 概要図

小型船舶

(側面)



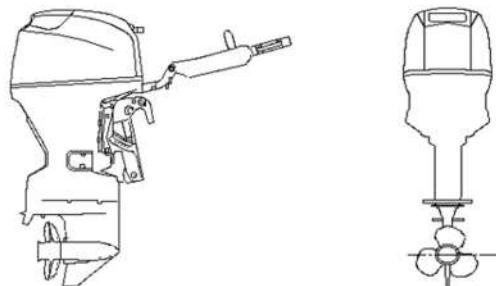
(上面)



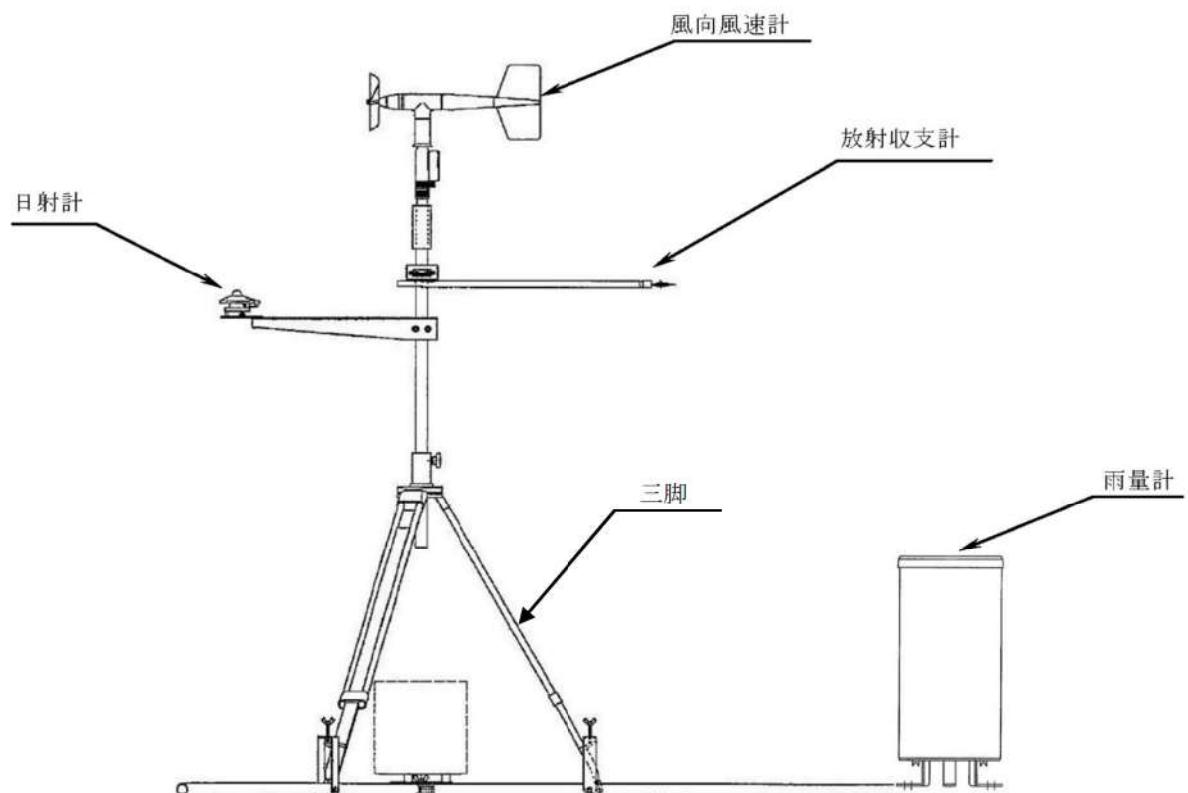
船外機

(側面)

(正面)

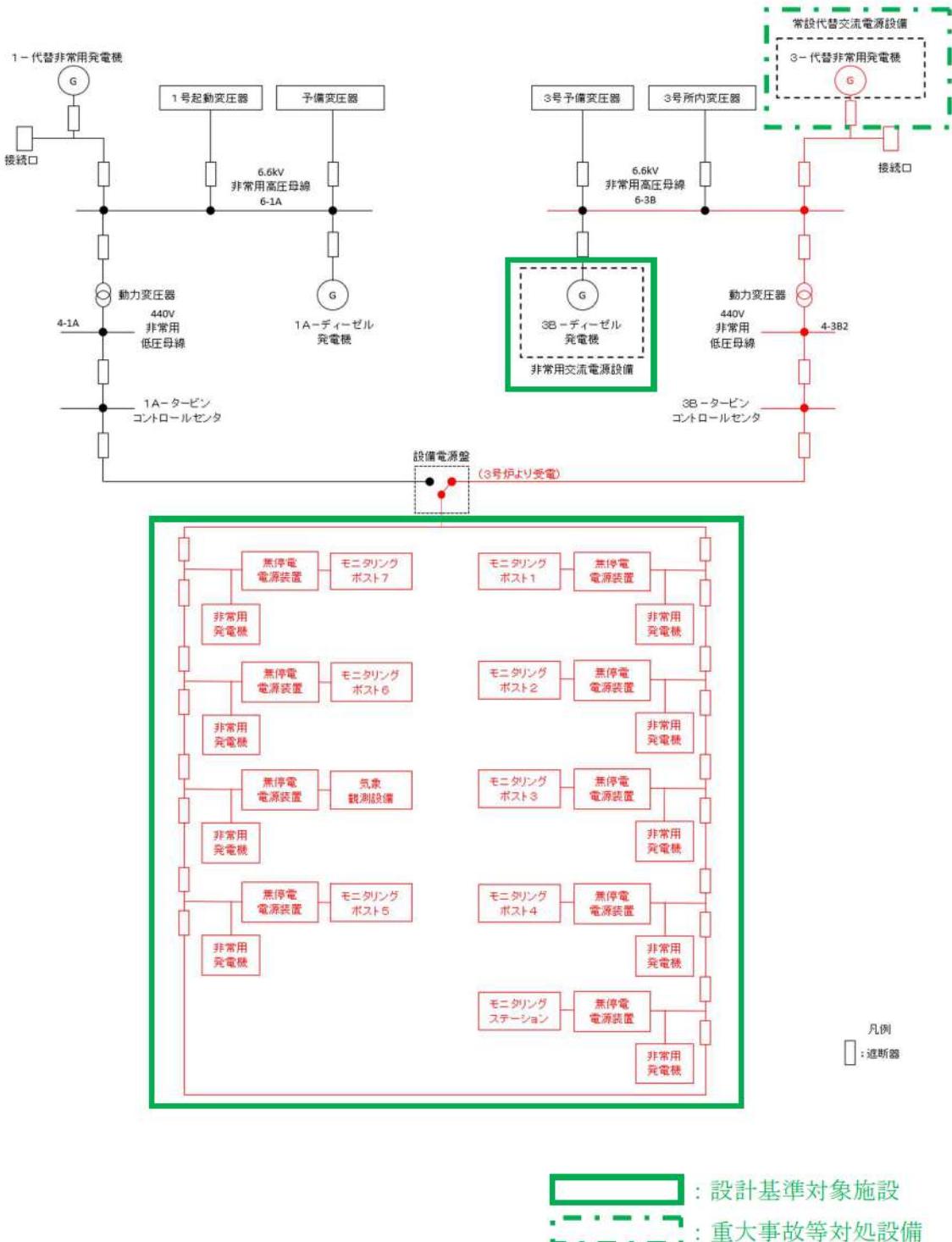


可搬型気象観測設備 概要図



60-4 単線結線図

## 重大事故時対処設備の電源構成図



## 60-5 容量設定根拠

本資料は、一部、詳細設計中のものも含まれているため、  
設計の進捗により変更する場合がある。

名 称		可搬型モニタリングポスト
計 测 範 囲	mGy/h	B. G. ~1,000
<b>【設 定 根 拠】</b>		
<p>可搬型モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p>重大事故等時のモニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能が喪失した場合に、可搬型モニタリングポストによる測定を行う。</p> <p>また、発電所海側において、放射線量を監視するために用いるものである。</p> <p>さらに、緊急時対策所の加圧判断に用いるものである。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、12台（モニタリングポスト及びモニタリングステーションを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な台数としての8台を含み、原子炉格納施設を囲む12箇所における放射線量の測定が可能な個数）に予備1台を含めた13台を緊急時対策所に保管する。</p>		

### 1. 計測範囲

「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値 ( $10^{-1}$ Gy/h) を満足するように設計する。

よって、計測範囲としては、B. G. ~1,000 mGy/h である。

名 称		可搬型ダスト・よう素サンプラ
流 量 範 囲	L/min	25 以上
<b>【設 定 根 拠】</b>		
可搬型ダスト・よう素サンプラは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。		
<p>重大事故等時に放射能観測車が使用出来ない場合は、可搬型ダスト・よう素サンプラにより発電所敷地内及び発電所敷地境界付近の空気中の放射性物質を採取する。</p> <p>また、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近並びに発電所の周辺海域において、空気中の放射性物質を採取するものである。</p>		
<p>可搬型ダスト・よう素サンプラは、2台に予備1台を含めた3台を緊急時対策所に保管する。</p>		
<p><b>1. 計測範囲</b></p> <p>「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空气中放射性物質濃度の測定上限値 (<math>3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3</math>) を満足するように設計する。</p> <p>そのため、流量範囲を 25 L/min 以上とし、サンプリング時間を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p>		
<p><b>2. 放射性物質の濃度の算出</b></p> <p>放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p><b>2.1 放射性物質の濃度の算出式</b></p> <p>放射性物質の濃度 (Bq/cm<sup>3</sup>)</p> <p>=換算係数(Bq/nGy/h) × 試料の NET 値(nGy/h) / サンプリング量(cm<sup>3</sup>)</p>		

名 称	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	
計 测 範 囲	$\mu\text{Gy}/\text{h}$	B.G. ~30
<b>【設 定 根 拠】</b>		
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。		
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。		
また、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近並びに発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を測定し、その計測結果を監視するものである。		
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータは、2台に予備1台を含めた3台を緊急時対策所に保管する。		
<b>1. 計測範囲</b>		
「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空气中放射性物質濃度の測定上限値 ( $3.7 \times 10^1 \text{Bq}/\text{cm}^3$ ) を満足するように設計する。		
そのため、計測範囲を、B.G. ~30 $\mu\text{Gy}/\text{h}$ とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。		
<b>2. 放射性物質の濃度の算出</b>		
放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。		
<b>2-1 空気中よう素の放射性物質濃度の算出式</b>		
空気中よう素の放射性物質濃度 ( $\text{Bq}/\text{cm}^3$ ) =換算係数( $\text{Bq}/\text{nGy}/\text{h}$ ) × 試料のNET値( $\text{nGy}/\text{h}$ ) / サンプリング量( $\text{cm}^3$ )		
<b>2-2 海水、排水よう素の放射性物質濃度の算出式</b>		
海水、排水よう素の放射性物質濃度 ( $\text{Bq}/\text{cm}^3$ ) =換算係数( $\text{Bq}/\text{nGy}/\text{h}$ ) × 試料のNET値( $\text{nGy}/\text{h}$ ) / サンプリング量( $\text{cm}^3$ )		

名 称		GM 汚染サーベイメータ
計 测 範 囲	$\text{kmin}^{-1}$	0 ~ 100
<b>【設 定 根 拠】</b>		
GM 汚染サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。		
GM 汚染サーベイメータは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。		
また、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近並びに発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を測定し、その計測結果を監視するものである。		
GM 汚染サーベイメータは、2台に予備1台を含めた3台を緊急時対策所に保管する。		
<b>1. 計測範囲</b>		
「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空气中放射性物質濃度の測定上限値 ( $3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ ) を満足するように設計する。		
そのため、計測範囲を、0 ~ 100 $\text{kmin}^{-1}$ とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。		
<b>2. 放射性物質の濃度の算出</b>		
放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。		
<b>2-1 空気中ダストの放射性物質濃度の算出式</b>		
空気中ダストの放射性物質濃度 ( $\text{Bq/cm}^3$ ) = 換算係数 ( $\text{Bq/cm}^2/\text{min}^{-1}$ ) × 試料の NET 値 ( $\text{min}^{-1}$ ) × 測定面積 ( $\text{cm}^2$ ) / サンプリング量 ( $\text{cm}^3$ ) × (サンプリングろ紙径 $D_s(\text{cm})$ / 計数したろ紙径 $D_m(\text{cm})$ ) <sup>2</sup>		

名 称		$\alpha$ 線シンチレーションサーベイメータ
計 测 範 囲	$k\text{min}^{-1}$	0 ~ 100
<b>【設 定 根 拠】</b>		
$\alpha$ 線シンチレーションサーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。		
$\alpha$ 線シンチレーションサーベイメータは、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近並びに発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測し、その計測結果を監視するものである。		
$\alpha$ 線シンチレーションサーベイメータは、1台に予備1台を含めた2台を緊急時対策所に保管する。		
1. 計測範囲		
「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空气中放射性物質濃度の測定上限値 ( $3.7 \times 10^1 \text{Bq}/\text{cm}^3$ ) を満足するように設計する。		
そのため、計測範囲を、0 ~ $100 \text{kmin}^{-1}$ とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。		
2. 放射性物質の濃度の算出		
放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。		
2-1 全アルファの放射性物質濃度の算出式		
$\begin{aligned} & \text{全アルファの放射性物質濃度 } (\text{Bq}/\text{cm}^3) \\ & = \text{換算係数 } (\text{Bq}/\text{cm}^2/\text{min}^{-1}) \times \text{試料の NET 値 } (\text{min}^{-1}) \times \text{測定面積 } (\text{cm}^2) / \text{サンプリング量 } \\ & \quad (\text{cm}^3) \times (\text{サンプリングる紙径 } D_s(\text{cm}) / \text{計数したる紙径 } D_m(\text{cm}))^2 \end{aligned}$		

名 称		$\beta$ 線サーベイメータ
計 测 範 囲	$k\text{min}^{-1}$	0 ~ 100
<b>【設 定 根 拠】</b>		
<p><math>\beta</math> 線サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p><math>\beta</math> 線サーベイメータは、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近並びに発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測し、その計測結果を監視するものである。</p> <p><math>\beta</math> 線サーベイメータは、1台に予備1台を含めた2台を緊急時対策所に保管する。</p>		

#### 1. 計測範囲

「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空气中放射性物質濃度の測定上限値 ( $3.7 \times 10^1 \text{Bq}/\text{cm}^3$ ) を満足するように設計する。

そのため、計測範囲を、 $0 \sim 100 \text{kmin}^{-1}$  とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。

#### 2. 放射性物質の濃度の算出

放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。

##### 2-1 全ベータの放射性物質濃度の算出式

全ベータの放射性物質濃度 ( $\text{Bq}/\text{cm}^3$ )

= 換算係数 ( $\text{Bq}/\text{cm}^2/\text{min}^{-1}$ ) × 試料の NET 値 ( $\text{min}^{-1}$ ) × 測定面積 ( $\text{cm}^2$ ) / サンプリング量 ( $\text{cm}^3$ ) × (サンプリングろ紙径  $D_s(\text{cm})$  / 計数したろ紙径  $D_m(\text{cm})$ ) <sup>2</sup>

名 称		電離箱サーベイメータ
計 測 範 囲	$\mu\text{Sv/h}$ ～mSv/h	1.0 ～ 300

【設 定 根 拠】

電離箱サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。

電離箱サーベイメータは、発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において、放射線量率を計測し、その計測結果を監視するものである。

電離箱サーベイメータは、2台に予備1台を含めた3台を緊急時対策所に保管する。

1. 計測範囲

「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値 ( $10^{-1}\text{Sv/h}$ ) を満足するように設計する。

よって、計測範囲は、 $1.0 \mu\text{Sv/h} \sim 300 \text{ mSv/h}$  である。

名 称		小型船舶
最大積載重量	kg	約 300 (5 人乗り : 60kg/人)
<b>【設 定 根 拠】</b>		
<p>小型船舶は、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p>発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置及び要員を積載できる設計とする。</p> <p>小型船舶は、1艇に予備1艇を含めた2艇を1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア（b）に保管する。</p>		

名 称			可搬型気象観測設備
計測範囲	風向風速計	DEG m/s	風向 : 0 ~ 360 風速 : 1.0 ~ 60.0
	日射計	kW/m <sup>2</sup>	0.000 ~ 2.000
	放射収支計	kW/m <sup>2</sup>	-0.250 ~ 1.250
	雨量計	mm	0.0 ~ 100.0

### 【設 定 根 拠】

可搬型気象観測設備は、可搬型重大事故等対処設備として配置する。

可搬型気象観測設備は、重大事故時の気象観測設備の機能喪失時の代替測定として用いるものである。

また、重大事故時等が発生した場合に、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を配備し、風向、風速等の気象項目を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。

可搬型気象観測設備は、2台に予備1台を含めた3台を緊急時対策所に保管する。

#### 1. 計測範囲

「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目、測定単位、測定値の最小位数を満足するように設計する。

「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目、測定単位及び測定値の最小位数を下記の表に示す。

観測項目	測定単位	測定値の最小位数
風 向	16 方位	1
風 速	m/s	1/10
日射量	kW/m <sup>2</sup>	1/100
放射線収支量	kW/m <sup>2</sup>	1/500

60-6 適合状況説明資料

## <目 次>

### 1. 監視測定設備について

#### 1.1 モニタリングポスト及びモニタリングステーション

1.1.1 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの配置及び計測範囲

1.1.2 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源

1.1.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの伝送

1.1.4 モニタリングポスト

1.1.5 モニタリングステーション

#### 1.2 放射能観測車

#### 1.3 代替測定

1.3.1 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定

1.3.2 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定

#### 1.4 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定

1.4.1 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器

1.4.2 小型船舶による海上モニタリング

1.4.3 土壌モニタリング

### 2. 気象観測設備について

#### 2.1 気象観測設備

#### 2.2 可搬型気象観測設備

### 3. 緊急時モニタリングの実施について

#### 3.1 陸域・海域モニタリング

#### 3.2 海上モニタリング

#### 3.3 放射線量測定、気象観測、海水採取位置

#### 3.4 モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段

#### 3.5 サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（資機材運搬車）

#### 3.6 自主対策設備（放射性物質の濃度の測定）

#### 3.7 緊急時モニタリングの実施手順及び体制

#### 3.8 緊急時モニタリングに関する要員の動き

### 4. 重大事故時等に使用する測定室について

#### 4.1 バックグラウンドが上昇した場合の措置

(補足説明資料)

- 補足説明資料 1. モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源
- 補足説明資料 2. 放射能観測車の台数の根拠
- 補足説明資料 3. 可搬型モニタリングポストの設置について
- 補足説明資料 4. 重大事故時の緊急時モニタリングについて
- 補足説明資料 5. モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの計測結果の保存について
- 補足説明資料 6. 気象観測設備の観測データについて
- 補足説明資料 7. 緊急時モニタリングセンターへの情報連絡について
- 補足説明資料 8. 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）
- 補足説明資料 9. 設置許可基準規則第六条との基準適合性
- 補足説明資料 10. 可搬型気象観測設備の観測項目について
- 補足説明資料 11. 設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーションの無停電電源装置及び非常用発電機の位置付けについて

## 1. 監視測定設備について

### 1.1 モニタリングポスト及びモニタリングステーション

#### 1.1.1 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの配置及び計測範囲

通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近の放射線量率を連続的に監視するために、モニタリングポスト 7 台及びモニタリングステーション 1 台を設けており、連続測定したデータは、中央制御室で監視し、中央制御室及び現場で記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視できる設計とする。

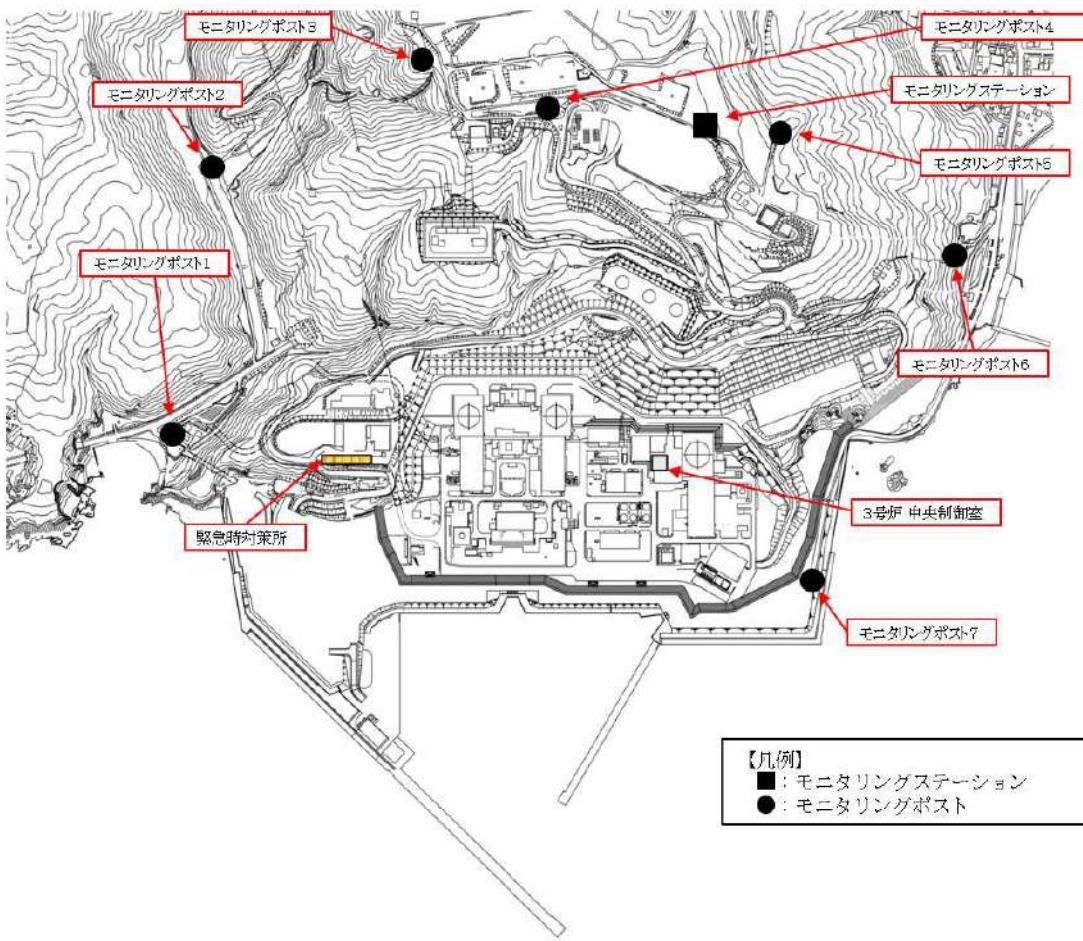
モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。

モニタリングポスト及びモニタリングステーションの計測範囲等を第 1.1.1 表に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの配置図及び写真を第 1.1.1 図に示す。

第 1.1.1 表 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの計測範囲等

名 称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	使用場所
モニタリング ポスト (1～7)	NaI(T1) シンチレーション	0.87～ $10^4$ nGy/h	0.87～ $10^4$ nGy/h	各 1 台	周辺監視区域 境界付近 (7箇所設置)
	電離箱	$10^3$ ～ $10^8$ nGy/h	$10^3$ ～ $10^8$ nGy/h	各 1 台	
モニタリング ステーション	NaI(T1) シンチレーション	0.87～ $10^4$ nGy/h	0.87～ $10^4$ nGy/h	各 1 台	周辺監視区域 境界付近 (1箇所設置)
	電離箱	$10^3$ ～ $10^8$ nGy/h	$10^3$ ～ $10^8$ nGy/h	各 1 台	

: 設計基準対象施設



第1.1.1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの配置図及び写真

[Redacted]: 設計基準対象施設

### 1.1.2 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源

#### (1) モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源

モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。

さらに、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。

また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる。

また、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源は、代替電源設備である常設代替交流電源設備により給電が可能な設計とする。

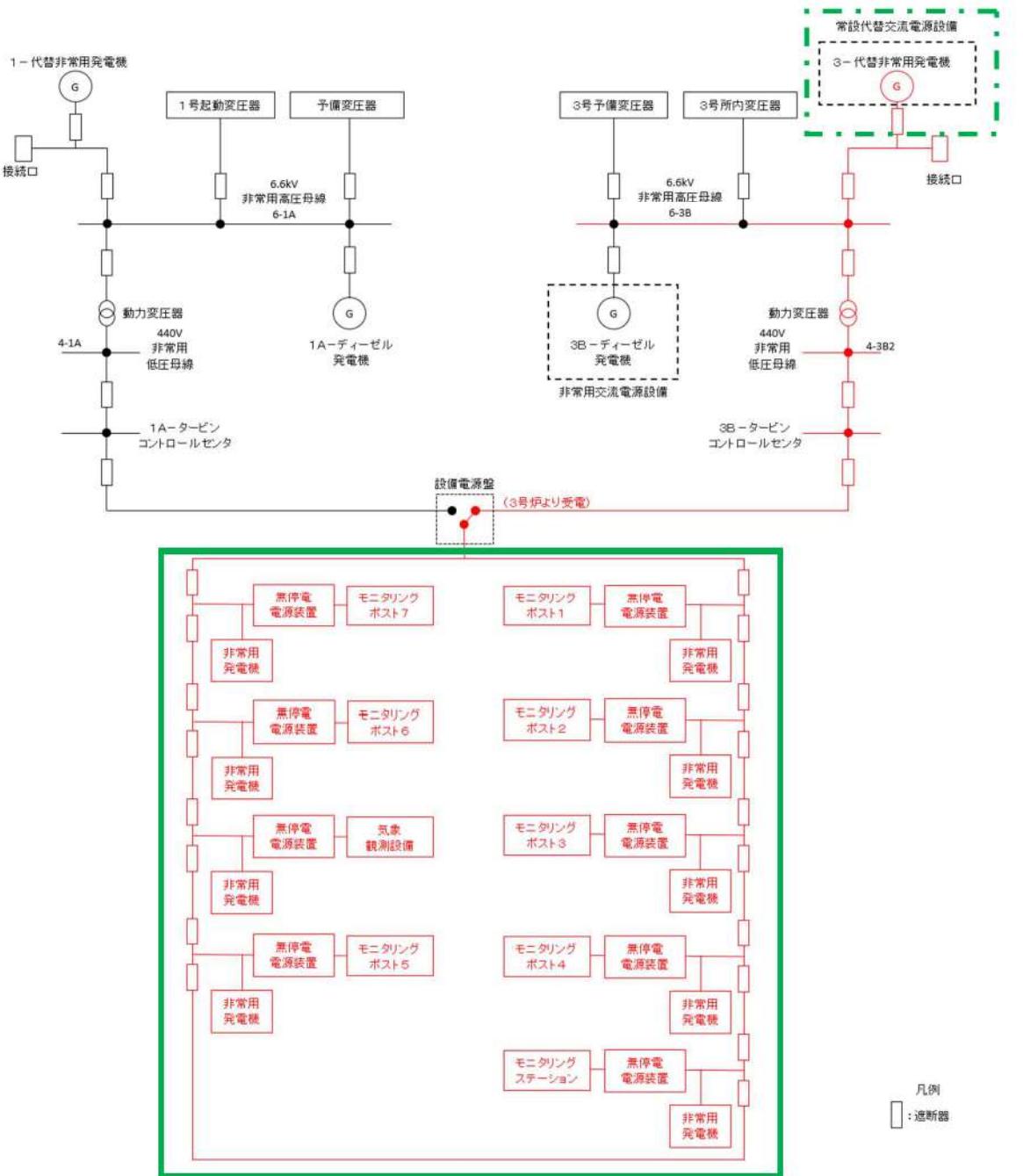
無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様を第 1.1.2-1 表に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図等を第 1.1.2-1 図に示す。

第 1.1.2-1 表 モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置  
及び非常用発電機の設備仕様

名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考
無停電電源装置	局舎ごとに 1 台 計 8 台	5kVA	蓄電池	約 7 分*	—	外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。
非常用発電機	局舎ごとに 1 台 計 8 台	5kVA	ディーゼルエンジン	約 24 時間	軽油	

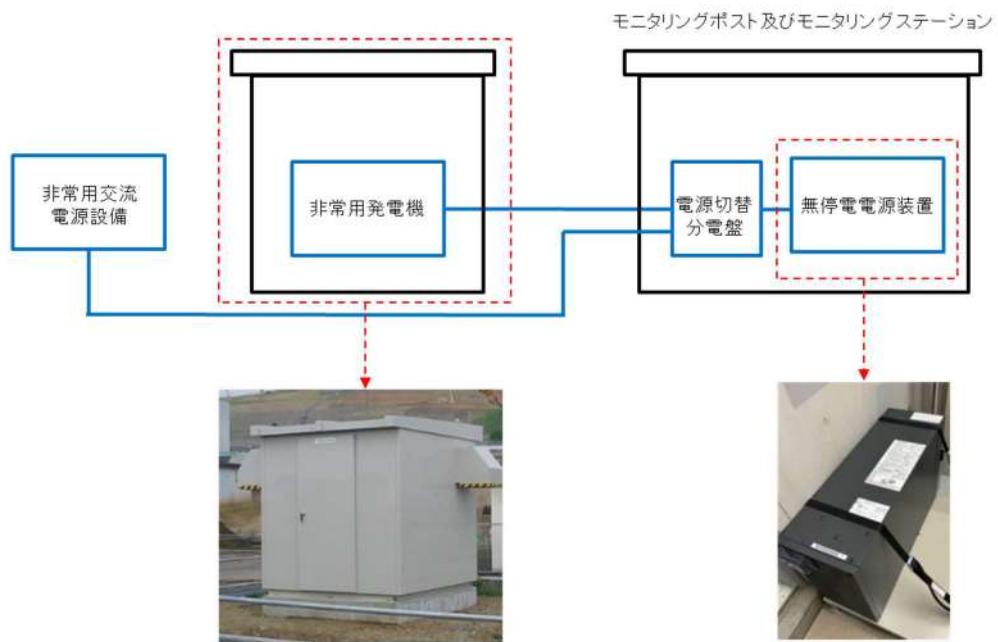
\*無停電電源装置のバックアップ時間について、非常用交流電源設備が所内電源喪失後に自動起動し、約 10 秒後で電源供給開始されるまでの間、無停電電源装置を経由してモニタリングポスト等に給電するためバックアップ時間を約 7 分としている。非常用交流電源設備からの電源供給不可時はモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機から約 24 時間電源供給が可能である。

: 設計基準対象施設  
: 重大事故等対処設備



第1.1.2-1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図等 (1/2)

設計基準對象施設  
 重大事故等對処設備



第1.1.2-1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図等 (2/2)

(2) モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の運用

モニタリングポスト及びモニタリングステーションへ給電する各電源の起動順序・優先順位は以下のとおり。

・通常運転時

モニタリングポスト及びモニタリングステーションは通常運転時、非常用低圧母線のコントロールセンタから無停電電源装置を経由して所内電源を受電している。

・所内電源喪失直後

所内電源が喪失した場合は、無停電電源装置から継続して受電を行う。

・所内電源喪失後から約 10 秒後

非常用交流電源設備は、所内電源が喪失後自動起動し、約 10 秒で電源供給が開始され、無停電電源装置を経由して電源供給を行う。

・非常用交流電源設備電源供給不可時

モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション局舎内に設置している非常用発電機制御盤内の不足電圧継電器により電源喪失を検知することで自動起動し、運転待機状態となる。

自動起動から約 40 秒以内に、自動切替により電源供給を開始する。

また、復電した場合は不足電圧継電器による検知で、所内電源側に自動で切り替わりその後、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機が自動停止する。電源供給が開始されるまでの間は、無停電電源装置から継続して電源供給が行われる。

これらの電源供給は自動起動・自動切替で行われることにより、運転員による操作は不要な設計としている。

また、重大事故等時にモニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合は、可搬型モニタリングポストを設置する手順を整備している。

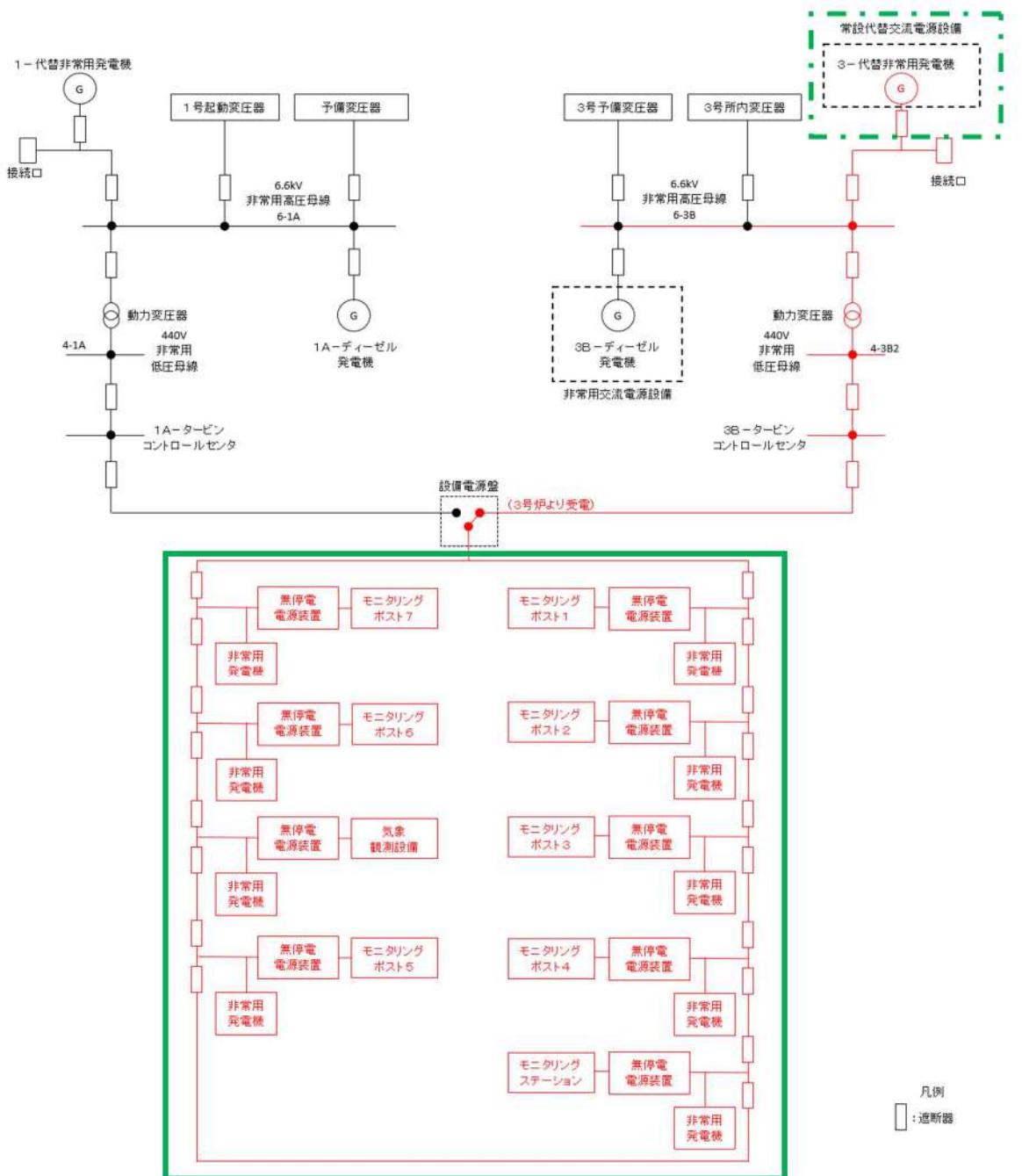
無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様を第 1.1.2-2 表に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図を第 1.1.2-2 図に示す。

第 1.1.2-2 表 無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様

名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考
無停電電源装置	局舎ごとに 1 台 計 8 台	5kVA	蓄電池	約 7 分*	—	外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。
非常用発電機	局舎ごとに 1 台 計 8 台	5kVA	ディーゼルエンジン	約 24 時間	軽油	

\*無停電電源装置のバックアップ時間について、非常用交流電源設備が所内電源喪失後に自動起動し、約 10 秒後で電源供給開始されるまでの間、無停電電源装置を経由してモニタリングポスト等に給電するためバックアップ時間を約 7 分としている。非常用交流電源設備からの電源供給不可時はモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機から約 24 時間電源供給が可能である。

 : 設計基準対象施設  
 : 重大事故等対処設備



第1.1.2-2図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図

## **□**: 設計基準対象施設

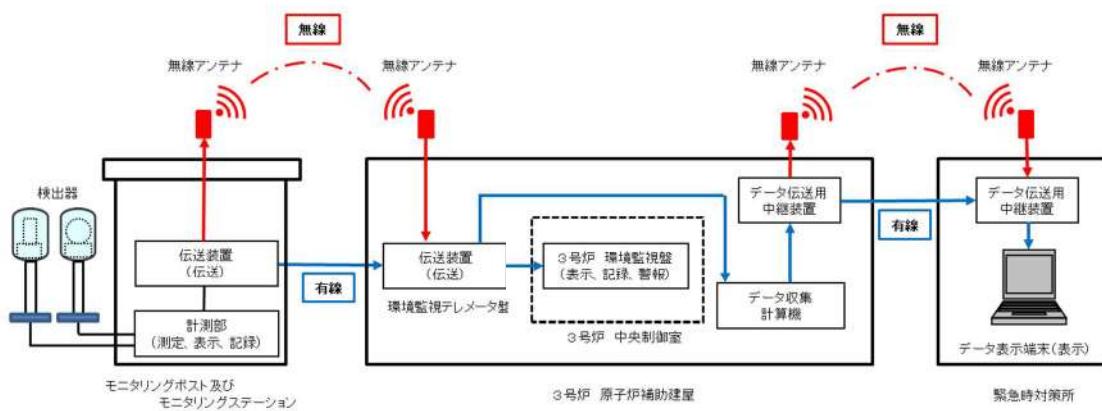
重大事故等對處設備

### 1.1.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの伝送

モニタリングポスト及びモニタリングステーションで測定したデータの伝送を行う構成は、建屋間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定したデータは、モニタリングポスト及びモニタリングステーション設置場所、中央制御室及び緊急時対策所で監視できる設計とする。

モニタリングポスト及びモニタリングステーション設備の伝送概略図を第1.1.3図に示す。

※ 建屋（3号炉原子炉補助建屋、緊急時対策所）は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションと同等以上の耐震性を有しており、伝送の多様化の対象範囲は耐震性を有した建屋間とする。



第1.1.3図 モニタリングポスト及びモニタリングステーション設備の伝送概略図

：設計基準対象施設

#### 1.1.4 モニタリングポスト

##### (1) 機能

モニタリングポストは周辺監視区域境界付近に7台設置しており、空間放射線量率の監視用設備である。

通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される空間線量率を計測できる。

電源については、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間電源を供給できる設備である。

さらに、モニタリングポスト専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設備である。

また、全交流電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設備である。

伝送については、有線による通信機能のほか、無線による通信機能も有しております、1／2号及び3号の中央制御室にて、測定データの常時監視が可能である。

##### (2) 設置状況

モニタリングポストの設置状況を第1.1.4図に示す。



第1.1.4図 モニタリングポストの設置状況

：重大事故等対処設備

### 1.1.5 モニタリングステーション

#### (1) 機能

モニタリングステーションは、周辺監視区域境界付近に1台設置しており、空間放射線量率の監視用設備である。また、放射性物質濃度測定のためのダスト・よう素採取装置を配備している。

通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される空間線量率を計測できる。電源については、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間電源を供給できる設備である。

さらに、モニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設備である。

また、全交流電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設備である。

伝送については、有線による通信機能のほか、無線による通信機能も有しており、1号及び3号の中央制御室にて、測定データの常時監視が可能である。

#### (2) 設置状況

モニタリングステーションの設置状況を第1.1.5図に示す。



第1.1.5図 モニタリングステーションの設置状況

：重大事故等対処設備

## 1.2 放射能観測車

周辺監視区域境界付近の放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するため、放射線量率を監視し、及び測定し、並びに記録する装置、空気中の放射性物質（粒子状物質、よう素）を採取し、及び測定する装置等を搭載した放射能観測車を1台配備している。

放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等を第1.2表に、放射能観測車の保管場所を第1.2図に示す。

また、原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき、放射能観測車11台の協力を受けることが可能である。

第1.2表 放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等

名称		検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数
放射能 観測車	空間吸収線 量率モニタ	NaI(Tl) シンチレーション	0 nGy/h～ $8.7 \times 10^3$ nGy/h	記録紙	1
	ダスト 測定装置	GM 計数管	0 count～ $10^6$ –1 count	記録紙	1
	よう素 測定装置	NaI(Tl) シンチレーション	0 count～ $10^6$ –1 count	記録紙	1



(放射能観測車の写真)

(その他主な搭載機器) 台数 : 各1台

- ・ダスト・よう素サンプラー
- ・空気吸収線量率サーベイメータ（電離箱・NaI(Tl)シンチレーション）
- ・気象観測設備（風向風速計・温湿度計）
- ・移動無線設備（車載型）
- ・衛星電話設備（携帯型）
- ・無線連絡設備（携帯型）

: 設計基準対象施設



第1.2図 放射能観測車の保管場所

■ : 設計基準対象施設

### 1.3 代替測定

#### 1.3.1 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定

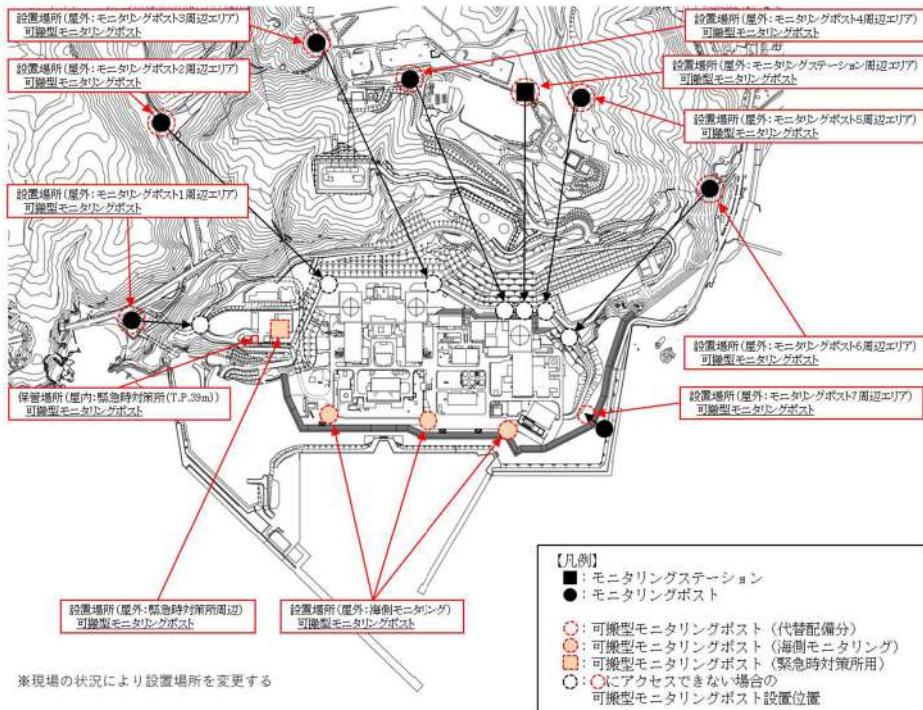
重大事故等時、モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した際に代替できるよう可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト及びモニタリングステーション設置位置に最大で8台配置する。防潮堤外側にあるモニタリングポスト7については、防潮堤による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し、代替測定地点を防潮堤内側とする。また、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に該当する事象又は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当する事象（以下、「原災法該当事象」という。）が発生した場合、可搬型モニタリングポストをモニタリングポストが設置されていない海側に3台、緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策所付近に1台配置する。可搬型モニタリングポストは、十分な検知性を有する位置に配置する。

可搬型モニタリングポストは合計12台（予備1台）保管する。

可搬型モニタリングポストの配置場所及び保管場所を第1.3.1-1図、計測範囲等を第1.3.1-1表、仕様を第1.3.1-2表、伝送概略図を第1.3.1-2図に示す。

可搬型モニタリングポストの電源は、外部バッテリにより3.5日間以上連続で稼動できる設計としており、外部バッテリを交換することにより継続して計測できる。

また、測定したデータは、可搬型モニタリングポストの電子メモリに記録するとともに、衛星系回線により緊急時対策所に伝送することができる。



第1.3.1-1図 可搬型モニタリングポストの配置場所及び保管場所

重大事故等対処設備

第1.3.1-1表 可搬型モニタリングポストの計測範囲等

名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数
可搬型モニタリングポスト	NaI(Tl) シンチレーション	B.G. ~ $10 \mu\text{Gy}/\text{h}$	計測範囲で 可変	12 (予備1)
	半導体	$5 \mu\text{Gy}/\text{h} \sim 1,000 \text{ mGy}/\text{h}^*$		

\* 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると予想される放射線量を測定できる設計とする。なお、測定上限値は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値 ( $10^{-1}\text{Gy}/\text{h}$ ) を踏まえ設定する。

第1.3.1-2表 可搬型モニタリングポストの仕様

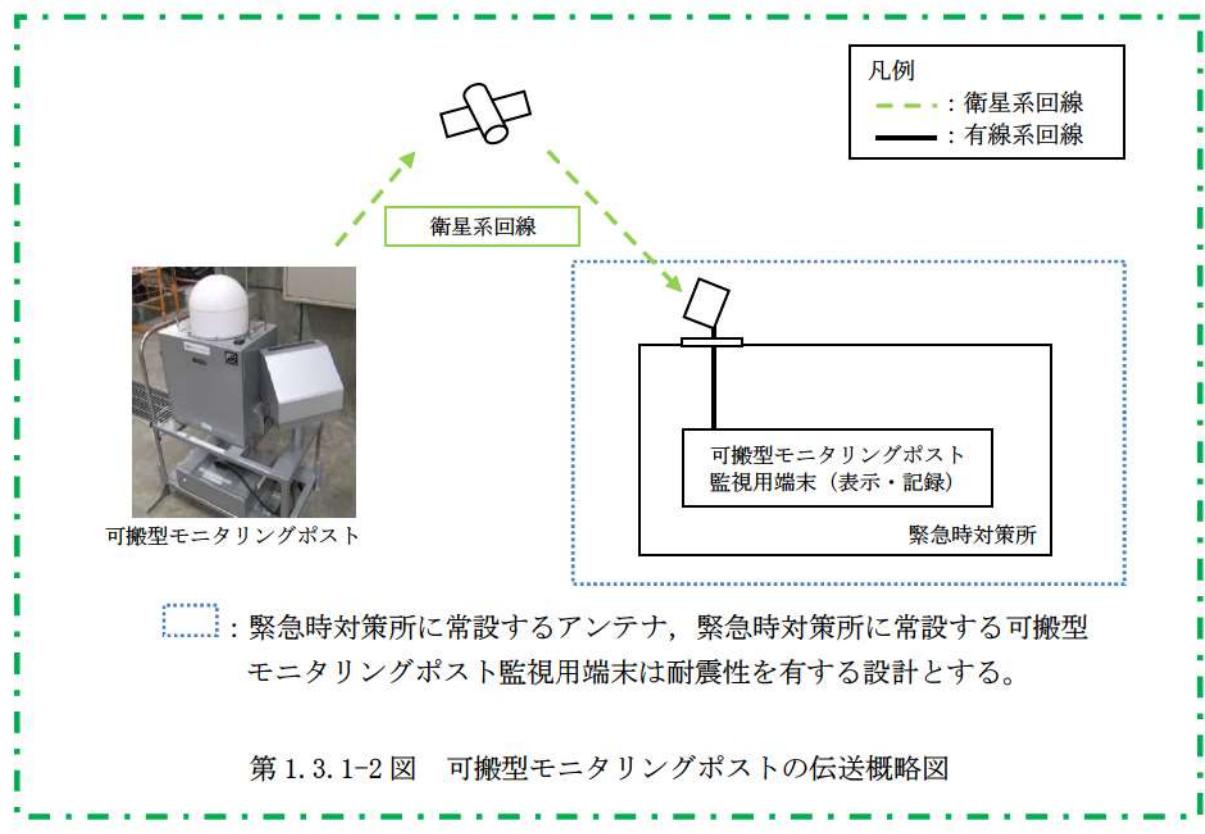
項目	仕様
電源	外部バッテリにより 3.5 日間以上供給可能（外部バッテリを交換することにより継続して計測可能） 外部バッテリは約 4 時間で充電可能
記録	測定値は、本体の電子メモリに 1 週間分記録
伝送	衛星系回線により、緊急時対策所でデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能
概略寸法	検出器部：約 $400(\text{W}) \times 300(\text{D}) \times 657(\text{H}) \text{mm}$ 外部バッテリ収納用筐体：約 $700(\text{W}) \times 430(\text{D}) \times 468(\text{H}) \text{mm}$
重量	合計：約 76kg 検出器部：約 25kg 外部バッテリ収納用筐体（外部バッテリ含む）：約 51kg

- ・NaI(Tl)シンチレーション検出器
- ・半導体検出器



(可搬型モニタリングポストの写真)

：重大事故等対処設備



第 1.3.1-2 図 可搬型モニタリングポストの伝送概略図

### 1.3.2 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定

重大事故等時、放射能観測車のダスト・よう素サンプラー又はダスト・よう素測定装置が機能喪失した際に代替できるよう放射能測定装置（ダスト・よう素サンプラーの代替として可搬型ダスト・よう素サンプラー、ダスト・よう素測定装置の代替としてGM汚染サーベイメータ、NaI(T1)シンチレーションサーベイメータ）を用いて、周辺監視区域境界付近における空気中の放射性物質の濃度を監視し、測定し、その結果を記録する。

放射能測定装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプラー、GM汚染サーベイメータ、NaI(T1)シンチレーションサーベイメータは、合計2台（予備1台）を保管する。放射能測定装置の仕様を第1.3.2表、保管場所を第1.3.2図に示す。

なお、重大事故等によりバックグラウンドが上昇し、現場での測定ができなくなった場合は、緊急時対策所で測定を行う

第1.3.2表 放射能測定装置の仕様

名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	個数
可搬型ダスト・よう素サンプラー	—	—	—	—	2※2,※3 (予備1)
GM汚染サーベイメータ	GM管	0～100kmin <sup>-1</sup> ※1	—	サンプリング記録	2※2,※3 (予備1)
NaI(T1)シンチレーションサーベイメータ	NaI(T1)シンチレーション	B.G.～30μSv/h※1	—	サンプリング記録	2※2,※3 (予備1)

※1 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満たす設計とする。

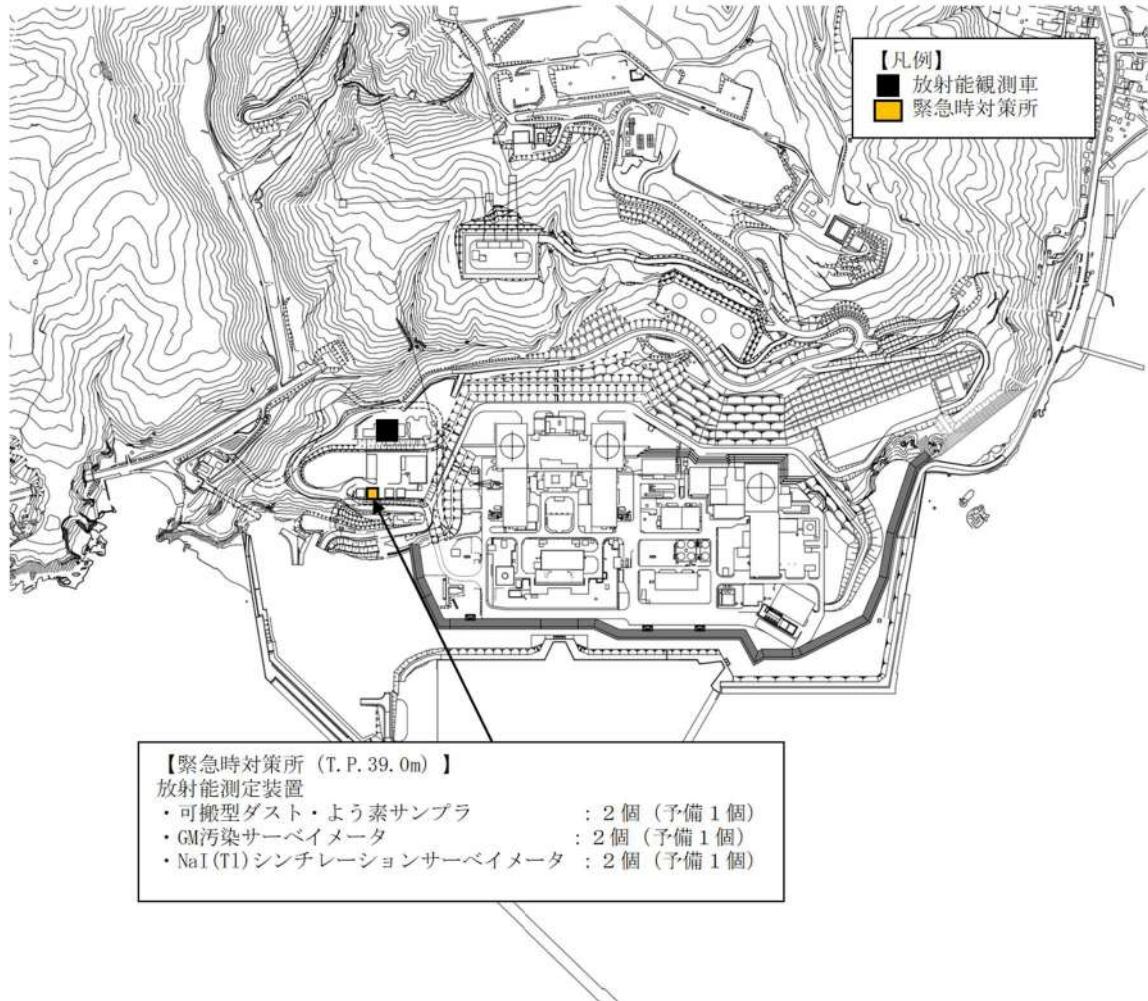
※2 「1.4 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定」と共用

※3 緊急時対策所に2台（予備1台）保管する。

可搬型ダスト・よう素サンプラー	GM汚染サーベイメータ	NaI(T1)シンチレーションサーベイメータ
		
ダスト・よう素の採取	ダストの測定	よう素の測定

(主な放射能測定装置の写真)

：重大事故等対処設備



第1.3.2図 放射能測定装置の保管場所

：重大事故等対処設備

## 1.4 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定

### 1.4.1 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器

重大事故等時に、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、 $\alpha$ 線シンチレーションサーベイメータ及び $\beta$ 線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を用いて、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における空気中、水中及び土壤中の放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、測定し、その結果を記録する。

放射能測定装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ及びGM汚染サーベイメータ並びに電離箱サーベイメータは、合計2台（予備1台）を保管する。放射能測定装置のうち $\alpha$ 線シンチレーションサーベイメータ及び $\beta$ 線サーベイメータは、合計1台（予備1台）を保管する。海上モニタリングのための小型船舶は合計1艇（予備1艇）を保管する。

発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の計測範囲等を第1.4.1-1表に、数量の考え方を第1.4.1-2表に、外観の写真を第1.4.1-1図に、保管場所及び海水・排水試料採取場所を第1.4.1-2図に示す。

 : 重大事故等対処設備

第1.4.1-1表 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器の計測範囲

名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	数量
可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	—	—	—	2※2, ※3 (予備1)
GM汚染サーベイメータ	GM管	0~100kmmin <sup>-1</sup> ※1	—	サンプリング記録	2※2, ※3 (予備1)
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	B.G. ~30 μGy/h※1	—	サンプリング記録	2※2, ※3 (予備1)
α線シンチレーションサーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション	0~100kmmin <sup>-1</sup> ※1	—	サンプリング記録	1※4 (予備1)
β線サーベイメータ	プラスチックシンチレーション	0~100kmmin <sup>-1</sup> ※1	—	サンプリング記録	1※4 (予備1)
電離箱サーベイメータ	電離箱	1.0 μSv/h~300mSv/h※1	—	サンプリング記録	2※3 (予備1)
小型船舶	—	—	—	—	1 (予備1)

※1 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満たす設計とする。

※2 「1.3.2 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」と共用。

※3 緊急時対策所に2台（予備1台）保管する。

※4 緊急時対策所に1台（予備1台）保管する。

□□□□□ : 重大事故等対処設備

第 1.4.1-2 表 放射能測定装置の数量の考え方

名称	考え方	保管場所	数量
可搬型ダスト・よう素サンプラ	陸上でのダスト採取と海上モニタリングでのダスト採取を同時に実施できる数量（合計 2 台 + 予備 1 台）	1 箇所 (緊急時対策所)	2 (予備 1)
GM 汚染サーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計 2 台 + 予備 1 台）	1 箇所 (緊急時対策所)	2 (予備 1)
NaI(Tl) シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計 2 台 + 予備 1 台）	1 箇所 (緊急時対策所)	2 (予備 1)
$\alpha$ 線シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計 1 台 + 予備 1 台）	1 箇所 (緊急時対策所)	1 (予備 1)
$\beta$ 線サーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計 1 台 + 予備 1 台）	1 箇所 (緊急時対策所)	1 (予備 1)
電離箱サーベイメータ	陸上と海上で放射線量率を同時に実施できる数量（合計 2 台 + 予備 1 台）	1 箇所 (緊急時対策所)	2 (予備 1)
小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（合計 1 台 + 予備 1 台）	2 箇所 (T.P. 31m)	1 (予備 1)

：重大事故等対処設備



可搬型ダスト・よう素サンプラ



(NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ)



(GM汚染サーベイメータ)



( $\alpha$ 線シンチレーションサーベイメータ)



( $\beta$ 線サーベイメータ)



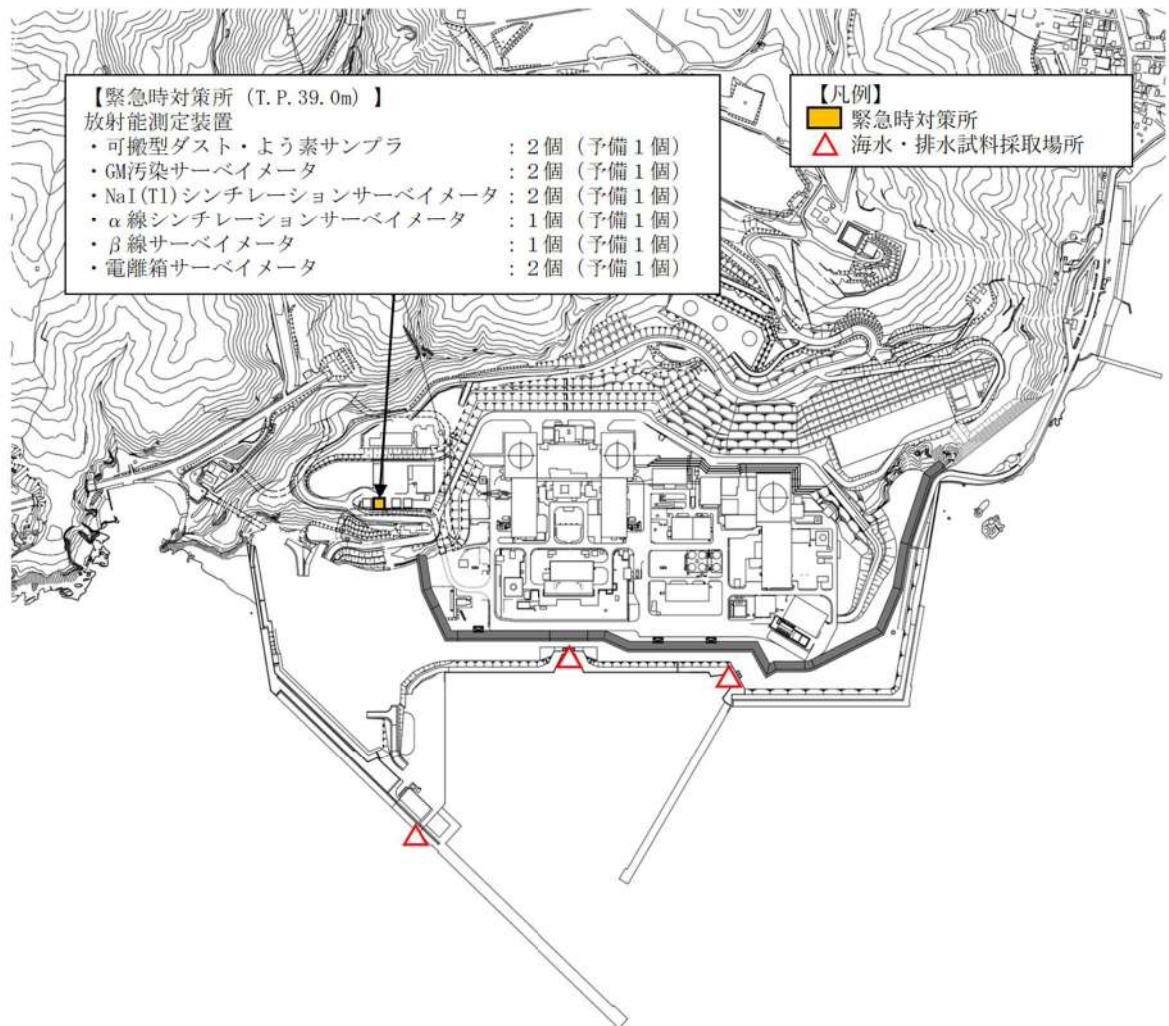
(電離箱サーベイメータ)



(小型船舶)

第 1.4.1-1 図 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の写真

：重大事故等対処設備



第1.4.1-2図 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備（小型船舶は除く。）の保管場所及び海水・排水試料採取場所

：重大事故等対処設備

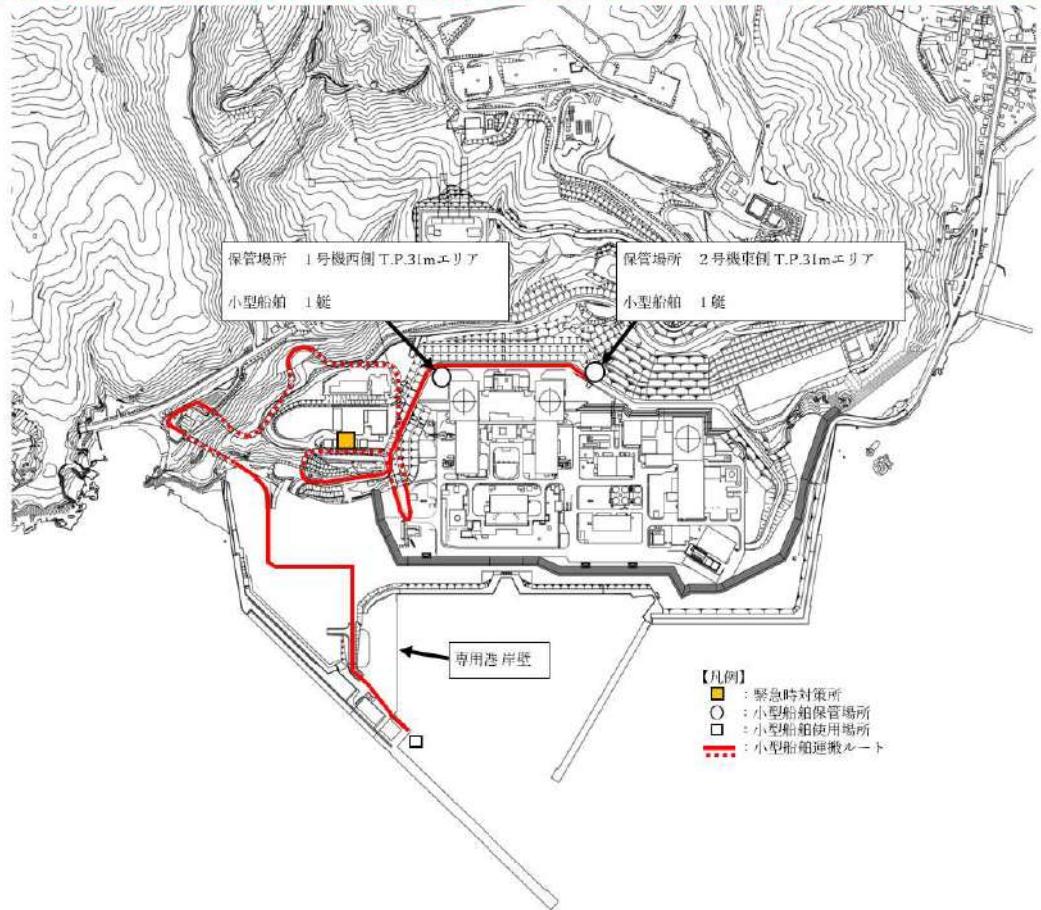
#### 1.4.2 小型船舶による海上モニタリング

重大事故等時、発電所の周辺海域へ気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶により、周辺海域の放射線量を電離箱サーベイメータで測定し、その結果を記録するとともに、空気中の放射性物質及び海水のサンプリングを行う。サンプリングした試料については、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、 $\alpha$ 線シンチレーションサーベイメータ及び $\beta$ 線サーベイメータで測定し、その結果を記録する。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に海上モニタリングを行う。

小型船舶の保管場所及び運搬ルートを第1.4.2図に示す。

- a. 艇数：1艇（予備1艇）
- b. 定員：5名
- c. モニタリング時に持ち込む主な資機材
  - ・電離箱サーベイメータ：1台
  - ・可搬型ダスト・よう素サンプラ：1台
  - ・海水採取用機材（容器等）：一式
- d. 保管場所
  - ・1号機西側31mエリア：1台
  - ・2号機東側31mエリア（b）：1台
- e. 運搬方法
  - ・専用積載車両にて専用港岸壁まで運搬する。

■ : 重大事故等対処設備



第 1.4.2 図 小型船舶の保管場所及び運搬ルート

### 1.4.3 土壌モニタリング

発電所敷地内の土壌を採取し、 $\beta$ 線サーベイメータによりベータ線を放出する放射性物質の濃度を測定する。また、必要に応じて $\gamma$ 線サーベイメータによりガンマ線、 $\alpha$ 線サーベイメータによりアルファ線を測定する。

: 重大事故等対処設備

## 2. 気象観測設備について

### 2.1 気象観測設備

気象観測設備は、放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の一般公衆の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のために、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度等を測定し、測定した風向、風速及び大気安定度<sup>\*1</sup>データは、中央制御室及び緊急時対策所に表示し、監視を行うことができる設計とする。

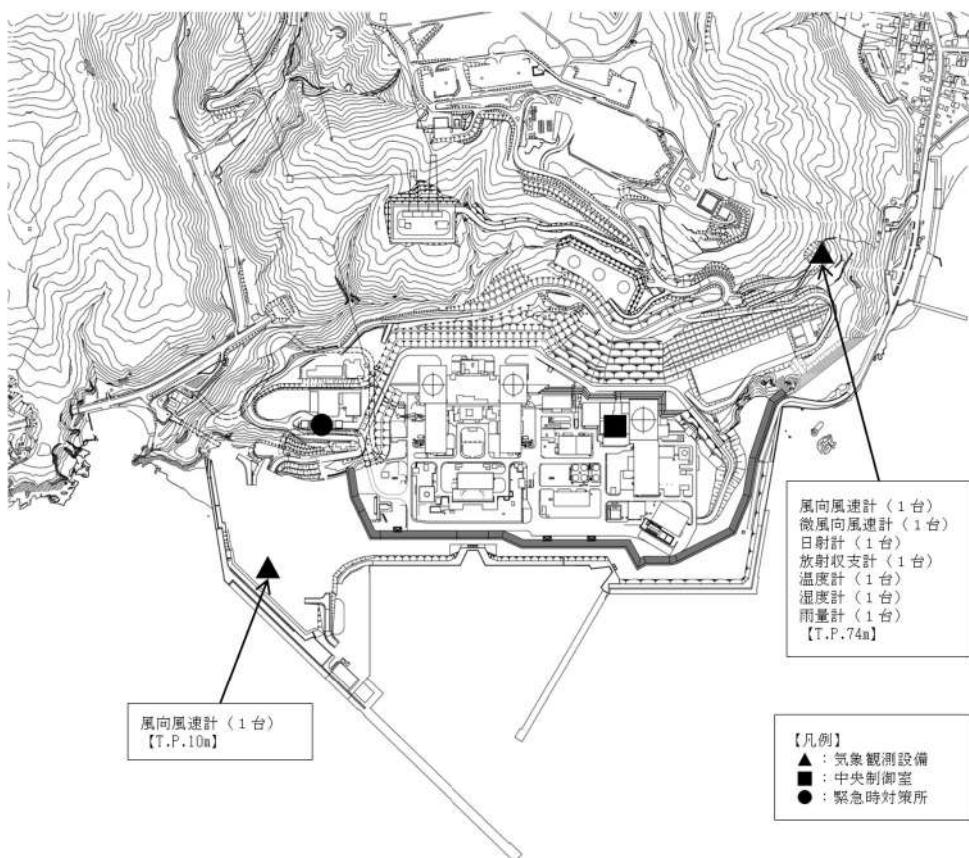
また、そのデータを記録し、保存することができる設計とする。

気象観測設備の各測定器は周囲の構造物の影響のない位置<sup>\*2</sup>に配置する設計とする。

気象観測設備の配置図を第 2.1-1 図に、測定項目等を第 2.1 表に示す。また、気象観測設備のデータ伝送系については、第 2.1-2 図に示すとおりとする。

※1 風速、日射量及び放射収支量より求める。

※2 「露場から建物までの距離は建物の高さから 1.5m を引いた値の 3 倍以上、または露場から 10m 以上。」「露場中央部における地上 1.5m の高さから周囲の建物に対する平均仰角は 18 度以下。」（地上気象観測指針（2002 気象庁））



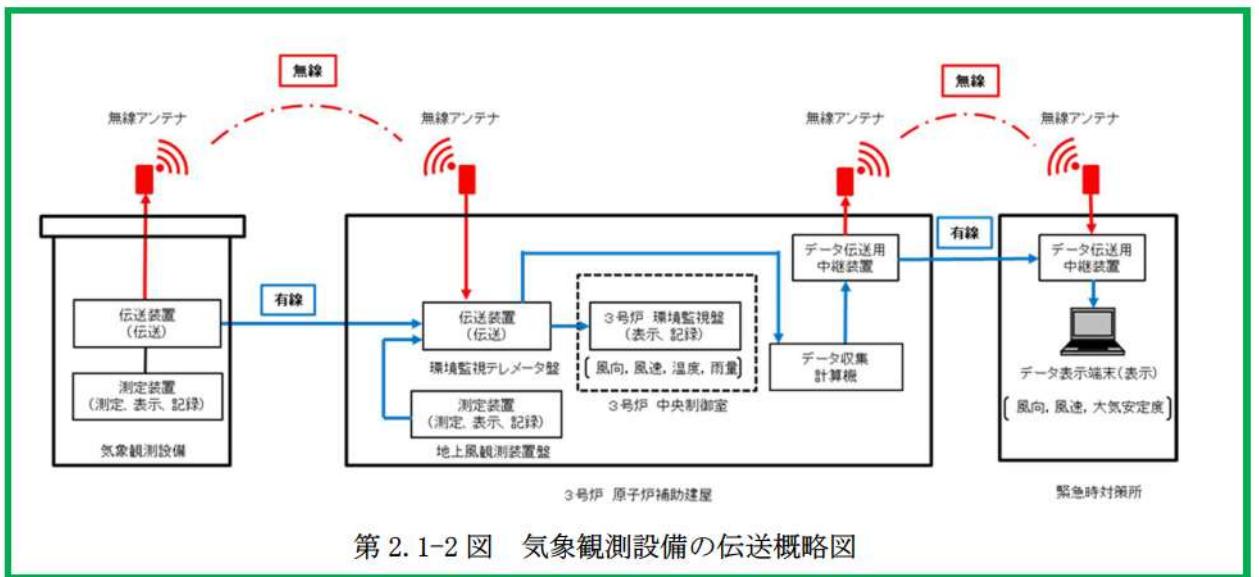
第 2.1-1 図 気象観測設備の配置図

: 設計基準対象施設

第 2.1 表 気象観測設備の測定項目

気象観測設備		
 (風向風速計) 測定位置：標高 84m	 (日射計・放射収支計)	 (温度計・湿度計)
 (風向風速計) 測定位置：地上高 10m	 (微風向風速計) 測定位置：標高 84m	 (雨量計)
<p>&lt;測定項目&gt;</p> <p>風向※<sup>1</sup>， 風速※<sup>1</sup>， 日射量※<sup>1</sup>， 放射収支量※<sup>1</sup>， 雨量， 温度， 濕度</p> <p>&lt;台 数&gt;</p> <p>各 1 台</p> <p>&lt;記 録&gt;</p> <p>全測定項目を現場監視盤にて記録</p> <p>有線系回線及び無線系回線にて風向， 風速， 温度及び雨量を中央制御室へ伝送し記録。</p> <p>また， 緊急時対策所に対して有線系回線及び無線系回線により， 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）表示装置にて， 風向， 風速及び大気安定度※<sup>2</sup>を監視可能。</p>		
<p>※1：「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和 57 年 1 月）」に基づく測定項目</p> <p>※2：風速， 日射量及び放射収支量より求める。</p>		

  : 設計基準対象施設



：設計基準対象施設

## 2.2 可搬型気象観測設備

重大事故等時、気象観測設備が機能喪失した際に代替できるよう可搬型気象観測設備を設置して、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量を測定、記録する。設置場所は、以下の理由により、恒設の気象観測所及び緊急時対策所とする。

### (1) 気象観測所

- ①グラウンドレベルが恒設の気象観測設備と同じ。
- ②配置位置周辺の建物や樹木の影響が少ない。
- ③事故時に放射性物質が放出された際に敷地を代表する付近の風向、風速を把握できる。

ただし、気象観測所に設置できない場合は、アクセスルート付近であり周辺の建物や樹木の影響が少ない51m倉庫・車庫エリア付近に設置する。

### (2) 緊急時対策所

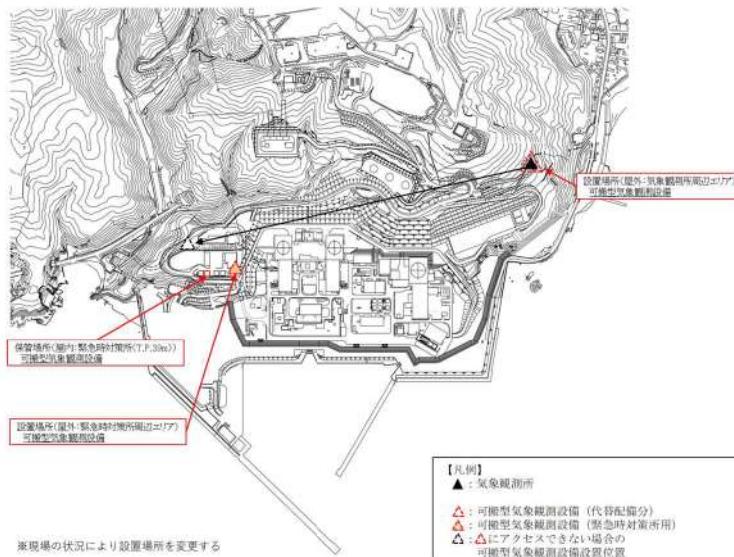
- ①事故時に放射性物質が放出された際に緊急時対策所付近の風向、風速等を把握できる。

可搬型気象観測設備は、合計2台（予備1台）を保管する。

可搬型気象観測設備の設置位置及び保管場所を第2.2-1図、測定項目等を第2.2表、伝送概略図を第2.2-2図に示す。

可搬型気象観測設備の電源は、バッテリを使用し約3.5日間連続稼動できる設計しており、バッテリを交換することにより継続して計測できる。また、測定データは、可搬型気象観測設備の電子メモリに電磁的に記録するとともに、衛星系回線により、緊急時対策所に伝送することができる。

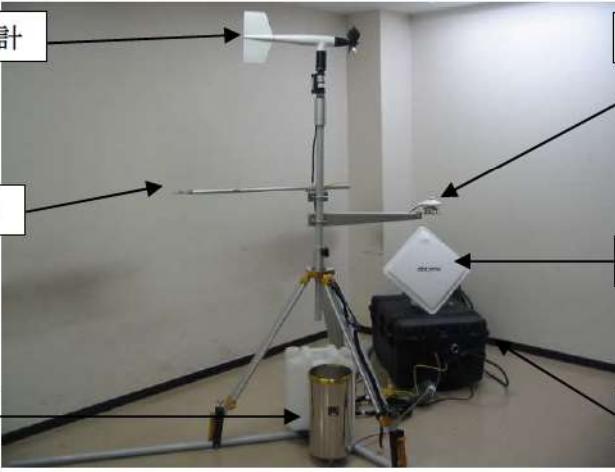
なお、放射能観測車に搭載している風向風速計にて、風向及び風速を測定することも可能である。



第2.2-1図 可搬型気象観測設備の設置場所及び保管場所

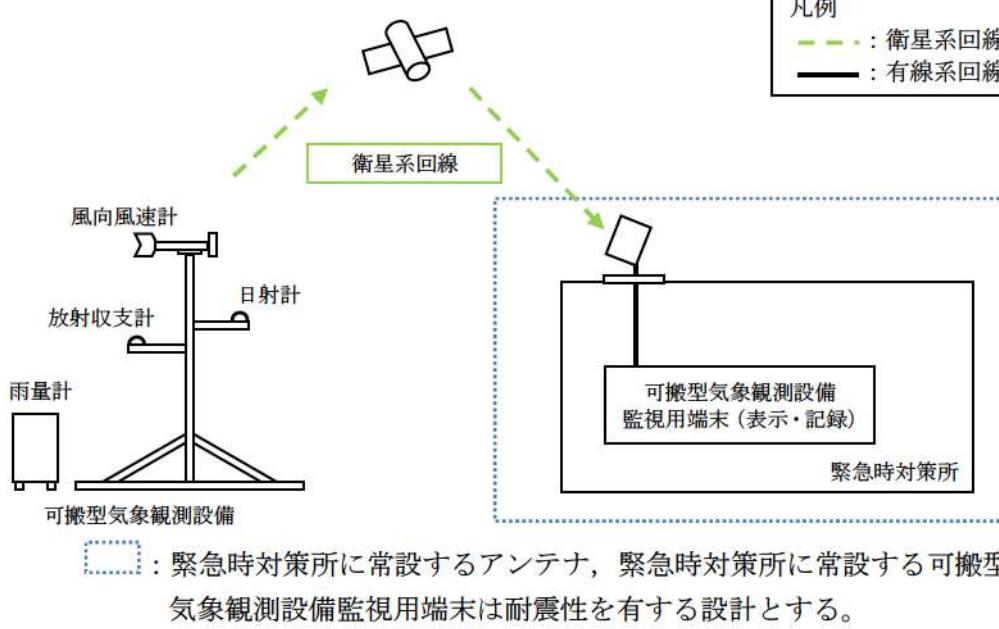
：重大事故等対処設備

第 2.2 表 可搬型気象観測設備の測定項目等

可搬型気象観測設備	
風向風速計	
放射収支計	
雨量計	
日射計	
衛星アンテナ	
通信機器本体	
(可搬型気象観測設備の写真)	
台数 : 2 (予備 1)	
(測定項目) 風向*, 風速*, 日射量*, 放射収支量*, 雨量	
(電源) 外部バッテリにより 3.5 日間の供給可能 外部バッテリを予備と交換することにより継続して計測可能。 外部バッテリは約 4 時間で充電可能。	
(記録) 本体の電子メモリに記録。	
(伝送) 衛星系回線により緊急時対策所へ伝送。	
(重量) 合計 : 約 50kg 本体 : 約 44kg 外部バッテリ : 約 6kg	

\* 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和 57 年 1 月）」に基づく測定項目

: 重大事故等対処設備



第 2.2-2 図 可搬型気象観測設備の伝送概略図

■ : 重大事故等対処設備

### 3. 緊急時モニタリングの実施について

#### 3.1 陸域・海域モニタリング

泊発電所では、陸域・海域モニタリングを以下の体制（放管班4名：2名×2班）で行う（第3.1表参照）。

##### (1) モニタリングの準備

- ・警戒事態が発生し、原子力災害対策本部を設置した後、事象の進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、発電所対策本部長の指示により、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの測定データを確認するとともにモニタリングの準備を開始する。

##### (2) 放射線量及び放射性物質濃度

- ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した場合、可搬型モニタリングポストを配備し、放射線量監視を行う。
- ・原災法該当事象の発生後（以下「緊急時モニタリング開始判断後」という。）は、以下のモニタリングを実施する。
  - ★放射線量の変化の把握、ブルームの発生・通過等を確認するため、可搬型モニタリングポストを発電所海側及び緊急時対策所付近に配備し、放射線量監視を行う。
  - ★放射能観測車は、発電所構内を巡回し、発電所構内の放射線量及び放射性物質濃度を監視する。

##### (3) 気象観測

- ・気象観測設備（風向・風速・日射量・放射收支量・雨量）が機能喪失した場合、可搬型気象観測設備を配備し気象観測を行う。
- ・緊急時モニタリング開始判断後は、ブルーム通過方向を把握するため、可搬型気象観測設備を緊急時対策所付近に配備し、気象観測を行う。

#### (4) 水中の放射性物質の濃度の測定

- 重大事故等時に発電用原子炉施設から液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合において発電所及びその周辺の水中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射能測定装置により水中の放射性物質濃度の測定を行う。

第 3.1 表 陸域・海域モニタリング

項目	開始時期	実施者
可搬型モニタリングポストの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングポスト、モニタリングステーションの機能喪失時</li> <li>緊急時モニタリング開始判断後</li> </ul>	放管班員 2名
可搬型気象観測設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象観測設備の機能喪失時</li> <li>緊急時モニタリング開始判断後</li> </ul>	
放射能観測車による監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリング開始判断後</li> </ul>	放管班員 2名
海水サンプリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリング開始判断後</li> </ul>	

#### 3.2 海上モニタリング

重大事故等時に発電用原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所の周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合、小型船舶で周辺海域を移動し、空気中及び水中の放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行う。

- 海水サンプリング
- 電離箱サーベイメータによる線量測定
- 可搬型ダスト・よう素サンプラによる空気中の放射性物質の採取

なお、使用する小型船舶は予備を含め2艇用意し、構内高台のそれぞれ別な場所に保管する。

第 3.2 表 海上モニタリング

項目	開始時期	実施者
海上モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波等による危険がないと判断される時期で、取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射性物質の漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合</li> </ul>	放管班員 2名 +船舶要員 1名

### 3.3 放射線量測定、気象観測、海水採取位置

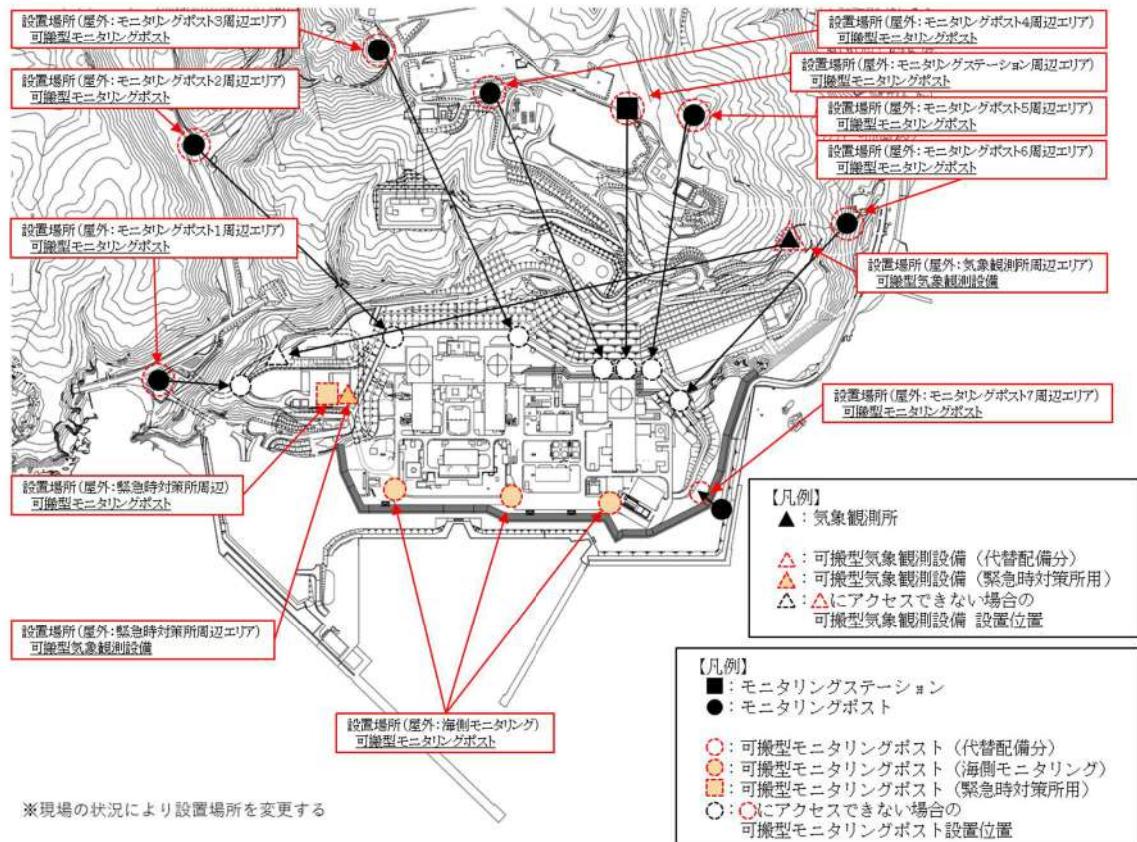
(1) 放射線量測定として、可搬型モニタリングポストを以下の箇所に配備し測定する（第3.3図参照）。

- ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した場合の代替として、固定モニタリング設備8箇所に配備する。防潮堤外側にあるモニタリングポスト7については、防潮堤による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し、代替測定地点を防潮堤内側とする。
- ・発電所海側に放射性物質が放出された場合の監視として、海側方位を網羅できるように3箇所に配備する。
- ・緊急時対策所でプルーム通過の有無が迅速に確認できるように、緊急時対策所付近の1箇所に配備する。

(2) 気象観測として、可搬型気象観測設備を以下の箇所に配備し測定する（第3.3図参照）。

- ・気象観測設備が機能喪失した場合の代替として、気象観測所1箇所に配備する。
- ・プルーム通過方向の把握のために、緊急時対策所付近1箇所に配備する。

(3) 周辺海域の状況把握として、1,2号取水口、3号取水口、1,2,3号放水口付近の海水採取を行う。



第3.3図 放射線量測定、気象観測位置

### 3.4 モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段

事故後の周辺汚染により、モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定ができなくなることを避けるため、以下のとおり、バックグラウンドを低減する手段を整備する。

#### (1) モニタリングポスト及びモニタリングステーション

##### ・汚染予防対策

事故後の周辺汚染により、放射性物質で検出器保護カバーが汚染される場合を想定し、交換用の検出器保護カバーを備える。

##### ・汚染除去対策

重大事故等により、放射性物質の放出後、モニタリングポスト、モニタリングステーション及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。

①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。

②モニタリングポスト又はモニタリングステーションの検出器保護カバーの交換を行う。

③モニタリングポスト又はモニタリングステーションの局舎壁等の拭取り等を行う。

④必要に応じて、モニタリングポスト又はモニタリングステーション周辺の樹木の伐採、除草、土壤の除去、落ち葉の除去等を行う。

⑤サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。



## (2) 可搬型モニタリングポスト

### ・汚染予防対策

事故後の周辺汚染により、放射性物質で可搬型モニタリングポストが汚染される場合を想定し、可搬型モニタリングポストの設置を行う際、あらかじめ養生を行う。

### ・汚染除去対策

重大事故等により、放射性物質の放出後、可搬型モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。

- ① サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。
- ② あらかじめ養生を行っていた養生シートを取り除く。
- ③ 可搬型モニタリングポスト周辺の除草、土壤の除去、落ち葉の除去等を行う。
- ④ サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。

## (3) バックグラウンド低減の目安について

放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安については、以下のとおり。

- ・モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの通常時の放射線量レベル（通常値）
- ・ただし、汚染の状況によっては、通常値まで低減することが困難な場合があるため、その場合は可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。

### 3.5 サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（資機材運搬車）

サーベイメータ等を搭載し、任意の場所のモニタリングを行う資機材運搬車を1台配備している。なお、放射能観測車の保守点検時は、資機材運搬車を使用可能な状態で待機させる。

- (1) 台数：1台
- (2) 搭載する機器（個数：各1台）
  - ・電離箱サーベイメータ
  - ・GM汚染サーベイメータ
  - ・NaI(Tl)シンチレーション  
サーベイメータ
  - ・可搬型ダスト・よう素サンプラ
  - ・移動無線設備（車載型）
  - ・衛星電話設備（携帯型）
  - ・無線連絡設備（携帯型）



（資機材運搬車の写真）

### 3.6 自主対策設備（放射性物質の濃度の測定）

重大事故等時に機能維持を担保できないが、機能喪失していない場合には、事故対応に有効であるため使用する。

なお、使用に当たっては、必要に応じ試料に前処理を行い、測定する。

- Ge 半導体測定装置（台数：1台）
- 可搬型 Ge 半導体測定装置（台数：1台）
- GM 計数装置（台数：1台）
- ZnS シンチレーション計数装置（台数：1台）

	
(Ge 半導体測定装置)	(可搬型 Ge 半導体測定装置)
	
GM 計数装置 (イメージ)	ZnS シンチレーション計数装置 (イメージ)

### 3.7 緊急時モニタリングの実施手順及び体制

重大事故等が発生した場合に実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。

#### (1) 放射線量

- ・事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングポスト7台及びモニタリングステーション1台の稼動状況を確認する。
- ・モニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合、車両により可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置し、放射線量の代替測定を行う。防潮堤外側にあるモニタリングポスト7については、防潮堤による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し、代替測定時の基本配置位置を防潮堤内側とする。
- ・また、原災法該当事象が発生した場合、海側及び緊急時対策所付近に可搬型モニタリングポスト4台を設置し、放射線量の測定を行う。
- ・可搬型モニタリングポストについては、次のとおり配置を行う。可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備の配置位置を第3.7-1図に示す。
  - ① 運搬ルートが健全である場合、車両により運搬し基本配置位置へ配置する。
  - ② 運搬ルートにおいて、車両の通行が困難であるが要員の通行が可能な場合は、人力により運搬し基本配置位置へ配置する。
  - ③ 上記により配置できない場合は、代替測定場所<sup>※1</sup>へ配置位置を変更する。配置位置の変更にあたっての判断基準は以下のとおり。
- ・代替測定場所への配置位置変更の判断基準
  - 可搬型モニタリングポスト配置位置までの運搬ルートにおいて、地震による道路の寸断等が発生し、運搬作業の安全が確保できない場合。
  - ・万一、代替測定場所への配置が困難な場合は、検知性等を考慮し、原子炉格納容器からの方位が変わらない場所へ配置、又は、隣接する可搬型モニタリングポストでの兼用による測定を行う。

#### (2) 放射性物質の濃度

- ・放射能観測車の使用可否を確認する。
- ・放射能観測車が機能喪失した場合、放射能測定装置により、空気中の放射性物質の濃度の代替測定を行う。また、排気筒ガスモニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、放射能測定装置により空気中の放射性物質の濃度の測定

を行う。

- ・廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、取水口、放水口、一般排水設備出口等で海水、排水の採取を行い、放射能測定装置により水中の放射性物質の濃度の測定を行う。
- ・ブルーム通過後において、気体状の放射性物質が放出された場合、放射能測定装置により土壌中の放射性物質の濃度の測定を行う。
- ・ブルーム通過後において、気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶、放射能測定装置及び電離箱サーベイメータによる周辺海域の放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行う。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に行う。
- ・放射性物質の濃度の測定における試料採取場所については、放出状況、風向、風速等を考慮し、選定する。

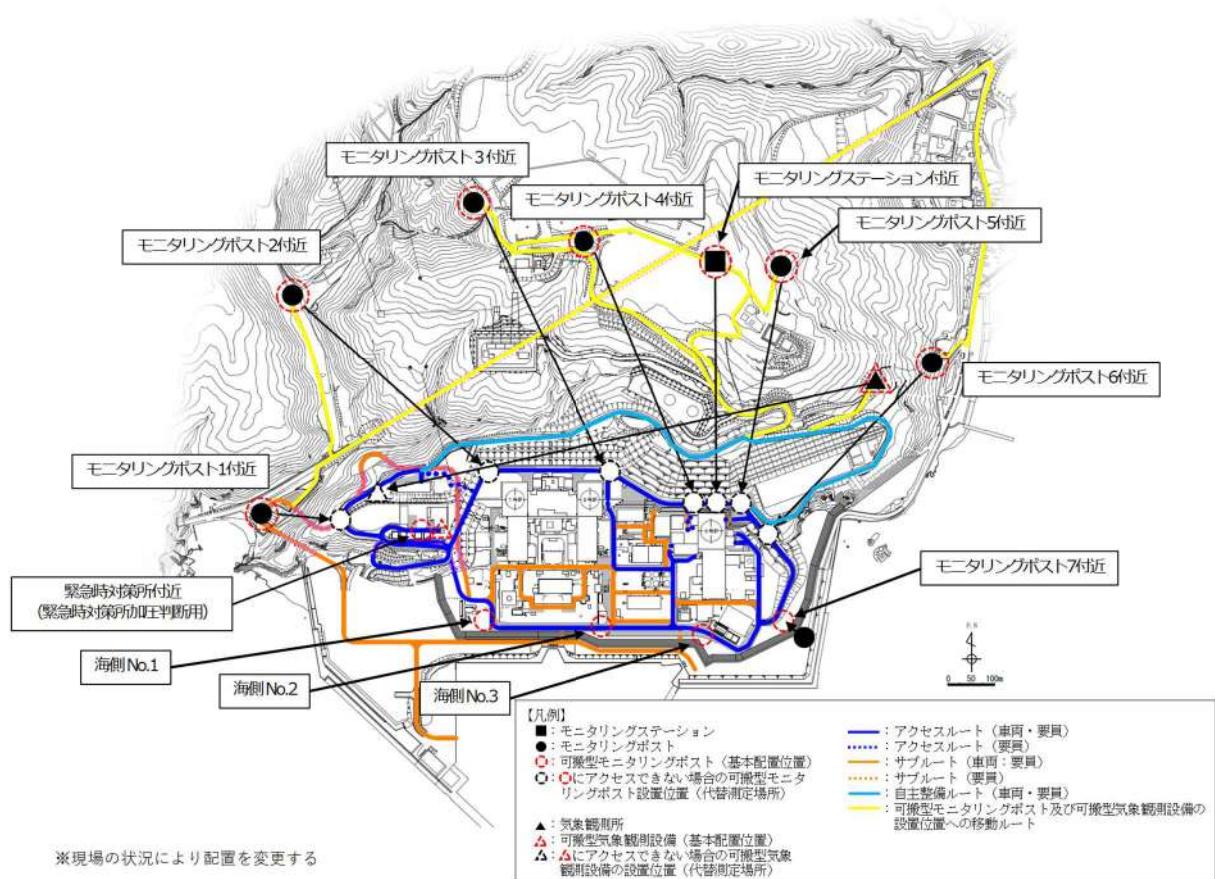
### (3) 気象観測

- ・事象進展に伴う気象情報を的確に把握するため、気象観測設備の稼働状況を確認する。
- ・原災法該当事象が発生した場合、ブルームの通過方向を把握するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備1台を設置し、気象観測を行う。
- ・気象観測所の気象観測設備が機能喪失した場合、車両により可搬型気象観測設備を気象観測設備位置に配置し、気象観測を行う。
- ・可搬型気象観測設備については、次のとおり配置を行う。可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備の配置位置を第3.7-1図に示す。
  - ① 運搬ルートが健全である場合は、車両などにより運搬し基本配置位置へ配置する。
  - ② 上記により配置できない場合は、代替測定場所<sup>※1,2</sup>へ配置位置を変更する。配置位置の変更にあたっての判断基準は以下のとおり。
- ・代替測定場所への配置位置変更の判断基準
  - 可搬型気象観測設備配置位置までの運搬ルートにおいて、地震による道路の寸断等が発生し、運搬作業の安全が確保できない場合。
  - ・なお、万一、代替測定場所への配置が困難な場合は、気象観測の連続性を考慮し、観測環境が変わらない場所に配置する。

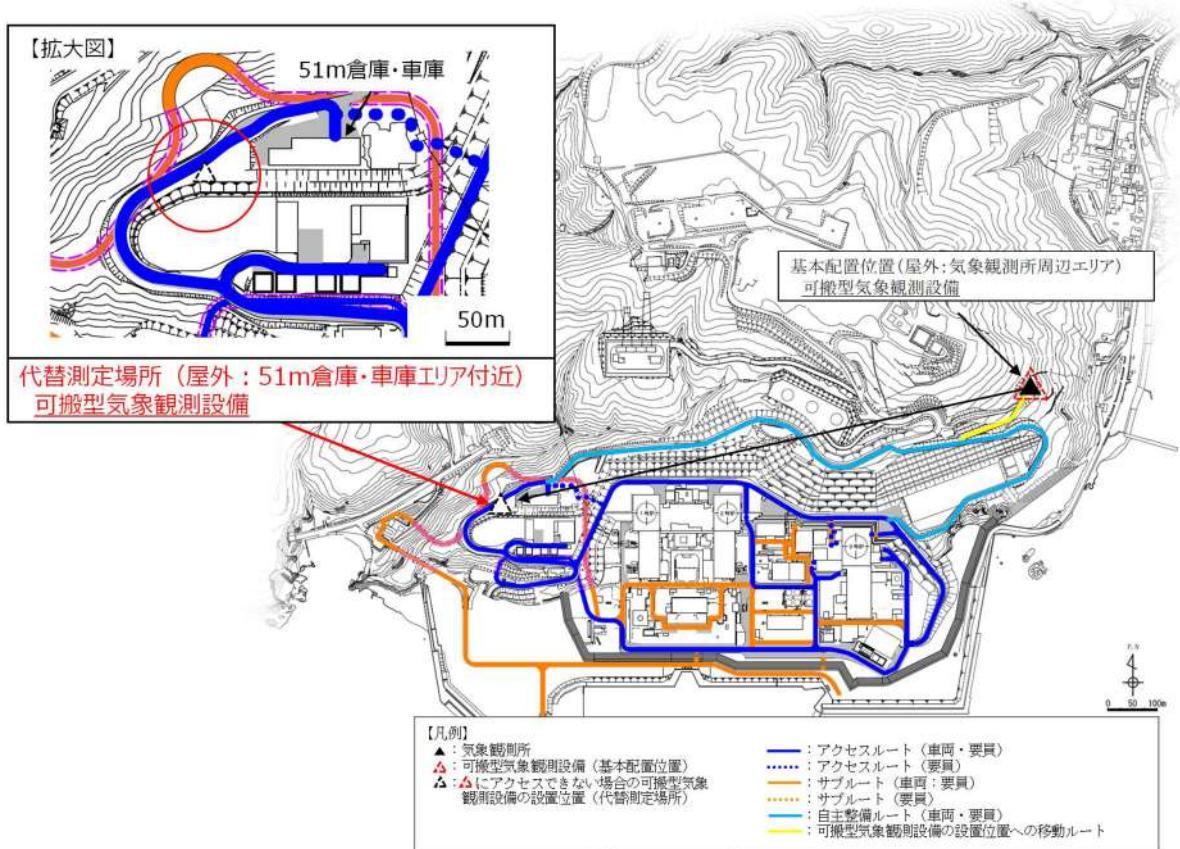
※1：緊急時対策所付近（緊急時対策所加圧判断用），海側No.1，海側No.2，海側No.3及びモニタリングポスト7付近は、基本配置位置がアクセスルート上であるため、代替測定場

所を設定していない。

※2：「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める場所として、人工芝を敷設する（冬季の積雪期間を除く）ことによって露場を確保したうえで、近くに建造物、樹木等のない平坦な場所として51m倉庫・車庫エリア付近を選定している。選定した代替測定場所を第3.7-2図に示す。また、露場面積は「気象観測ガイドブック」（気象庁）に定める30m<sup>2</sup>以上を確保する。なお、可搬型気象観測設備の設置箇所に人工芝を使用しても観測には影響の無いことが気象庁にて確認されている。



第3.7-1図 可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備の配置位置



第3.7-2図 可搬型気象観測設備の代替測定場所

(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制

手順	具体的な実施事項		開始時期 の考え方	対応要員 (必要想定人 数)
可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬型モニタリングポストの設置	【代替測定】モニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置	モニタリングポスト又はモニタリングステーションが使用できない場合	2名
		【測定】発電所海側及び緊急時対策所付近に設置	原災法該当事象※発生と判断した場合	2名
可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	可搬型気象観測設備の設置		気象観測設備が使用できない場合	2名
可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象項目監視	可搬型気象観測設備の設置		原災法該当事象※発生と判断した場合	2名
放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	空気中の放射性物質の濃度の測定	【代替測定】放射能観測車が使用できない場合	2名	
		【測定】排気筒モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合		
放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	海水、排水中の放射性物質の濃度の測定	廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	2名	
放射能測定装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定	土壤中の放射性物質の濃度の測定	気体状の放射性物質が放出された場合(ブルーム通過後)	2名	
海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定	気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合(ブルーム通過後)	3名	

※ 原災法該当事象とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の第七条

第一号の表中におけるロの施設に該当する事象。

(要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。)

### 3.8 緊急時モニタリングに関する要員の動き

緊急時モニタリングの実施手順及び体制に示す対応要員について、事故発生からブルーム通過後までの動きを以下に示す。

なお、対応要員数及び対応時間については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。

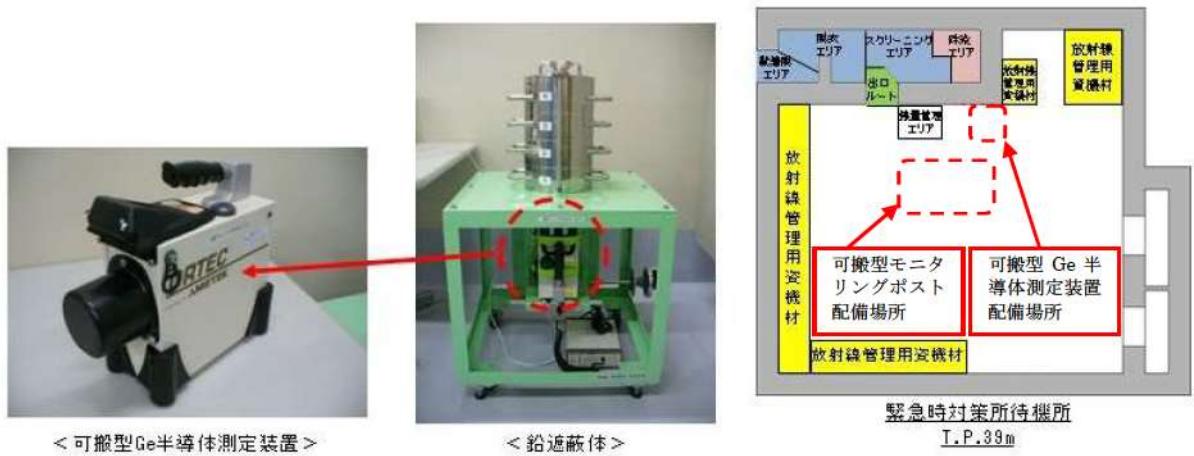
測定項目	設備	対応要員 必要人數 (対応時間)	重大事故等発生、拡大 地震発生 原災法10条 ▽	C/N破損 (ブルーム通過中) 原災法15条 ▽	C/N破損 (ブルーム通過後)	備考
常設	モニタリングポスト及びモニタリングステーション	—				重大事故等発生後も設備が健全な場合には使用
放射線量	可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定	2名 (190分)				重大事故等発生後、モニタリングポスト又はモニタリングステーションが機械喪失した場合の代替測定
	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定（発電所施設及び緊急時対応対象外の設置）	2名 (120分)				原災法第10条事象発生後に設置を開始し、測定
気象観測項目の測定	可搬型気象観測装置による緊急時対応対象外の気象観測項目の測定	2名 (80分)				原災法第10条事象発生後に設置を開始し、測定
放射線量	海上モニタリング	電離箱サーベイメータ 放射能測定装置 小型船輪	3名 (200分)			放射性物質が放出された場合において周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合に実施
放射性物質の濃度	放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定	2名 (80分)				重大事故等発生後も、設備が健全な場合は放射能観測車が機能喪失した場合の代替測定
	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	2名 (80分)				周辺への放射性物質の放出のおそれがある場合において、放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合等に状況に応じて実施
放射性物質の濃度	放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	2名 (80分)				重大事故等発生後も設備が健全な場合には使用
	放射能測定装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定	2名 (130分)				必要にあり測定実施
気象観測項目の測定	常設 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	— 2名 (100分)				必要にあり測定実施
						：測定実施 ———：必要により測定実施 -----：設備が健全であれば測定

#### 4. 重大事故時等に使用する測定室について

##### 4.1 バックグラウンドが上昇した場合の措置

重大事故時等に環境線量が上昇した場合等は、緊急時対策所に配備する可搬型Ge半導体測定装置等を用いて測定を実施する（第4.1図参照）。

測定試料は、ポリ袋で2重養生する等汚染拡大防止対策を確実に実施し、緊急時対策所に持込み測定する。



第4.1図 可搬型Ge半導体測定装置の外観及び配備場所

## 補足説明資料1. モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源

### (1) モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成について

モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、通常時は非常用低圧母線から電源が供給されているが、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの停電検知により自動起動し、定格負荷による連続運転で24時間以上給電が可能な非常用発電機(5kVA)を設置している。

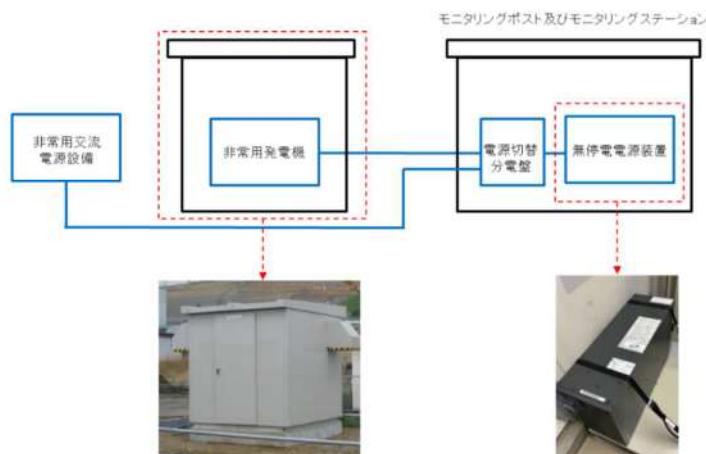
また、非常用交流電源設備の電源供給時間までの間の停電を防止するため、定格負荷運転で安全側に5分以上の給電が可能な無停電電源装置(5kVA)を設置している。

無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様を第1表に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成と写真を第1図に示す。

第1表 無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様

名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考
無停電電源装置	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	蓄電池	約7分*	—	外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。
非常用発電機	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	ディーゼルエンジン	約24時間	軽油	

\*無停電電源装置のバックアップ時間について、非常用交流電源設備が所内電源喪失後に自動起動し、約10秒後で電源供給開始されるまでの間、無停電電源装置を経由してモニタリングポスト等に給電するためバックアップ時間を約7分としている。非常用交流電源設備からの電源供給不可時はモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機から約24時間電源供給が可能である。



第1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成と写真

## (2) 非常用発電機給電可能時間の設定根拠

モニタリングポスト及びモニタリングステーションの最大所要負荷は 4.4 kVA（無停電電源装置の負荷を含む）である。このため、最大所要負荷を満足するように、非常用発電機の容量は 5 kVA としている。

また、定格負荷時の非常用発電機の燃料消費量は 1.86 L/h であり、非常用発電機の搭載燃料（軽油）が 50 L であることから、26 時間程度の連続運転が可能である。これにより、定格負荷による 24 時間以上を十分に満足する。

## (3) 無停電電源装置給電時間の設定根拠

モニタリングポスト及びモニタリングステーションの最大所要負荷は 2.4 kVA であることから、最大所要負荷を満足するように無停電電源装置の容量を 5 kVA とした。また、非常用交流電源設備の電源供給が確立するまでに要する時間が 10 秒以内であるのに対し、所要負荷 4.0 kVA における無停電電源装置の電源供給時間は、約 7 分間となっており、10 秒を十分満足する時間の電源供給が可能である。

## (4) 非常用発電機の燃料補給について

非常用発電機の燃料は、24 時間連続運転が可能であるため、燃料が枯渇する 24 時間以内に、原子力災害対策本部の総括班が高台（T.P. 31 m）に配備しているタンクローリ（4 KL）を使用して燃料を補給することとしている。

## 補足説明資料2. 放射能観測車の台数の根拠

放射能観測車は、緊急時モニタリング時に発電所構内を走行しての放射線量の測定、又は風向風速の測定を行える車両である。

緊急時モニタリング時の定点的な放射線量等の測定は放射線量についてはモニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストが担い、気象観測については気象観測所及び可搬型気象観測設備が担うことになる。

放射能観測車は、機動性があり構内全域を走行して放射線量等の測定をすることが可能であるため定点的な測定とは違うことから緊急時モニタリング時は1台で対応可能である。

さらに、必要に応じて原子力事業者間協定に基づき、他社より更に11台の融通が可能な状況である。

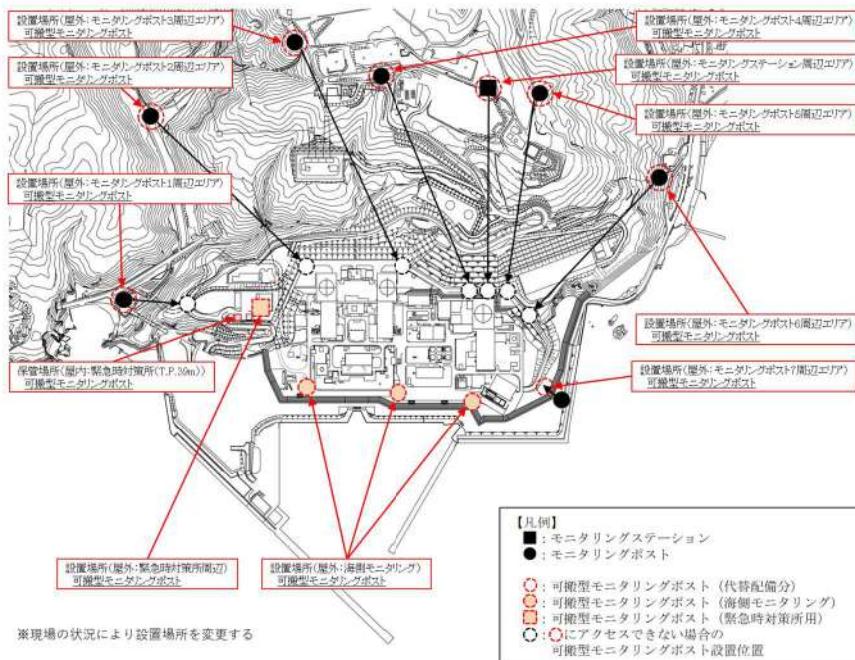
## 補足説明資料3. 可搬型モニタリングポストの設置について

### (1) 可搬型モニタリングポストの台数について

可搬型モニタリングポストは、固定モニタリング設備の代替として使用するため、周辺監視区域境界付近に設置している数（モニタリングポスト7台、モニタリングステーション1台）と同等の8台を準備している。

また、発電所海側モニタリング用3台、緊急時対策所付近用1台を準備している。

設置場所は原則、以下のとおりとする。



### (2) 可搬型モニタリングポストの保管場所について

可搬型モニタリングポストは、耐震性を有する緊急時対策所に保管する。

また、複数台を一括して固縛することにより転倒を防止するとともに、周囲に緩衝材を取り付け衝撃を緩和することにより保管時の健全性を維持する。

### (3) 可搬型モニタリングポストの設置について

重大事故等の発生により、固定モニタリング設備が機能を喪失した場合、原子力災害対策本部の放管班8名のうち2名が、モニタリング情報及びプラント状況から適切な汚染防護装備（タイプック、マスク等）を着用し、資機材運搬車を使用し、可搬型モニタリングポストの保管場所から必要台数を機能喪失した固定モニタリング設備付近に設置する。防潮堤外側にあるモニタリングポスト7については、防潮堤による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し、代替測定地点を防潮堤内側とする。

また、原災法該当事象発生後（以下「緊急時モニタリング開始判断後」という。）は、発

電所海側 3 台及び緊急時対策所付近に 1 台設置する。

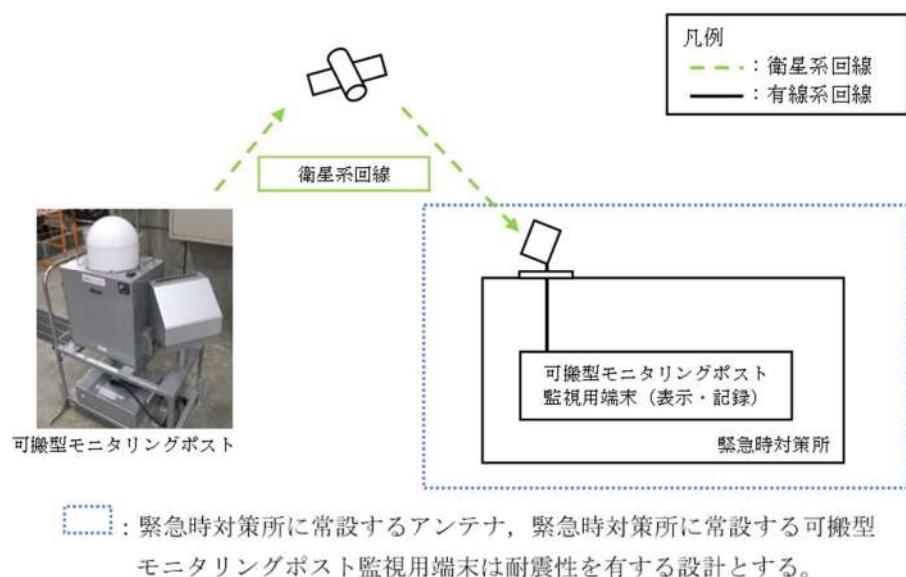
なお、設置時には可搬型モニタリングポストの転倒防止脚を使用し転倒防止を図る。

#### (4) 伝送データの監視

可搬型モニタリングポストのデータは、下図のとおり、衛星系回線を利用したデータ伝送により、リアルタイムに緊急時対策所に設置した可搬型モニタリングポスト監視用端末に伝送、表示される。

緊急時対策所の放管班員は、伝送データが伝送、記録されていることを確認し、その数値を定期的に原子力災害対策本部に報告する。

なお、可搬型モニタリングポストは外部バッテリからの電源供給で、3.5 日以上連続で測定が可能であることから、連続測定の場合は 3 日後までに放管班が予備バッテリ（3.5 日以上連続測定可能）と交換する作業を実施することで 7 日間以上の連続測定が可能である。



#### (5) 冬季の設置に関する影響

可搬型モニタリングポストは、外気温-19 °C（最寄の気象官署における最低観測温度-18 °C を担保した値）でも使用できる設計となっている他、衛星系回線は降雨雪時にも影響を受けにくいものを採用している。（降雨雪の影響を受けにくい無線周波数帯 [2.5 GHz/2.6 GHz<sup>※</sup>] を使用）

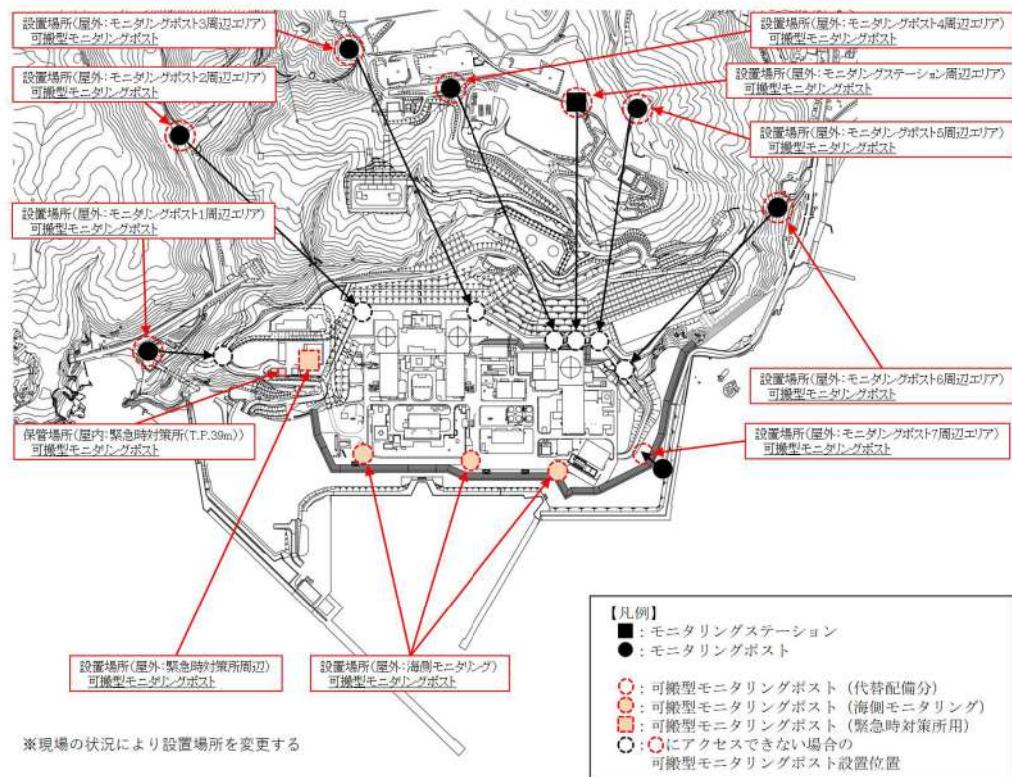
また、設置場所への運搬については、泊発電所構内において一定（10 cm）以上の積雪が観測された時点で、速やかに除雪車による除雪が実施される体制にしていること、また可搬型モニタリングポストを運搬する車両は四輪駆動の車両を準備しているため支障はない。

なお、設置場所に積雪があった場合には、運搬車両に除雪用具を積載しており、放管班が除雪することで設置場所を確保することが可能である。

※ 地上 ⇒ 衛星間：2.6 GHz、衛星 ⇒ 地上間：2.5 GHz

## (6) 可搬型モニタリングポストの設置位置について

可搬型モニタリングポストは、泊発電所から8方位をほぼ網羅する位置に設置する。発電所からの位置関係は以下のとおり。



## 補足説明資料4. 重大事故時の緊急時モニタリングについて

警戒事態が発生し、原子力災害対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置した後、事象の進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、発電所対策本部長の指示により、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの測定データを確認するとともにモニタリングの準備を開始する。

重大事故等が発生した場合、放管班は発電所周辺（周辺海域を含む）に放出される放射性物質濃度及び放射線量を監視・測定するとともに、プルームの発生・通過を判断するために緊急時モニタリングを実施する。

### （1）陸域のモニタリングについて

重大事故等が発生した場合に、泊発電所から発電所周辺に放出される放射性物質濃度及び放射線量を把握するため陸域モニタリングを実施する。

#### a. 環境モニタリング時の防護装備

放管班員は、重大事故発生後のモニタリング情報及びプラント状況から適切な放射線防護装備（タイベック、マスク等）を着用する。なお、冬季においては、タイベックの内側に防寒服を着用する。

#### b. 気象条件の確認

原子力災害対策本部の放管班長は、放管班員に対して以下のとおり気象条件の監視、測定、記録を指示する。

##### ① 気象観測所による観測

気象観測所に設置している気象測器により、敷地内の風向、風速等の気象条件を中央制御室の環境監視盤で監視、測定、記録する。

##### ② 可搬型気象観測設備による観測

気象観測所の気象観測設備が機能喪失した場合に、可搬型気象観測設備を配備し、敷地内の風向風速等の気象状況を監視、測定、記録する。

また、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を設置し、プルーム通過方向を確認するため、緊急時対策所付近の風向風速等の気象状況を監視、測定、記録する。

さらに、気象観測設備のデータが正常に伝送されている場合は、発電所敷地内の気象データを詳細に把握するため、放管班長の指示する場所に可搬型気象観測設備を配備する。

なお、可搬型気象観測設備の設置時には、転倒防止脚及び重り等を使用し、転倒防止を図る。

### c. 陸上モニタリングの実施

#### (a) 発電所敷地における放射線量の測定

放管班長は、モニタリングポスト又はモニタリングステーションの放射線量上昇に伴い、敷地内線量率分布を把握する必要があると判断した場合、気象観測設備又は可搬型気象観測設備で確認した風向及び風速を基に、風下方向を主として発電所敷地内の放射線量の測定を実施するよう放管班員に指示する。

##### ① 可搬型モニタリングポストによる測定

緊急時モニタリング開始判断後は、発電所海側モニタリングとして、可搬型モニタリングポスト3台を配備し、測定、監視、記録する。

また、緊急時モニタリング開始判断後は、緊急時対策所付近用として、可搬型モニタリングポスト1台を配備し、測定、監視、記録する。

##### ② 放射能観測車、サーベイメータによる測定

敷地内の放射線量を把握するため、放射能観測車搭載の空間吸収線量率モニタで測定、監視、記録する。

また、放射線量が高い場合には、放射能観測車に積載している電離箱サーベイメータ等を使用し、放射線量を測定、記録する。

さらに必要に応じて、資機材運搬車にサーベイメータ等を積載し、放射線量等を測定、記録する。

#### (b) 発電所敷地における放射性物質濃度の測定

放管班長は、モニタリングポスト又はモニタリングステーションの放射線量の上昇に伴い、発電所敷地において放射性物質濃度の確認をする必要があると判断した場合、気象観測設備又は可搬型気象観測設備で確認した風向及び風速を基に、ブルーム通過後は、ブルーム風下方向を主として発電所敷地内の放射性物質濃度の測定を実施するよう放管班員に指示する。

なお、測定にあたっては放射能レベルにより、採取量、測定時間等を調整する。

##### ① 空気中放射性物質の測定

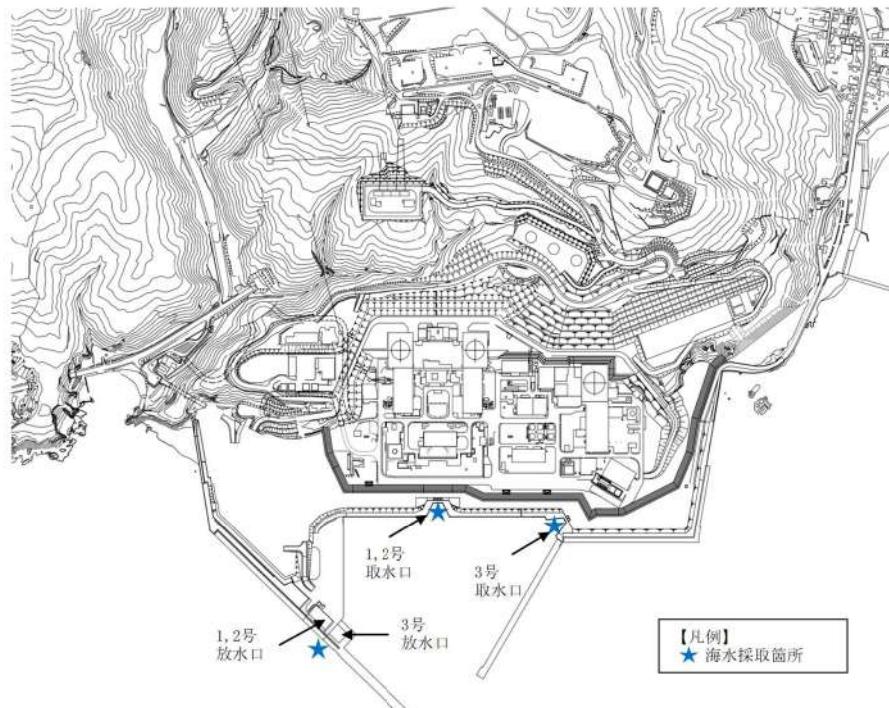
敷地内において道路・通路が確保され、車両で寄り付き可能な場所から、放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンプラ、ダスト測定装置及びよう素測定装置等を用いて試料の採取、測定を行い、記録する。

## (2) 海域のモニタリングについて

重大事故等が発生した場合に、泊発電所から発電所周辺海域等に放出される放射性物質の放出源を把握するため泊発電所専用港湾内外の海域の放射能濃度等を測定する。

### a. 海水サンプリング箇所について

重大事故時等の発生により周辺海域の状況把握として、原則、以下の箇所の海水をサンプリングすることにより放射能濃度を把握することとしている。



### b. 海水サンプリングの体制

泊発電所において原子力防災体制が発令された場合は、原子力災害対策本部が設置される。海水のサンプリングは放管班長の指示により開始する。

### c. 海水サンプリングの方法について

放管班員は、モニタリング情報及びプラント状況から適切な汚染防護装備（タイベック、マスク等）を着用し、さらに救命胴衣を着用して、放射能観測車、資機材運搬車又は業務車両で専用港岸壁まで移動し、採取用資機材を岸壁から海水内に投入して海水をサンプリングする。

### d. 海水放射能の測定及び測定結果の報告

採取した海水は放射能測定装置でガンマ線放出核種の放射能の測定を実施する。分析結果は速やかに放管班長に報告するとともに、記録し保管する。

### (3) 海上モニタリングについて

放管班員 2 名は、海水中の放射性物質濃度の測定で海水サンプリングを実施し水中の放射性物質濃度の測定を実施するが、このサンプリングで海水への放射性物質の漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合には、周辺海域への放射性物質の濃度等を確認するため、小型船舶を使用した海上モニタリング（船上においては、採取用資機材を使用した海水サンプリング、サーベイメータによる放射線量の測定、ダスト・ヨウ素サンプラーによる空気中の放射性物質の採取）を実施する。

なお、使用する船舶は予備を含め 2 隻用意し、発電所構内高台（T.P. 31m 以上）のそれぞれ別な場所に保管する。

### (4) プルーム発生時の対処について

緊急時モニタリングにおけるプルーム発生への対処については以下のとおりである。

#### a. プルーム発生の連絡

(a) モニタリングポスト、モニタリングステーション及び気象観測設備が使用可能な場合  
事故発生後、放射能観測車を使用した緊急時モニタリング実施中、対策本部において、モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポスト（発電所海側 3 台及び緊急時対策所付近 1 台）による放射線量の測定データ、気象観測設備及び可搬型気象観測設備（緊急時対策所付近 1 台）の風向、風速の測定データから炉心風下方向の放射線量の上昇によりプルーム発生の兆候が認められた場合、放管班長から移動無線設備（車載型）等を使用して放射能観測車の放管班員にその旨を連絡する。

(b) モニタリングポスト、モニタリングステーション及び気象観測設備が機能喪失の場合  
可搬型モニタリングポストによる放射線量及び可搬型気象観測設備による風向、風速の測定データから炉心風下方向の放射線量の上昇によりプルーム発生の兆候が認められた場合、放管班長から移動無線設備（車載型）等を使用して放射能観測車の放管班員にその旨を連絡する。

#### b. プルーム発生時の対処

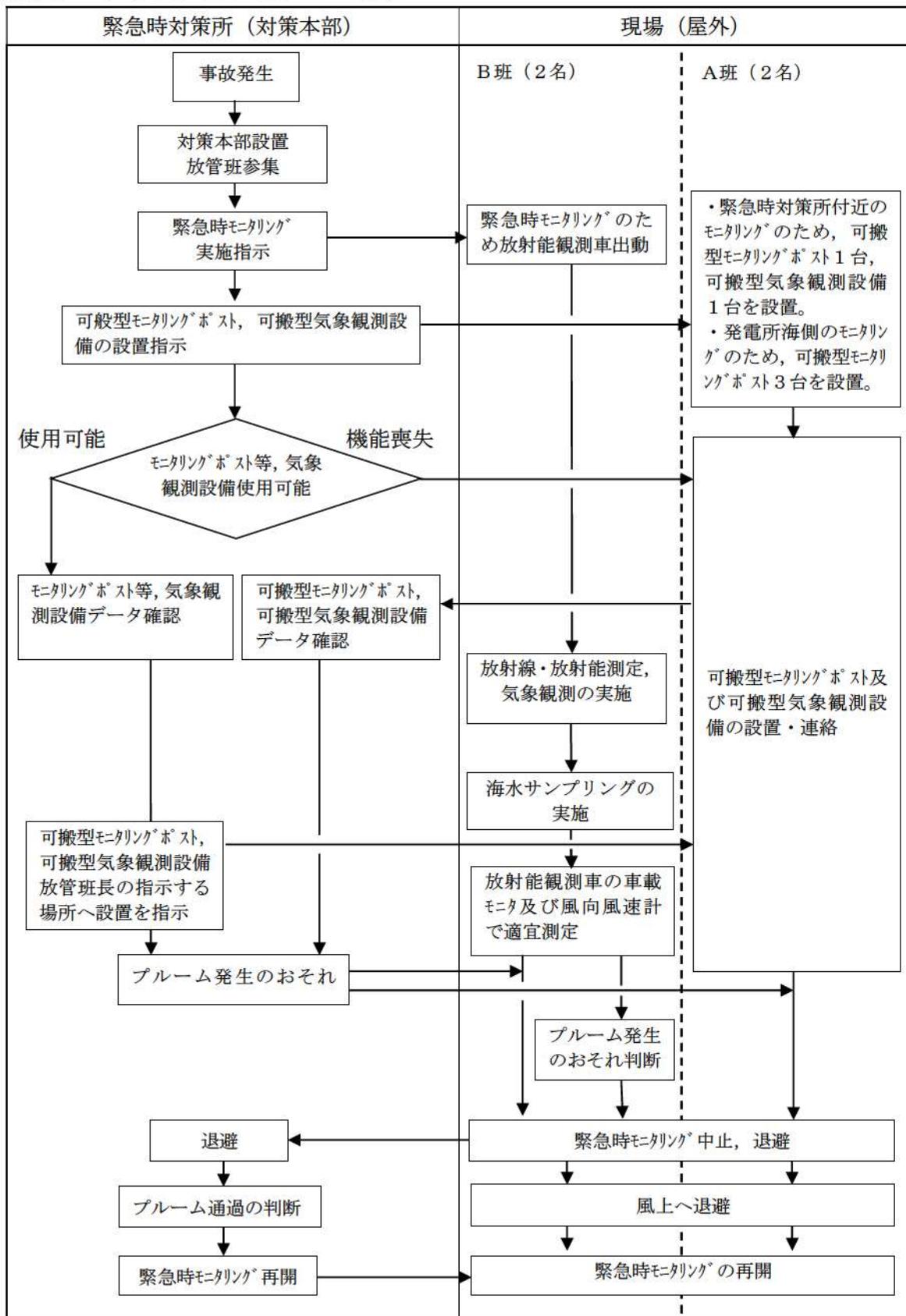
連絡を受けた（あるいは自ら判断した）放射能観測車の放管班員は、放管班長からの指示に従い速やかに緊急時モニタリングを中止し、緊急時対策所又は放射線量の低い風上方に向へ退避する。

なお、退避する際ににおいても車載の空間吸収線量率モニタや電離箱サーベイメータによる測定を実施し、移動に伴う放射線量の変動を把握する。

#### c. プルーム通過後の対処

緊急時対策所又は風上方に退避後、モニタリングポスト、モニタリングステーション又は可搬型モニタリングポストの測定データ等によりプルームが通過したと判断された場合、放管班員は放管班長の指示に従い緊急時モニタリングを再開する。

緊急時モニタリングの基本的フロー（例）



(5) 緊急時モニタリングの成立性について

各モニタリング項目のおおよその所要時間は以下のとおりである。（要員 2名×2班（A班，B班）での実施）。

A班は可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備の設置については、約 490 分で実施可能、B班は約 200 分で放射能観測車を用いた空間放射線・放射能物質濃度の測定、海水中の放射性物質濃度の測定が実施可能である。

項目	所要時間
緊急時対策所付近の可搬型モニタリングポストの設置、発電所海側に可搬型モニタリングポストの設置【A班】  (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 可搬型モニタリングポスト 1 台を保管場所から移動・設置・測定開始 約 20 分 ④ 車両準備・移動 約 10 分 ⑤ 機材積載 約 20 分（可搬型モニタリングポスト 3 台を積載） ⑥ 可搬型モニタリングポスト 3 台（発電所海側）を設置・測定開始 約 40 分 ①～⑥の合計 約 120 分
緊急時対策所付近の可搬型気象観測設備の設置【A班】  (防護装備含む)	① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 保管場所からの移動約 10 分 ④ 可搬型気象観測設備 1 台を設置・測定開始 約 40 分 ①～④の合計 約 80 分
可搬型モニタリングポストの設置【A班】  (防護装備、車両準備・積載含む) ※固定モニタリング設備（8箇所）	① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・移動 約 10 分 ④ 機材積載 約 20 分（可搬型モニタリングポスト 4 台を積載） ⑤ 可搬型モニタリングポスト 4 台設置・測定開始 約 50 分（要員 2名×1班で実施、移動時間含む） ⑥ 保管場所に移動 約 10 分 ⑦ 機材積載 約 20 分（可搬型モニタリングポスト 4 台を積載） ⑧ 可搬型モニタリングポスト 4 台設置・測定開始 約 50 分 ①～⑧の合計 約 190 分

項目	所要時間
可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)  ※気象観測設備の代替測定	① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・移動 約 10 分 ④ 機材積載 約 20 分 (可搬型気象観測設備 1 台を積載) ⑤ 可搬型気象観測設備 1 台を設置・測定開始 約 40 分 ①～⑤の合計 約 100 分
放射能観測車による監視【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・積載 約 10 分 ④ ダスト・よう素測定：約 30 分／箇所 (ダスト・よう素同時採取測定可能) ⑤ 放射線測定 (空間吸収線量率モニタ) : 連続測定可 ①～④ (⑤は④と同時進行) の合計 約 70 分
海水サンプリング【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 車両準備・積載 約 10 分 ④ 移動・試料採取 約 20 分×3 箇所, 60 分／3 箇所 ⑤ 試料測定 約 10 分×3 箇所分, 30 分／3 箇所分 ①～⑤の合計約 130 分

#### (6) 陸域のモニタリングの訓練について

緊急時モニタリングのうち陸域のモニタリングについては、放管班の緊急時モニタリング訓練を通して技術力を維持しており具体的には、放管班 2 名で以下の項目を実施している。

- ・可搬型モニタリングポスト設置訓練 (放射線防護具着用, 冬季実施)
- ・ダスト・よう素サンプリング訓練 (放射線防護具着用)
- ・サーベイメータによる測定訓練 (放射線防護具着用)
- ・上記項目の連絡訓練

また、定例業務により定期的に以下の測定を実施している。

- ・走行状態での放射線量の測定
- ・定点で停止状態での放射線量の測定, 風向風速の測定

緊急時モニタリングについてはプルーム通過時の対処も含め、放射能観測車による上記の訓練及び定例の業務から放射線量測定及び風向風速測定により適切に判断し実施できる。なお、今後も継続して訓練を行い必要な改善を実施していくこととしている。

#### (7) 海上モニタリングの成立性について

海上のモニタリングについては、海上という特殊な場所でのモニタリングとなることから、津波等における危険が十分に小さいと判断される時期で、海水への放射性物質の漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合に、発電所周辺海域への放射能等を確認するため、小型船舶を使用して実施する。

なお、使用する小型船舶は予備を含め2艇用意し、発電所構内高台（T.P. 31m 以上）のそれぞれ別な場所に保管する。

##### ・要員

項目	開始時期	要員
海上モニタリング	・津波等による危険がないと判断される時期で 取水口、放水口の海水サンプリング結果から 放射線物質漏洩が確認された場合等、放管班 長が海上モニタリングが必要と判断した場合	放管班 2名 船舶要員 1名※

※：船舶要員は、シルトフェンス設置要員または放管班員を充当する。

##### ・所要時間

項目	所用時間
海上モニタリング	① 事前打合せ 約 10 分 ② 防護装備着用 約 20 分 ③ 船舶の運搬・資機材積載：80 分 ④ 採取測定地点移動 20 分／海上 1箇所程度 ⑤ 試料採取／測定・サーベイ：70 分／海上 1箇所程度 ①～⑤の合計約 200 分

## 緊急時モニタリングの実施工程

時系列	▼警戒事態発生	ブルーム発生▼	▼ブルーム通過
緊急時対策所 (対策本部)	▼対策本部設置 ▼緊急時モニタリング開始指示	各班に屋内退避指示▼	▼緊急時モニタリング再開指示 ▼海上モニタリング開始指示
A班 (放管班 2名)	<p>▼固定設備の測定データ確認、モニタリング準備</p> <p>▼①可搬型 MP 設置・測定 (緊急時対策所 1台、発電所海側 3台)</p> <p>▼②可搬型気象観測設備設置・測定 (緊急時対策所 1台)</p> <p>▼③固定設備の代替測定</p> <p>↓ (可搬型 MP 8台)</p> <p>① □ ② □ ③ ▶ ブルーム発生等の確認</p> <p>△120分 △170分 △320分</p>	放射性ブルーム通過中	
B班 (放管班 2名)	<p>▼モニタリング準備</p> <p>▼①放射能観測車による測定 (3 地点) (放射線量、ダスト・よう素)</p> <p>▼②海水サンプリング・測定 (3 地点) (取水・放水口付近)</p> <p>↓</p> <p>① □ ② □</p> <p>△130分 △220分</p>	放射性ブルーム通過中	
海上モニタリング (放管班 2名 +船舶要員 1名)	放管班長の指示でモニタリング継続	<p>▼①海上モニタリング (3 地点) (放射線量、ダスト・よう素, 海水サンプリング・測定)</p> <p>① □</p> <p>△380分△</p> <p>海水の放射性物質の漏洩が 確認された場合等、放管班長 が海上モニタリングが必要 と判断した場合</p>	

## (8) 環境放射線モニタリング指針に基づく算出について

### a. 地上高さから放出された場合の測定について

重大事故等時において、放射性物質が放出された場合に放射性物質の放射能放出率を算出するため、可搬型モニタリングポストで得られた放射線量のデータより、以下の算出式を用いる。

出典：「環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会 平成22年4月）」より

#### (a) 放射性希ガス放出率 (Q) の算出式

$$Q = 4 \times D \times U / D_0 / E \quad (\text{GBq/h})$$

Q : 実際の条件下での放射性希ガス放出率 (GBq/h)

D : 風下のモニタリング地点で実測された空気カーマ率<sup>※1</sup> ( $\mu\text{Gy/h}$ )

$D_0$  : 空気カーマ率図のうち地上放出率高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率 ( $\mu\text{Gy/h}$ )

(at 放出率 : 1GBq/h, 風速 : 1m/s, 実効エネルギー 1MeV/dis) <sup>※2</sup>

U : 平均風速 (m/s)

E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間による  $\gamma$  線実効エネルギー (MeV/dis)

#### (b) 放射性よう素放出率 (Q) の算出式

$$Q = 4 \times x \times U / x_0 \quad (\text{GBq/h})$$

Q : 実際の条件下での放射性よう素放出率 (GBq/h)

x : 風下のモニタリング地点で実測された放射性よう素濃度<sup>※1</sup> (Bq/m<sup>3</sup>)

$x_0$  : 地上高さ及び大気安定度が該当する地表濃度分布図から読み取った地表面における大気中放射性よう素濃度 (Bq/m<sup>3</sup>) (at 放出率 : 1GBq/h, 風速 : 1m/s) <sup>※2</sup>

U : 平均風速 (m/s)

※1 : モニタリングで得られたデータを使用

※2 : 排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布 (III) (日本原子力研究所 2004年6月 JAERI-Date/Code 2004-010)

## b. 放射能放出率の算出

<放射能放出率の計算例>

以下に、放射性希ガスによる放射能放出率の計算例を示す。

(風速は「1m/s」、大気安定度は「D」とする。)

$$\begin{aligned}\text{放射性希ガス放出率} &= 4 \times D \times U / D_0 / E \\ &= 4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 1.2 \times 10^{-3} / 0.5 = 3.3 \times 10^8 \text{ (GBq/h)} \\ &\quad (3.3 \times 10^{17} \text{ Bq/h})\end{aligned}$$

4 : 安全係数

D : モニタリング地点（風下方向）で実測された空間放射線量率

⇒ 50 mGy/h ( $5 \times 10^4 \mu \text{Gy/h}$ ) ※ 1Sv = 1Gyとした

U : 放出地上高さにおける平均風速

⇒ 1.0 m/s

D<sub>0</sub> : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率

⇒  $1.2 \times 10^{-3} \mu \text{Gy/h}$

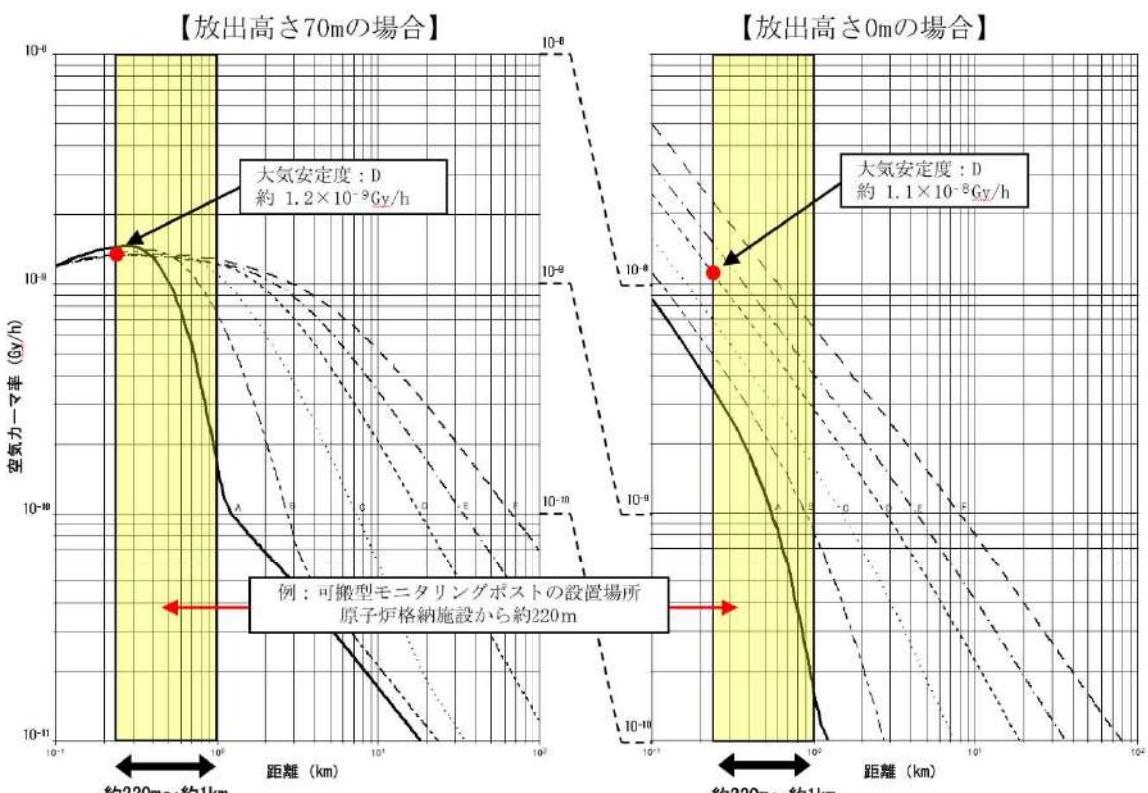
E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間による  $\gamma$  線実効エネルギー

⇒ 0.5 MeV/dis

※ 放射性よう素の放出放射能量は、可搬型ダスト・よう素サンプラーにより採取・測定したデータから算出する。

c. 高い位置から放出された場合の測定について

可搬型モニタリングポストは、地表面に配置するため、高所からプルームが放出された場合、放射線量率としては低くなる。しかしながら、プルームが通過する上空と地表面の間に放射線を遮蔽するものがないため、地表面に配置する可搬型モニタリングポストで十分に測定が可能である。



出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布（III）」  
(日本原子力研究所2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010)

- ・排気筒高さ : T.P. 83.1m
- ・敷地グランドレベル : T.P. 10.0m
- ・可搬型モニタリングポスト設置場所 (原子炉格納施設から約220m～約1km)

第1図 各大気安定度における地表面でのプルームからの $\gamma$ 線による空気カーマ率分布図

(9) 可搬型モニタリングポスト設置場所におけるプルームの検知性について

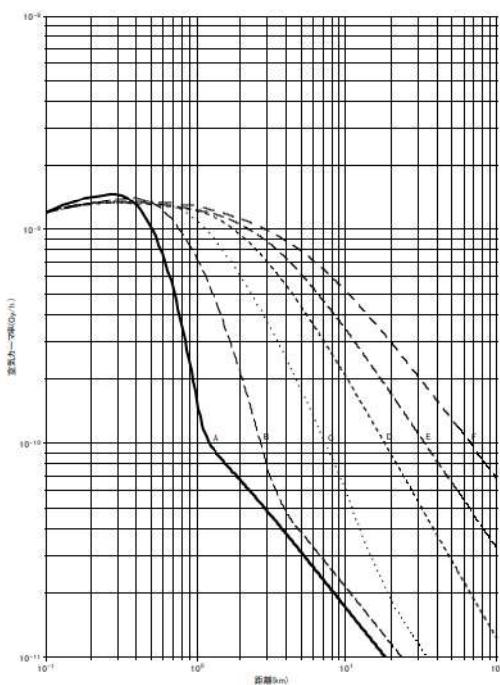
a. 環境放射線モニタリング指針に基づく評価

プルームが放出された場合において、プルームは必ずしも可搬型モニタリングポストの配置位置を通過するわけではなく、間隙を通過するケースも考えられる。そのため、第1表の条件において、放出高さ及び大気安定度が該当する空気カーマ率図（第1図、第2図）を用いて、配置する可搬型モニタリングポストの検知性を評価した。

第1表 評価条件

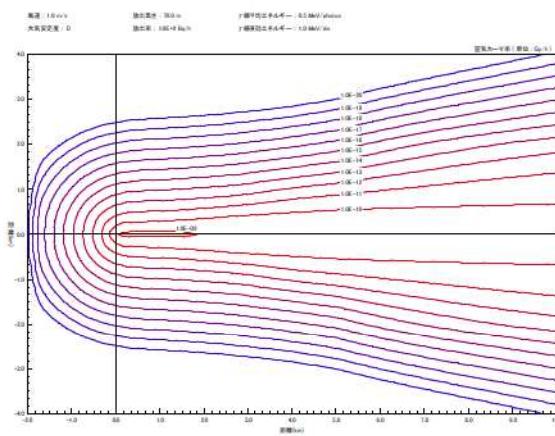
項目	設定内容	設定理由
風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として 1.0m/s を設定した。
風速	8 方位	可搬型モニタリングポストの設置場所を考慮した。
大気安定度	D（中立）	泊発電所構内で最も出現頻度の高い大気安定度を採用した。
放出位置	3号炉格納容器 (地上高 70m)	3号炉原子炉格納容器からの漏えいを想定
評価地点	可搬型モニタリングポストの設置場所	当該設置場所でのプルームの検知性確認のため。

風速: 1.0 m/s 対出高さ: 70.0 m 放出率: 1.0E-9 Bq/h  
 $\gamma$ 線平均エネルギー: 0.5 MeV/photon  $\gamma$ 線実効エネルギー: 1.0 MeV/ds



第1図 風下軸上空気カーマ率

出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布および放射性雲からの等空気カーマ率分布図（III）」  
(日本原子力研究所 2004年6月 JAERI-Deta/Code 2004-010)



第2図 風下直角方向空気カーマ率

出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布および放射性雲からの等空気カーマ率分布図（III）」  
(日本原子力研究所 2004年6月 JAERI-Deta/Code 2004-010)

## b. 評価結果

各風向における評価地点での放射線量率を読み取り(第3図), その感度を第2表に示す。

ここでは, 風向きによる差を確認するために, 風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1と規格化して求めた。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは, 風下方向の数値に対して, 約1桁低くなるが, 最低でも  $1.4 \times 10^{-1}$  程度の感度を有しており, プルーム通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。

第2表 各風向による評価地点での放射線量率の感度(1)

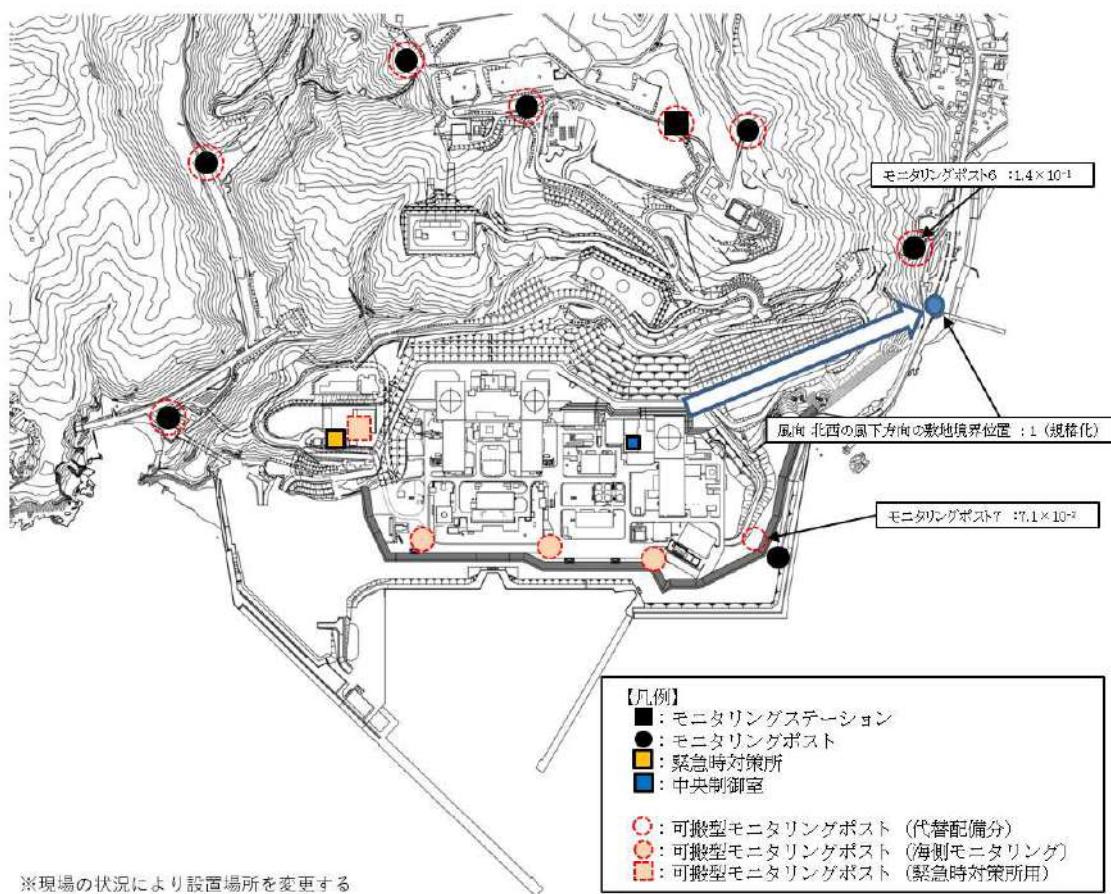
評価地点	評価地点での放射線量率の感度 (風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1として規格化)							
	風向	南 S	南西 SW	西 W	北西 NW	北 N	北東 NE	東 E
モニタリングポスト1	$1.4 \times 10^{-2}$	$7.1 \times 10^{-6}$	$1.4 \times 10^{-6}$	$7.1 \times 10^{-6}$	$7.1 \times 10^{-6}$	$2.1 \times 10^{-6}$	$2.9 \times 10^{-6}$	$7.1 \times 10^{-6}$
モニタリングポスト2	$1.0 \times 10^{-6}$	$7.1 \times 10^{-6}$	$2.1 \times 10^{-6}$	$5.7 \times 10^{-6}$	$4.3 \times 10^{-6}$	$6.4 \times 10^{-6}$	$2.1 \times 10^{-6}$	$7.1 \times 10^{-6}$
モニタリングポスト3	$3.6 \times 10^{-6}$	$7.1 \times 10^{-6}$	$4.3 \times 10^{-6}$	$4.3 \times 10^{-6}$	$2.1 \times 10^{-5}$	$2.1 \times 10^{-5}$	$4.3 \times 10^{-6}$	$2.9 \times 10^{-6}$
モニタリングポスト4	$2.1 \times 10^{-6}$	$6.4 \times 10^{-6}$	$5.7 \times 10^{-6}$	$5.0 \times 10^{-6}$	$1.4 \times 10^{-6}$	$1.4 \times 10^{-6}$	$2.1 \times 10^{-6}$	$7.1 \times 10^{-6}$
モニタリングステーション	$5.7 \times 10^{-6}$	$2.1 \times 10^{-6}$	$7.1 \times 10^{-6}$	$3.6 \times 10^{-6}$	$6.4 \times 10^{-6}$	$4.3 \times 10^{-6}$	$5.0 \times 10^{-6}$	$7.1 \times 10^{-6}$
モニタリングポスト5	$2.1 \times 10^{-6}$	$5.7 \times 10^{-6}$	$3.6 \times 10^{-6}$	$5.7 \times 10^{-6}$	$7.1 \times 10^{-6}$	$4.3 \times 10^{-6}$	$4.3 \times 10^{-6}$	$5.7 \times 10^{-6}$
モニタリングポスト6	$5.7 \times 10^{-6}$	$2.9 \times 10^{-6}$	$7.1 \times 10^{-6}$	$1.4 \times 10^{-6}$	$3.6 \times 10^{-6}$	$5.7 \times 10^{-6}$	$4.3 \times 10^{-6}$	$3.6 \times 10^{-6}$
モニタリングポスト7	$1.4 \times 10^{-6}$	$1.4 \times 10^{-6}$	$2.9 \times 10^{-6}$	$7.1 \times 10^{-6}$	$6.4 \times 10^{-6}$	$3.6 \times 10^{-6}$	$5.7 \times 10^{-6}$	$2.1 \times 10^{-6}$
海側No3	$4.3 \times 10^{-6}$	$3.6 \times 10^{-6}$	$3.6 \times 10^{-6}$	$4.3 \times 10^{-6}$	$7.1 \times 10^{-6}$	$5.7 \times 10^{-6}$	$5.7 \times 10^{-6}$	$7.1 \times 10^{-6}$
海側No2	$5.0 \times 10^{-6}$	$2.1 \times 10^{-6}$	$1.4 \times 10^{-6}$	$1.4 \times 10^{-6}$	$2.1 \times 10^{-6}$	$7.1 \times 10^{-6}$	$5.7 \times 10^{-6}$	$3.6 \times 10^{-6}$
海側No1	$2.1 \times 10^{-6}$	$2.9 \times 10^{-6}$	$7.1 \times 10^{-6}$	$7.1 \times 10^{-6}$	$1.4 \times 10^{-6}$	$4.3 \times 10^{-6}$	$5.7 \times 10^{-6}$	$6.4 \times 10^{-6}$



: 風下方向の評価地点を示す。



: 風下方向中のうち, 最も高い値となるもの



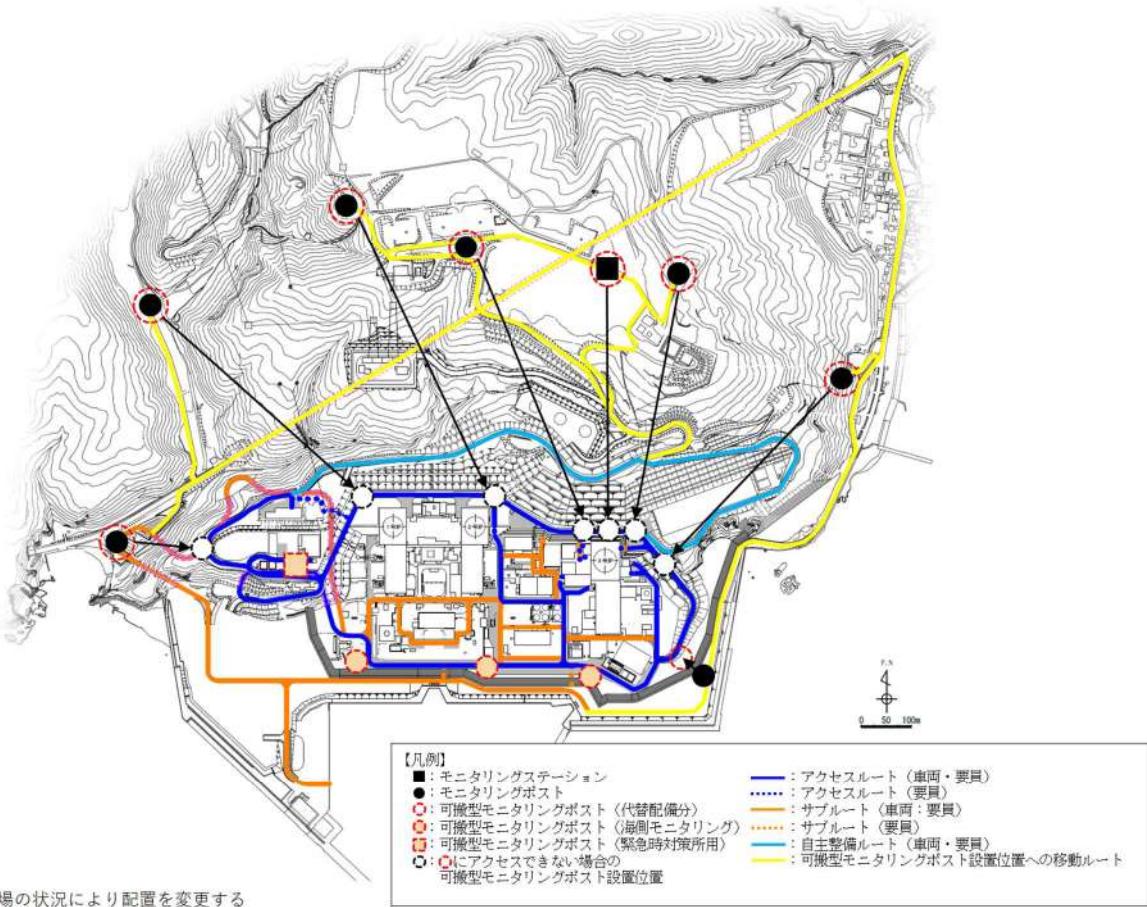
第3図 可搬型モニタリングポストの設置場所及び放射線量率の感度評価の例（風向：北西）

また、可搬型モニタリングポストの配置位置にアクセスできない場合の代替測定場所（第4図）での放射線量率の感度について同様に評価した。その感度を第3表に示す。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約1桁低くなるが、最低でも  $5.7 \times 10^{-1}$  程度の感度を有しており、ブルーム通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。

第3表 各風向による評価地点での放射線量率の感度（代替測定位置）

評価地点	風向	評価地点での放射線量率の感度							
		(風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1として規格化)							
	南 S	南西 SW	西 W	北西 NW	北 N	北東 NE	東 E	南東 SE	
モニタリングポスト 1	$3.6 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$6.4 \times 10^{-1}$	$5.0 \times 10^{-1}$	$5.0 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	
モニタリングポスト 2	$5.7 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	
モニタリングポスト 3	$1.0 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$5.0 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	
モニタリングポスト 4	$5.7 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$3.6 \times 10^{-1}$	
モニタリングステーション	$3.6 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$5.0 \times 10^{-1}$	$2.9 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$2.9 \times 10^{-1}$	
モニタリングポスト 5	$1.4 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$6.4 \times 10^{-1}$	$6.4 \times 10^{-1}$	$3.6 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	
モニタリングポスト 6	$7.1 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$3.6 \times 10^{-1}$	$1.0 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$6.4 \times 10^{-1}$	
モニタリングポスト 7	$1.4 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$2.9 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$6.4 \times 10^{-1}$	$3.6 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	
海側N o 3 代替位置	$4.3 \times 10^{-1}$	$3.6 \times 10^{-1}$	$3.6 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	
海側N o 2 代替位置	$5.0 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$3.6 \times 10^{-1}$	
海側N o 1 代替位置	$2.1 \times 10^{-1}$	$2.9 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$6.4 \times 10^{-1}$	

■ : 風下方向の評価地点を示す。  
— : 風下方向中のうち、最も高い値となるもの



第4図 可搬型モニタリングポストの設置場所にアクセスできない場合の  
代替測定場所

## (10) 可搬型モニタリングポストのレンジについて

### a. 重大事故等時における敷地内の空間放射線量率測定に必要な最大測定レンジについて

重大事故等時において、放出放射能量を推定するために、モニタリングポストの代替として敷地境界で放射線量率を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて約 13～124mSv/h 程度（炉心との距離が最も短い（3号炉とモニタリングポスト7）約 250m 程度の場合）が必要と考えられる。また、海側への放出を考慮して配置する可搬型モニタリングポストと炉心との距離は約 220m 程度であるため、同様に約 13～128mSv/h 程度が必要である。このため、1,000mSv/h の測定レンジがあれば十分測定可能である。

なお、福島第一原子力発電所から放出された Cs-137 の放出量は約 10000TBq であるのに対し、泊発電所3号炉の有効性評価における Cs-137 の放出量は約 0.51TBq であるため、測定される放射線量率はさらに低くなると想定される。

仮に、測定レンジを超えたとしても、近隣の可搬型モニタリングポスト等の測定値より推定することが可能である。また、瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、配置位置を変更する等の対応を実施する。

### b. 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射線量率の評価

福島第一原子力発電所敷地周辺の最大放射線量率は、原子炉建屋から約 900m の距離にある正門付近で約 11mSv/h であった（2011.3.15 9:00）。これを基に炉心から約 220m と 1km を計算すると、放射線量率は、約 7～128mSv/h となる。

（距離と線量率の関係）

炉心からの距離(m)	線量率(mSv/h)
約 220	約 13～128 ※1
約 900	約 11 ※2
約 1,000	約 7～11 ※1

※1: 風速 1m/s、放出高さ 30m、大気安定度 A～F  
「排気筒から放出される放射性雲の等空気カーマ率分布（III）」（日本原子力研究所 2004 年 6 月 JAERI-Date/Code 2004-010）を用いて算出

※2: 福島第一原子力発電所の原子炉建屋より約 900m の距離にある正門付近

### c. 重大事故等時における初期対応段階での空間放射線量率 の測定について

可搬型モニタリングポストによる放射線量率の測定は、放射性物質の放出開始前から必要に応じ測定を行うため、原災法該当事象に該当する敷地境界付近の放射線量率である 5  $\mu$  Sv/h (5,000nGy/h) を可搬型モニタリングポストによっても検知できる必要がある。

可搬型モニタリングポストの計測範囲は B.G.～1,000mGy/h であり、「(9)b. 評価結果」に示す可搬型モニタリングポストの検知性で確認した結果から、1/7 程度の放射線量率（約 714nGy/h）を想定した場合においても、測定することが可能である。

## (11) 防潮堤によるモニタリングポスト及び可搬型モニタリングポスト計測への影響について

### a. モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びに可搬型モニタリングポストの設置場所の考え方

モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びに可搬型モニタリングポストの設置場所は、設置許可基準規則を踏まえ以下の通り選定した。また、モニタリングポスト7が機能喪失した場合の代替測定に用いる可搬型モニタリングポスト及び海側に設置する可搬型モニタリングポスト（3箇所）の設置場所については、新設防潮堤の内側と外側いずれに設置すべきかを第1表にて検討し、設置判断の容易さの観点においてメリットが大きい防潮堤の内側に設置することとした。新設防潮堤の内側及び外側に設置した場合のいずれにおいても、新設防潮堤から離隔距離を確保することで、バックグラウンドとなる放射線の影響が小さいこと、また、3号炉原子炉格納容器及び放出されるプルームからの放射線を遮る範囲が狭いことを確認しており、問題なく測定が可能であることから、新設防潮堤の計測への影響は軽微であるため、第1表においては、測定以外の観点について防潮堤の外側又は内側に設置する場合のそれぞれについてメリット及びデメリットを整理した。

#### 【設置許可基準規則第31条】

- 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、放射線量を監視、測定するため、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限している周辺監視区域境界付近に設置している。

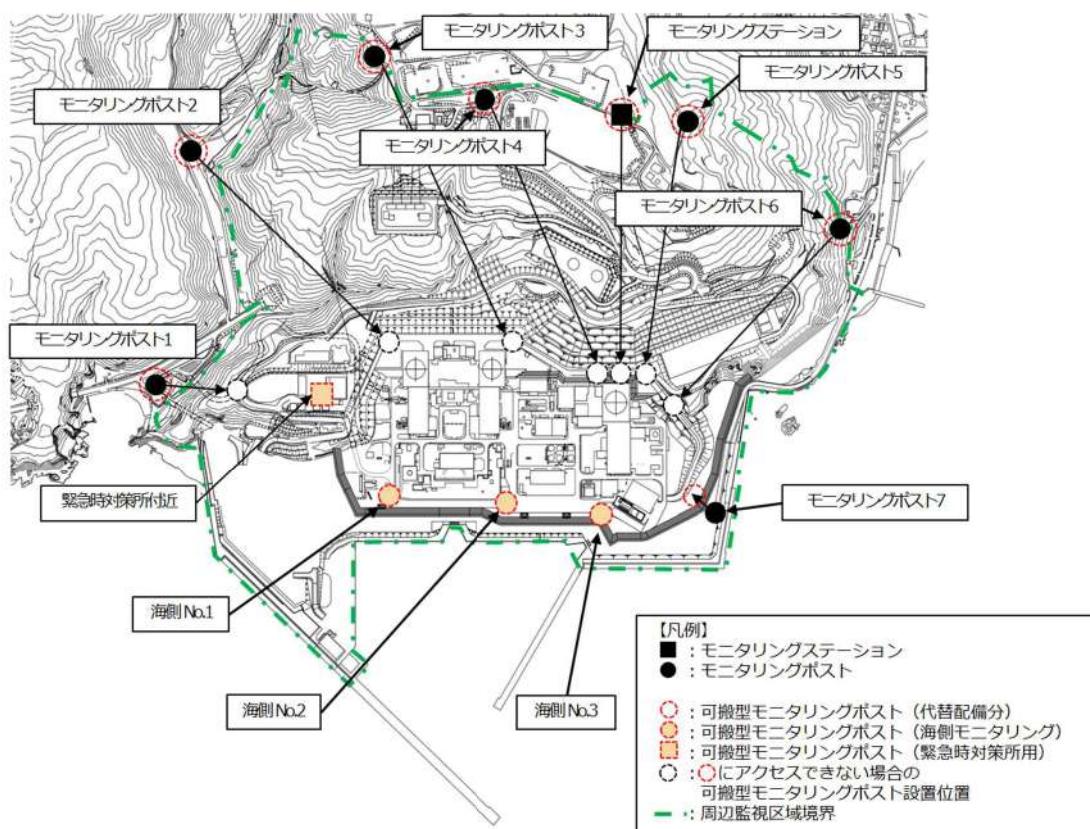
#### 【設置許可基準規則第60条】

- モニタリングポスト又はモニタリングステーションを代替する目的で設置する可搬型モニタリングポストは、原則、代替しようとするモニタリングポスト又はモニタリングステーションの設置位置に設置する。ただし、防潮堤外側にあるモニタリングポスト7については、設置判断の容易さを考慮し、代替測定地点を防潮堤内側とする。
- 当該箇所への移動ルートが通行できない場合はアクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更する。
- モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に設置する可搬型モニタリングポストについては、設置判断の容易さを考慮し、防潮堤内のアクセスルート上に設置する。
- 緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断を行うために設置する可搬型モニタリングポストは、緊急時対策所付近に設置する。

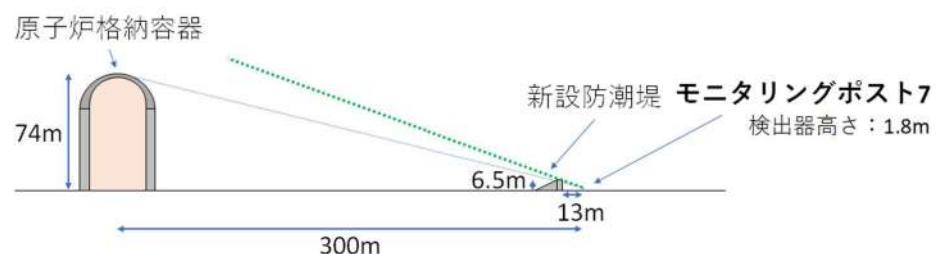
第1表 可搬型モニタリングポストの設置場所における選定比較表

比較項目	メリット	デメリット	評価
新設防潮堤外側に設置	設置判断の容易さ	特になし  手順の明確化及び的確な状況の把握により対応は可能であるが、津波注意報の発令有無及びアクセス可否で設置場所が異なることから、設置前に状況を確認し対応手順を使い分ける必要が生じ、事故時対応が複雑になる。	△
	設置時間	以下のとおり内側に設置した場合と遜色なく設置可能。 ・海側3箇所に設置した場合：70分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全8箇所）：190分	特になし
新設防潮堤内側に設置	設置判断の容易さ	津波注意報の発令有無及びアクセス可否で設置する手順を使い分ける必要がなく、設置判断も含め運用が単純化でき、速やかに設置手順に移行できる。	○
	設置時間	タイムチャートに影響が無い程度ではあるが、外側より早期に設置が可能。 ・海側3箇所に設置した場合：70分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全8箇所）：190分	特になし

- b. 新設防潮堤の外側に設置するモニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの配置  
 a. の考え方で整理した結果、3号炉の原子炉から見て新設防潮堤の外側に設置するのは、第1図に示す通り、常設のモニタリングポスト7のみである。モニタリングポスト7から3号炉の原子炉方向を見たときの新設防潮堤との位置関係は第2図の通りである。この位置関係における新設防潮堤による観測への影響をc. 及びd. にて確認した。



第1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びに可搬型モニタリングポスト配置



第2図 モニタリングポスト7から3号炉の原子炉方向を見たときの新設防潮堤との位置関係

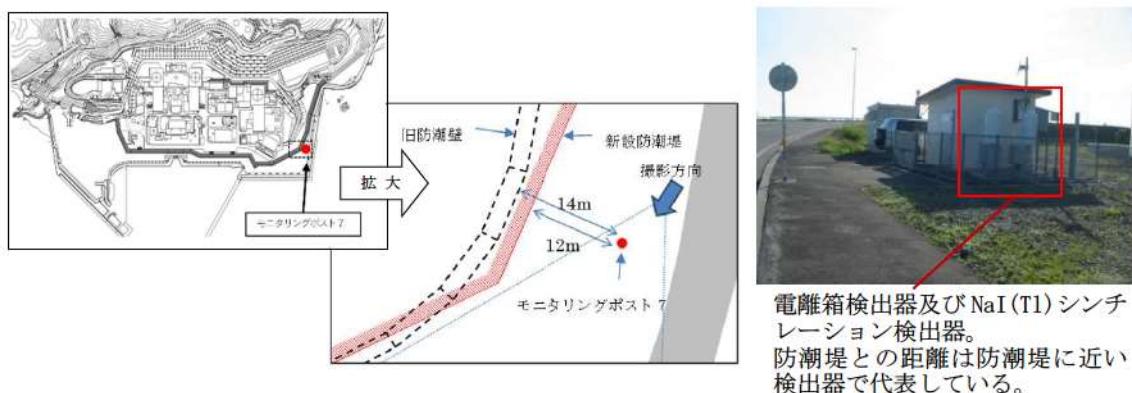
### c. 平常時の観測に対する影響【設置許可基準規則第31条】

「原子力発電所放射線モニタリング指針 JEAG4606-2017」では、モニタリングポストによる測定時に考慮すべき事項として「地形的に狭隘な場所、コンクリート法面付近のような、バックグラウンド放射線が特殊な場所はできるだけ避ける。」と記載があることから、新設防潮堤によるバックグラウンドへの影響を検討した。

旧防潮壁設置によるモニタリングポスト観測への影響を確認した結果、設置の前後1年間での年間平均値は、設置前(平成24年)37.5nGy/h、設置後(平成26年)38.1nGy/hであり、モニタリングポスト1～6及びモニタリングステーションの平成24年と平成26年の年間平均値(変動幅は-0.2nGy/h～+0.6nGy/h)と比較しても、モニタリングポスト7の変動値(+0.6nGy/h)は他のモニタリングポスト等の年間平均値の変動幅内にあることを確認している。

第3図及び第4図に示す通り、新設防潮堤とモニタリングポスト7の距離は若干近づく(2m程度)ものの12m程度の距離があり、影響は小さいと考えられる。

また、防潮堤の内側に設置する可搬型モニタリングポストについてもバックグラウンドへの影響を低減するため、防潮堤から12m以上離れた距離に設置することとする。



第3図 モニタリングポスト7に対する新設防潮堤と旧防潮壁の位置関係



第4図 モニタリングポスト7と旧防潮壁の写真

#### d. 事故時の観測に対する影響【設置許可基準規則第31条】【設置許可基準規則第60条】

空間放射線量率を測定するに当たり拠り所とすべきものに、原子力災害対策指針補足参考資料である「緊急時モニタリングについて(平成30年4月4日制定、令和3年12月21日改訂)」があり、建物等による遮蔽の影響について極力低減を図るものとされている。そこで、第2図に示した位置関係を踏まえ、放射線の経路ごとに感度への影響について検討を行った。

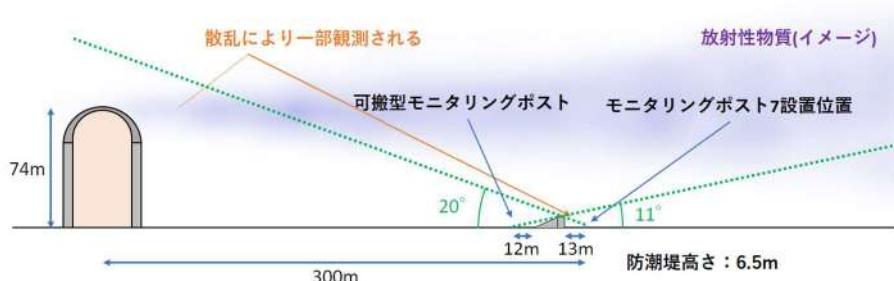
##### (a) クラウドシャイン線の観測への影響

事故時に放出された放射性物質は、風によりある方位に集中する可能性があるため、各方位でクラウドシャイン線を観測できることが重要である。

放射性物質がモニタリングポスト7の方位に移動する場合には、第5図で示す通り放射性物質が放出された直後はモニタリングポスト7の位置から線源を直接見込むことはできず、新設防潮堤は相当の厚みを有するため、直接線の観測は困難である。しかし、放射性物質がモニタリングポスト7の方位に拡散した場合には、モニタリングポスト7の方位における年平均風速は2.4m/sであり、原子炉格納容器から新設防潮堤影響のない範囲までの距離を保守的に約150mと仮定しても、放射性物質の移動時間的には約1分と比較的速やかに通り抜けることになり、それ以降はクラウドシャイン線が直接監視できる状況となるため、放射線監視が可能である。また、見込まない範囲の放射性物質からの放射線が一部散乱し、線量率の増加に寄与する。

新設防潮堤により見えない角度は地面から20°程度の範囲であり、検出器上方の180°に対し11%程度であり影響は小さい。

新設防潮堤の内側に設置する可搬型モニタリングポストについては、防潮堤からの距離を12m以上確保することとしているが、仮に12mとした場合の位置関係を第5図に示した。新設防潮堤の内側に設置した場合は放出直後の放射性物質を線源として見込むことが可能な上、新設防潮堤により見えない角度は地面から11°程度であり、モニタリングポスト7の位置での影響と同様に影響は小さいことを確認した。



第5図 クラウドシャイン線の観測

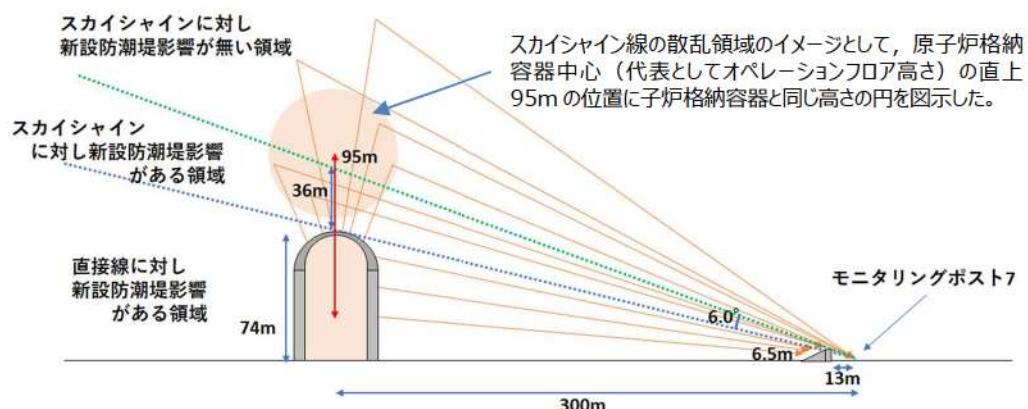
また、放射性物質がモニタリングポスト7の方位に移動しない場合は、他のモニタリングポストにて観測が可能である。

### (b) 直接線・スカイシャイン線の観測への影響

新設防潮堤の内側に設置する可搬型モニタリングポストについては、原子炉格納容器の方位に新設防潮堤がないため、直接線及びスカイシャイン線への影響はない。

モニタリングポスト 7 の位置における影響を検討したところ、以下に示すとおり、新設防潮堤の遮蔽を考慮しても、新設防潮堤が無い場合と比較し同オーダーレベルでの観測が可能である。

- 新設防潮堤によりモニタリングポスト 7 の設置位置から原子炉格納容器を直視することはできず、新設防潮堤は相当の厚みを有するため、直接線の計測は困難と考えられる。
- ただし、直接線は原子炉格納容器外側の外部遮蔽により強く低減されるため、炉心損傷時に発生する直接線とスカイシャイン線ではスカイシャイン線の寄与の方が支配的であることから、計測に対する影響は小さい。
- 例として有効性評価で想定する格納容器過圧破損モード「大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故」では約 1:10 となる。
- スカイシャイン線については、新設防潮堤の影響を受ける角度（領域）は  $6.0^\circ$  と狭く、例えば  $0.5\text{MeV} \gamma$  線の空気に対する平均自由行程は 95m 程度であり、多くのスカイシャイン線による放射線が新設防潮堤の影響が無い領域まで到達するため、スカイシャイン線は十分計測することが可能である。



第 6 図 直接線及びスカイシャイン線の経路

また、直接線及びスカイシャイン線は格納容器が線源となるため、他モニタリングポストでも共通して線量率が増加傾向を示すことから、他モニタリングポストの観測結果も踏まえ、総合的にモニタリングを行うことが可能である。

(c) 計測における感度低下の影響確認

(a) 及び (b) で記載の通り防潮堤の内側に設置する可搬型モニタリングポストの感度への影響とモニタリングポスト 7 の位置における影響は同程度と見込まれるため、代表してモニタリングポスト 7 の位置における感度低下の影響を確認する。

以下に示すとおり、感度低下の影響を考慮しても事故時の計測が可能である。

【設置許可基準規則第 31 条】

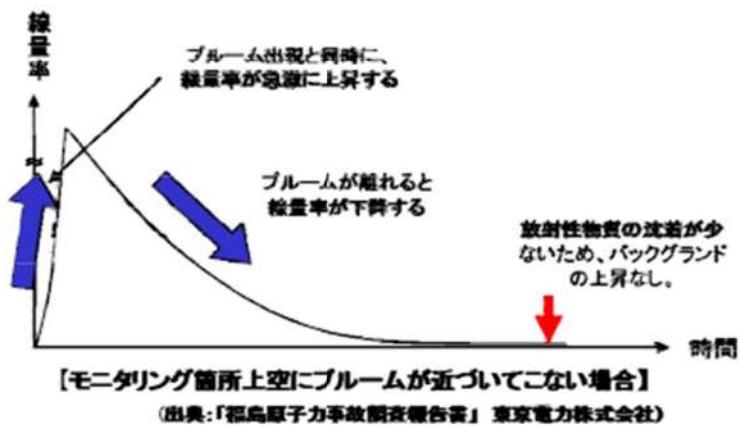
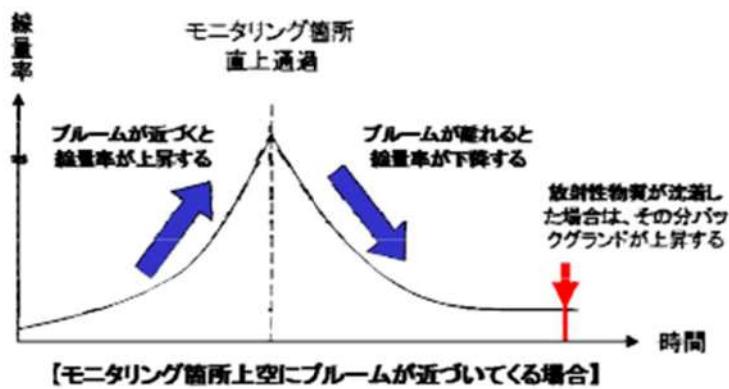
- 一例として、設計基準事故である LOCA 時において原子炉格納容器からモニタリングポスト 7 方向の風向となった場合、モニタリングポスト 7 における線源（ブルーム）からの線量率は新設防潮堤の影響が無い場合で約  $10 \mu \text{Sv/h}$  以上となる。
- (a) 及び (b) で記載の通り、クラウドシャインによる感度の低下は 11%程度、直接スカイシャイン線については同オーダーでの計測が可能と考えているものの、これにより感度が  $1/10$  に低下したと仮定しても、モニタリングポストの計測範囲は  $0.87\text{nGy/h} \sim 100\text{mGy/h}$  であり、LOCA 時の線量率の  $1/10$  の線量率 ( $1 \mu \text{Gy/h}$ ) を計測することができる。

【設置許可基準規則第 60 条】

- 有効性評価で想定する格納容器過圧破損モード「大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故」の場合、炉心損傷後（原子炉格納容器破損前）のモニタリングポスト 7 における直接線・スカイシャイン線の線量率の最大は、新設防潮堤の影響が無い場合の解析値で約  $3.5\text{mSv/h}$  となる。
- (a) 及び (b) で記載の通り、新設防潮堤の影響として、クラウドシャインによる感度の低下は 11%程度、直接スカイシャイン線については同オーダーでの計測が可能と考えているものの、これにより感度が  $1/10$  に低下したと仮定しても、モニタリングポストの計測範囲は  $0.87\text{nGy/h} \sim 100\text{mGy/h}$  であり、炉心損傷時の線量率の  $1/10$  の線量率 ( $350 \mu \text{Gy/h}$ ) を計測することができる。

### (12) プルーム発生時の移動方向の把握

モニタリング設備で監視している空間放射線量率の時間変化より、プルームの移動方向を知ることができる。以下の図のように、プルームがモニタリング箇所に近づいてくる場合と、近づいてこない場合では空間放射線量率の時間変化に違いが出ることから、プルームの移動方向の特定が可能である。



### (13) 放射能測定装置の計測範囲

#### a. 重大事故等時における放射性物質濃度測定に必要な最大測定レンジ

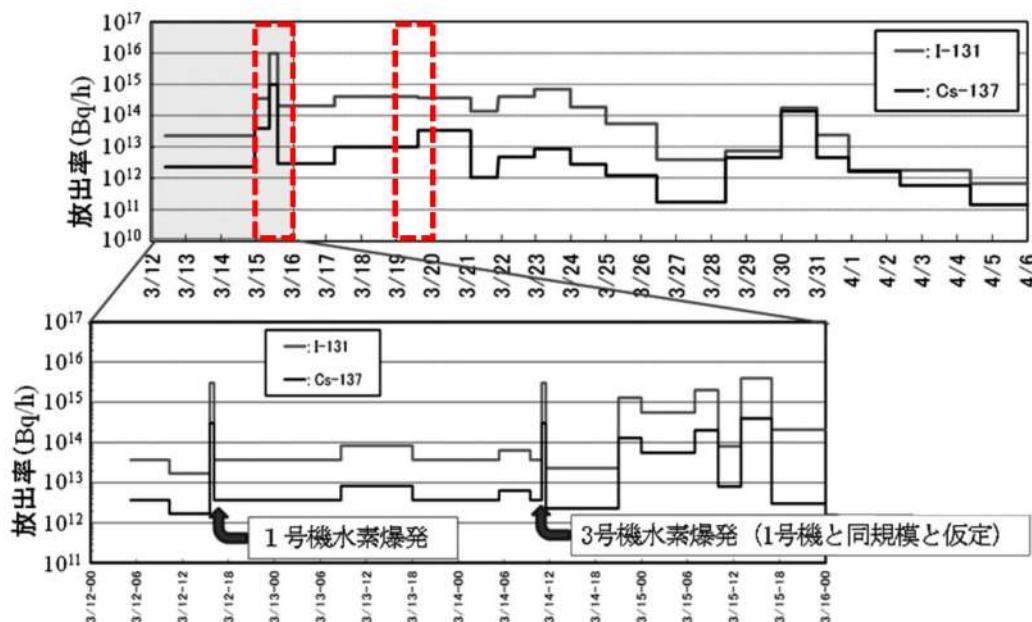
重大事故等時において、放出放射能量を推定するために、放射能観測車の代替として放射性物質濃度を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて、Cs-137 で約  $2.4 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$ 、I-131 で約  $5.9 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$  が必要である。

このため、 $3.7 \times 10^{11} \text{Bq/cm}^3$  の測定レンジがあれば十分測定可能である。

なお、福島第一原子力発電所から放出された Cs-137 の放出量は約 10000TBq であるのに対し、泊発電所 3 号炉の有効性評価における Cs-137 の放出量は約 0.51TBq であるため、測定される放射性物質濃度はさらに低くなると想定される。

#### b. 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射性物質濃度の評価

福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の濃度は、Cs-137 が約  $2.4 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3$ 、I-131 が約  $5.9 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$  であった（2011.3.19）。この日における福島第一原子力発電所からの放出率の推定値が、事故後の最大放出率の推定値の約 1/100 程度であることを踏まえると、Cs-137 が約  $2.4 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$ 、I-131 が約  $5.9 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$  となる。



出典：「放射性物質の大気拡散評価」（永井晴康 Jpn. J. Health Phys., 47 (1), 13 ~ 16 (2012)）

#### (14) 可搬型モニタリングポストのバッテリ交換における被ばく線量評価

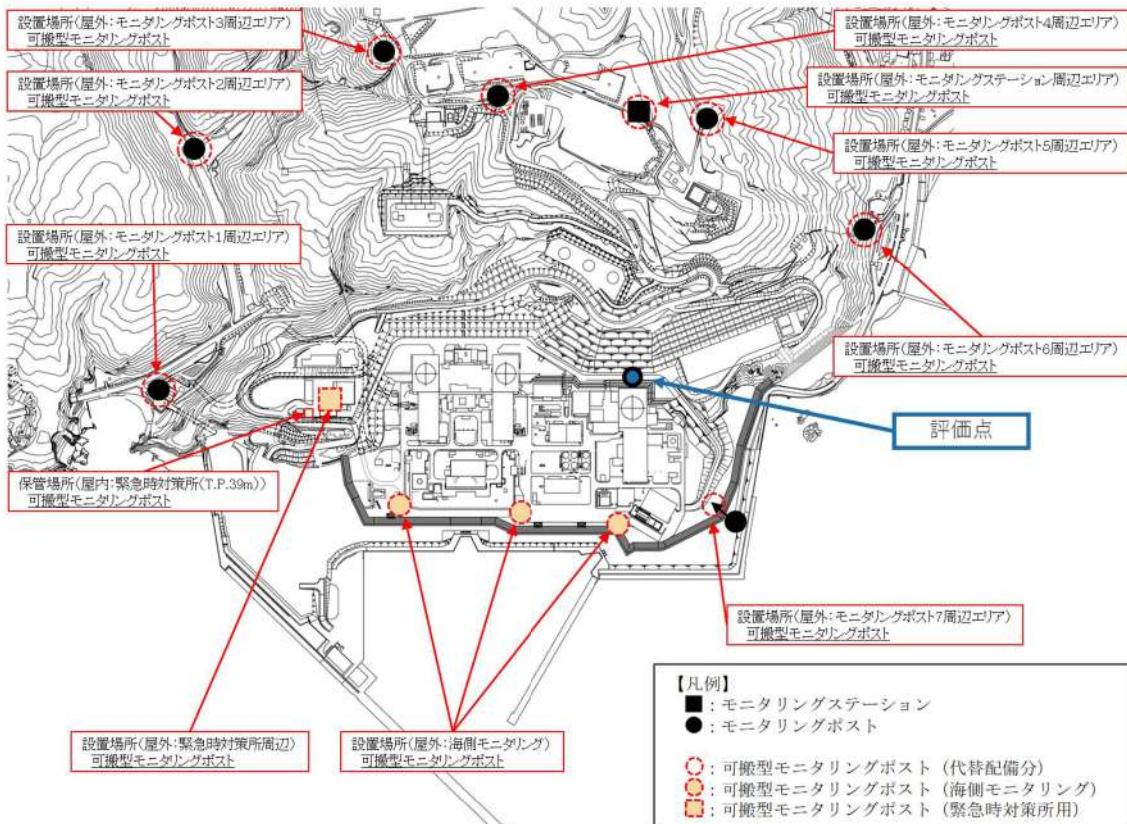
可搬型モニタリングポストは、外部バッテリにより 3.5 日間以上電源供給が可能であり、それ以降は予備のバッテリと交換することにより、必要な期間継続して計測が可能な設計としている。なお、外部バッテリは緊急時対策所内に保管し、通常時から充電を行うことで、確実に交換できる設計とする。

また、12 台すべての可搬型モニタリングポストの外部バッテリを交換した場合の所要時間は、移動時間も含めて約 290 分で可能である。

ここでは、以下の評価条件から、可搬型モニタリングポストのバッテリ交換における被ばく線量の評価を示す。

##### <被ばく線量の評価条件>

- ・発災プラント：泊発電所 3 号炉
- ・想定シナリオ：大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故
- ・評価点：評価点を第 1 図に示す。評価点は発災プラントから作業エリアまでの距離よりも、発災プラントに近い範囲内で選定した。
- ・大気拡散条件：3 号炉周辺現場作業エリアのうち厳しい評価結果を与える作業場所の相対濃度及び相対線量を参照
- ・評価時間：合計 290 分（移動時間等合計約 170 分+作業時間約 10 分×12 箇所）
- ・作業開始時間：バッテリ交換が必要となる 3.5 日に対して余裕を持たせ、事故後 2.0 日（48 時間）から作業開始
- ・作業場所周りの遮蔽：考慮しない。
- ・マスクによる防護係数：50



第1図 評価点及び可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所

被ばく経路：以下を考慮

- (1) 建屋内からのガンマ線による被ばく
  - ・ 直接ガンマ線
  - ・ スカイシャインガンマ線
- (2) 大気中へ放出された放射性物質による被ばく
  - ・ クラウドシャインによる外部被ばく
  - ・ グランドシャインによる外部被ばく
  - ・ 吸入摂取による内部被ばく

作業開始時間	事故後 48 時間後*
作業に係る被ばく線量	約 40mSv

\*バッテリ交換が必要となる 3.5 日に対して余裕を持たせつつ、保守的な評価となるよう事故後 2.0 日（48 時間）の線量を想定した。

補足説明資料5. モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの計測結果の保存について

モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの空間放射線量率の計測結果は、次表のとおり記録及び保存している。

	固定モニタリング設備	可搬型モニタリングポスト
記録	泊3号炉中央制御室の環境監視盤及び現場に記録	緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に記録
保存	泊3号炉中央制御室の環境監視盤本体及び現場に保存	緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に保存

## 補足説明資料 6. 気象観測設備の観測データについて

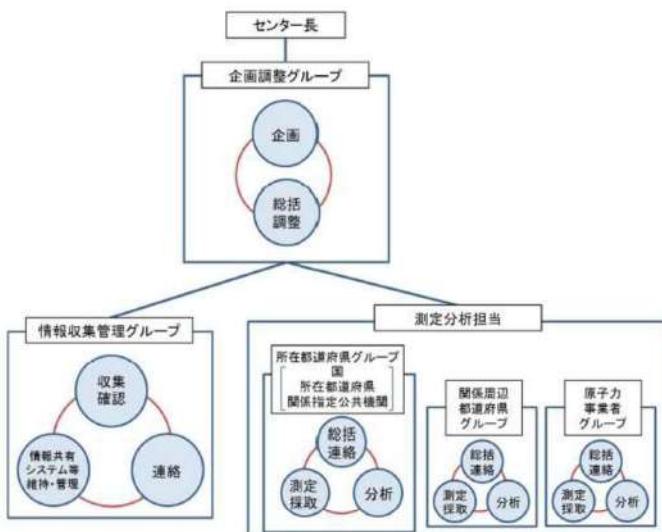
気象観測設備による観測データは、1，2号炉中央制御室及び3号炉中央制御室の環境監視盤に表示し、運転員による監視を行っている。

観測データに異常が認められた場合には、運転員から設備主管箇所に連絡され、原因調査及び修繕等の対応を行う。

また、気象観測設備は定期的に点検・校正し、健全性を確認している。

## 補足説明資料 7. 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制

(1) 原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成 30 年 10 月 1 日 一部改正）に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、第 1 図及び第 1 表のとおり、国、地方公共団体と連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。



第 1 図 緊急時モニタリングセンターの組織図の例

第 1 表 緊急時モニタリングセンター組織の機能と人員構成の例

	機能	人員構成
企画調整 グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングセンター内の総括</li> <li>・緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上席放射線防災専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置</li> <li>・国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成</li> </ul>
情報収集管理 グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングセンター内における情報の収集及び管理</li> <li>・緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等</li> <li>・情報共有システムの維持・異常対応等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成</li> </ul>
測定分析担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画調整グループで作成された指示書に基づき、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、それぞれに全体を統括するグループ長を配置</li> </ul>

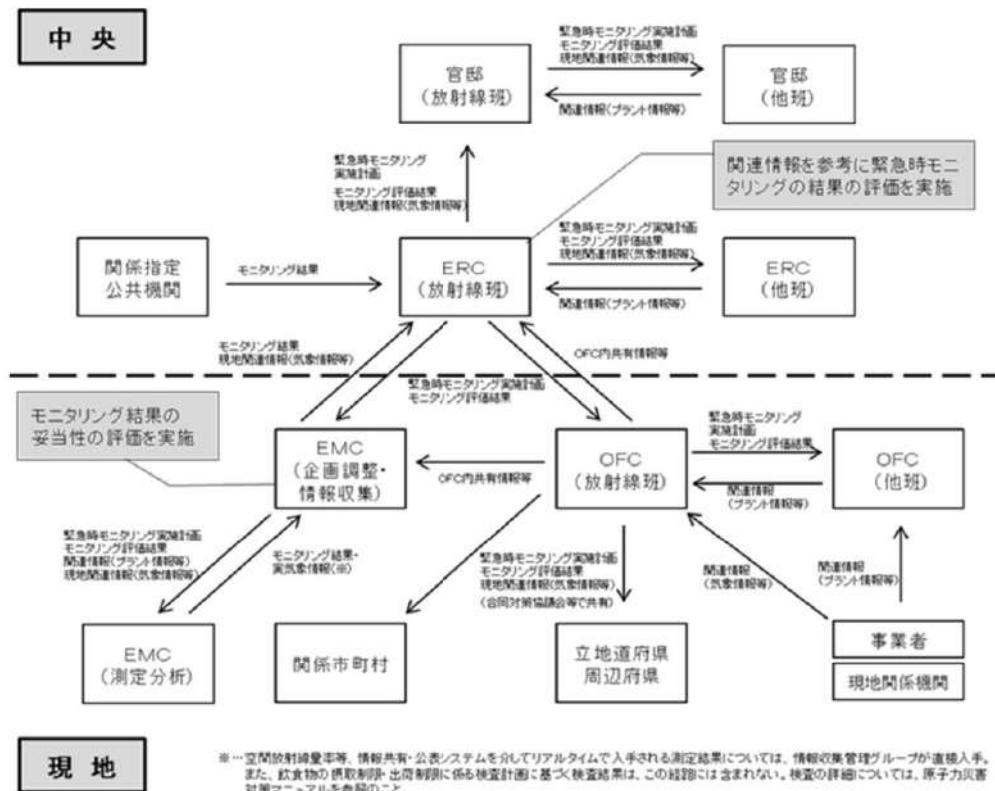
出典：緊急時モニタリングセンター設置要領 第 3 版（令和元年 6 月 25 日）

(2) 原子力事業者防災業務計画において、以下の状況を把握し、オフサイトセンターに所定の様式で情報連絡を行うこととしている。

【オフサイトセンターへ情報連絡する事項】

- a. 事故の発生時刻及び場所
- b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- c. 被ばく及び障害等人身事故にかかる状況
- d. 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果
- e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
- f. 気象状況
- g. 収束の見通し
- h. その他必要と認める事項

(3) オフサイトセンターから緊急時モニタリングセンターへの情報のやり取りは、第2図のとおりである。事業者はオフサイトセンターへ情報連絡する事項（放出源情報）を連絡し、オフサイトセンターは、その情報を緊急時モニタリングセンターに提供することとなる。



第2図 緊急時モニタリング関連の情報のやり取り

出典：緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）第7版（令和3年12月21日）

## 補足説明資料8. 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）

原子力災害が発生した場合、他の原子力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結している。

### （1）原子力事業者間協力協定締結の背景

平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が周辺環境のモニタリングや住民の方々のサービスなどの応援活動を実施した。

この経験を踏まえ、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）の内容とも整合性をとりながら、原子力事業者間協力協定を締結した。

### （2）原子力事業者間協力協定（内容）

#### （目的）

原災法第14条<sup>\*</sup>の精神に基づき、国内原子力事業所において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努め、原子力事業者として責務を全うすることを目的とする。

#### \*原災法第14条（他の原子力事業所への協力）

原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

#### （事業者）

電力9社（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州）、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

#### （協力の内容）

発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急時モニタリング、避難退域時検査及び除染その他の住民避難に対する支援に関する事項について協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずる。

## 補足説明資料 9. 設置許可基準規則第六条との基準適合性

監視設備に関する要求事項のうち、設置許可基準規則第六条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。

### (1) 風（台風）

最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所での観測記録（気象庁の気象統計情報における観測記録。）によると、風速の観測記録史上 1 位の最大風速は 49.8m/s（寿都特別地域気象観測所、1952 年 4 月 15 日）であり、この観測記録は移転前の局地的な強風の影響を受けやすい場所に設置されていた時の記録であり、移転後の最大風速は 20.3 m/s（2004 年 2 月 23 日）である。また、小樽特別地域気象観測所での最大風速は 27.9m/s（1954 年 9 月 27 日）である。いずれも設計基準風速（36m/s 地上高 10m, 10 分間平均）に包絡される。

監視設備が風（台風）の影響を受けた場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。

### (2) 竜巻

日本で過去に発生した最大の竜巻規模は F3（風速 70m/s～92m/s）である。

観測記録の統計処理による年超過確率によれば、発電所における  $10^{-5}/\text{年}$  値は風速 65m/s である。

設計竜巻の最大風速は、これらのうち最も保守的な値である F3 の風速範囲の上限値 92m/s とする。

安全施設は、設計竜巻の最大風速を安全側に切り上げた 100m/s に対して、竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合せた荷重等に対して安全機能を損なわない設計とする。

監視設備は、設計竜巻の最大風速を安全側に切り上げた 100m/s に対して機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。

### (3) 凍結

最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所での観測記録（1884 年～2020 年）及び小樽特別地域気象観測所の観測記録（1943 年～2020 年）で  $-18.0^{\circ}\text{C}$ （小樽特別地域気象観測所 1954 年 1 月 24 日）である。

監視設備が凍結の影響を受けた場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。

### (4) 積雪

建築基準法及び同施行令第 86 条第 3 項に基づく北海道建築基準法施行細則によると、建築

物を設計する際に要求される基準積雪量は、泊村においては 150cm である。

また、寿都特別地域気象観測所での観測記録（1893 年～2020 年）及び小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943～2020 年）によれば、月最深積雪の最大値は、189cm（寿都特別地域気象観測所 1945 年 3 月 17 日）である。

監視設備は、積雪による荷重に対し機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。

#### (5) 落雷

監視設備は、落雷により機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。

#### (6) 地滑り

監視設備は、地滑りにより機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。

#### (7) 火山の影響

監視設備は、降下火碎物による荷重に対して機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。

#### (8) 外部火災

監視設備は、消火活動により可能な限り森林火災からの影響の軽減を図る設計とする。

監視設備が森林火災により機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。

#### (9) 生物学的事象

監視設備は、貫通部の穴じまいや目張りをするなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。

監視設備が小動物の侵入に対し機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。

#### (10) 電磁的障害

監視設備は、ラインフィルタの設置等により、電磁的障害による擾乱に対し機能喪失しない設計とする。

監視設備が電磁的障害により機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。

## 補足説明資料 10. 可搬型気象観測設備の観測項目について

重大事故等時において、放射性物質が放出された場合、放出放射能量評価や大気中における放射性物質拡散状態の推定を行うために、気象観測設備が機能喪失した場合及びプルームの通過方向を緊急時対策所にて把握する場合は、可搬型気象観測設備で以下の項目について気象観測を行う。

### (1) 観測項目

風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量

風向、風速、日射量及び放射収支量については、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和 57 年 1 月）」に基づく測定項目である。

### (2) 各測定項目の必要性

放出放射能量、大気安定度及び放射性物質の降雨による地表への沈着の推定には、それぞれ以下の観測項目が必要となる。

#### a. 放出放射能量

風向、風速、大気安定度

#### b. 大気安定度

風速、日射量、放射収支量

#### c. 放射性物質の降雨による地表への沈着の推定

雨量

## 補足説明資料 11. 設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーションの無停電電源装置及び非常用発電機の位置付けについて

### 1. 無停電電源装置の条文要求上の位置付け

設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機は、第 31 条で要求されている「無停電電源等により電源復旧までの期間を担保できる設計」として設置しているものであり、次項のとおり必要な負荷をカバーする容量を備えている。

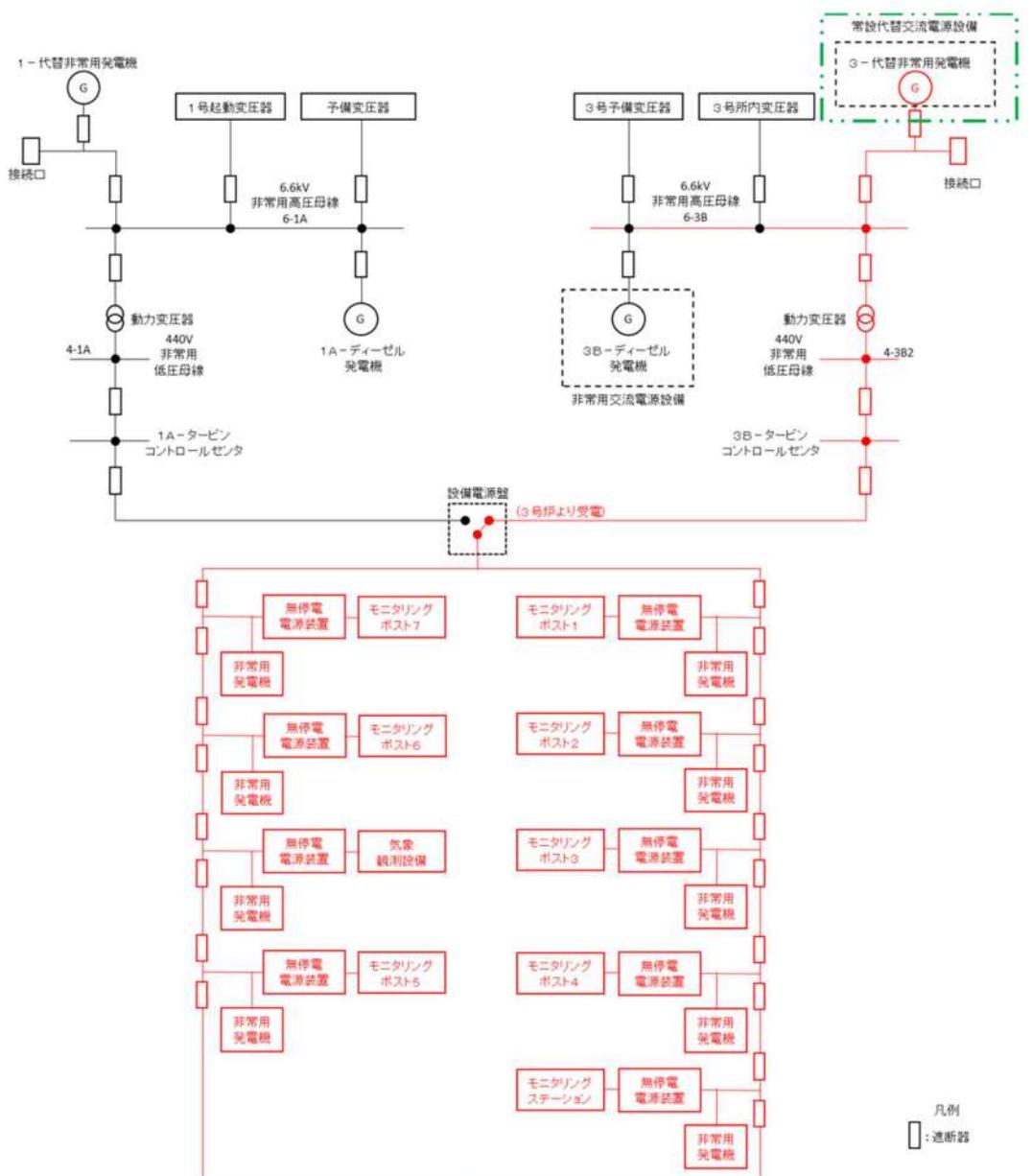
モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成は第 1 図のとおり。

#### 許可基準規則 第 31 条（監視設備）

発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

#### 許可基準規則の解釈 第 31 条（監視設備）

5 第 31 条において、モニタリングポストについては、非常用所内電源に接続しない場合、無停電電源等により電源復旧までの期間を担保できる設計であること。また、モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計であること。



第1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図

なお、当該の無停電電源装置及び非常用発電機は、以下の理由により第33条（保安電源設備）に規定される保安電源には該当しない。

モニタリングポスト及びモニタリングステーションは重要安全施設には該当しない。

非常用電源設備を施設する必要のある「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」については、技術基準規則解釈第45条に明確化されているが、これにモニタリングポスト及びモニタリングステーションは含まれない。



：重大事故等対処設備

#### 許可基準規則 第33条（保安電源設備）

発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。

2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

#### 技術基準規則 第45条（保安電源設備）

発電用原子炉施設には、電線路及び当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機からの電力の供給が停止した場合において発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備を施設しなければならない。

#### 技術基準規則解釈 第45条（保安電源設備）

1 第1項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」とは、以下の装置をいう。

- ・第2条第2項第9号ホに規定される装置
- ・燃料プール補給水系
- ・第34条第1項第6号に規定する事故時監視計器
- ・原子炉制御室外からの原子炉停止装置
- ・PWRの加圧器逃がし弁（手動開閉機能）及び同元弁
- ・非常用電源設備の機能を達成するための燃料系

2. 設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の容量

モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の容量は5kVAであり、無停電電源装置及び非常用発電機はモニタリングポスト又はモニタリングステーション以外に負荷を担わないため、十分な容量を有している。

### 3. モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機に対する規制要求事項

モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機については、設計基準事故時にモニタリングポスト及びモニタリングステーションに必要な設備としてMS-3と位置づけられることから、以下の条文に対する基準適合性が求められるが、ハザードにより機能喪失した場合は、代替措置により安全機能を確保するため、第10条及び第12条に対する適合性を添付1に整理した。

第3条（地盤）

第4条（地震）

第5条（津波）

第6条（地震、津波以外の自然現象）

第8条（火災）

第9条（溢水）

第10条（誤操作の防止）

第12条（安全施設）

### 4. 異常時における無停電電源装置及び非常用発電機の運用について

モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、通常時、非常用低圧母線のコントロールセンタから無停電電源装置を経由して所内電源を受電している。

所内電源喪失時は、無停電電源装置から継続して受電を行う。所内電源喪失後約10秒で非常用交流電源装置（ディーゼル発電機）から無停電電源装置を経由して受電を行う。

モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション局舎内に設置している非常用発電機制御盤内の不足電圧継電器により電源喪失を検知することで自動起動し、運転待機状態となる。

自動起動から約40秒以内に、自動切替により電源供給を開始する。非常用発電機は約24時間電源供給が可能である。

また、復電した場合は不足電圧継電器による検知で、所内電源側に自動で切り替わりその後、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機が自動停止する。

以上

### 添付1 モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の基準適合性

## モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電源装置及び非常用発電機の基準適合性

設置許可基準規則	規則の解釈（該当箇所の抜粋）	適合性
(誤操作の防止) 第十条 設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。	第10条（誤操作の防止） 1 第1項に規定する「誤操作を防止するための措置を講じたもの」とは、人間工学上の諸因子を考慮して、盤の配置及び操作 器具並びに弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において発電用原子炉施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること並びに保守点検において誤りを生じにくくする留意すること等の措置を講じた設計であることをいう。また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保される設計であることをいう。	モニタリングポスト及びモニタリングステーションは通常運転時、非常用低圧母線のコントロールセントタからモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電电源装置を経由して所内電源を受電している。 所内電源が喪失した場合は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電电源装置から継続して受電を行っている。 これらの電源供給は自動で行われることにより、運転員による操作は不要な設計としている。
2 安全施設は、容易に操作することができるものでなければならない。	2 第2項に規定する「容易に操作することができる」とは、当該操作が必要となる理由となつた事象が有意味な可能性をもつて同時にたらされる環境条件（余震等を含む。）及び施設で有意な可能性をもつて同時に	モニタリングポスト及びモニタリングステーションは通常運転時、非常用低圧母線のコントロールセントタからモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電电源装置を経由して所内電源を受電

設置許可基準規則	規則の解釈（該当箇所の抜粋）	適合性
	<p>たらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に設備を運転できる設計であることをいう。</p>	<p>している。 所内電源が喪失した場合は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置から継続して受電を行う。</p> <p>これらの電源供給は自動で行われることにより、運転員による操作は不要な設計としている。</p>
(安全施設) 第十二条 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。	<p>第12条 (安全施設) 1 第1項に規定する「安全機能の重要度」に応じて、安全機能が確保されたもの」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」による。ここで、当該指針における「安全機能を有する構築物、系統及び機器」は本規定の「安全施設」に読み替える。</p>	<p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の重要度分類指針に基づく重要度分類は「MS-3」に該当し、MS-3に対する要求に適合した設計とする。</p>
2 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機械又は器具の單一故障(单一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと(従属要因による多重故障を含む。)をいう。以下同	<p>3 第2項に規定する「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」は、上記の指針を踏まえ、以下に示す機能を有するものとする。</p> <p>— その機能を有する系統の多重性又は多様性を要求する安全機能</p>	<p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の重要度分類指針に基づく重要度分類は「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」に該当しない。</p>

設置許可基準規則	規則の解釈（該当箇所の抜粋）	適合性
じ。) が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならない。	<p>原子炉の緊急停止機能 未臨界維持機能 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能</p> <p>原子炉停止後ににおける除熱のための残留熱除去機能、二次系からの除熱機能、二次系への補給水機能</p> <p>原子炉内高圧時における注水機能 原子炉内低圧時における注水機能 格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の瞬間 気中の放射性物質の濃度低減機能</p> <p>格納容器の冷却機能 格納容器内の可燃性ガス制御機能</p> <p>非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能 非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能</p> <p>非常用の交流電源機能 非常用の直流電源機能 非常用の計測制御用直流電源機能 補機冷却機能</p>	

設置許可基準規則	規則の解釈（該当箇所の抜粋）	適合性
	<p>冷却用海水供給機能 原子炉制御室非常用換気空調機能 圧縮空気供給機能</p> <p>二 その機能を有する複数の系統があり、それぞれの系統について多重性又は多様性を要求する安全機能</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管の隔離機能</p> <p>原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の隔離機能</p> <p>原子炉停止系に対する作動信号（常用系として作動させるものを除く）の発生機能 工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号 の発生機能</p> <p>事故時の原子炉の停止状態の把握機能</p> <p>事故時の炉心冷却状態の把握機能</p> <p>事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能</p> <p>事故時のプラント操作のための情報の把握機能</p>	
3 安全施設は、設計基準事故及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮すること	6 第3項に規定する「想定される全ての環境条件」とは、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時ににおいて、そ	モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置はモニタリングポスト又はモニタリングステーション

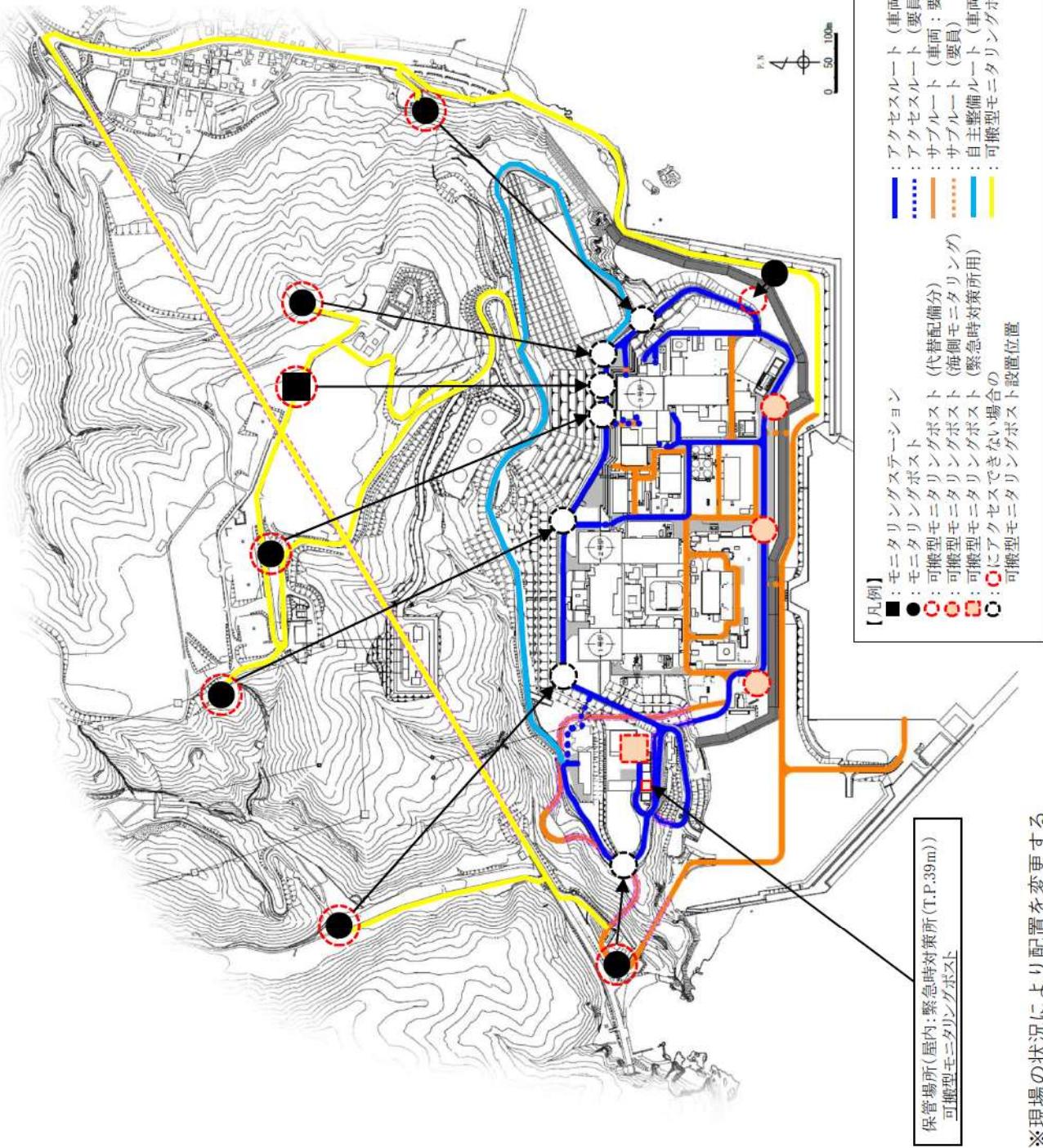
設置許可基準規則	規則の解釈（該当箇所の抜粋）	適合性
ができるものでなければならない。	<p>の機能が期待されている構築物、系統及び機器が、その間にさらされると考えられる全ての環境条件をいう。</p>	<p>の局舎内に、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機は非常用発電機専用の局舎内に設置されており、通常運転時、運転時の過渡変化時及び設計基準事故時に想定される温度、放射線量等の環境条件下による悪影響を受けない。</p> <p>その他、自然現象により影響を受けた場合でも代替措置により、機能を喪失しない設計とする。</p>
4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。	<p>7 第4項に規定する「発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる」とは、実系統を用いた試験又は検査が不適当な場合には、試験用のバイパス系を用いること等を許容することを意味する。</p> <p>8 第4項に規定する「試験又は検査」については、次の各号によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 発電用原子炉の運転中に待機状態にある安全施設は、運転中に定期的に試験又は検査（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）に規定される試験又は検査を含</li> </ul>	<p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電电源装置及び非常用発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中にモニタリングポスト及びモニタリングステーションの実負荷による試験、検査が可能な設計とする。</p>

設置許可基準規則	規則の解釈（該当箇所の抜粋）	適合性
5 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわないものでなければならぬ。	<p>む。)ができること。ただし、運転中の試験又は検査によって発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合は、この限りでない。また、多重性又は多様性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができること。</p> <p>10 第5項に規定する「蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物」とは、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下等によって発生する飛散物をいう。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電気的損傷、配管の破損又は機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイル評価について」（昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会）等によること。</p>	<p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機はモニタリングポスト又はモニタリングステーションの局舎内などに設置されており、原子炉建屋内のポンプ、その他機器又は配管の損壊に伴う飛散物により安全性を損なうことはない。また、蒸気タービン及び発電機については、飛来物が発生する可能性を十分低く抑えるとともに、破損を想定しても他の設備の機能が損なわれる可能性を低くする設計としている。</p>
6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであつてはならない。ただし、二以上の発	11 第6項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」における審査指針に基づく重要度分	モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機は重要度分類指針に基づく重要度分

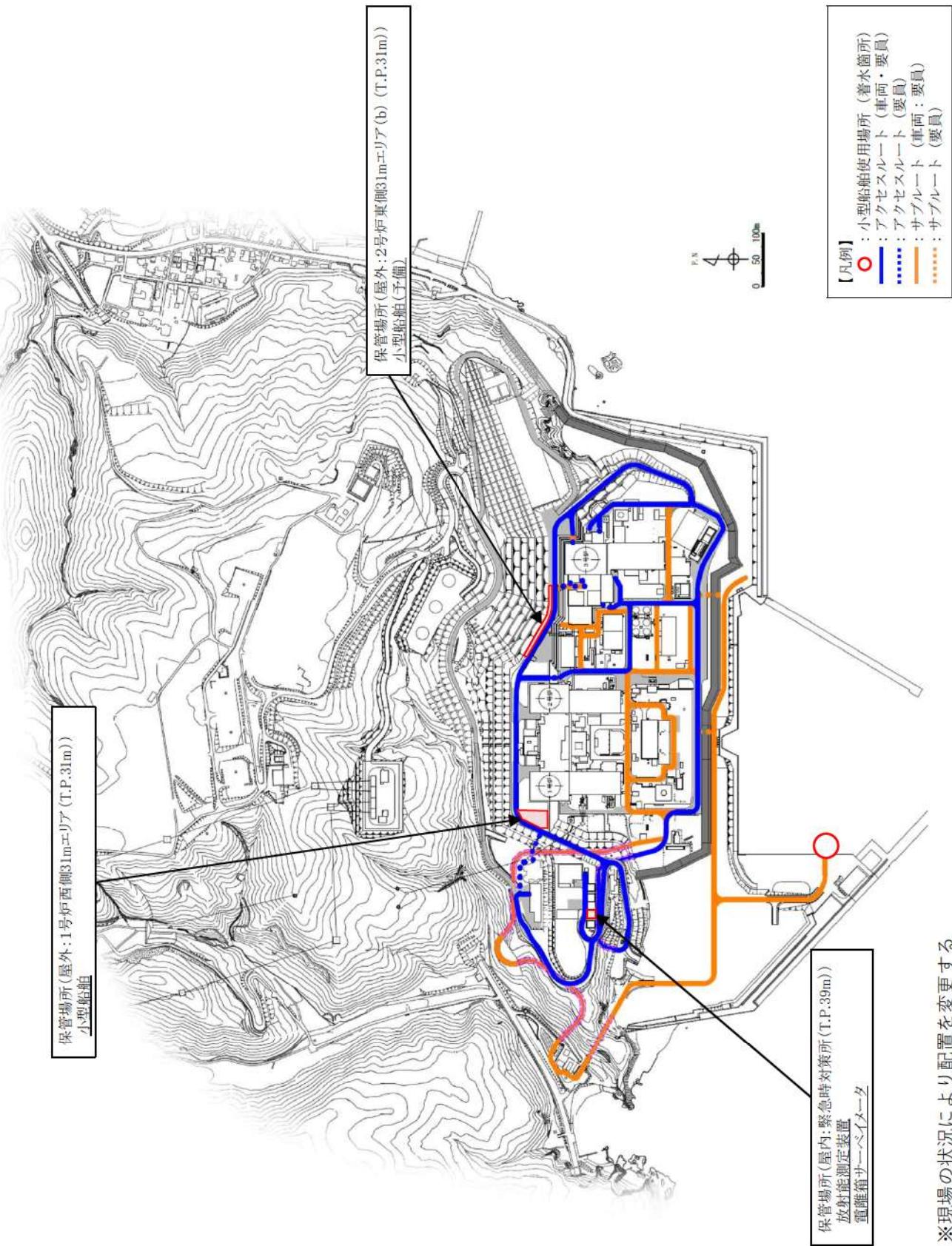
設置許可基準規則	規則の解釈（該当箇所の抜粋）	適合性
電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。	いてクラスMS-1に分類される下記の機能を有する構築物等を対象とする。	類は「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。
7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわなものでなければならなければならぬ。		モニタリングポスト及びモニタリングステーションは発電所で共用されており、1号炉及び3号炉から受電可能だが、1号炉及び3号炉から同時に受電することはなく、安全性を損なうものではない。

## 6.0-7 アクセスルート図

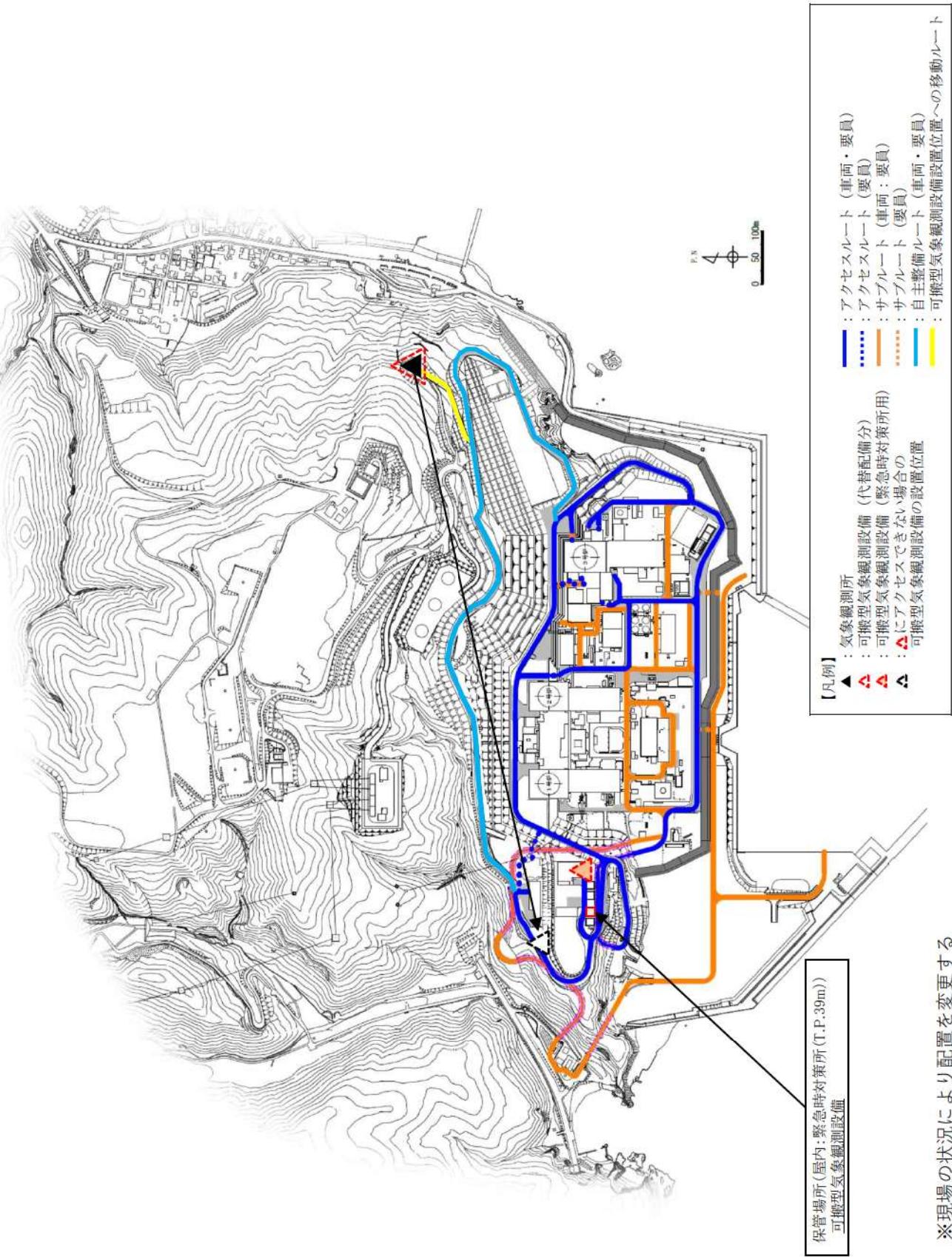
## 泊発電所3号炉 重大事故時等アクセスルート図(第60条関係)〔屋外〕(1)



## 泊発電所3号炉 重大事故時等アクセスルート図(第60条関係)[屋外](2)



泊発電所3号炉 重大事故時等アクセスルート図(第60条関係)[屋外](3)



泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA61H r. 12. 0
提出年月日	令和5年7月31日

## 泊発電所 3号炉

### 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料

61条

令和5年7月  
北海道電力株式会社



枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 目次

### 61 条

- 61-1 SA 設備基準適合性一覧表
- 61-2 配置図
- 61-3 試験・検査説明資料
- 61-4 系統図
- 61-5 容量設定根拠
- 61-6 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について
- 61-7 アクセスルート図
- 61-8 適合状況説明資料（補足説明資料）
- 61-9 適合状況説明資料（補足説明資料 通信連絡設備）
- 61-10 単線結線図
- 61-11 保管場所図

## 6 1 - 1 S A設備 基準適合性一覧表

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

第61条 緊急時対策所			緊急時対策所指揮所遮へい	類型化区分	関連資料	
第1項 第1号	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	屋外	C	[補足説明資料]61-2配置図	
		荷重	(有効に機能を發揮する)	-		
		海水	対象外(海水を通水しない)	/		
		電磁波	(機能が損なわれない)	-		
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-		
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-	
第1項 第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)			K	[補足説明資料]61-3試験・検査説明資料	
	第4号	切り替え性	DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	Ba2	[補足説明資料]61-2配置図	
	悪影響防止 第5号	系統設計	【居住性の確保】 他設備から独立 (緊急時対策所建屋と一体のシールド構造物)	A c	[補足説明資料]61-2配置図	
第43条		配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-		
		その他(飛散物)	対象外	/		
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-		
第2項 第1号	常設SAの容量			/	[補足説明資料]61-5容量設定根拠	
	第2号	共用の禁止	(共用しない)	-		
	共通要因故障防止 第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	【居住性の確保】 緩和設備／同一目的のSA設備なし／屋外	/		
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	

- 記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
- 「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
- 「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

第61条 緊急時対策所			緊急時対策所待機所要へい	類型化区分	関連資料
第1項 第1号	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	屋外	C	[補足説明資料]61-2配置図
		荷重	(有効に機能を發揮する)	-	
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-
第1項 第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)		遮蔽 (主要部分の断面寸法の確認が可能) (外観の確認が可能)	K	[補足説明資料]61-3試験・検査説明資料
	第4号	切り替え性		Ba2	[補足説明資料]61-2配置図
		系統設計	【居住性の確保】 他設備から独立 (緊急時対策所建屋と一体のシリート構造物)	A c	[補足説明資料]61-2配置図
第4項 第5号	悪影響防止	配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	[補足説明資料]61-2配置図
		その他(飛散物)	対象外	/	
	第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	
第2項 第1号	常設SAの容量		対象外(遮へい)	/	[補足説明資料]61-5容量設定根拠
	第2号	共用の禁止		-	-
		環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	【居住性の確保】 緩和設備／同一目的のSA設備なし／屋外	/	-
	第3号	共通要因故障防止	サポート系要因	/	-

- 記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
- 「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
- 「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

第61条 緊急時対策所			圧力計	類型化区分	関連資料
第1号 における健全性	環境条件 環境温度・湿度・ 圧力／屋外の天候 ／放射線	C/V以外の屋内-その他の (緊急時対策所)	B d	[補足説明資料]61-2配置図	
	荷重	(有効に機能を發揮する)	-		
	海水	対象外(海水を涵水しない)	/		
	電磁波	(機能が損なわれない)	-		
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-		
	操作性	対象外 (操作不要)	/		
第1項 第4号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (模擬入力による機能・性能の確認 (特性確認) が可能) (校正が可能)	J	[補足説明資料]61-3試験・検査説明資料	
	切り替え性	DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	[補足説明資料]61-4系統図	
	系統設計 影響防止	【居住性の確保】 他設備から独立	A c	[補足説明資料]61-4系統図	
第43条 第5号	配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	[補足説明資料]61-4系統図	
	その他(飛散物)	対象外	/		
	設置場所	対象外 (操作不要)	/		
第1号 第2号	常設SAの容量	SA設備単独で系統の目的に応じ使用 (緊急時対策所の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できる設計)	C	-	
	共用の禁止	(共用しない)	-	-	
第2項 第3号 共通要因 故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	【居住性の確保】 防止・緩和以外／同一目的のSA設備なし	/	[補足説明資料]61-2配置図	
	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	

- 記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
- 「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
- 「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

第61条 緊急時対策所			データ収集計算機	類型化区分	関連資料
第1号 における健全性	環境条件 圧力／屋外の天候 放射線	C/V以外の屋内-その他 (原子炉補助建屋)	B d	【補足説明資料】61-2配置図	
	荷重	(有効に機能を発揮する)	-		
	海水	対象外(海水を涵水しない)	/		
	電磁波	(機能が損なわれない)	-		
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-		
	操作性	対象外(操作不要)	/		
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	通信設備 (機能・性能の確認が可能) (外観の確認が可能)	L		
第1項 第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	【補足説明資料】61-4系統図	
	系統設計	【情報収集】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	【補足説明資料】61-4系統図	
	配管設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-		
第43条 第6号	その他(飛散物)	対象外	/		
	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	
	常設SAの容量	DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	【補足説明資料】61-5 容量設定根拠	
第2項 第3号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	
	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	対象外 (同一機能の設備なし)	/	【補足説明資料】61-2配置図	
	サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に多様性を持った代替電源から給電)	C	【補足説明資料】61-4系統図 【補足説明資料】61-10単線結線図	

- 記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
- 「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
- 「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

第61条 緊急時対策所			ERSS伝送サーバ	類型化区分	関連資料
第1号 における健全性	環境条件 圧力／屋外の天候 放射線	C/V以外の屋内-その他 (原子炉補助建屋)	B d	【補足説明資料】61-2配置図	
	荷重	(有効に機能を發揮する)	-		
	海水	対象外(海水を涵水しない)	/		
	電磁波	(機能が損なわれない)	-		
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-		
	操作性	対象外 (操作不要)	/		
第1項 第4号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	通信設備 (機能・性能の確認が可能) (外観の確認が可能)	L	【補足説明資料】61-3試験・検査説明資料	
	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	【補足説明資料】61-4系統図	
	系統設計	【通信連絡】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	【補足説明資料】61-4系統図	
第43条 第5号	配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響の影響を及ぼさない	-	【補足説明資料】61-4系統図	
	その他(飛散物)	対象外	/		
	設置場所	対象外 (操作不要)	/		
第1号	常設SAの容量	DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	【補足説明資料】61-5 容量設定根拠	
第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	
第2項 第3号 共通要因 故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	対象外 (同一機能の設備なし)	/	【補足説明資料】61-2配置図	
	サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に多様性を持った代替電源から給電)	C	【補足説明資料】61-4系統図 【補足説明資料】61-10単線結線図	

- 記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
- 「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
- 「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

第61条 緊急時対策所			データ表示端末	類型化区分	関連資料
第1号 における健全性	環境条件 ・圧力／屋外の天候 ・放射線	C/V以外の屋内-その他 (緊急時対策所)	B d	[補足説明資料]61-2配置図	
	荷重	(有効に機能を發揮する)	-		
	海水	対象外(海水を涵水しない)	/		
	電磁波	(機能が損なわれない)	-		
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-		
	操作性	現場操作 (操作スイッチ操作：付属のスイッチにより操作可能) (接続作業：通信ケーブルを確実に接続できる)	A⑦ A⑩		
第1項 第4号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	通信設備 (機能・性能の確認が可能) (外観の確認が可能)	L	[補足説明資料]61-3試験・検査説明資料	
	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[補足説明資料]61-4系統図	
	系統設計	【情報収集】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[補足説明資料]61-4系統図	
第43条 第5号	配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響の影響を及ぼさない	-	[補足説明資料]61-4系統図	
	その他(飛散物)	対象外	/		
	設置場所	現場操作 (操作は設置場所で可能)	A a		
第1号	常設SAの容量	DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	[補足説明資料] 61-5 容量設定根拠	
	共用の禁止	(共用しない)	-	-	
第2項 第3号	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	対象外 (同一機能の設備なし)	/	[補足説明資料]61-2配置図	
	サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に多様性を持った代替電源から給電)	C	[補足説明資料] 61-4系統図 [補足説明資料] 61-10単線結線図	

- 記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
- 「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
- 「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬)

第61条 緊急時対策所			可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	類型化区分	関連資料
第1号 環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	C/V以外の屋内-その他 (空調上屋内)	B d	【補足説明資料】61-2配置図	
	荷重	(有効に機能を發揮する)	-		
	海水	対象外(海水を涵水しない)	/		
	電磁波	(機能が損なわれない)	-		
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-		
	操作性	現場操作 (工具確保:一般的な工具) (操作スイッチ操作:緊急時対策所内の操作スイッチによる操作が可能) (接続作業:確実にダクトとの接続が可能)	A⑤ A⑦ A⑩		
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ファン (機能・性能の確認が可能) (分解が可能)	A		
第1項 第4号	切り替え性	DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	【補足説明資料】61-4系統図	
	悪影響防止 系統設計	【居住性の確保】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	【補足説明資料】61-4系統図	
		地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響の影響を及ぼさない	-		
第43条 第5号	その他(飛散物)	高速回転機器 (今回配備)	B		
	設置場所	現場操作 (操作は緊急時対策所内で可能)	A b	【補足説明資料】61-2配置図	
	可搬SAの容量	その他 (対策要員の稼働を低減し、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がなく維持できる容量) (保有数は2台、故障時及び保守点検時のバックアップとして2台の合計4台)	C	【補足説明資料】61-5容量設定根拠 【補足説明資料】61-8適合状況説明資料	
第1号	可搬SAの接続性	対象外 (可搬型設備への接続のみ)	/	-	
第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	
第4号	設置場所	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	【補足説明資料】61-2配置図	
第3項 第5号	保管場所	緩和設備／同一目的のSA設備なし／屋内	A a	【補足説明資料】61-11保管場所図	
	アクセスルート	屋外アクセスルート	B	【補足説明資料】61-7アクセスルート	
第7号 共通因故障害防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	【居住性の確保】 緩和設備／同一目的のSA設備なし／空調上屋内	/	-	
	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/		

- 記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
- 「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
- 「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬)

第61条 緊急時対策所			可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	類型化区分	関連資料
第1号 における健全性	環境条件 圧力／屋外の天候 放射線	C/V以外の屋内-その他 (空調上屋内)	B d	【補足説明資料】61-2配置図	
	荷重	(有効に機能を發揮する)	-		
	海水	対象外(海水を涵水しない)	/		
	電磁波	(機能が損なわれない)	-		
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-		
	操作性	現場操作 (工具確保:一般的な工具) (接続作業:確実にダクトとの接続が可能)	A⑤ A⑩		
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	空調ユニット (機能・性能の確認が可能) (差圧確認が可能) (分解が可能) (フィルタの取外しが可能)	E		
第1項 第4号	切り替え性	DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	【補足説明資料】61-4系統図	
	系統設計	【居住性の確保】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	【補足説明資料】61-4系統図	
	配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-		
第43条 第5号	その他(飛散物)	対象外	/		
	設置場所	対象外 (操作不要)	/		
	可搬SAの容量	その他 (対策要員の稼働を低減し、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がなく維持できる容量) (十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計) (保有数は2台、故障時及び保守点検時のバックアップとして2台の合計4台)	C	【補足説明資料】61-5容量設定根拠 【補足説明資料】61-8適合状況説明資料	
第2号	可搬SAの接続性	簡便な接続規格	C	【補足説明資料】61-2配置図	
第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	
第4号	設置場所	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	【補足説明資料】61-2配置図	
第3項 第5号	保管場所	緩和設備／同一目的のSA設備なし／屋内	A a	【補足説明資料】61-11保管場所図	
	アクセスルート	屋外アクセスルート	B	【補足説明資料】61-7アクセスルート図	
第7号 共通 故障 防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	【居住性の確保】 緩和設備／同一目的のSA設備なし／空調上屋内	/	-	
	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/		

- 記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
- 「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
- 「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬)

第61条 緊急時対策所			空気供給装置(空気ポンベ)	類型化区分	関連資料
第1号 における健全性	環境条件 圧力／屋外の天候 放射線	C/V以外の屋内-その他 (空調上屋内)	B d	【補足説明資料】61-2配置図	
	荷重	(有効に機能を發揮する)	-		
	海水	対象外(海水を涵水しない)	/		
	電磁波	(機能が損なわれない)	-		
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-		
	操作性	現場操作 (弁操作:緊急時対策所内の手動操作バルブにより確実に加圧操作ができる) (接続作業:確実に接続が可能)	A⑨ A⑩		
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	容器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能)	C		
第1項 第4号	切り替え性	DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	【補足説明資料】61-4系統図	
	系統設計	【居住性の確保】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-	
	配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-		
第43条 第5号	その他(飛散物)	対象外	/		
	設置場所	現場操作 (操作は設置場所で可能)	A a	【補足説明資料】61-2配置図	
	可搬SAの容量	その他 (対策要員の線量を低減し、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がなく維持できる容量) (放射性物質の放出時間が10時間であることを踏まえて、十分な余裕を持つ容量) (緊急時対策所内を加圧するために必要な容量の空気ポンベを保有し、故障時及び保守点検時のバックアップを1個)	C	【補足説明資料】61-5容量設定根拠 【補足説明資料】61-8適合状況説明資料	
第2号	可搬SAの接続性	簡便な接続規格	C	【補足説明資料】61-2配置図	
第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	
第4号	設置場所	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	【補足説明資料】61-2配置図	
第3項 第5号	保管場所	緩和設備／同一目的のSA設備なし／屋内	A a	【補足説明資料】61-11保管場所図	
	アクセスルート	屋外アクセスルート	B	【補足説明資料】61-7アクセスルート図	
第7号	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	【居住性の確保】 緩和設備／同一目的のSA設備なし／空調上屋内	/	-	
	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/		

- 記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
- 「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
- 「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬)

第61条 緊急時対策所			酸素濃度・二酸化炭素濃度計	類型化区分	関連資料
第1号 における健全性	環境条件 圧力／屋外の天候 放射線	C/V以外の屋内～その他 (緊急時対策所)	B d	【補足説明資料】61-2配置図	
	荷重	(有効に機能を発揮する)	-		
	海水	対象外(海水を涵水しない)	/		
	電磁波	(機能が損なわれない)	-		
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-		
	操作性	現場操作 (運搬設置：人が携行して移動可能) (操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより確実に操作できる)	A⑩ A⑦		
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (模擬入力による機能・性能の確認(特性確認)が可能) (校正が可能)	J		
第1項 第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	-	
	系統設計	【居住性の確保】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-	
	配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	
第43条 第5号	その他(飛散物)	対象外	/	-	
	設置場所	現場操作 (操作は緊急時対策所内で可能)	A a	【補足説明資料】61-2配置図	
第1号	可搬SAの容量	その他 (緊急時対策所内の居住環境の基準値の範囲を測定できる測定範囲を持つもの) (保有数は1セット2個、故障時及び保守点検時のバックアップとして2個の合計4個)	C	【補足説明資料】61-8 適合状況説明資料	
	可搬SAの接続性	対象外 (接続なし)	/	-	
	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	
	設置場所	(放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-	【補足説明資料】61-2配置図	
第3項 第5号	保管場所	防止・緩和以外／同一目的のSA設備なし／屋内	A a	【補足説明資料】61-11保管場所図	
	アクセスルート	対象外(アクセス不要)	/	【補足説明資料】61-7アクセスルート図	
第7号	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	【居住性の確保】 防止・緩和以外／同一目的のSA設備なし	/	-	
	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	

- 記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
- 「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
- 「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬)

第61条 緊急時対策所			緊急時対策所可搬型エアモニタ	類型化区分	関連資料
第1号 における健全性	環境条件 ・環境温度・湿度・ 圧力／屋外の天候 ／放射線	C/V以外の屋内-その他 (緊急時対策所)	B d	【補足説明資料】61-2配置図	
	荷重	(有効に機能を發揮する)	-		
	海水	対象外(海水を涵水しない)	/		
	電磁波	(機能が損なわれない)	-		
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-		
	操作性	【居住性の確保】 現場操作 (運搬設置：人力により運搬、移動できる設計) (操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより現場で操作可能) (接続作業：コネクタ接続による接続)	A⑥ A⑦ A⑩		
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (校正用標準による機能・性能の確認 (特性確認) が可能) (校正が可能)	J		
第1項 第4号	切り替え性	DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a2	-	
	系統設計	【居住性の確保】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-	
	配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	
第43条 第5号	その他(飛散物)	対象外	/	-	
	設置場所	現場操作 (操作は緊急時対策所内で可能)	A a	【補足説明資料】61-2配置図	
	可搬SAの容量	その他 (緊急時対策所内の放射線量の測定が可能な計測範囲) (保有数は2台、故障時及び保守点検時のバックアップとして2台の合計4台)	C	【補足説明資料】61-5容量設定根拠 【補足説明資料】61-8適合状況説明資料	
第1号	可搬SAの接続性	対象外 (接続なし)	/	-	
第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	
第4号	設置場所	(放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	-	【補足説明資料】61-2配置図	
第3項 第5号	保管場所	緩和設備／同一目的のSA設備なし／屋内	A a	【補足説明資料】61-11保管場所図	
第6号	アクセスルート	対象外(アクセス不要)	/	【補足説明資料】61-7アクセスルート図	
第7号 共通要因 故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	【居住性の確保】 緩和設備／同一目的のSA設備なし	/	-	
	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-	

- 記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
- 「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
- 「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

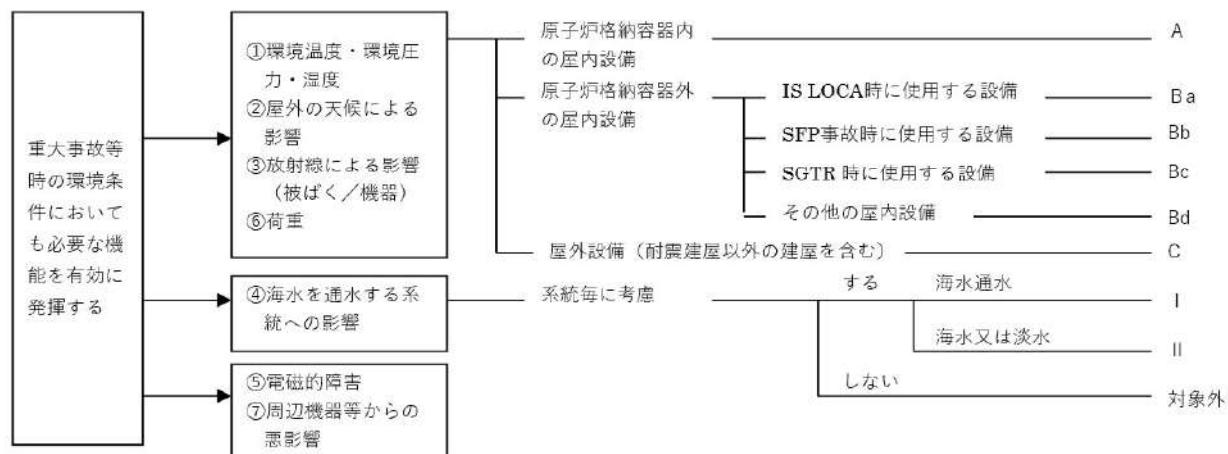
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬)

第61条 緊急時対策所			緊急時対策所用発電機	類型化区分	関連資料
第1号 環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	屋外	C	[補足説明資料]61-2配置図	
	荷重	(有効に機能を發揮する)	-		
	海水	対象外(海水を涵水しない)	/		
	電磁波	(機能が損なわれない)	-		
	他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-		
	操作性	現場操作 (工具確保:一般的な工具) (運搬設置:車両により運搬、移動できる、車輪止めにより固定) (操作スイッチ操作:付属の操作スイッチにより現場で操作可能) (電源操作:遮断器操作にて速やかに切替えられる (接続作業:ボルト、ネジ接続により確実に接続できる)	A⑤ A⑥ A⑦ A⑧ A⑩		
	試験・検査 (検査性・系統構成・外部入力)	内燃機関 発電機 (機能・性能の確認が可能) (分解が可能)	G H		
第1項 第4号	切り替え性	DB施設としての機能を有さない (遮断器を設置)	Bal	[補足説明資料]61-4系統図	
	系統設計 影響防止	【代替電源設備からの給電】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[補足説明資料]61-4系統図	
	配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(固縛等により固定)	-		
第43条 第6号	その他(飛散物)	高速回転機器 (今回配備)	B		
	設置場所	現場操作 (操作は設置場所で可能)	A a	[補足説明資料]61-2配置図	
	可搬SAの容量	その他 (1台で指揮所又は待機所それぞれに給電するために必要な容量) (保有数は4台、故障時及び保守点検時のバックアップとして4台の合計8台)	C	[補足説明資料]61-5容量設定根拠 [補足説明資料]61-8適合状況説明資料	
第1号	可搬SAの接続性	ボルト・ネジ接続及びコネクタ接続	A	[補足説明資料]61-2配置図	
第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	
第4号	設置場所	SFP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	A	[補足説明資料]61-2配置図	
第3項 第5号	保管場所	防止設備／共通要因の考慮対象設備あり 緩和設備／同一目的のSA設備あり／屋外	B b	[補足説明資料]61-2配置図	
第6号	アクセスルート	屋外アクセスルート	B	[補足説明資料]61-7アクセスルート	
第7号 共通要因 故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	防止設備／共通要因の考慮対象設備あり 緩和設備／同一目的のSA設備あり／屋外	A b B	[補足説明資料]61-2配置図 [補足説明資料]61-10単線結線図	
	サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる冷却源 (他設備からの冷却源を必要としない空冷式のティーザ駆動)	D	-	

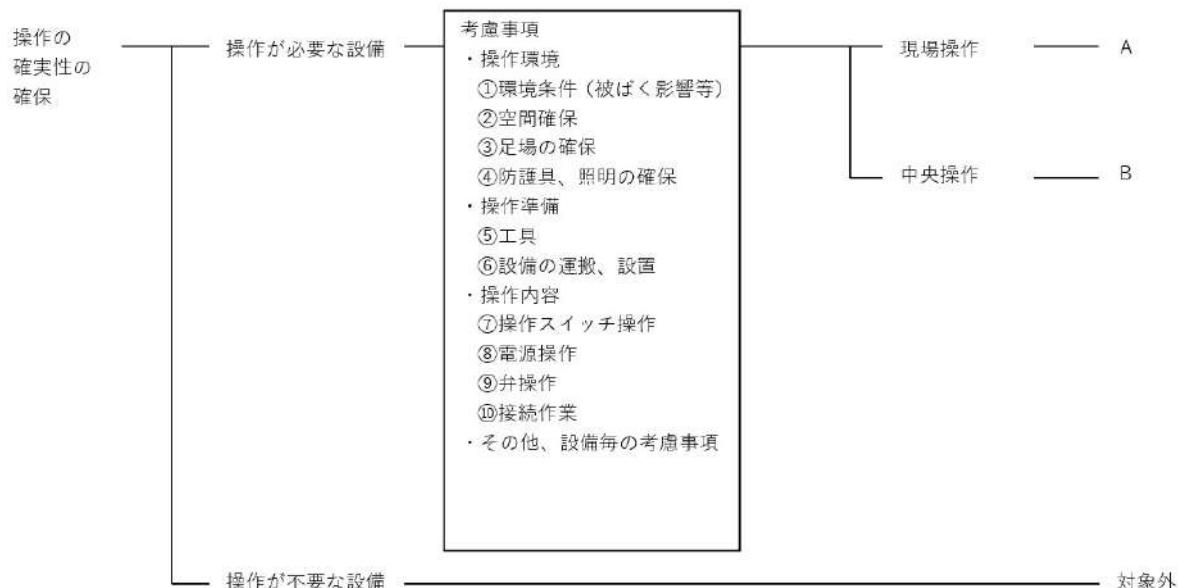
- 記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
- 「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
- 「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊3号炉  
SA設備基準適合性一覧表の記号説明

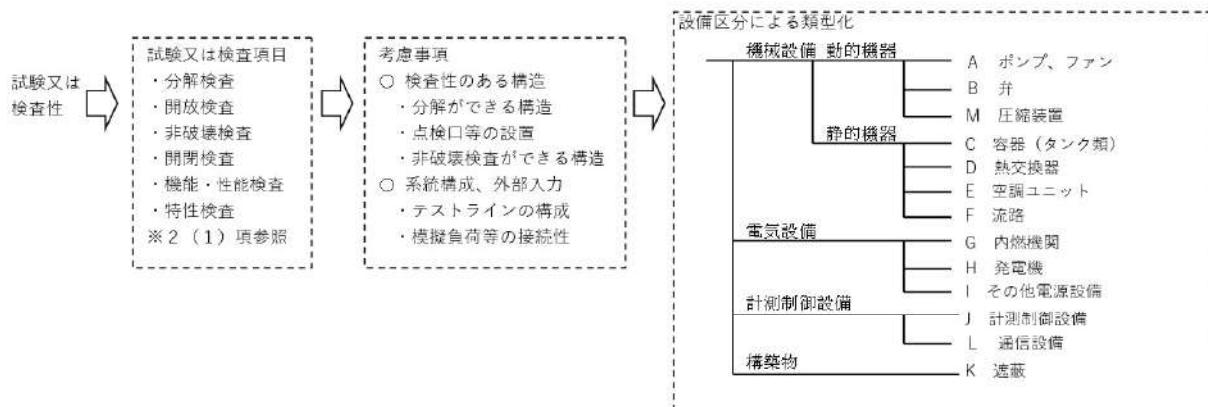
■ 設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号  
重大事故等時の環境条件における健全性について



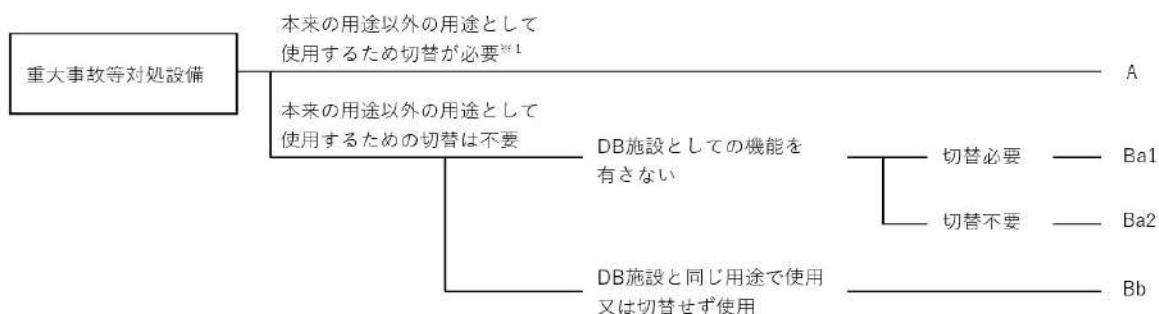
■ 設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号  
操作の確実性について



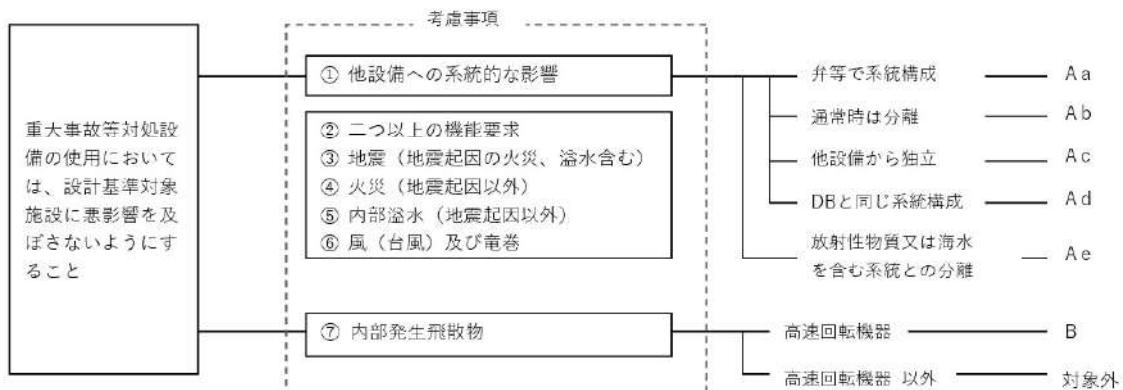
■ 設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号  
試験又は検査性について



■ 設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号  
切り替え性について



■ 設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号  
重大事故等対処設備の悪影響防止について



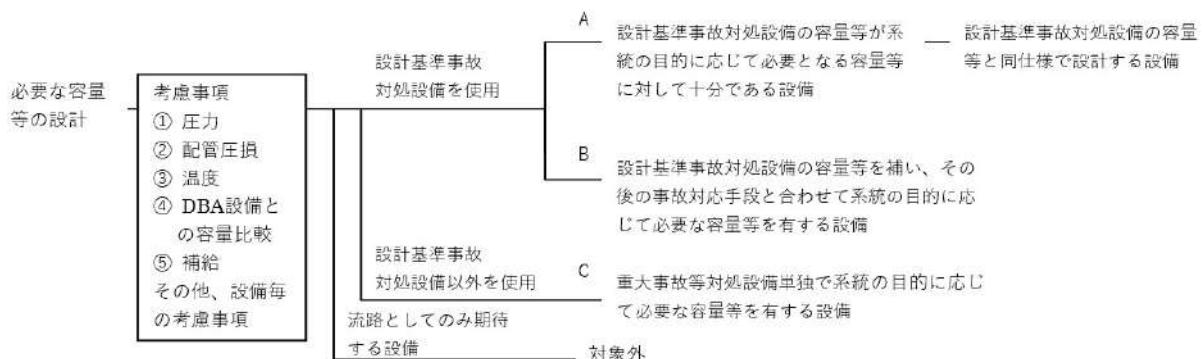
## ■ 設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号

### 設置場所について



## ■ 設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号

### 常設重大事故等対処設備の容量等について



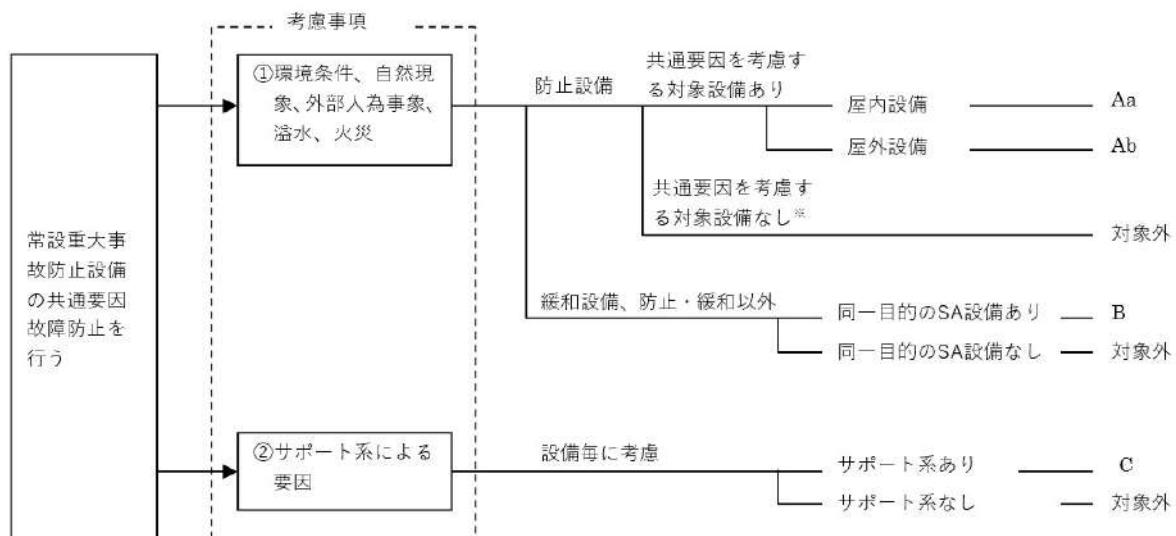
## ■ 設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号

### 発電用原子炉施設での共用の禁止について

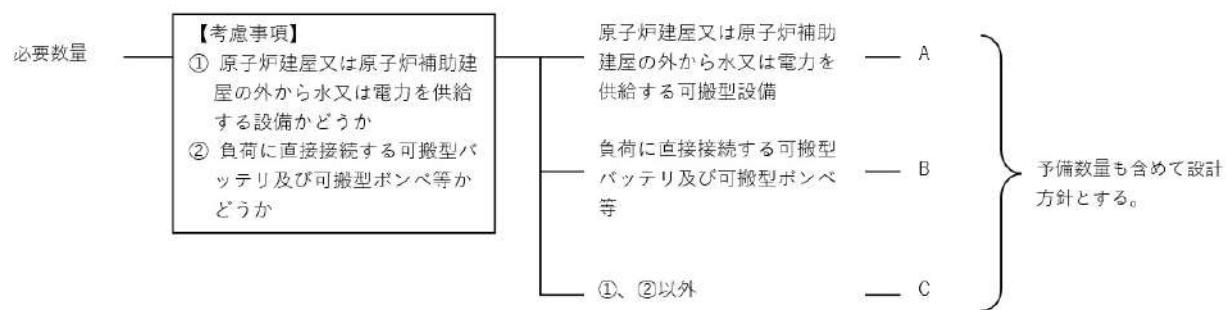
区分	設計方針	関連資料	備考
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	

## ■ 設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号

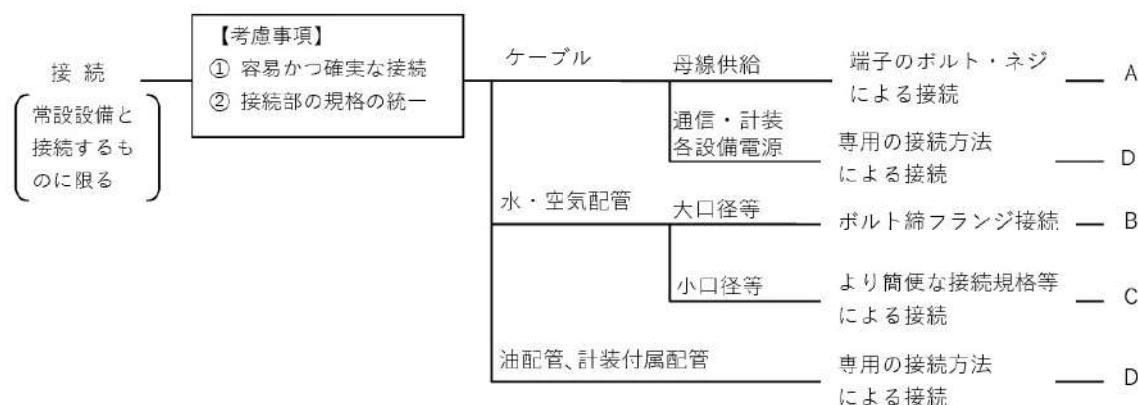
### 常設重大事故防止設備の共通要因故障について



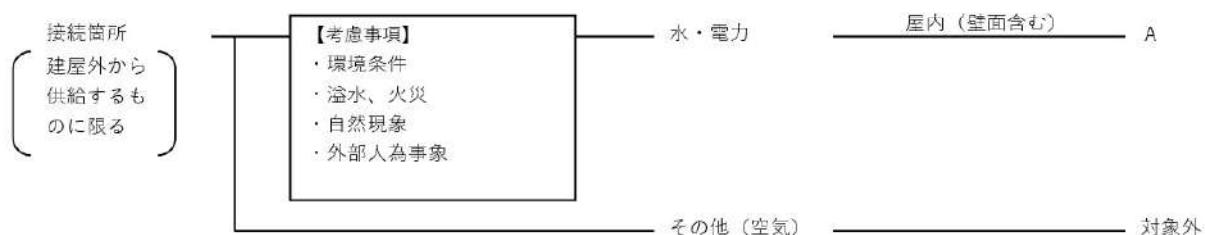
■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号  
可搬型重大事故等対処設備の容量等について



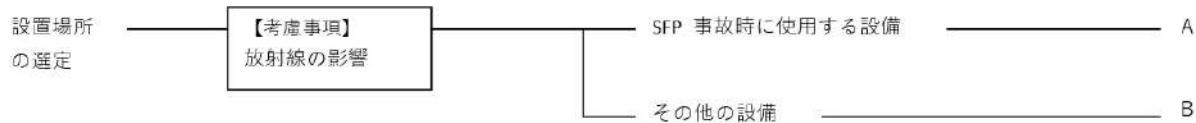
■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号  
可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について



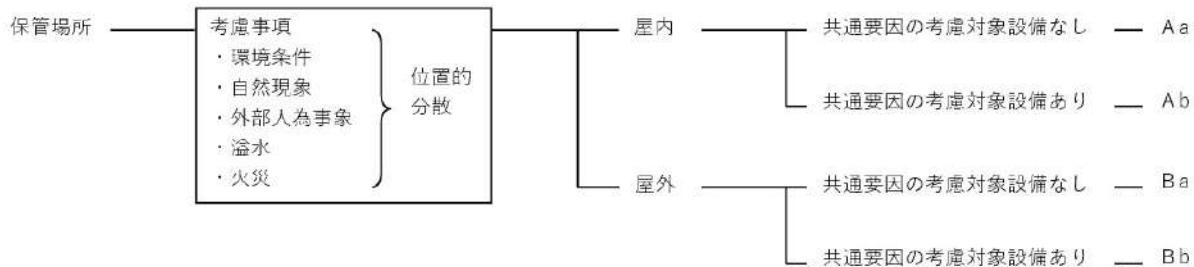
■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号  
異なる複数の接続箇所の確保について



■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号  
可搬型重大事故等対処設備の設置場所について



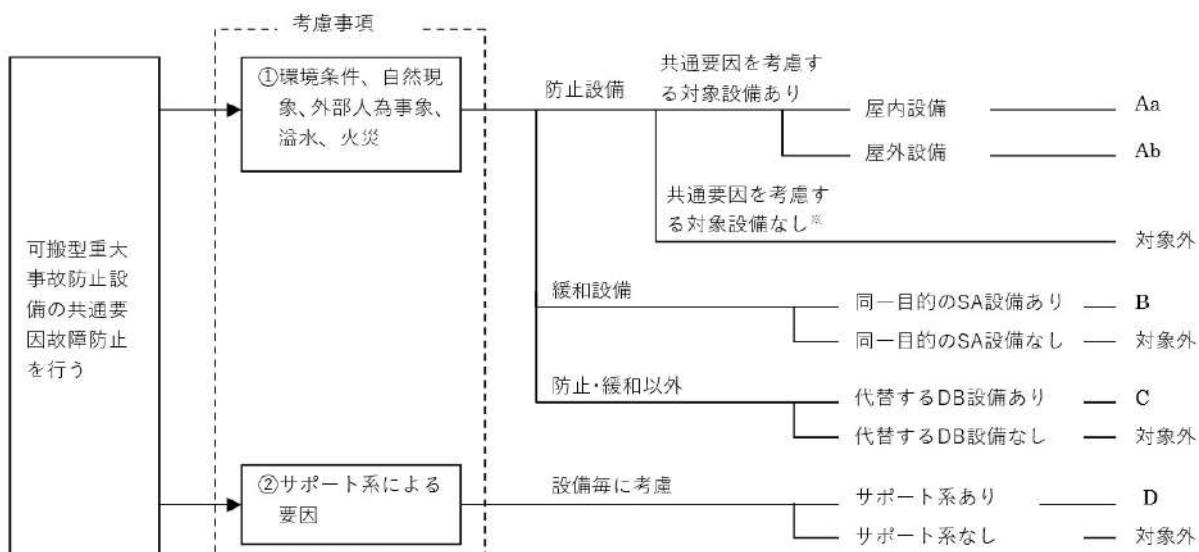
■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号  
保管場所について



■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号  
アクセスルートについて



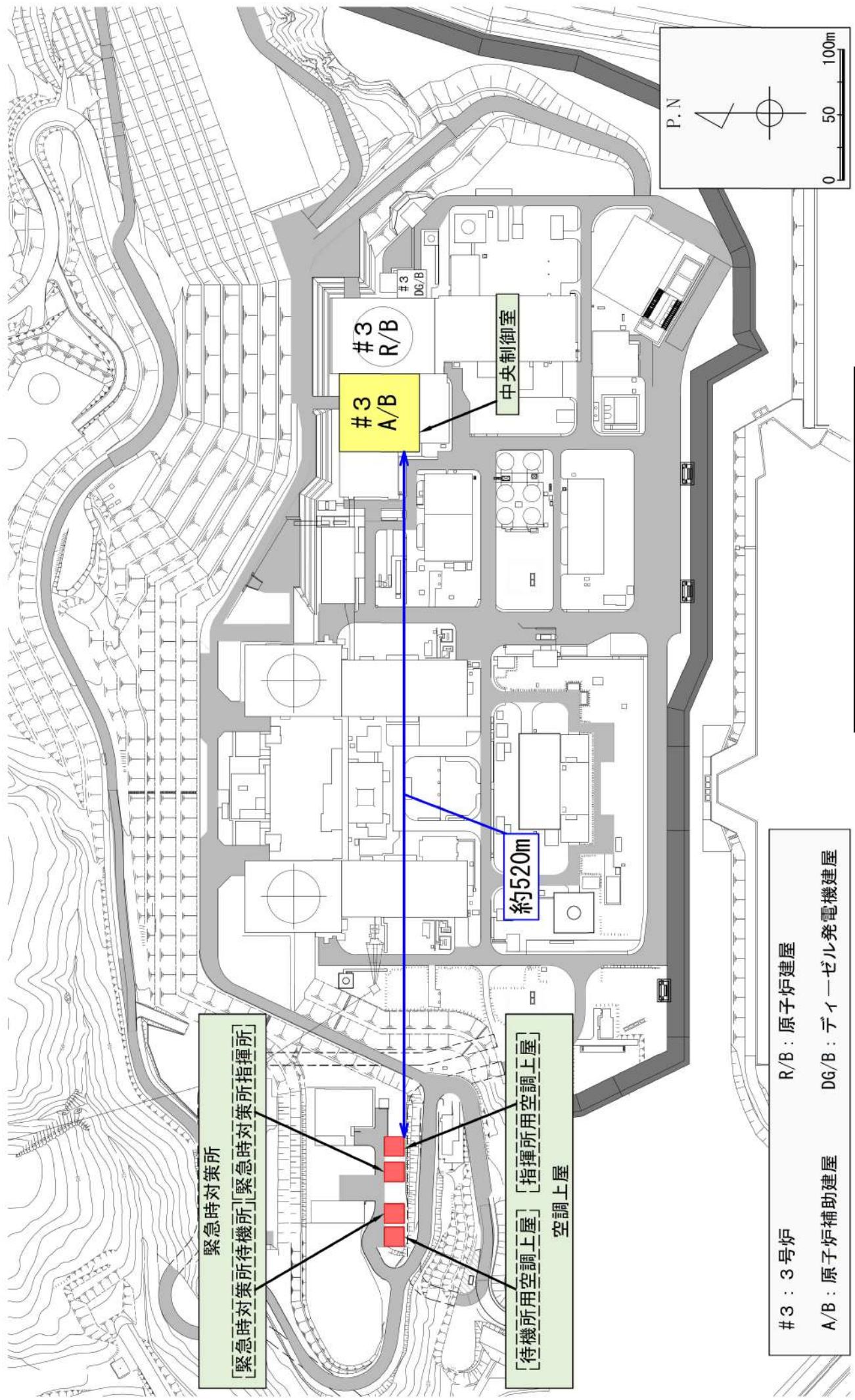
■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号  
重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について



## 6.1-2 配置図

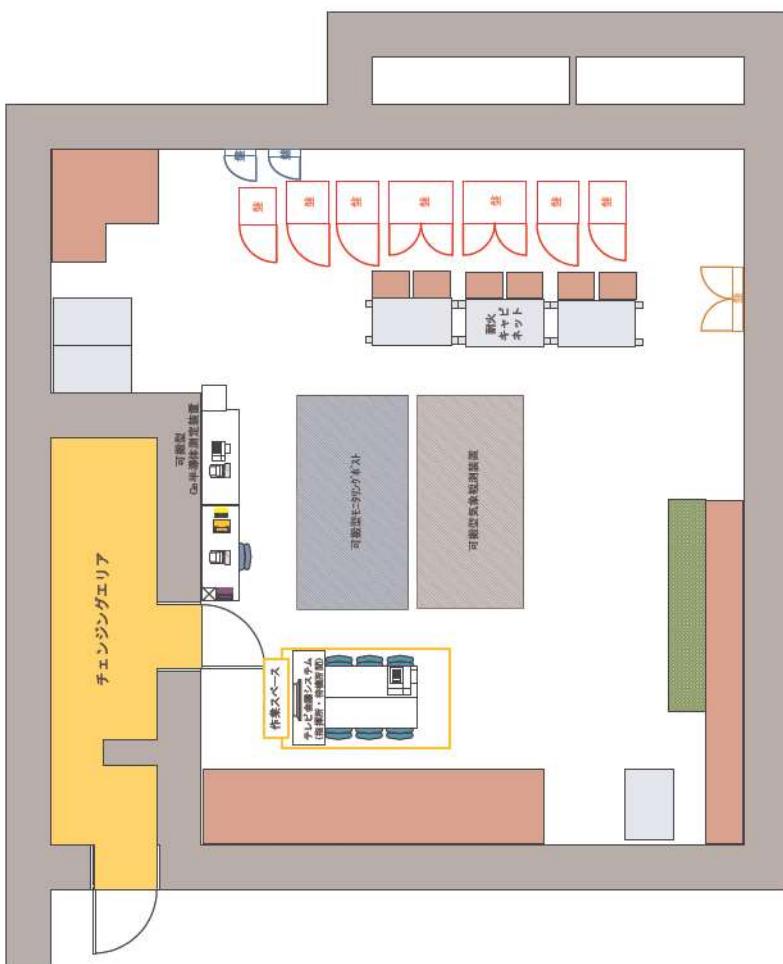
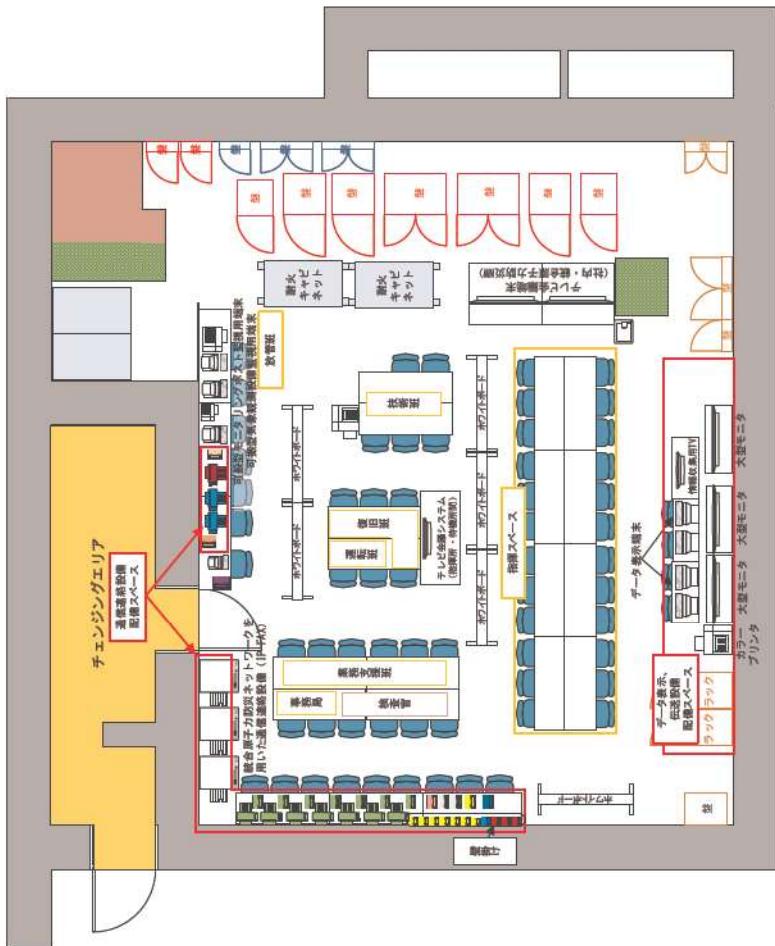
凡例

■	：設計基準事故対処設備等
■	：重大事故等対処設備



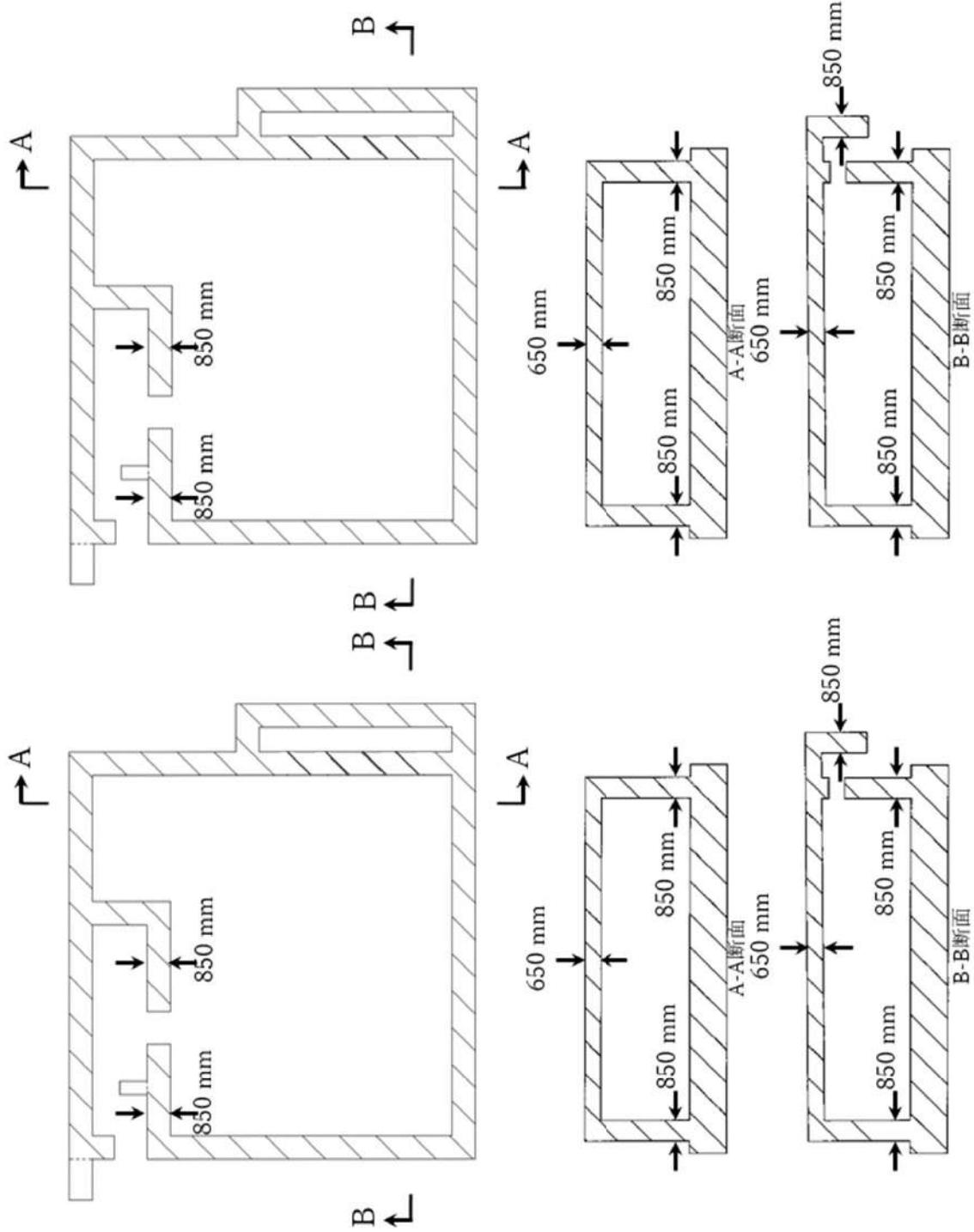
緊急時対策所配置図

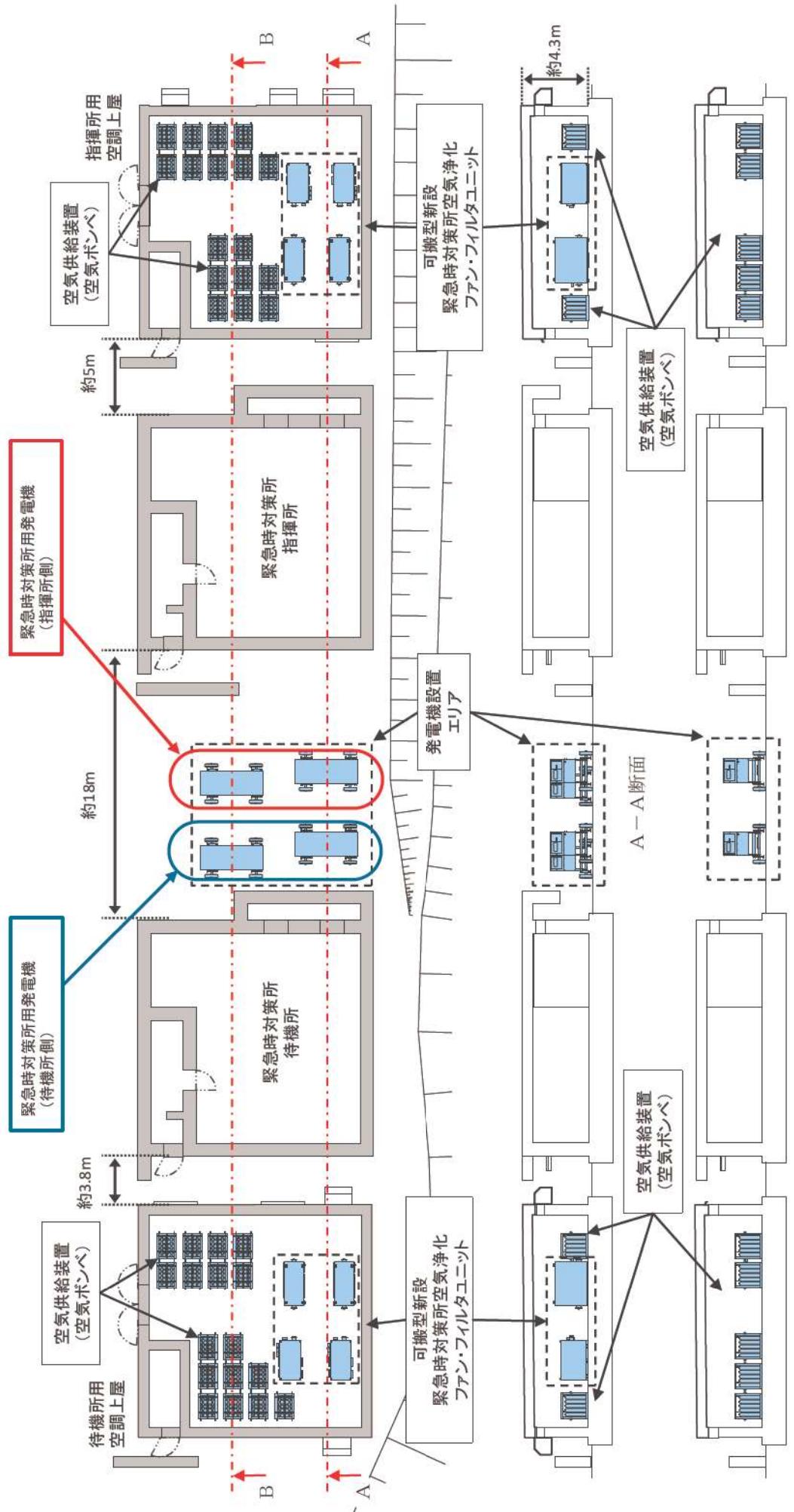
緊急時對機所指揮所策所待機所策所指揮所



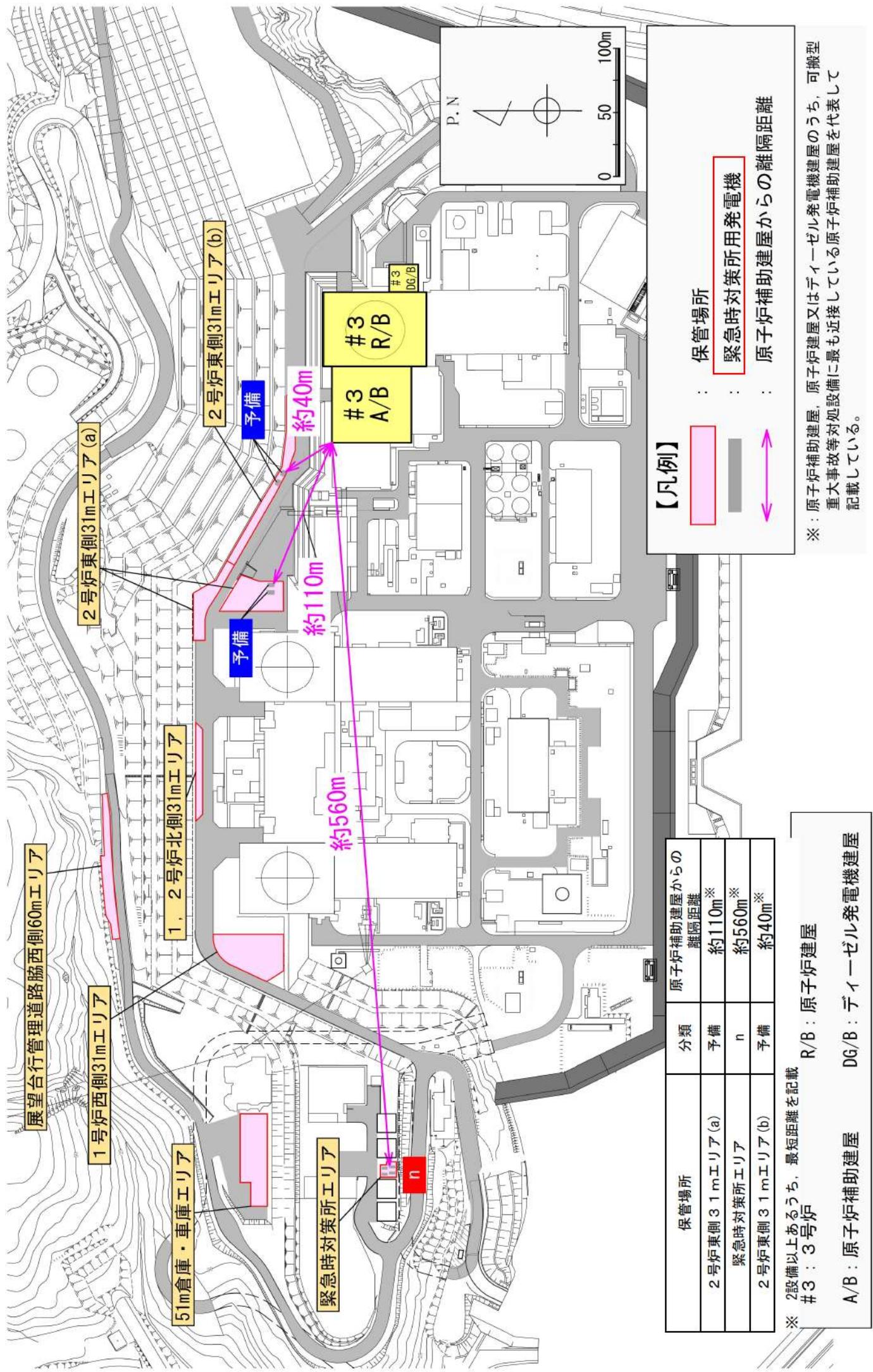
# 緊急時対策所遮へい構造図

緊急時対策所指揮所遮へい





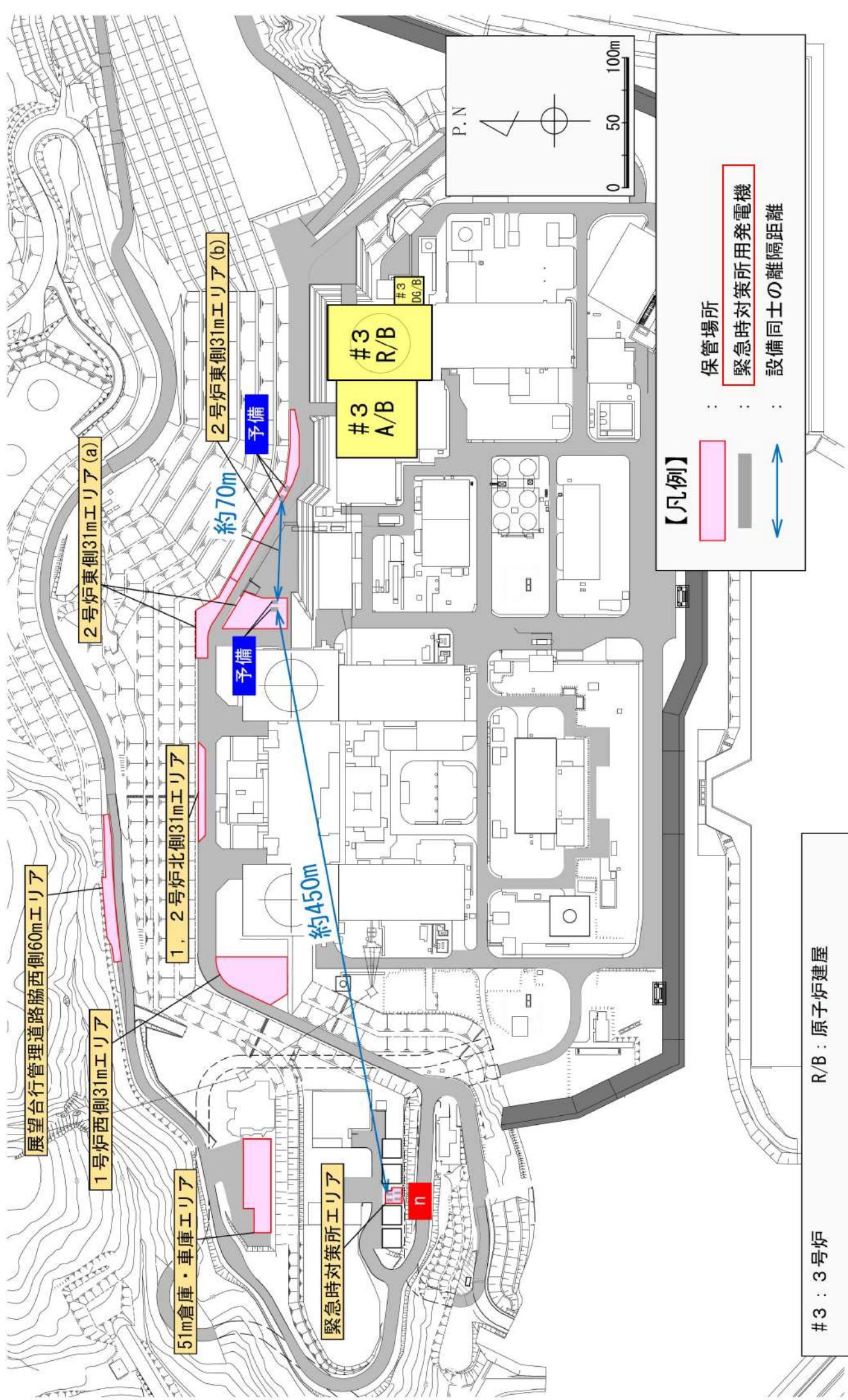
緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 换気空調設備配置図



緊急時対策所用発電機配置図 (1)

※ : 原子炉補助建屋、原子炉建屋又はディーゼル発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対処設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表して記載している。

# 緊急時対策所用発電機配置図 (2)

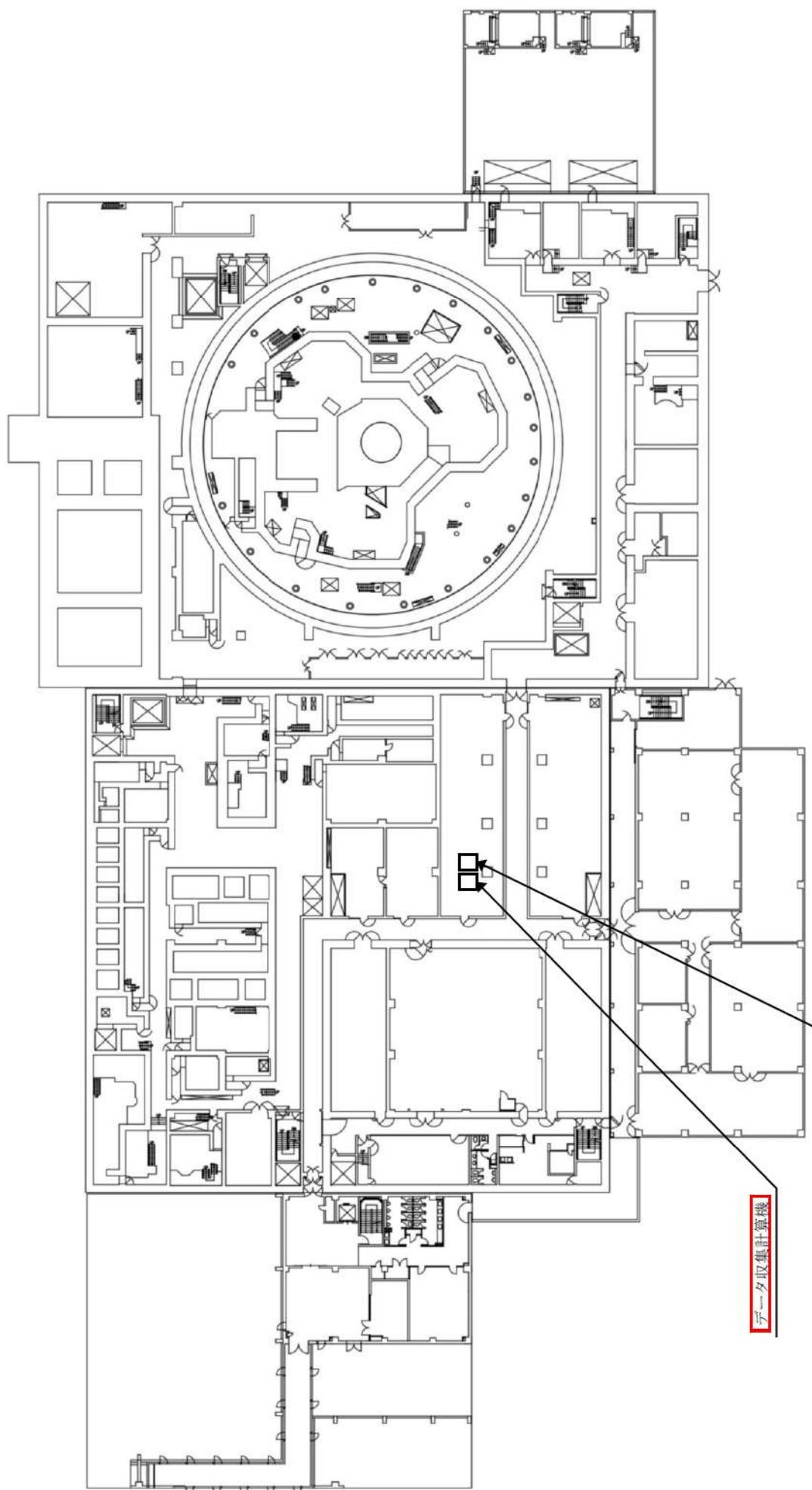


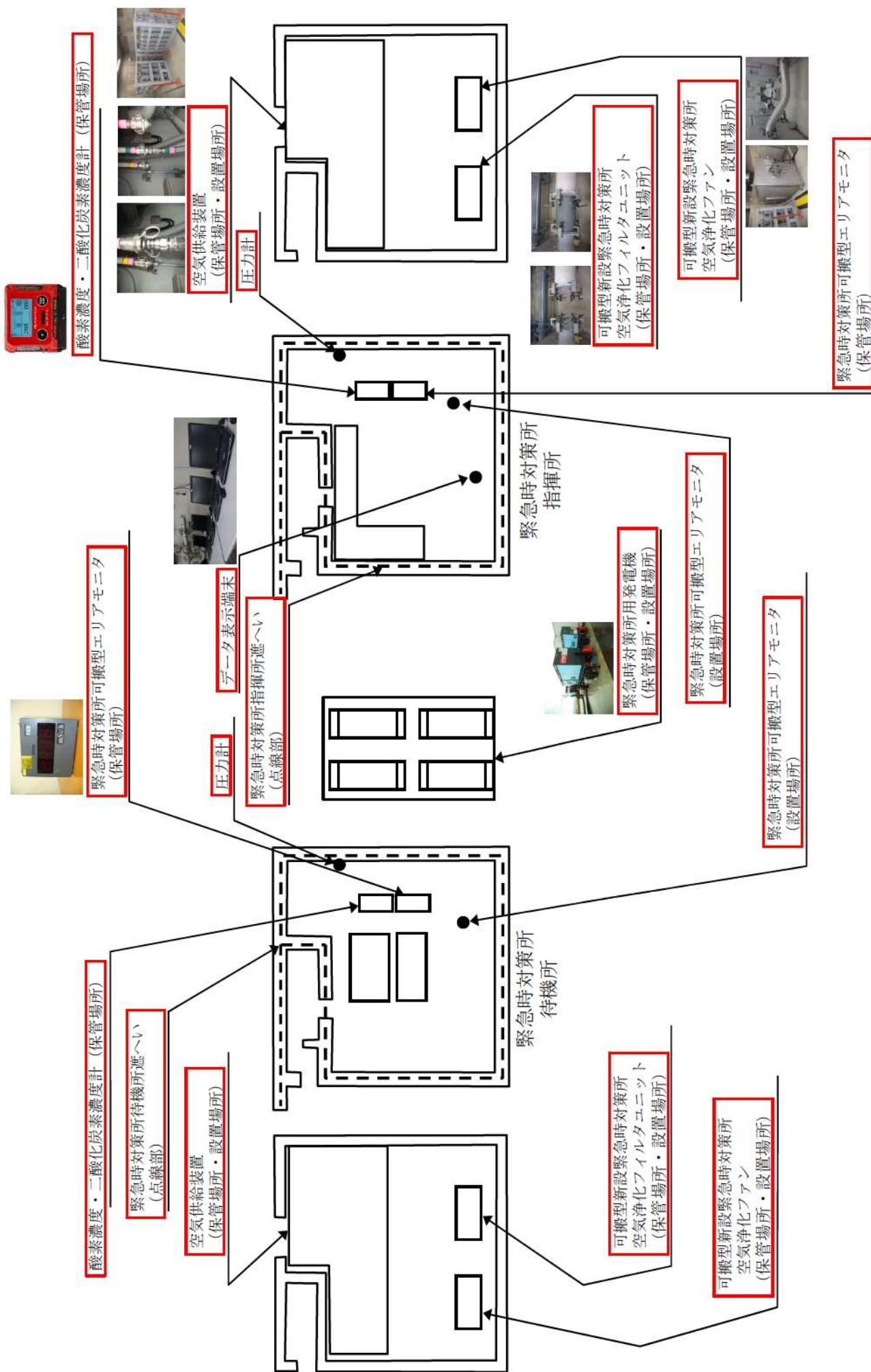
T.P. 17.8m

データ収集計算機、ERSS伝送サバ 配置図

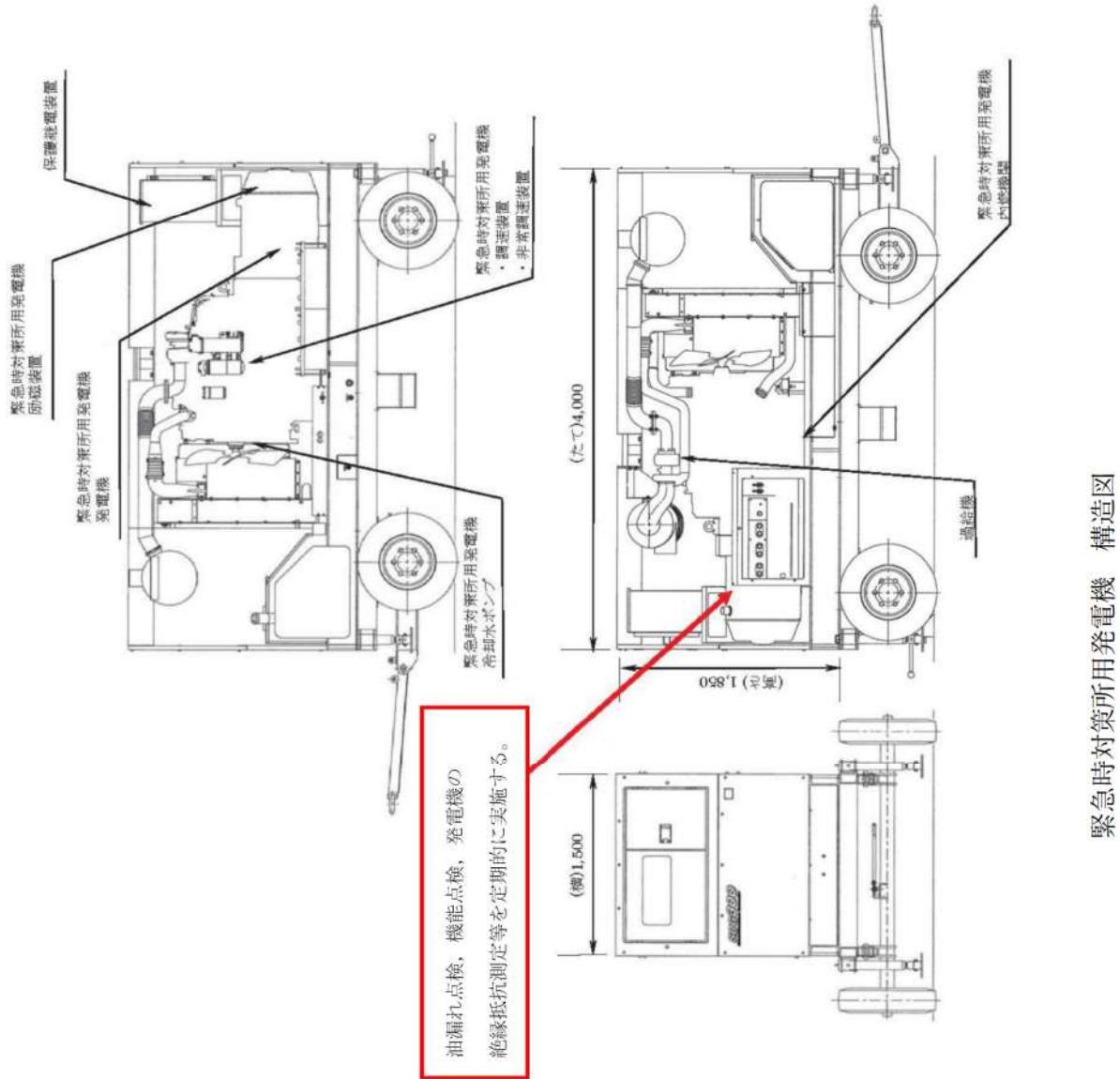
ERSS伝送サバ

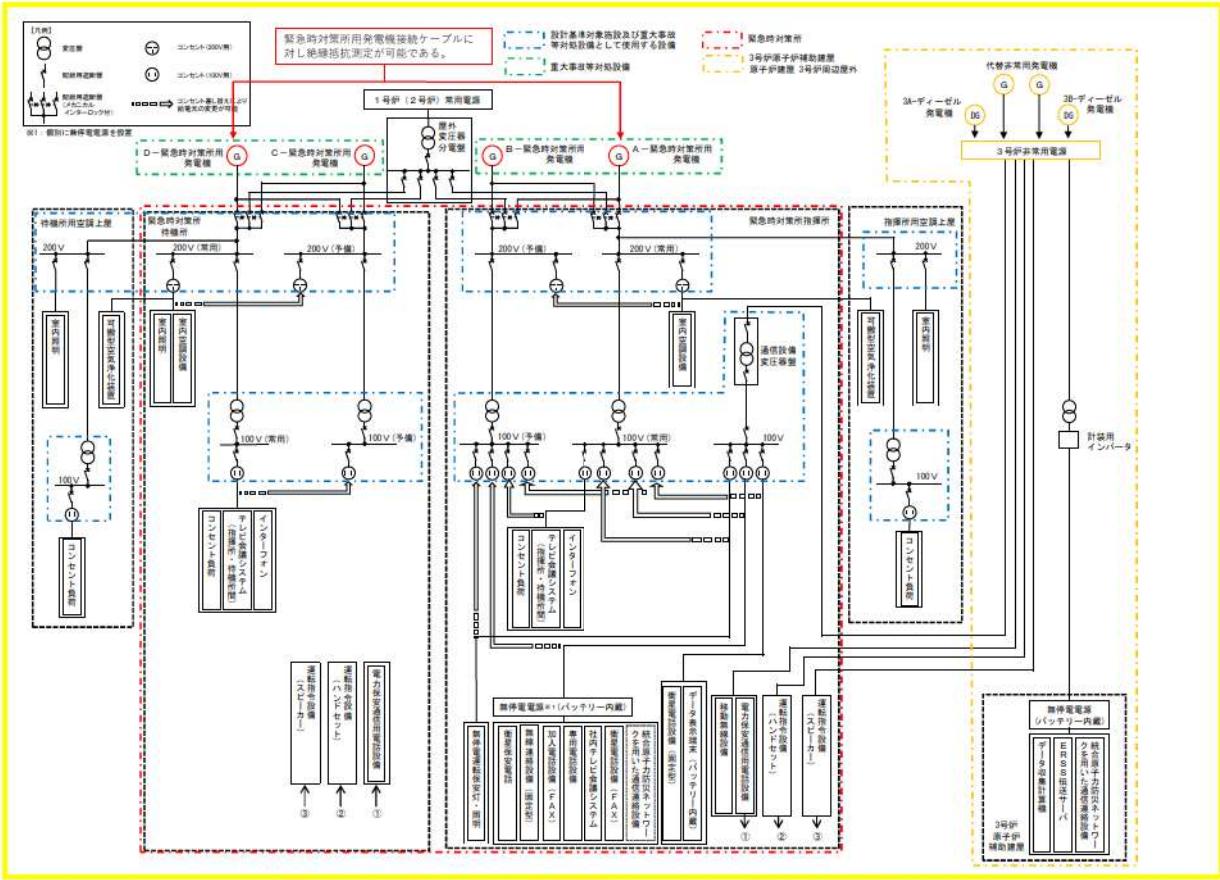
データ収集計算機



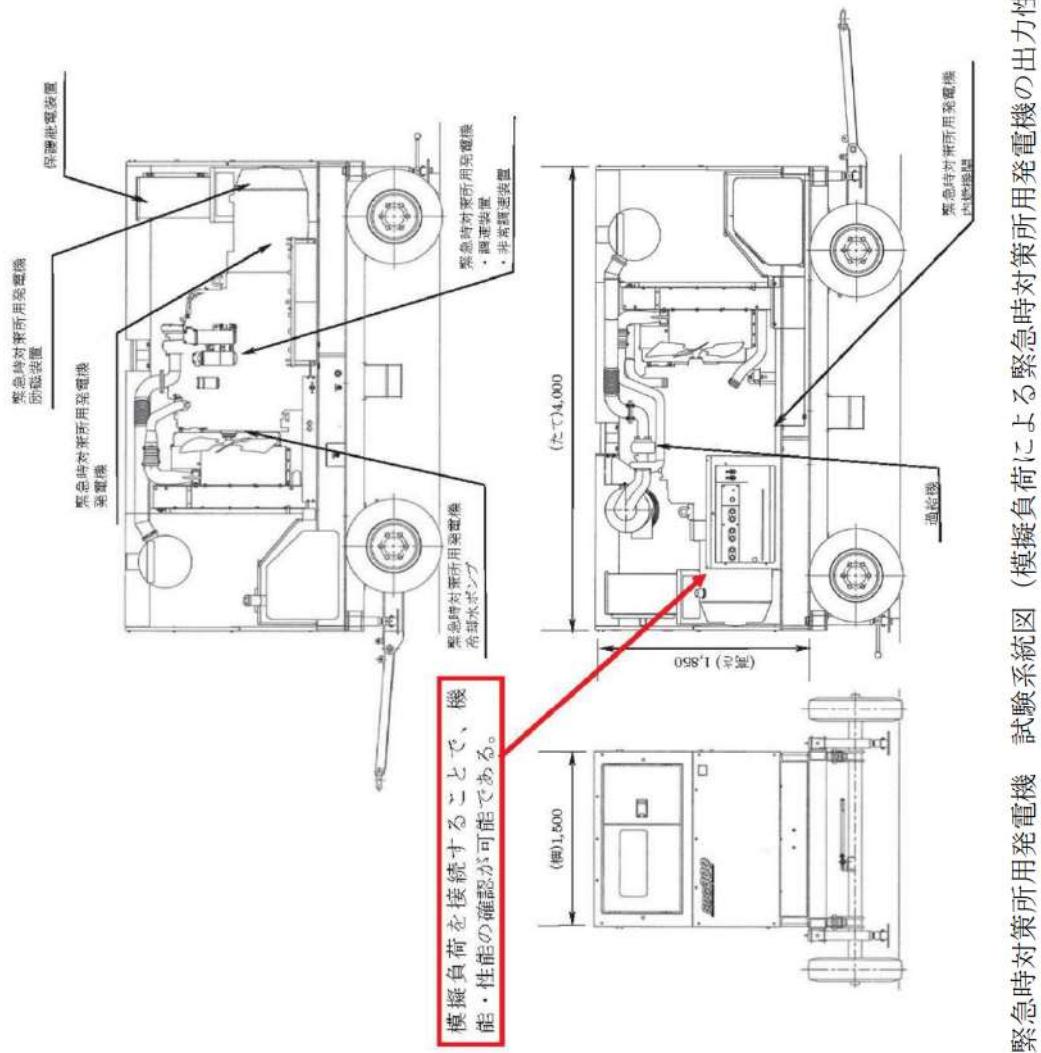


### 6.1-3 試験・検査説明資料





## 緊急時対策所用発電機用ケーブル 試験系統図



緊急時対策所用発電機 試験系統図（模擬負荷による緊急時対策所用発電機の出力性能確認）

○緊急時対策所の気密性、正圧化に関する試験・検査性について

緊急時対策所の気密性、正圧化に関する点検及び検査は次の表及び図の通りである。

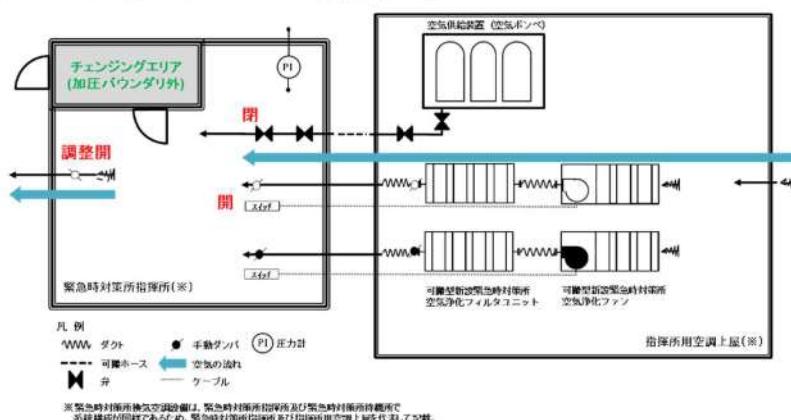
表 緊急時対策所の気密性、正圧化に関する試験・検査性

発電用原子炉 の状態	項目	内容
運転中	外観検査	外観確認
又は 停止中	機能・性能試験	気密性、正圧化機能の確認 運転性能の確認

可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、圧力計各々の点検を行うとともに、これら設備を組み合わせた状態で緊急時対策所の気密性、正圧化機能・性能が正常であることを確認する。

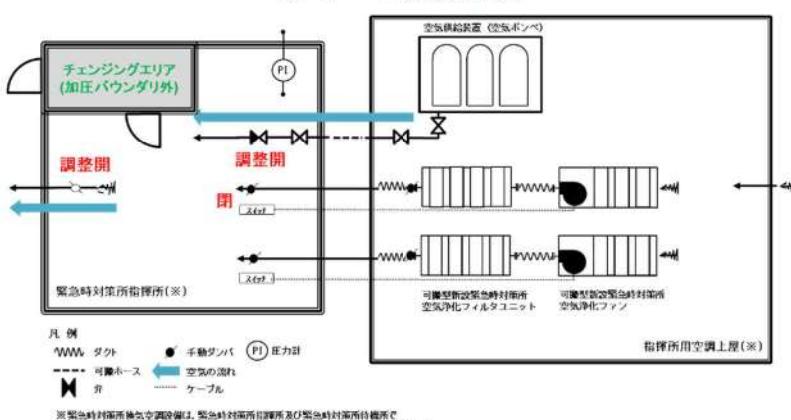
緊急時対策所の機能・性能検査は、緊急時対策所に対して、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットにより定格流量により緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を規定差圧に正圧化できることを確認する。

また、緊急時対策所においては、機能・性能検査として空気供給装置の空気ボンベにより、規定流量の空気を緊急時対策所に供給した場合、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を規定差圧に正圧化できることを確認する。



換気空調設備の系統に関する点検（検査性） 概要図

(プルーム通過前後)



緊急時対策所空気供給装置による正圧化時の気密性、正圧化機能に関する

試験・検査性 概要図 (プルーム通過中)

○酸素濃度・二酸化炭素濃度計の試験及び検査について

酸素濃度・二酸化炭素濃度計は発電用原子炉の運転中又は停止中においても校正ガスによる性能検査が可能な設計とする。

酸素濃度・二酸化炭素濃度計外観図を以下に示す。

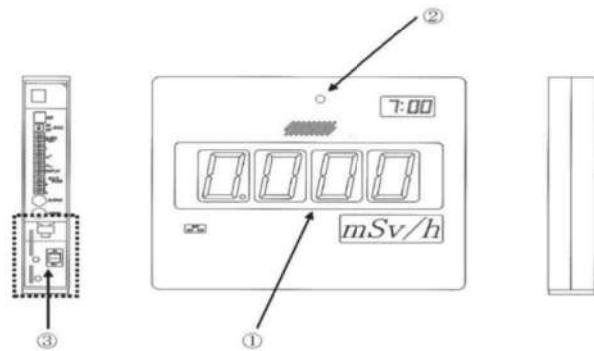


酸素濃度・二酸化炭素濃度計の外観図

○緊急時対策所可搬型エリアモニタの試験・検査性について

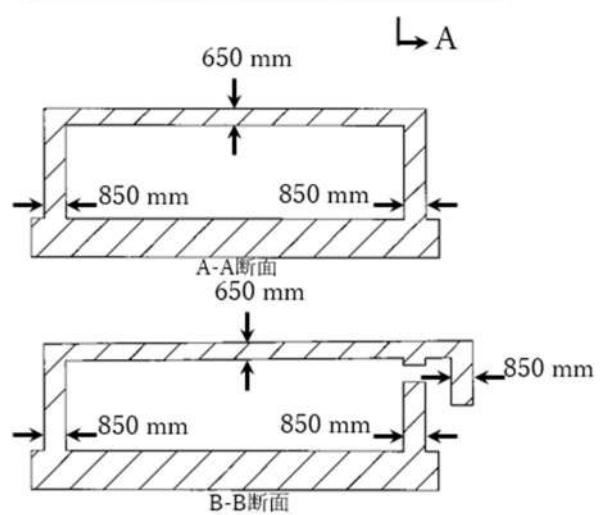
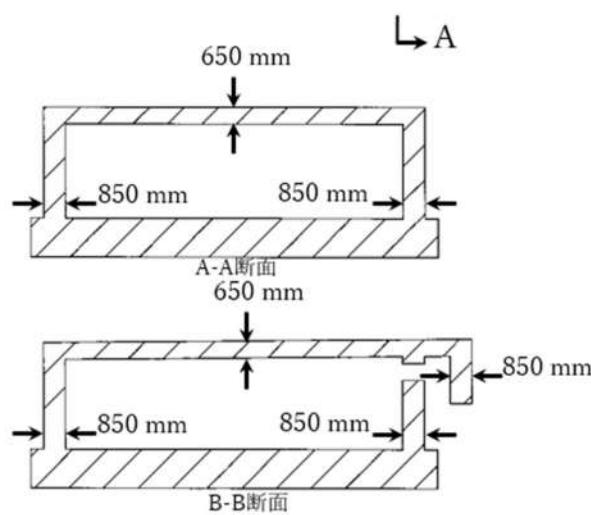
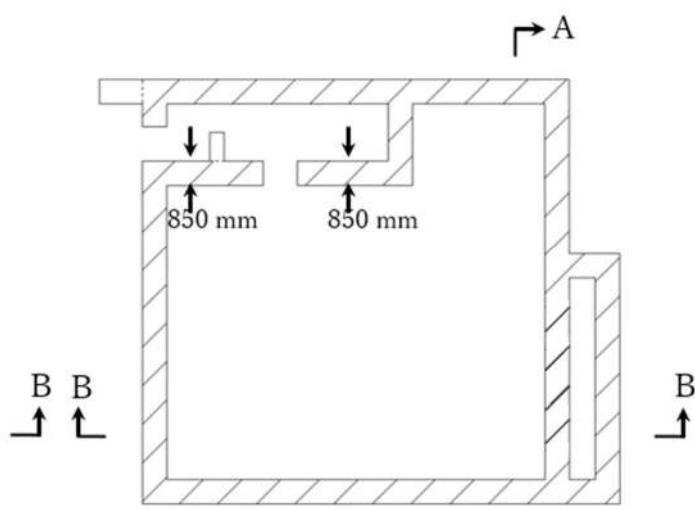
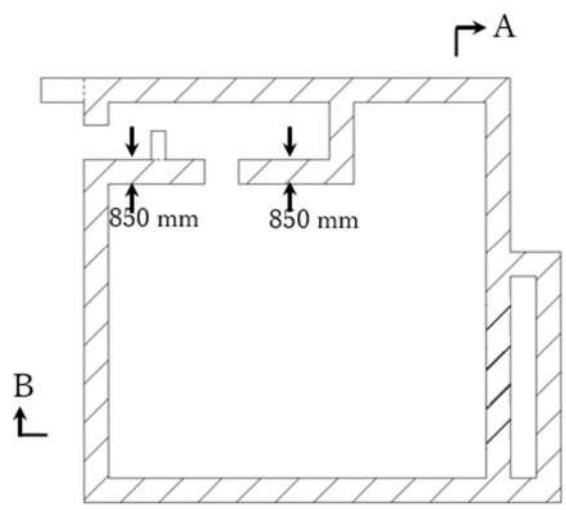
緊急時対策所可搬型エリアモニタは、発電用原子炉の運転中又は停止中においても模擬入力による機能・性能試験及び構成が可能とし、機能・性能の確認が可能な設計とする。

緊急時対策所可搬型エリアモニタ概略図を以下に示す。



番号	名 称
1	本体（表示部）
2	Si 半導体検出器 収納部
3	電源ユニット部

緊急時対策所可搬型エリアモニタ

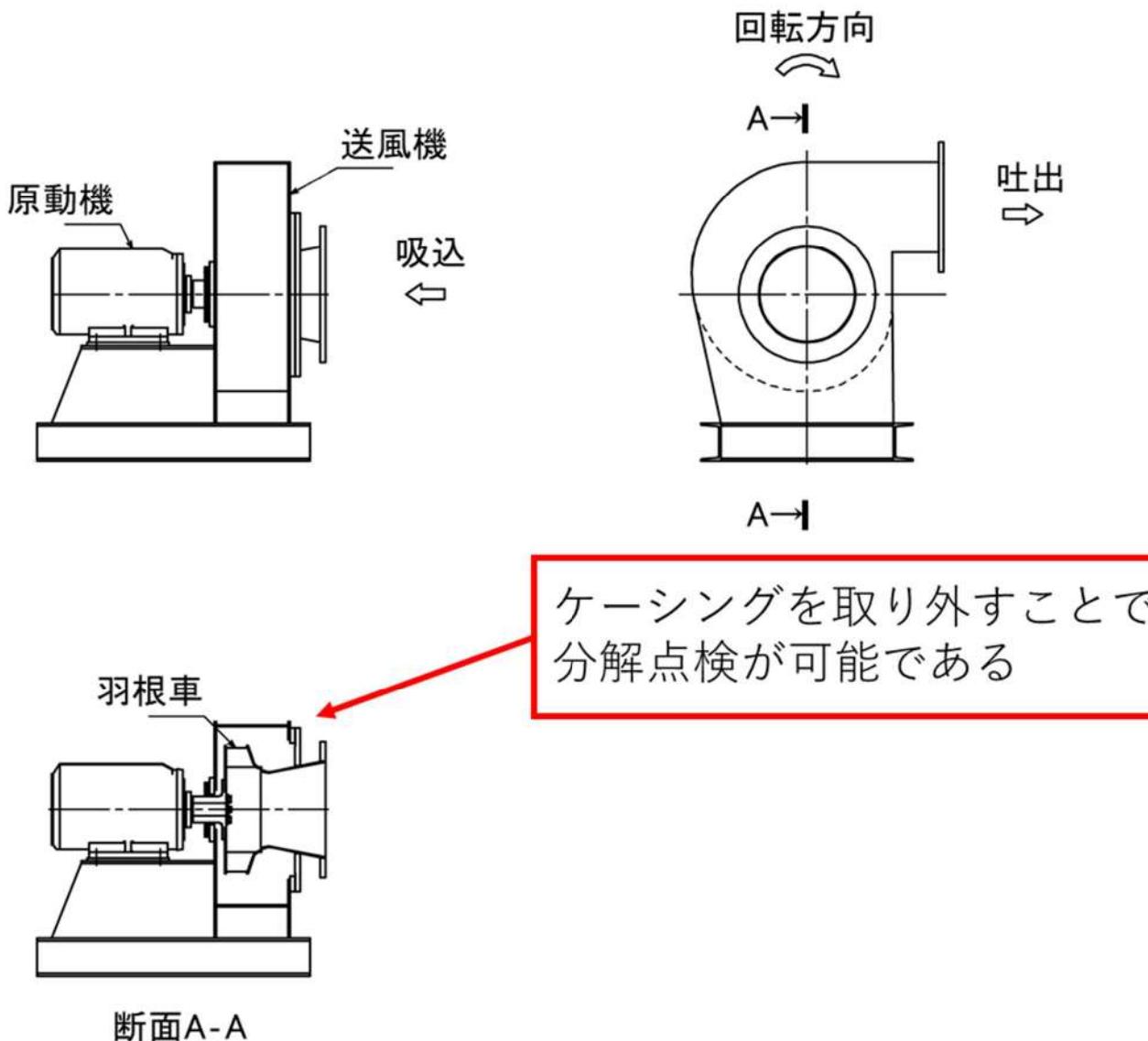


緊急時対策所指揮所遮へい

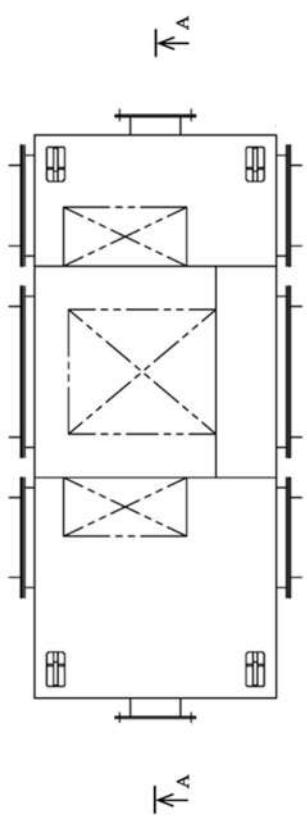
緊急時対策所待機所遮へい

緊急時対策所遮へい

○可搬型空気浄化装置の試験・検査性について

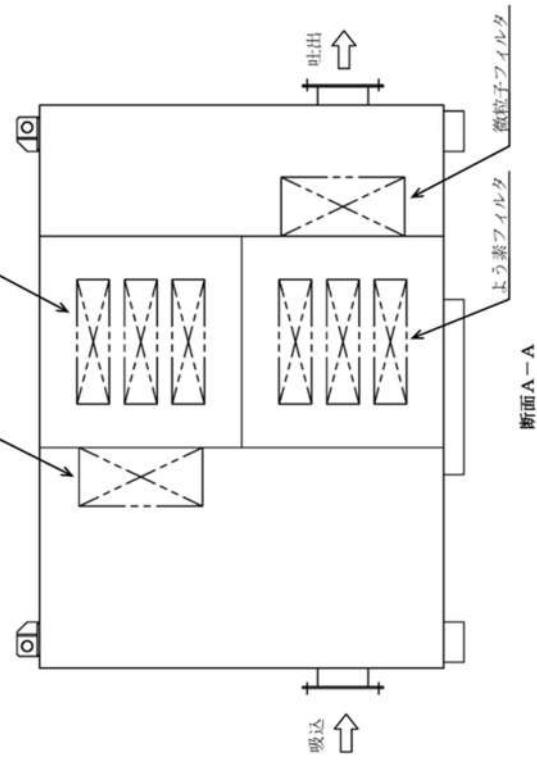


可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン



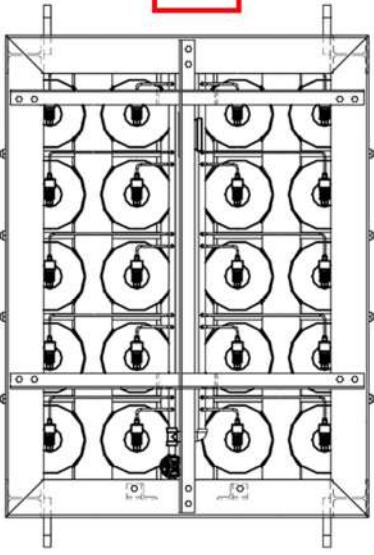
フィルタの前後差圧を確認できる  
差圧計を設置し、差圧確認が可能な  
設計とする。

アクセスパネルを設けているため、  
開放点検が可能である

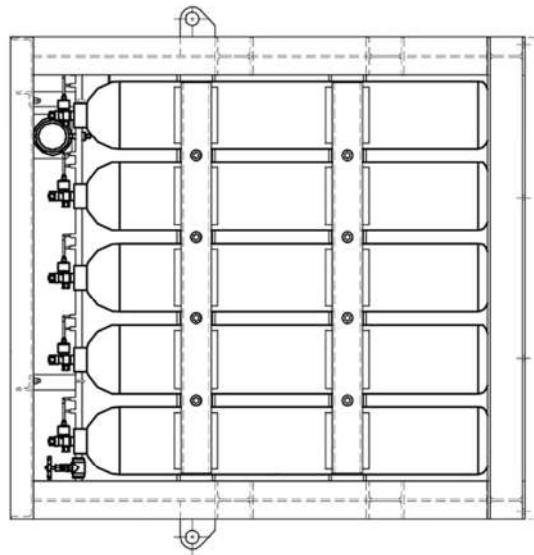
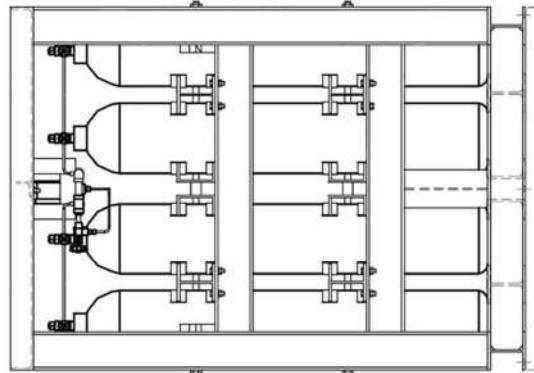


可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット

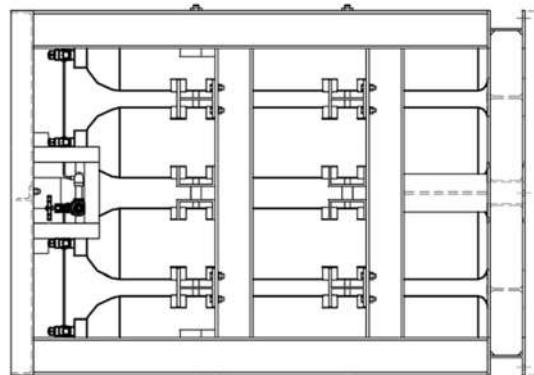
○空気供給装置の試験・検査性について



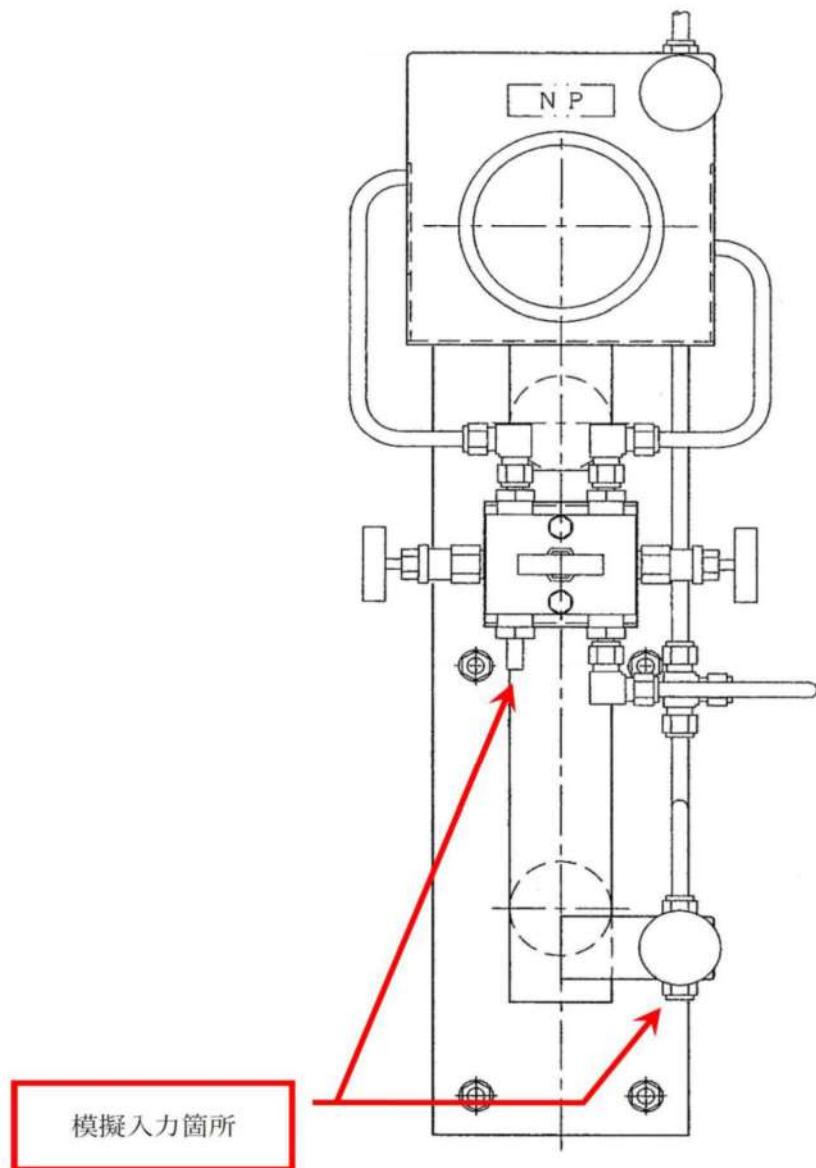
外観点検が可能



空気供給装置概要図



○圧力計の試験・検査性について



圧力計概要図

本内容は今後の設工認補正に応じて適宜修正する。

## ○安全パラメータ表示システム（SPDS）の試験・検査性について

安全パラメータ表示システム（SPDS）における試験及び検査は下表のとおりである。

安全パラメータ表示システム（SPDS）の概要を下図に示す。

表 安全パラメータ表示システム（SPDS）の試験・検査

対応設備	試験・検査項目
安全パラメータ表示システム（SPDS）	機能の確認、外観の確認

※データ照合については、必要に応じて実施

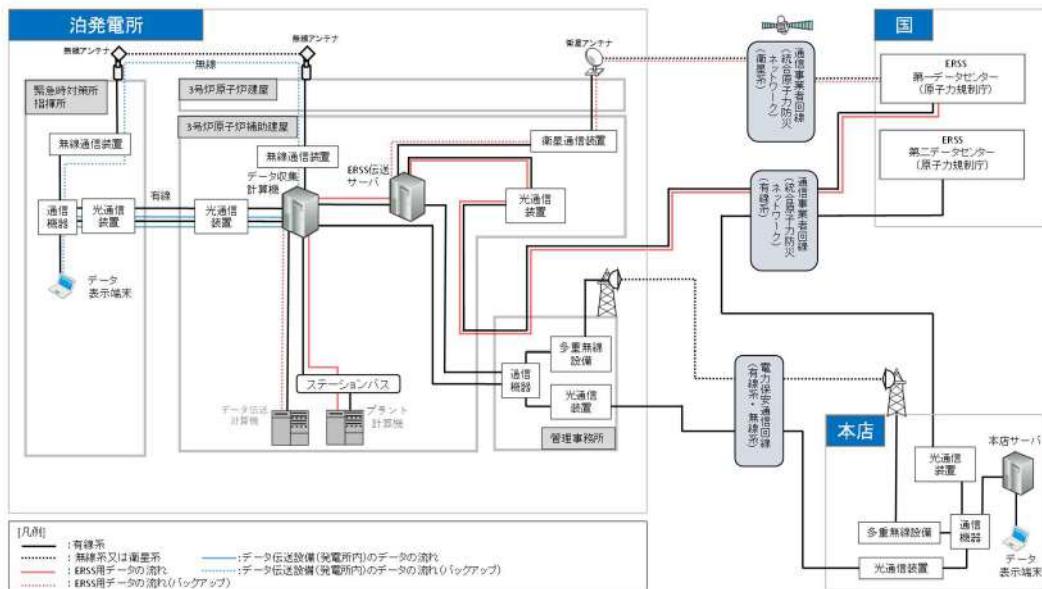


図 安全パラメータ表示システム（SPDS）の概要

※試験区間：緊急時対策所指揮所～3号炉原子炉補助建屋

※試験区間：3号炉原子炉補助建屋～国（ERSS 伝送）

## ○通信連絡設備（発電所内）の試験・検査性について

通信連絡設備（発電所内）における試験及び検査は下表のとおりである。

通信連絡設備（発電所内）の概要を下図に示す。

表 通信連絡設備（発電所内）の試験・検査

対応設備	試験・検査項目
携行型通話装置	通話通信の確認、外観の確認
無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）	通話通信の確認、外観の確認
衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）	通話通信の確認、外観の確認
テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	通話通信の確認、外観の確認
インターフォン	通話通信の確認、外観の確認

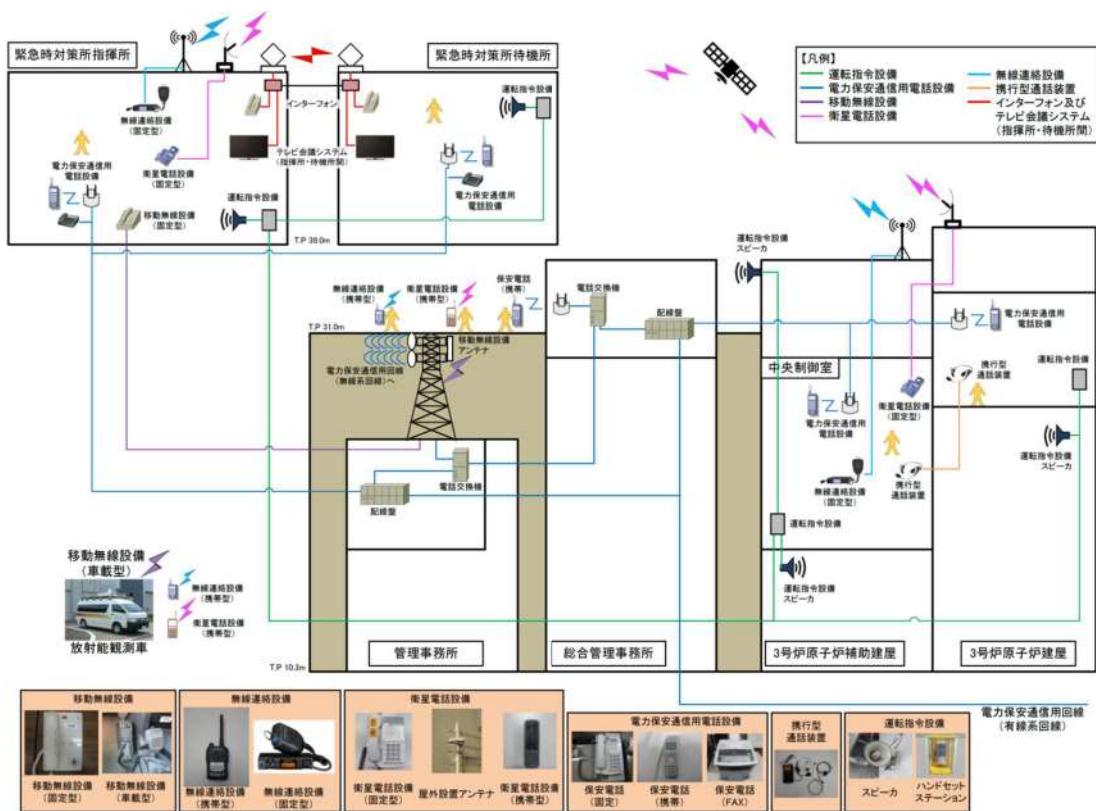


図 通信連絡設備（発電所内）の概要

[通信連絡設備（発電所外）と共に用を含む]

○通信連絡設備（発電所外）の試験・検査性について

通信連絡設備（発電所外）における試験及び検査は下表のとおりである。

通信連絡設備（発電所外）の概要を下図に示す。

表 通信連絡設備（発電所外）の試験・検査

対応設備	試験・検査項目
衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（FAX）、衛星電話設備（携帯型）	通話通信の確認、外観の確認
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（IP電話、IP-FAX、テレビ会議システム）	通話通信の確認、外観の確認

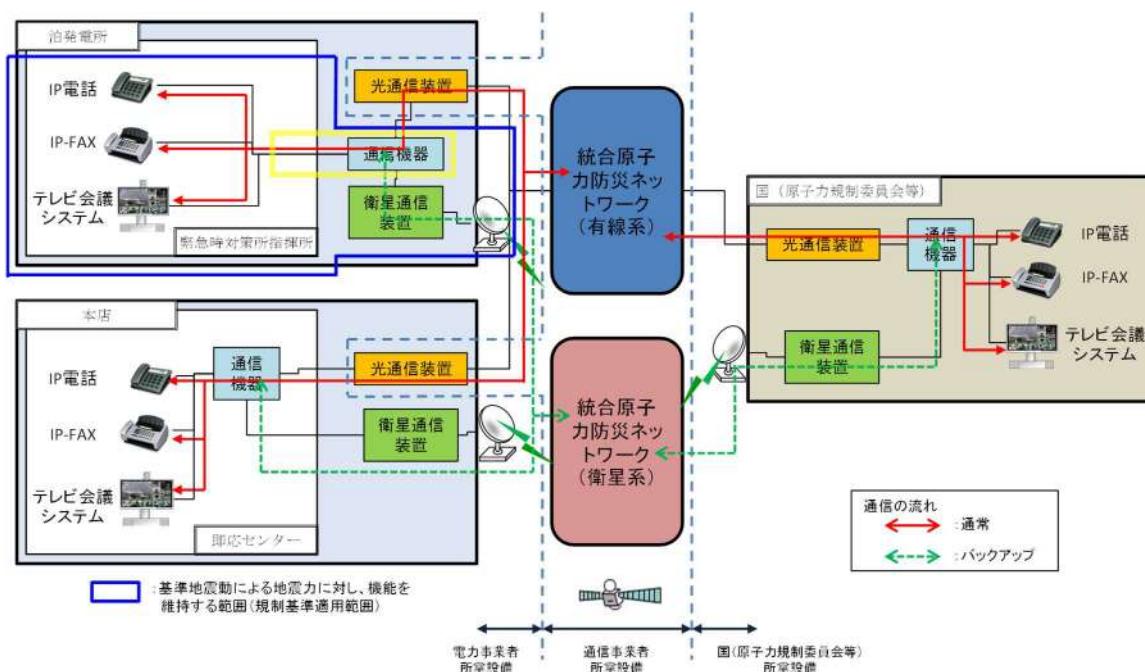
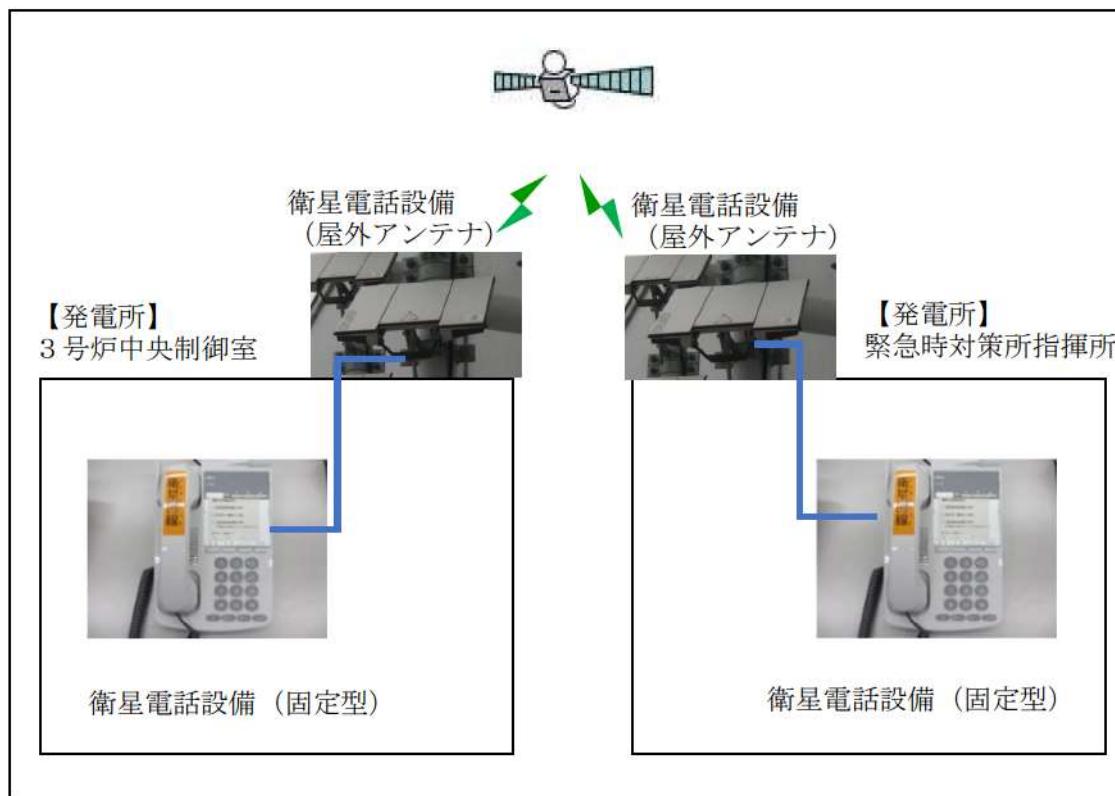


図 通信連絡設備（発電所外）の概要

## 衛星電話設備（固定型） 試験・検査内容

### 【試験構成】

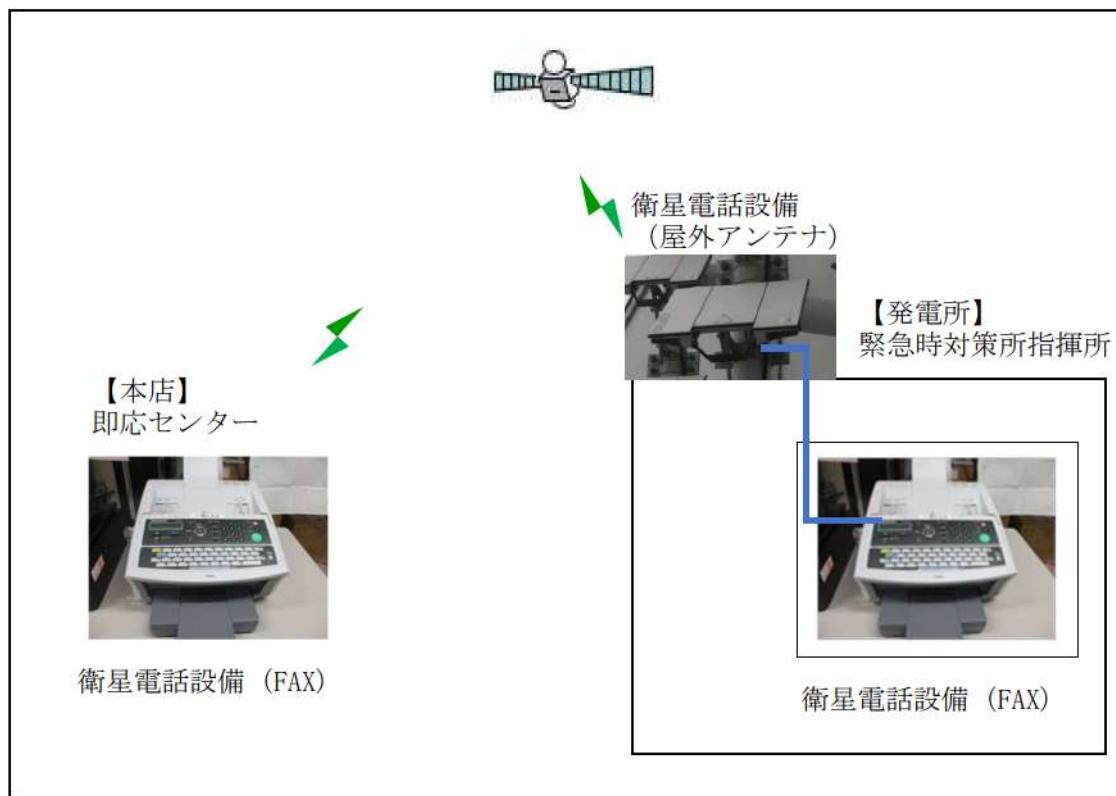


### 【凡例】

—— : 有線（建屋内）  
※試験区間：中央制御室～緊急時対策所指揮所

## 衛星電話設備（FAX） 試験・検査内容

### 【試験構成】



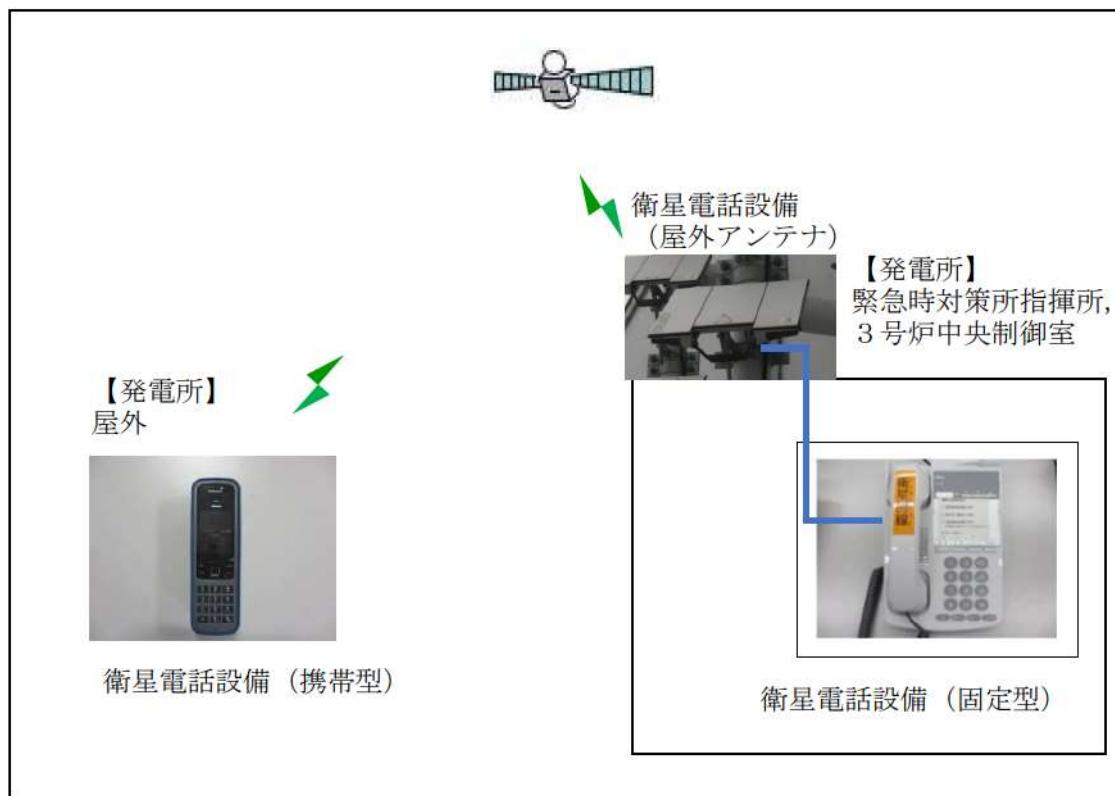
### 【凡例】

—— : 有線（建屋内）

※試験区間：緊急時対策所指揮所～即応センター

## 衛星電話設備（携帯型） 試験・検査内容

### 【試験構成】

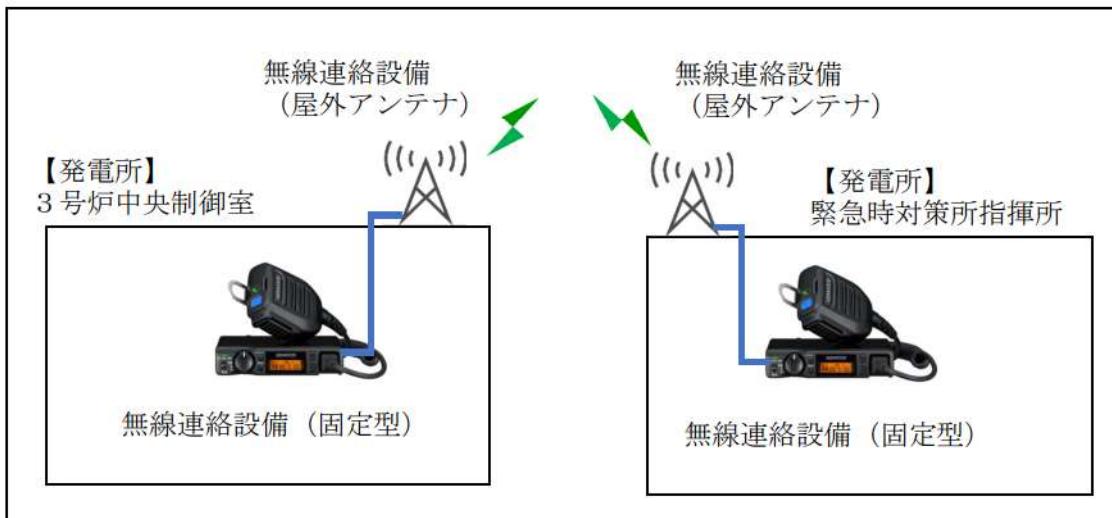


### 【凡例】

——：有線（建屋内）  
※試験区間：屋外～緊急時対策所指揮所、屋外～中央制御室

無線連絡設備（固定型） 試験・検査内容

【試験構成】

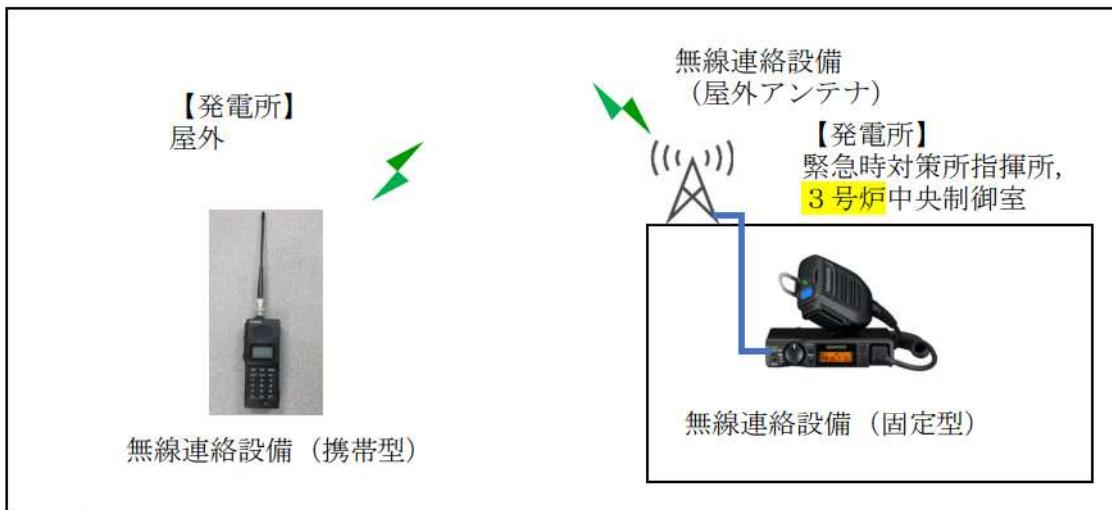


【凡例】 ————— : 有線（建屋内）

※試験区間：中央制御室～緊急時対策所指揮所

無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型） 試験・検査内容

【試験構成】



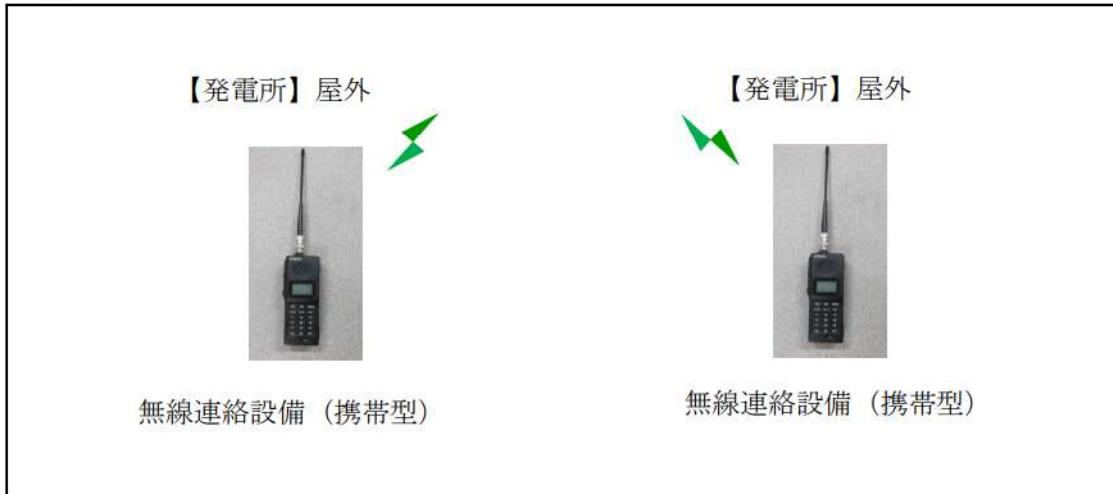
【凡例】 ————— : 有線（建屋内）

※試験区間：現場（携帯型）～緊急時対策所指揮所（固定型）

現場（携帯型）～中央制御室（固定型）

無線連絡設備（携帯型） 試験・検査内容

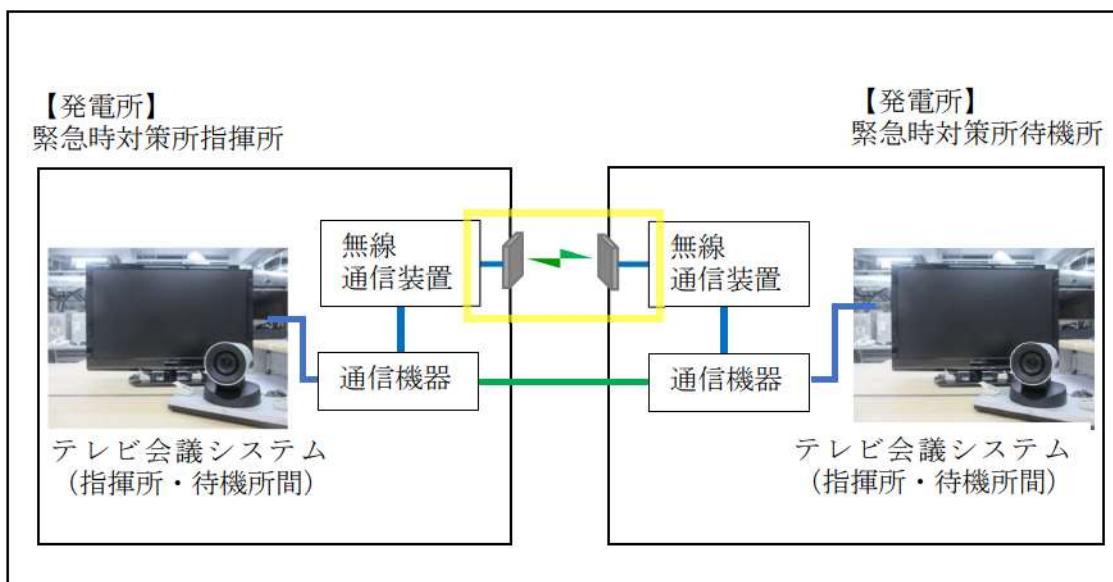
【試験構成】



※試験区間：屋外～屋外

## テレビ会議システム（指揮所・待機所間） 試験・検査内容

### 【試験構成】



※テレビ会議システム（指揮所・待機所間）の無線通信装置及び通信機器は、インターフォンと同じ

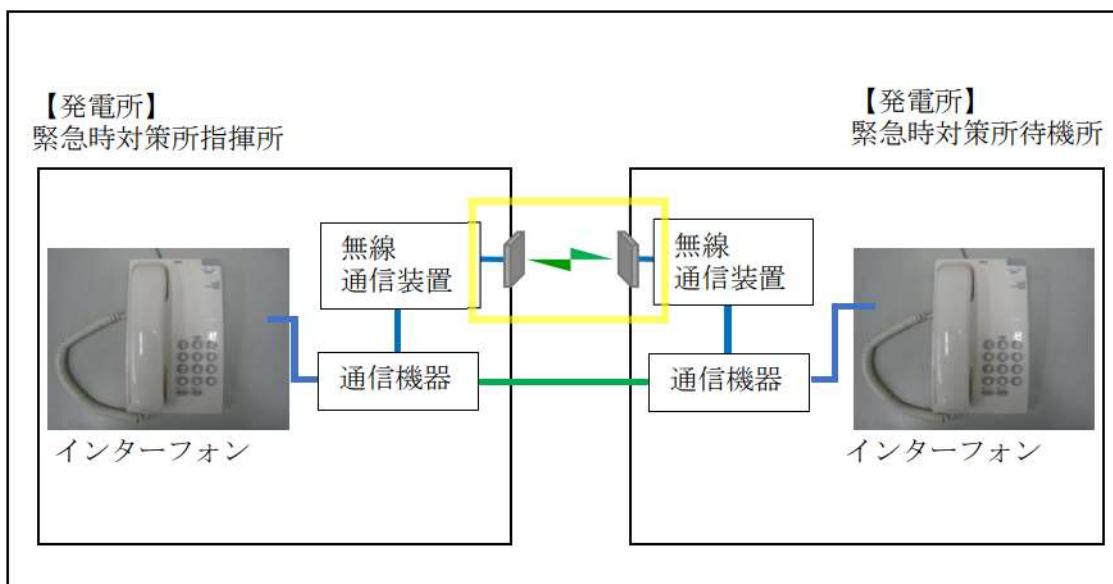
### 【凡例】

- : 有線（建屋内）
- : 有線（建屋間）
- → : 無線（建屋間）

※試験区間：緊急時対策所指揮所～緊急時対策所待機所

## インターフォン 試験・検査内容

### 【試験構成】



※インターフォンの無線通信装置及び通信機器は、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）と同じ

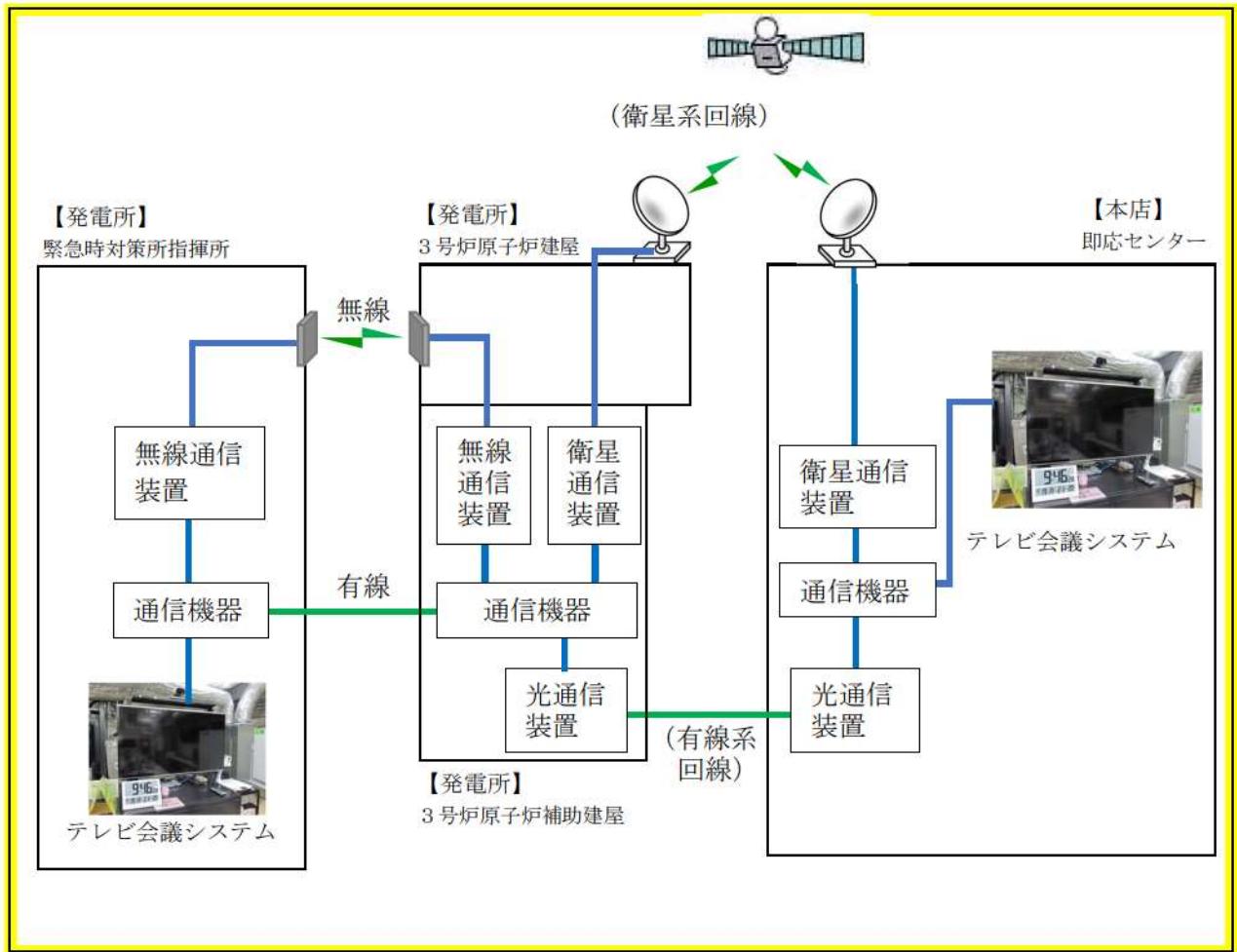
### 【凡例】

- : 有線（建屋内）
- : 有線（建屋間）
- → : 無線（建屋間）

※試験区間：緊急時対策所指揮所～緊急時対策所待機所

統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム）試験・検査内容

【試験構成】



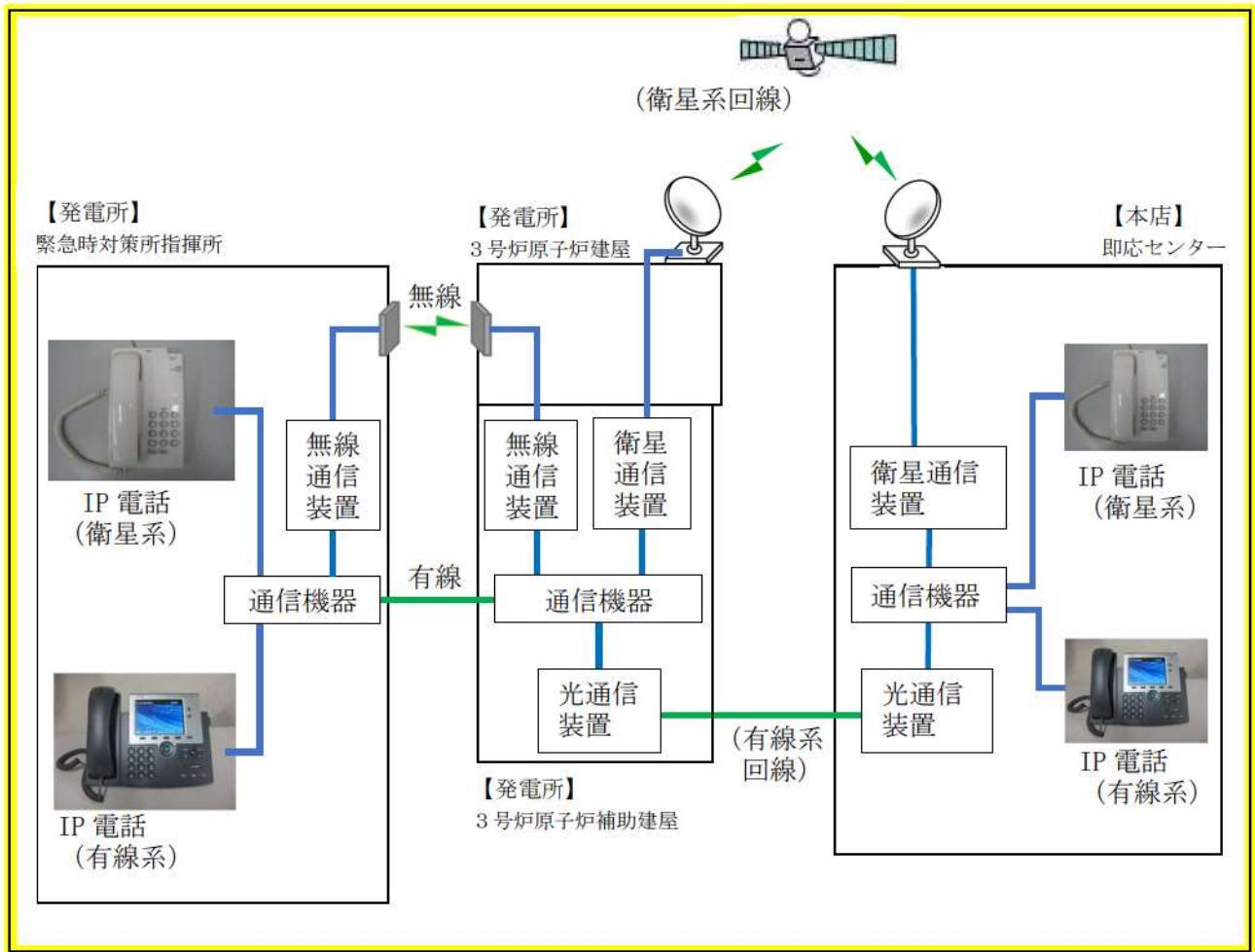
【凡例】

—— : 有線 (建屋内)

※試験区間：緊急時対策所指揮所～本店即応センター

統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（IP電話） 試験・検査内容

【試験構成】



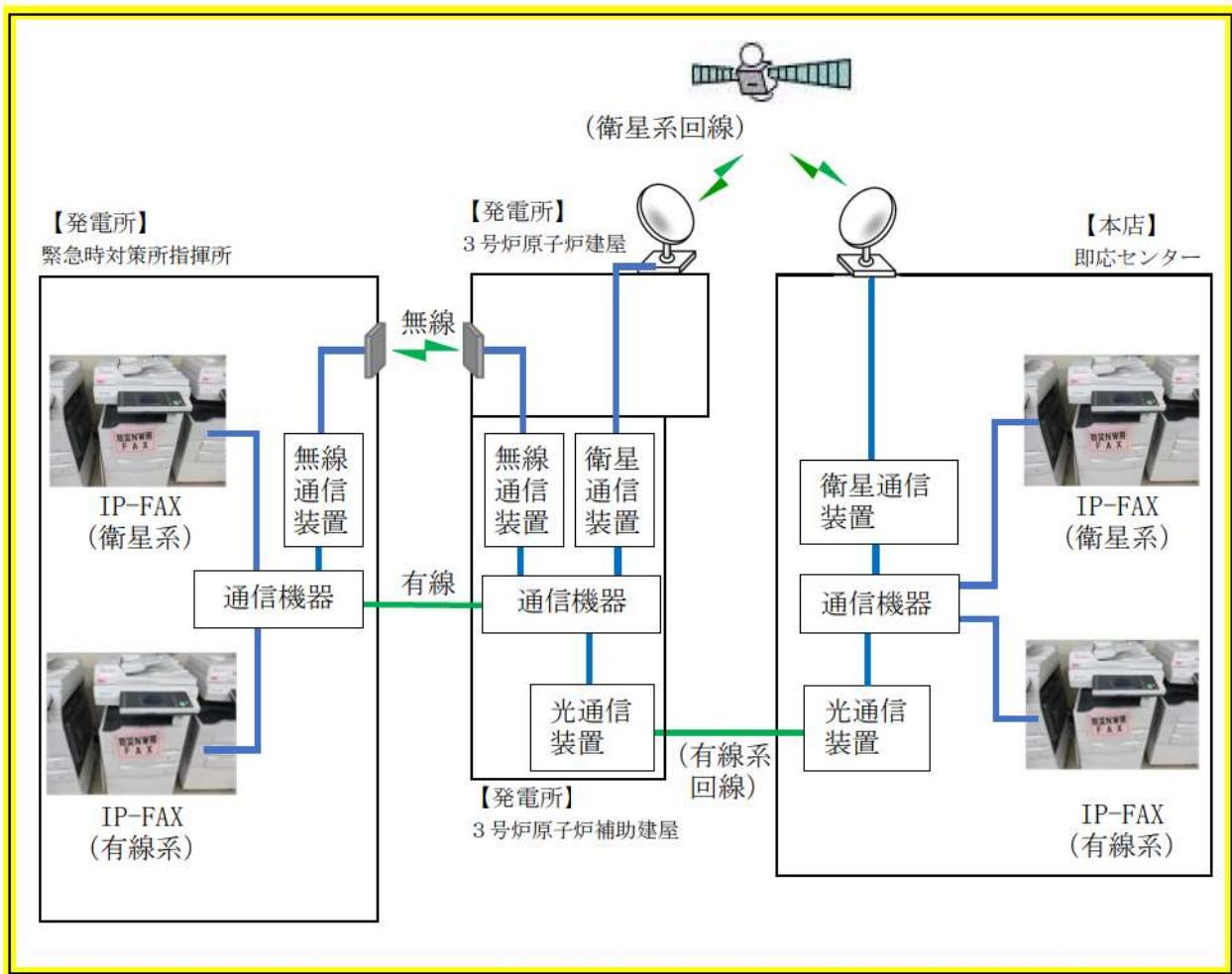
【凡例】

—— : 有線 (建屋内)

※試験区間：緊急時対策所指揮所～本店即応センター

統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（IP-FAX） 試験・検査内容

【試験構成】

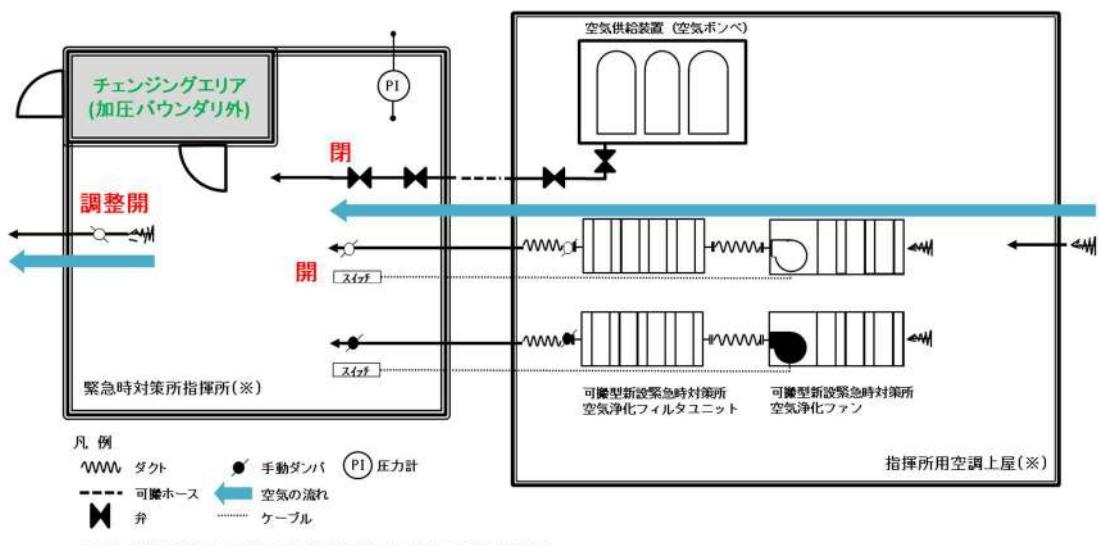


【凡例】

—— : 有線 (建屋内)

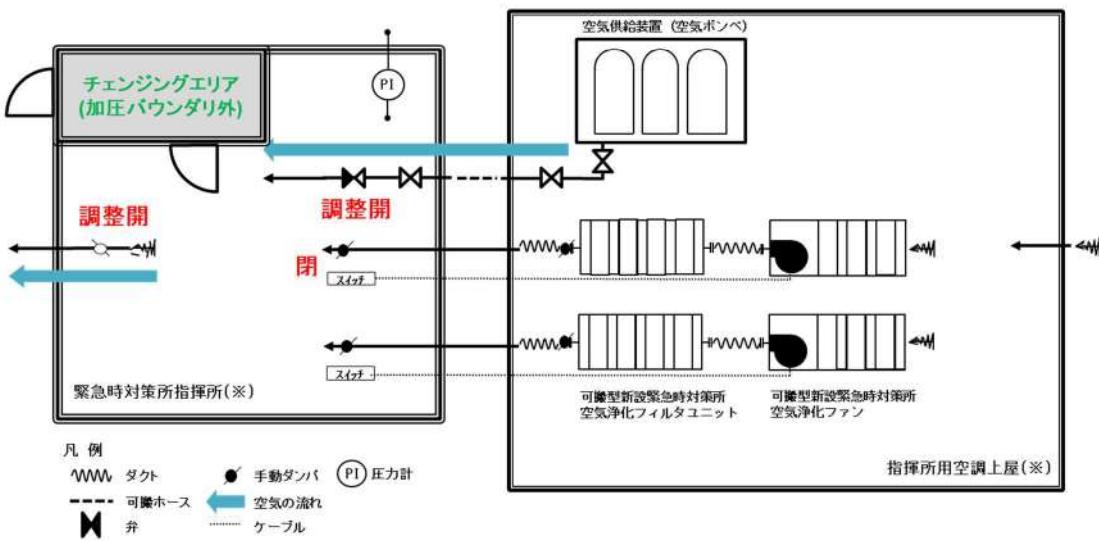
※試験区間：緊急時対策所指揮所～本店即応センター

#### 6 1 - 4 系統図



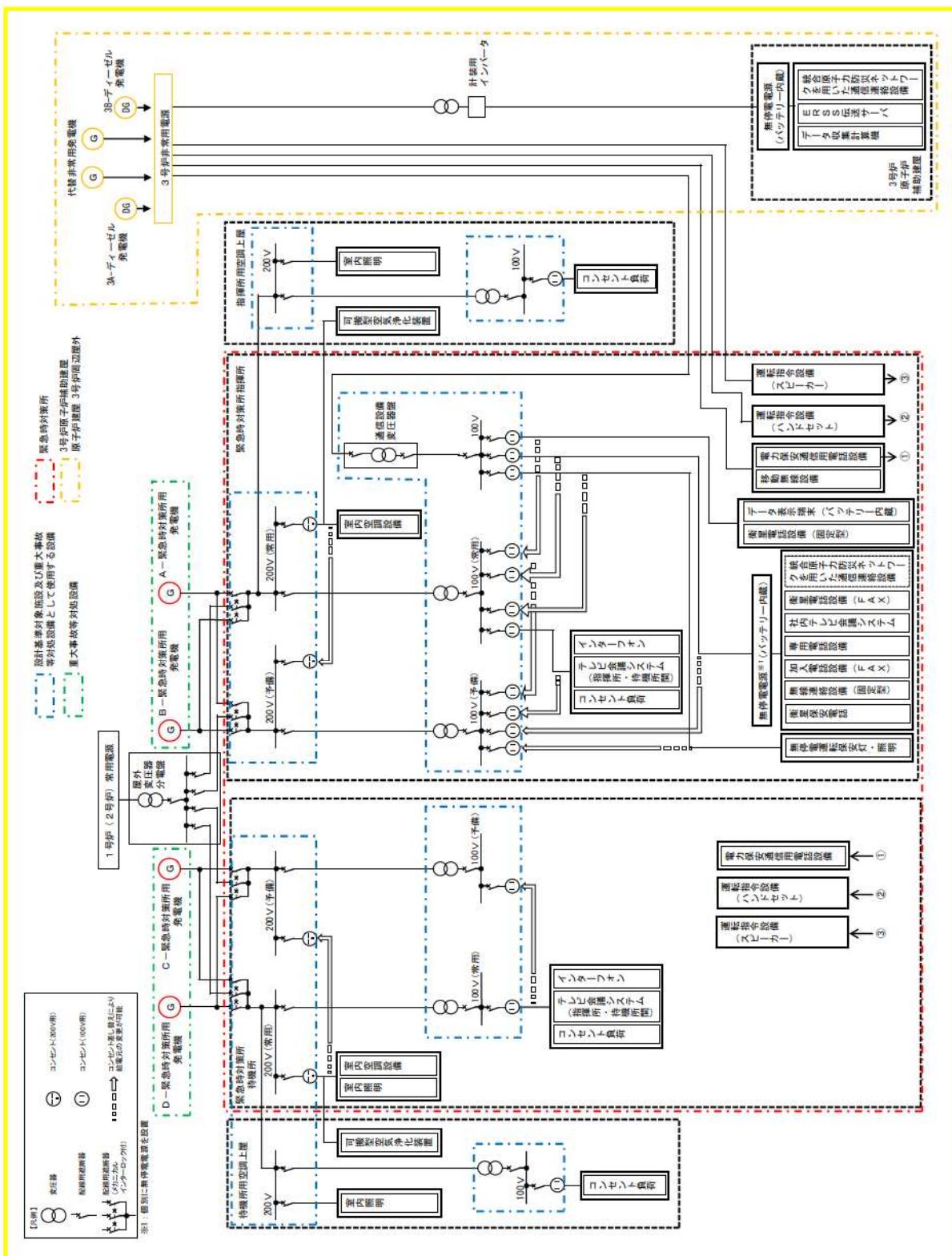
緊急時対策所換気空調設備 系統概略図

(プルーム通過前及び通過後：可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化)

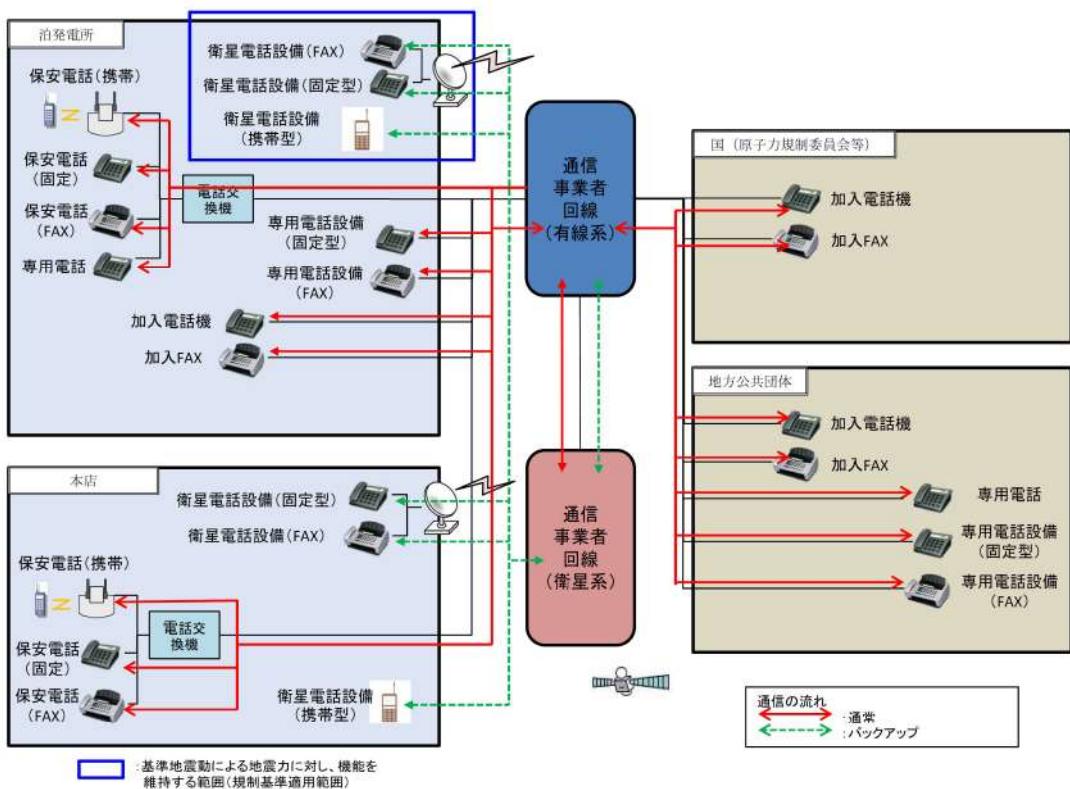


緊急時対策所換気空調設備 系統概略図

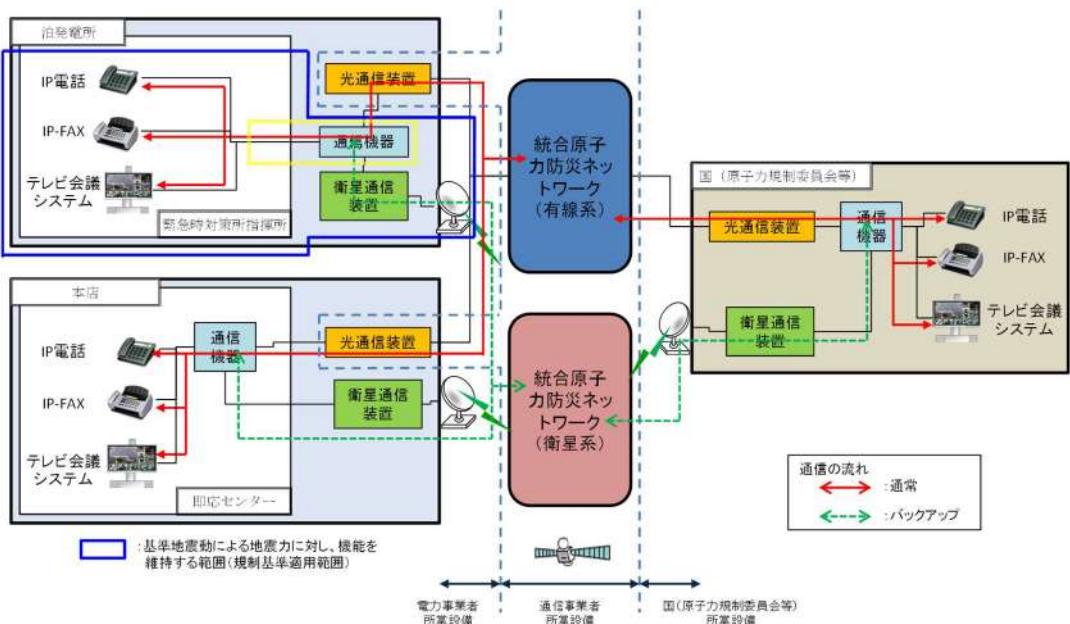
(プルーム通過中：空気供給装置による正圧化)



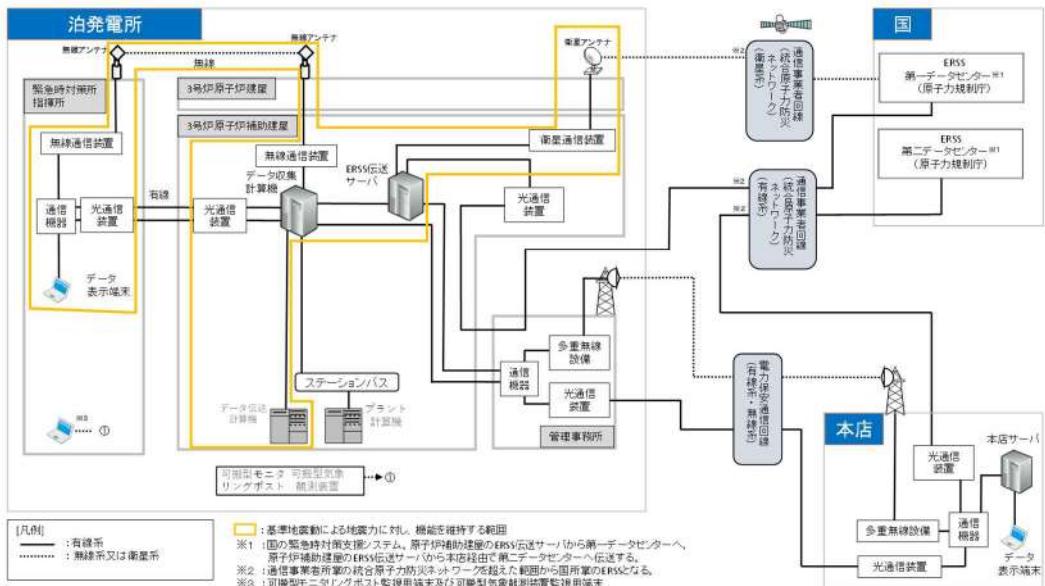
緊急時対策所 単線結線図



通信連絡設備（発電所外 [社外関係箇所]）の概要（その1）



通信連絡設備（発電所外 [社外関係箇所]）の概要（その2）



安全パラメータ表示システム (SPDS) の概要

## 6.1-5 容量設定根拠

名称		緊急時対策所/正圧化差圧
差圧	Pa	100 以上
機器仕様に関する注記		—

【設定根拠】

緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の加圧バウンダリは、配置上、屋外に設置されているため、緊急時対策指揮所及び緊急時対策所待機所へのインリークは風の動圧に起因する差圧によるものと考えられる。

被ばく評価で用いる気象条件における風速（約3.4m/s）に対する動圧に抗する緊急時対策所内圧力に十分な余裕を見込むため、想定風速を10m/sとした。

$$P_{(動圧)} = 0.5 \times \rho \times U^2 = 0.5 \times 1.2 \times 10^2 = 60\text{Pa}$$

$\rho$  : 流体の密度  $U$  : 流体の速度

ここで、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の必要差圧は60Paに余裕を持った100Paに設定する。

名称		可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン
台数	台	2 (予備2)
容量	m <sup>3</sup> /h／台	285 以上 (注1), (1,500 以上 (注2))
機器仕様に関する注記		注1：要求値を示す 注2：公称値を示す

### 【設定根拠】

#### (1) 換気量

##### (a) 収容人数

- ・収容対策要員人数 : 120名

(緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各 60人／建屋)

##### (b) 許容二酸化炭素濃度、許容酸素濃度

許容二酸化炭素濃度は、1.0%以下（鉱山保安法施行規則）とする。許容酸素濃度は、19%以上（鉱山保安法施行規則）とする。

##### (c) 必要換気量の計算式

###### ①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量 (Q<sub>1</sub>)

- ・収容人数 : n = 60名
- ・許容二酸化炭素濃度 : C = 1.0% (鉱山保安法施行規則)
- ・大気二酸化炭素濃度 : C<sub>0</sub> = 0.03% (標準大気の二酸化炭素濃度)
- ・二酸化炭素発生量 : M = 0.046 m<sup>3</sup>/h／名 (空気調和・衛生工学便覧の中等作業の作業程度の吐出し量)
- ・必要換気量 : Q<sub>1</sub> = 100Mn / (C - C<sub>0</sub>) m<sup>3</sup>/h (空気調和・衛生工学便覧の CO<sub>2</sub> 濃度基準必要換気量)

$$Q_1 = 100 \times 0.046 \times 60 \div (1.0 - 0.03)$$

$$= 284.53 \approx 285 [m^3/h]$$

###### ②酸素濃度基準に基づく必要換気量 (Q<sub>2</sub>)

- ・収容人数 : n = 60名
- ・吸気酸素濃度 : a = 20.95% (標準大気の酸素濃度)
- ・許容酸素濃度 : b = 19% (鉱山保安法施行規則)
- ・成人の呼吸量 : c = 1.44 m<sup>3</sup>/h／名 (空気調和・衛生工学便覧の歩行の呼吸量)
- ・乾燥空気換算呼吸酸素濃度 : d = 16.4% (空気調和・衛生工学便覧)
- ・必要換気量 : Q<sub>2</sub> = c (a - d) n / (a - b) m<sup>3</sup>/h (空気調和・衛生工学便覧の O<sub>2</sub> 濃度基準必要換気量)

$$Q_2 = 1.44 \times (20.95 - 16.4) \times 60 \div (20.95 - 19.0)$$

$$= 201.6 \approx 202 [m^3/h]$$

### 【設定根拠】(続)

#### (d)緊急時対策所の漏洩量

緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の設計漏えい量は、1時間で緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各加圧バウンダリ内体積519 m<sup>3</sup>の15%である77.85 m<sup>3</sup>/h (100Pa正圧化時)とする。

#### (e)必要換気量

上記より、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの必要換気量は二酸化炭素基準の必要換気量に対して余裕を持たせ、各建屋 1500 m<sup>3</sup>/h × 1台以上を確保する設計とする。

名称		緊急時対策所
数量	式	1
許容漏えい量	m <sup>3</sup> /h	77.85 以下(100Pa 正圧化時)
機器仕様に関する注記		—

【設定根拠】

緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の設計漏えい量は、1時間で緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各加圧バウンダリ内体積519 m<sup>3</sup>の15%である77.85 m<sup>3</sup>/h (100Pa正圧化時) 以下とする。

また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化する場合の差圧制御は、ブルーム通過前後においては可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの285m<sup>3</sup>/h以上の換気量で、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の緊急時対策所排気手動ダンパの操作により緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所外への排気量を調整し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の差圧を100Pa以上の正圧化状態で維持可能とし、ブルーム通過中においては、空気供給装置（空気ボンベ）の89m<sup>3</sup>/h以上の換気量で、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の緊急時対策所排気手動ダンパにより緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から所外への排気量を調整し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の差圧を100Pa以上の正圧化状態で維持可能な設計とする。

名称		空気供給装置（空気ボンベ）
本数	本／建屋	177 以上（注 1）、（340（注 2））
容量	L／本	46.7
充填圧力	MPa	14.7 (35°C)
機器仕様に関する注記		注 1：要求値を示す 注 2：公称値を示す

### 【設定根拠】

必要ボンベ本数としては、以下に示す「(2) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なボンベ本数」に必要となる緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各 177 本以上を確保する設計とする。

#### (1) 正圧維持に必要となるボンベ本数

緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を 10 時間正圧化する必要最低限のボンベ本数は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の設計漏えい量である  $77.85 \text{ m}^3/\text{h}$  を考慮すると、ボンベ供給可能空気量である  $5.05 \text{ m}^3/\text{本}$  から下記のとおり緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各 155 本となる。

- ・ボンベ初期充填圧力 :  $14.7 \text{ MPa}$  (at  $35^\circ\text{C}$ )
- ・ボンベ内容積 :  $46.7 \text{ L}$
- ・減圧弁最低制御圧力 :  $1.0 \text{ MPa}$
- ・ボンベ供給可能空気量 :  $5.05 \text{ m}^3/\text{本}$  (at- $19.0^\circ\text{C}$ )

以上より、必要ボンベ本数は下記のとおり 155 本以上となる。

$$77.85 \text{ m}^3/\text{h} \div 5.05 \text{ m}^3/\text{本} \times 10 \text{ 時間} = 155 \text{ 本}$$

#### (2) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なボンベ本数

緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所における空気供給装置使用時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度並びに空気ボンベ本数について評価を行った。緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内への空気の流入はないものとし、ブルーム通過中に収容する要員 46 名（緊急時対策所待機所人数）に、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を 10 時間維持するのに必要なボンベ本数は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量である  $89 \text{ m}^3/\text{h}$  以上と考慮すると、ボンベ供給可能空気量である  $5.05 \text{ m}^3/\text{本}$  から必要ボンベ本数は下記のとおり緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各 177 本以上となる。現場に設置するボンベ本数については、メンテナンス予備を考慮し緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所用に各 340 本確保する設計とする。

【設定根拠】(続)

(a) 評価条件

- ・在室人員：46名（緊急時対策所待機所人数）
- ・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各加圧バウンダリ内体積：519 m<sup>3</sup>
- ・空気流入はないものとする。
- ・許容酸素濃度：19%以上（鉱山保安法施行規則）
- ・許容二酸化炭素濃度：1.0%以下（鉱山保安法施行規則）
- ・酸素消費量：0.022 m<sup>3</sup>/h／人  
(「空気調和・衛生工学便覧」の作業強度分類の「静座」の作業強度に対する酸素消費量)
- ・呼吸による二酸化炭素排出量：0.022 m<sup>3</sup>/h／人  
(「空気調和・衛生工学便覧」の労働強度別二酸化炭素吐出し量の「極軽作業」の作業程度に対する二酸化炭素吐出し量の値)
- ・加圧開始時酸素濃度：20.68%（緊急時対策所内酸素濃度）
- ・加圧開始時二酸化炭素濃度：0.22%（緊急時対策所内二酸化炭素濃度）
- ・空気ボンベ加圧時間：10時間

$$89 \text{ m}^3/\text{h} \div 5.05 \text{ m}^3/\text{本} \times 10 \text{ 時間} = 177 \text{ 本}$$

(b) 評価結果

10時間加圧の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の時間変化を図に示す。酸素濃度の最小値及び二酸化炭素濃度の最大値は以下のとおりであり、いずれも許容値を満足している。

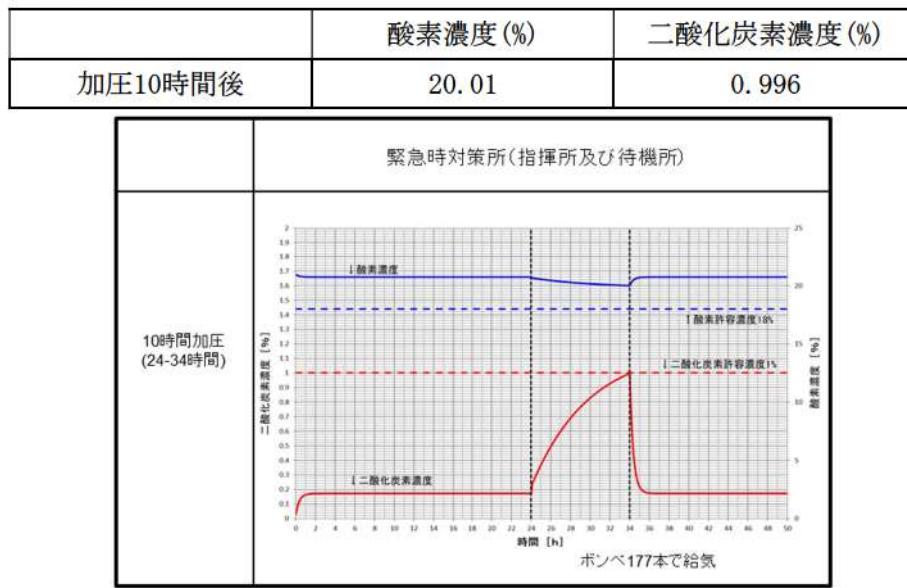


図 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化

名称		緊急時対策所用発電機
台数	台	4 (予備 4)
容量	kVA/台	270
機器仕様に関する注記		—

### 【設定根拠】

緊急時対策所の電源が喪失した場合の重大事故等対処設備（電源の確保）として、緊急時対策所用発電機を設置する。

緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに給電するために必要な容量を有するものを緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに2台有する設計とする。

また、緊急時対策所用発電機はそれぞれの必要負荷（指揮所：36%、待機所：26%）に対して、指揮所側が約19時間、待機所側が約24時間の連続給電が可能であり、プルーム通過前には予備基を無負荷運転で待機させることから、プルーム通過時に給油が必要となることはない。

#### 1. 容量

緊急時対策所用発電機の容量は、以下の緊急時対策所に必要な負荷を基に設定する。

表 緊急時対策所 必要な負荷

設備名称	負荷容量(kVA)		備考
	指揮所	待機所	
可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン
通信連絡設備等	15.1	0.7	データ表示端末、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、その他通信連絡設備
室内空調設備	34.8	34.8	パッケージエアコン
照明設備	2.2	2.2	LED照明(バッテリ内蔵)
その他	21.9	9.3	OA機器等(予備容量含む)
合計	97.1	70.1	

**【設定根拠】(続)**

緊急時対策所用発電機の燃料補給手段は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽から、タンクローリーを用いて給油を行う。重大事故等時に緊急時対策所用発電機を用いて緊急時対策所に電源供給した場合、約7日間の連続運転が可能な容量を有する。

	連続運転時間
100%負荷時	約8時間
75%負荷時	約10時間
50%負荷時	約15時間
<u>36%負荷時</u>	約19時間
<u>26%負荷時</u>	約24時間
25%負荷時	約25時間
無負荷時	約71時間

参考：燃料タンク容量 470L (メーカ：AIRMAN, 型式：SDG300S)

図 負荷別燃料消費量

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

名称			酸素濃度・二酸化炭素濃度計
検知 範囲	酸素	vol%	0 ~ 25.0
	二酸化炭素	vol%	0 ~ 5.00
機器仕様に関する注記			—

**【設定根拠】**

酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、可搬型重大事故等対処設備として配置するものである。

酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを停止した場合に、酸素濃度、二酸化炭素が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するためのものである。

酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所指揮所に設置するための1台と予備1台の計2台、及び緊急時対策所待機所に設置するための1台と予備1台の計2台を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに保管する。

1. 検知範囲
  - 1.1 酸素濃度
 

鉱山保安法施行規則に基づき空気中の酸素濃度 19%を十分に満足する範囲を検知できる設計とする。また、表示精度としては、±0.7%の精度を有する設計とする。
  - 1.2 二酸化炭素濃度
 

許容二酸化炭素許容濃度は、鉱山保安法施行規則に基づき、空気中の二酸化炭素濃度が1.0%以下であることを検知できる設計とする。

また、表示精度としては±0.25%の精度を有する設計とする。

名称		緊急時対策所可搬型エリアモニタ
計測範囲	mSv/h	0.000 ~ 99.99
<b>【設定根拠】</b>		
緊急時対策所可搬型エリアモニタは、可搬型重大事故等対処設備として配置するものである。		
緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内の放射線量を監視、測定するため、さらに空気供給装置（空気ボンベ）による加圧判断のために使用するものである。		
なお、緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所指揮所に設置するための1台と予備1台の計2台、及び緊急時対策所待機所に設置するための1台と予備1台の計2台を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに保管する。		
<p>1. 計測範囲</p> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタは、プルーム放出後の緊急時対策所への放射性物質到達による指示値上昇（0.1mSv/h）を検知できる設計とする。</p> <p>そのため計測範囲は、0.000 ~ 99.99mSv/hである。</p>		

- 安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要とパラメータについて（第34条まとめ資料より抜粋）

#### 5.4 安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要とパラメータについて

3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機が収集するデータは、データ表示端末にて確認できる設計とする。

3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、緊急時対策所指揮所において、データを確認することができる。

通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所指揮所に設置するデータ表示端末は、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ（ERSS伝送パラメータ）をバックアップ伝送ライン（表示用）である無線系回線により3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。

データ収集計算機へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップ伝送ライン（収集用）を設置している。

バックアップ伝送ライン（収集用）は、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。

各パラメータは、データ収集計算機に2週間分（1分周期）のデータが保存され、データ表示端末にて過去データ（2週間分）が確認できる設計とする。

データ表示端末で確認できるパラメータ

(1/4)

目的	対象パラメータ		SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
炉心反応度 の状態確認	中性子源領域中性子束	中性子源領域中性子束	○	○	○
	中間領域中性子束	中間領域中性子束	○	○	○
	出力領域中性子束	出力領域中性子束	○	○	○
		出力領域中性子束（中間値）	○	○	○
	ほう酸タンク水位	A一ほう酸タンク水位	○	—	○
		B一ほう酸タンク水位	○	—	○
	加圧器水位	加圧器水位	○	○	○
	1次冷却材圧力（広域）	1次冷却材圧力	○	○	○
	1次冷却材温度 (広域-高温側, 低温側)	Aループ1次冷却材高温側温度（広域）	○	○	○
		Bループ1次冷却材高温側温度（広域）	○	○	○
		Cループ1次冷却材高温側温度（広域）	○	○	○
		Aループ1次冷却材低温側温度（広域）	○	—	○
		Bループ1次冷却材低温側温度（広域）	○	—	○
		Cループ1次冷却材低温側温度（広域）	○	—	○
炉心冷却 の状態確認	主蒸気ライン圧力	A一主蒸気ライン圧力	○	○	○
		B一主蒸気ライン圧力	○	○	○
		C一主蒸気ライン圧力	○	○	○
	高圧注入流量	A一高圧注入ポンプ出口流量	○	○	○
		B一高圧注入ポンプ出口流量	○	○	○
	低圧注入流量	余熱除去Aライン流量	○	○	○
		余熱除去Bライン流量	○	○	○
	燃料取替用水ピット水位	燃料取替用水ピット水位	○	○	○
	蒸気発生器水位 (広域)	A一蒸気発生器水位（広域）	○	○	○
		B一蒸気発生器水位（広域）	○	○	○
		C一蒸気発生器水位（広域）	○	○	○
炉心冷却 の 状態確認	蒸気発生器水位 (狭域)	A一蒸気発生器水位（狭域）	○	—	○
		B一蒸気発生器水位（狭域）	○	—	○
		C一蒸気発生器水位（狭域）	○	—	○
	補助給水流量	A一補助給水ライン流量	○	○	○
		B一補助給水ライン流量	○	○	○
		C一補助給水ライン流量	○	○	○
	補助給水ピット水位	補助給水ピット水位	○	—	○
	電源の状態（ディーゼル発電機の運転状態）	6-3 ADG遮断器	○	○	○
		6-3 BDG遮断器	○	○	○
	所内母線電圧（非常用）	6-3 A母線電圧	○	○	○
		6-3 B母線電圧	○	○	○
	サブクール度	サブクール度（ループ）	○	○	○
		サブクール度（T/C）	○	—	○

(2/4)

目的	対象パラメータ		SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
燃料の状態 確認	1次冷却材圧力 (広域)	1次冷却材圧力	○	○	○
	炉心出口温度	炉心出口最大温度	○	○	○
		炉心出口平均温度	○	○	○
	1次冷却材温度 (広域－高温側, 低温側)	Aループ 1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○
		Bループ 1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○
		Cループ 1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○
		Aループ 1次冷却材低温側温度 (広域)	○	－	○
		Bループ 1次冷却材低温側温度 (広域)	○	－	○
		Cループ 1次冷却材低温側温度 (広域)	○	－	○
	格納容器内高レジニアリモニタ の指示値	格納容器高レジニアリモニタ (高レジニア)	○	○	○
		格納容器高レジニアリモニタ (低レジニア)	○	－	○

目的	対象パラメータ		SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
格納容器の状態確認	原子炉格納容器圧力	格納容器圧力	○	○	○
	格納容器圧力 (AM用)	格納容器圧力 (AM用)	○	-	○
	格納容器内温度	格納容器内温度	○	○	○
	格納容器内水素濃度	格納容器内水素濃度	○	-	○
	格納容器水位	格納容器水位	○	-	○
	原子炉下部キャビティ水位	原子炉下部キャビティ水位	○	-	○
	アニュラス水素濃度 (可搬型)	アニュラス水素濃度 (可搬型)	○	-	○
	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	○	○	○
	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	○	-	○
	格納容器スプレイ流量	A-格納容器スプレイ冷却器出口流量	○	○	○
		B-格納容器スプレイ冷却器出口流量	○	○	○
放射能隔離の状態確認	代替格納容器スプレーボンブ出口積算流量	代替格納容器スプレーボンブ出口積算流量	○	-	○
	B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用)	B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用)	○	-	○
		格納容器内高レンジエリアモニタの指示値	○	○	○
		格納容器高レンジエリアモニタ (高レンジ)	○	○	○
		格納容器高レンジエリアモニタ (低レンジ)	○	-	○
	排気筒ガスモニタの指示値	排気筒ガスモニタ	○	○	○
		排気筒高レンジガスモニタ (低レンジ)	○	○	○
		排気筒高レンジガスモニタ (高レンジ)	○	○	○
	原子炉格納容器隔離の状態	C/V隔離A (T信号)	○	○	○
ECCS の状態等	ECCS の状態 (高圧注入系)	A-高圧注入ポンプ	○	○	○
		B-高圧注入ポンプ	○	○	○
	ECCS の状態 (低圧注入系)	A-余熱除去ポンプ	○	○	○
		B-余熱除去ポンプ	○	○	○
	格納容器スプレイポンプの状態	A-格納容器スプレイポンプ	○	○	○
		B-格納容器スプレイポンプ	○	○	○
	ECCS の状態	ECCS 作動	○	○	○
	原子炉補機冷却水サージタンク水位	原子炉補機冷却水サージタンク水位	○	-	○
	充てん流量	充てんライン流量	○	○	○
	原子炉容器水位	原子炉容器水位	○	○	○

目的	対象パラメータ		SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	ハックアップ 対象パラメータ
使用済燃料 ピットの状 態確認	使用済燃料ピット水位 (AM用)	A-使用済燃料ピット水位 (AM用)	○	○	○
		B-使用済燃料ピット水位 (AM用)	○	○	○
	使用済燃料ピット水位 (可搬型)	A-使用済燃料ピット水位 (可搬型)	○	-	○
		B-使用済燃料ピット水位 (可搬型)	○	-	○
	使用済燃料ピット温度 (AM用)	A-使用済燃料ピット温度 (AM用)	○	○	○
		B-使用済燃料ピット温度 (AM用)	○	○	○
環境の状態 確認	モニタリングポスト及び モニタリングステーションの指示値	使用済燃料ピットエリアモニタ	○	○	○
		使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	○	-	○
環境の状態 確認	モニタリングポスト及び モニタリングステーションの指示値	モニタリングステーション空間放射線量率	○	○	-※1
		モニタリングポスト1空間放射線量率	○	○	-※1
		モニタリングポスト2空間放射線量率	○	○	-※1
		モニタリングポスト3空間放射線量率	○	○	-※1
		モニタリングポスト4空間放射線量率	○	○	-※1
		モニタリングポスト5空間放射線量率	○	○	-※1
		モニタリングポスト6空間放射線量率	○	○	-※1
		モニタリングポスト7空間放射線量率	○	○	-※1
環境の状態 確認	気象情報	風向 (C点)	○	○	-※1
		風速 (C点)	○	○	-※1
		大気安定度	○	○	-※1
水素爆発による 原子炉格納容器 の破壊防止	水素爆発による原子炉格納容器 の破壊防止	格納容器水素イグナイタ温度	○	-	○
		原子炉格納容器水素処理装置温度	○	-	○
水素爆発に による原子炉 建屋の損傷 防止	水素爆発による原子炉 建屋の損傷防止	アニュラス水素濃度 (可搬型)	○	-	○
その他	主給水ライン流量	A-主給水ライン流量	○	○	○
		B-主給水ライン流量	○	○	○
		C-主給水ライン流量	○	○	○
	原子炉トリップの状態	制御棒状態	○	○	○
	S/G細管漏えい監視	復水器排気ガスマニタ	○	○	○
		蒸気発生器プローダウン水モニタ	○	○	○
	格納容器ガスマニタの 指示値	格納容器ガスマニタ	○	○	○
	放水口の放射線	放水口ポスト	○	○	○

※1 : 「環境の状態確認」のパラメータはプラント共通設備のパラメータであり、号炉ごとに設置しているプラント計算機への入力は行わず、直接データ収集計算機へデータ入力している。なお、「環境の状態確認」のパラメータについては、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備からの無線伝送により緊急時対策所指揮所にて確認可能である。

○ 安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要とパラメータについて（第34条まとめ資料より抜粋）

3号炉原子炉補助建屋にあるデータ収集計算機から緊急時対策所指揮所にあるデータ表示端末へのデータ伝送手段は有線（光通信回線）と無線（無線通信回線）により構成し、多様性を確保する設計とする。

なお、放射性物質の放射線量の測定に用いる可搬型モニタリングポスト、風向及び風速その他の気象条件の測定に用いる可搬型気象観測装置のデータは無線により緊急時対策所指揮所へ伝送することで確認できる設計とする。

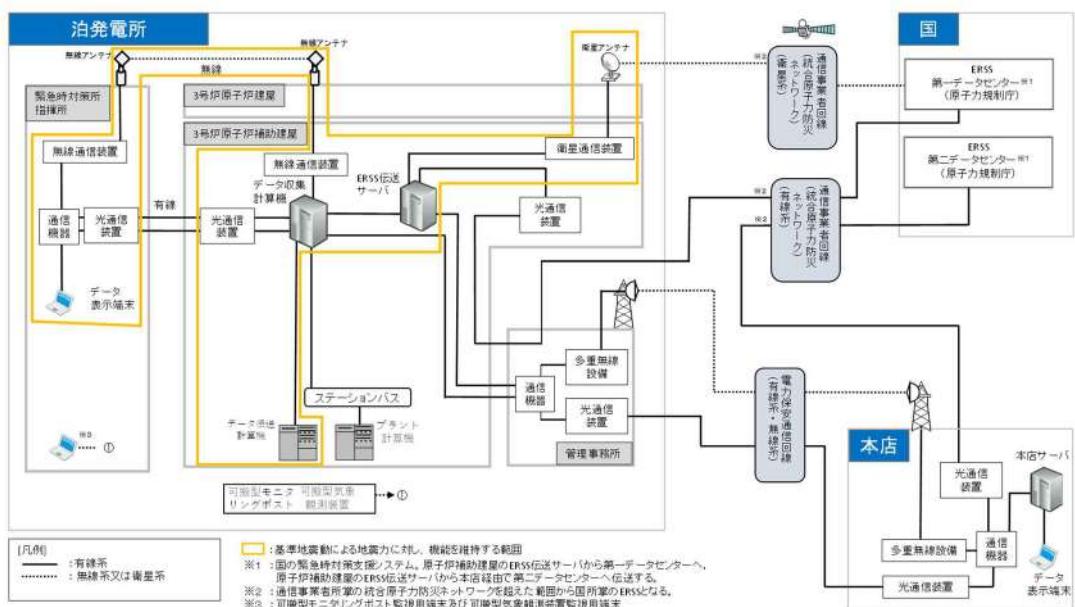


図 緊急時対策所 必要な情報を把握するための設備の概要

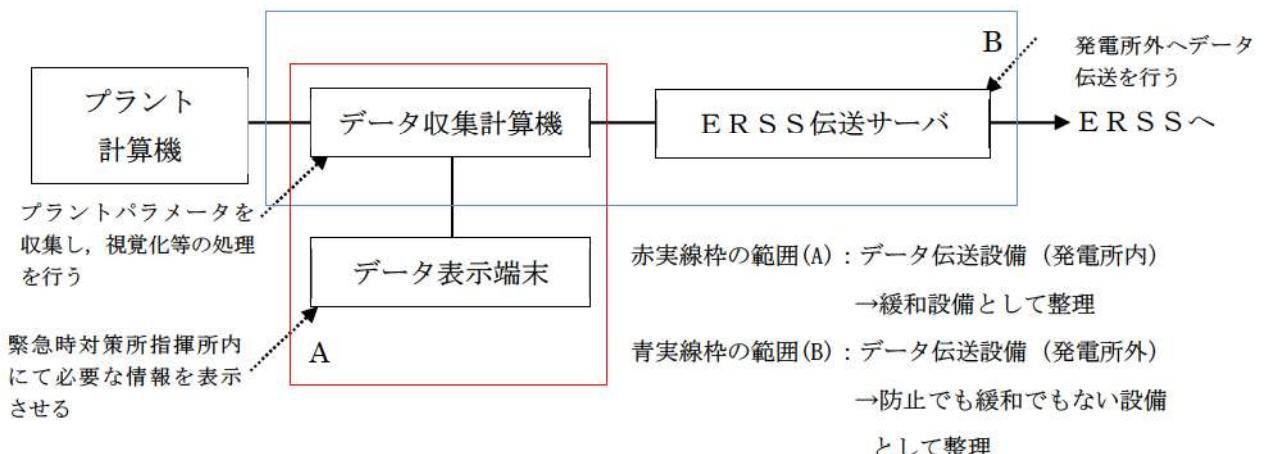


図 安全パラメータ表示システム（SPDS）の概要

## 通信連絡設備（第34条まとめ資料より抜粋）

### ○ 通信連絡設備について

発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備（発電所内用）を緊急時対策所に設置する設計とする。

また、発電所外の関連箇所へ連絡を行うための通信連絡設備（発電所外用）を緊急時対策所に設置する設計とする。

また、通信連絡設備にはそれぞれ多様性を持たせている。

ERSSへデータを伝送する設備については3号炉原子炉補助建屋に設置する。

緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動による地震力に対し、機能を維持するための措置を講じる。

通信連絡設備の概要図を、図に示す。

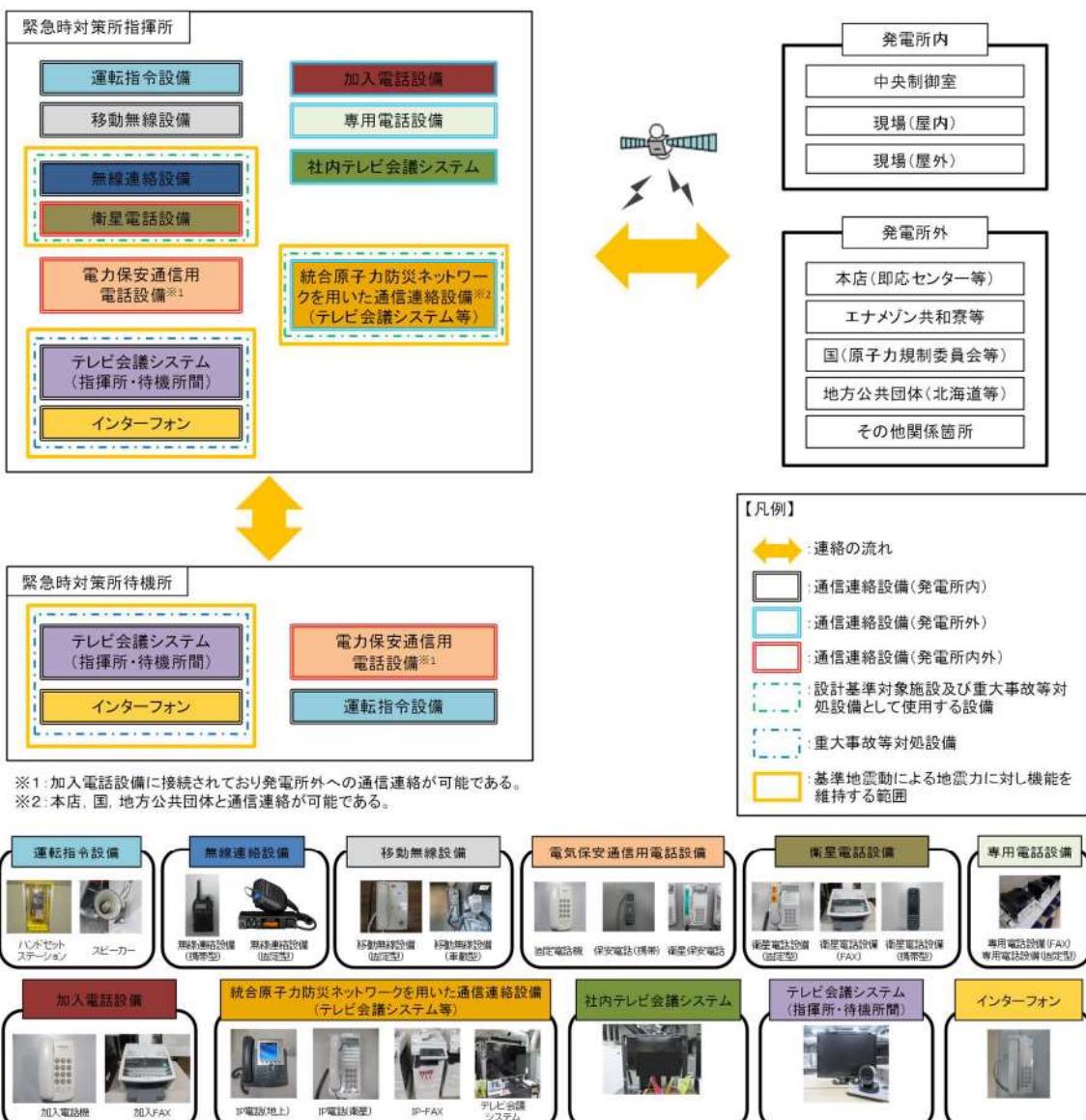
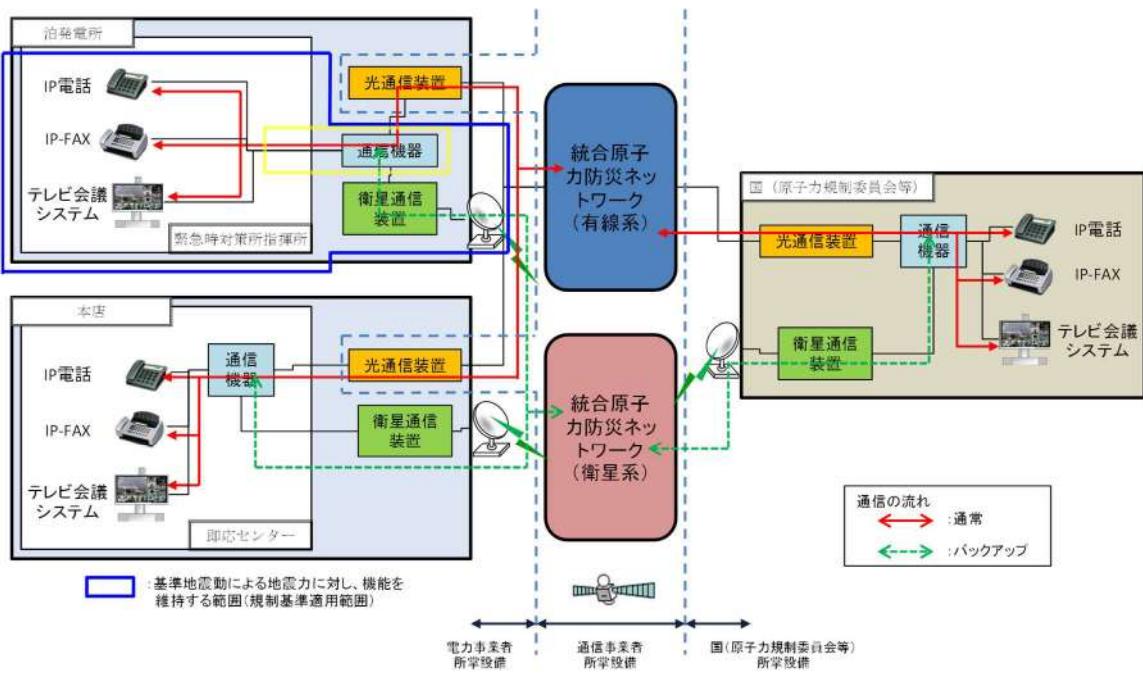
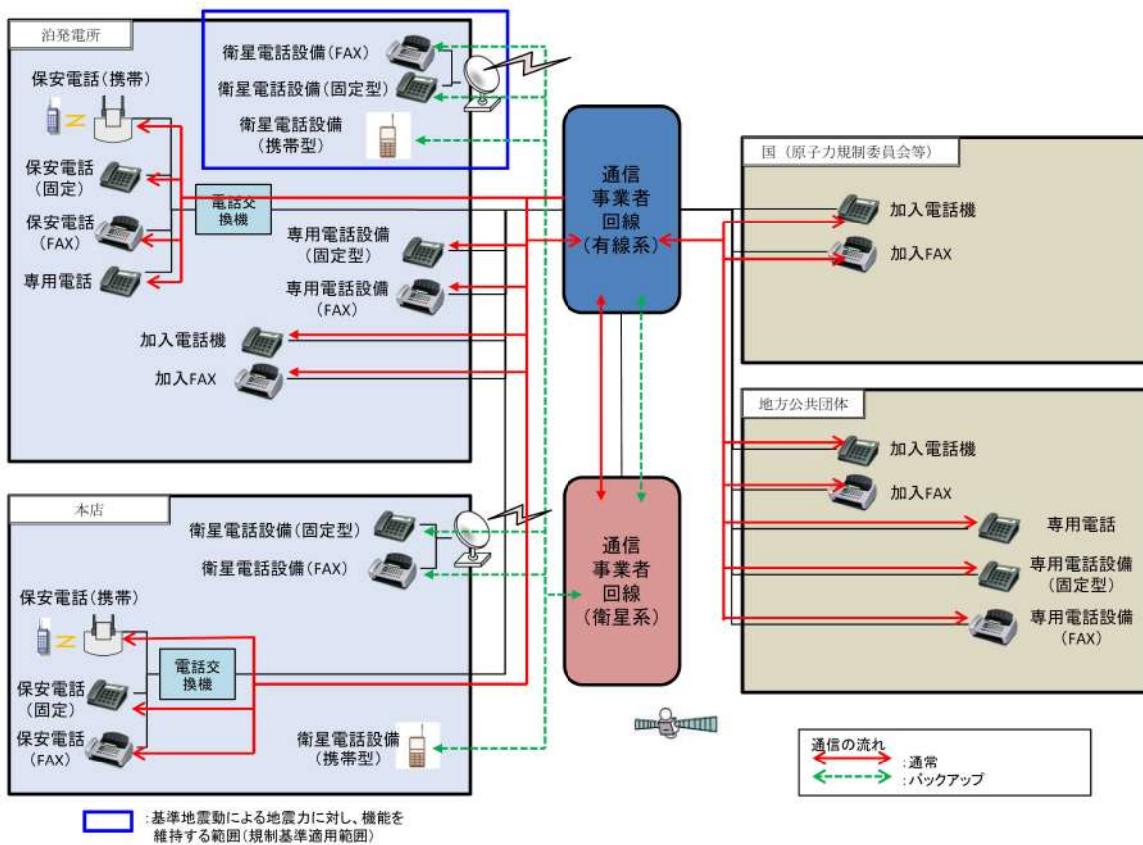


図 緊急時対策所 通信連絡設備の概要図



○ 配備資機材等の数量等について

(1) 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備

緊急時対策所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数等は次のとおりである。

表 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備

場所	通信種別	主要設備	配備台数 <sup>※2</sup>	電源設備
発電所内外	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） <sup>※1</sup>	8	通信用蓄電池、非常用所内電源
		保安電話（FAX）	1	通信用蓄電池、非常用所内電源、無停電電源装置
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）	3	充電池、常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機
		衛星電話設備（携帯型）	15	充電池
	インターフォン		1	常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
	移動無線設備		1	通信用蓄電池、常用所内電源、非常用所内電源
	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）	1	非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
	運転指令設備		1	専用蓄電池、常用所内電源、非常用所内電源
指揮所	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）		1	常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
	衛星電話設備	衛星電話設備（FAX）	1	充電池、常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
	社内テレビ会議システム		1	充電池、常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
	統合原子力防災ネットワーク設備	テレビ会議システム	1	充電池、常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
		IP電話（地上系）	4	
		IP電話（衛星系）	2	
		IP-FAX（地上系）	2	
		IP-FAX（衛星系）	1	
	加入電話設備	加入電話機	2	通信事業者から給電
		加入FAX	1	常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機
	専用電話設備	専用電話設備（固定型）	7	充電池、常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
		専用電話設備（FAX）	7	充電池、常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
待機所	発電所内	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） <sup>※1</sup>	1 通信用蓄電池、非常用所内電源
		インターフォン		1 常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
		運転指令設備		1 専用蓄電池、常用所内電源、非常用所内電源
		テレビ会議システム（指揮所・待機所間）		1 常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
		無線連絡設備	無線連絡設備（携帯型）	4 充電池又は乾電池

※1：加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。

※2：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）

- 緊急時対策所換気空調設備・空気供給装置（第34条 まとめ資料より抜粋）
- 換気設備及び加圧設備について

#### (1) 換気設備の概要

緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は、T. P. 39mに設置し、指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に設置する緊急時対策所換気空調設備を用いることにより、重大事故等発生時においても、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にとどまる対策要員の7日間の実効線量が100mSvを超えない設計とする。

緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所用の緊急時対策所換気空調設備は、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置（空気ボンベ）及び監視計器により構成する。

重大事故等発生時のプルーム通過前においては、指揮所用空調上屋及び待機所空調上屋に設置されている可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットで緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化し、フィルタを介さない外気の流入を低減する設計とする。

プルーム通過中においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットによる給気を停止し、手動ダンパにより隔離するとともに、指揮所用空調上屋及び待機所空調上屋に設置されている空気供給装置（空気ボンベ）により緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化し、外気の流入を完全に遮断可能な設計とする。

プルーム通過後においては、プルーム通過前と同様に指揮所用空調上屋及び待機所空調上屋に設置されている可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットにより緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化することにより、フィルタを介さない外気の流入を低減する設計とする。

また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の差圧制御は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の緊急時対策所排気手動ダンパの開度調整により行い、緊急時対策所排気手動ダンパは手動にて開度調整を行う設計とする。

設備名称	数量		仕様
	緊急時対策所指揮所用	緊急時対策所待機所用	
緊急時対策所	1式		緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2建屋 材料：コンクリート躯体 漏えい量：77.85m <sup>3</sup> /h以下 (100Pa 正圧化時)
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	1台 (予備1台)	1台 (予備1台)	風量：1,500m <sup>3</sup> /h
可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	1台 (予備1台)	1台 (予備1台)	微粒子フィルタ除去効率：99.99以上 よう素フィルタ除去効率：99.75以上 (補足) 微粒子フィルタ除去効率：0.7 μ m以上の粒子除去効率 よう素フィルタ除去効率：放射性よう素の除去効率 除去効率：(1一下流の粒子数／上流の粒子数) × 100%
空気浄化装置 (空気ポンベ)	177本以上	177本以上	容量：約47L (1本当たり) 充填圧力：約14.7MPa
監視計器*	1式		圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所可搬型エリアモニタ

\*監視計器の内、可搬型モニタリングポストについては「2.17 監視測定設備(設置許可基準規則第60条に関する設計方針を示す章)」で示す

【参考】加圧設備運転時の酸素濃度維持及び二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量の評価条件

1. 酸素濃度維持に必要な空気供給量の評価条件

○鉱山保安法施行規則（許容酸素濃度に使用）

第十六条第一項

鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。

（平成16年9月27日 経済産業省令第96号、最終改正令和5年3月28日経済産業省令第11号）

○成人の呼吸量（酸素消費量の換算に使用）

（「空気調和・衛生工学便覧」の記載より）

作業	呼吸数 (回/min)	呼吸数 (cm/回)	呼吸数 (L/min)
仰が（臥）	14	280	5
静座	16	500	8
歩行	24	970	24
歩行 (150m/min)	40	1,600	64
歩行 (300m/min)	45	2,290	100

○成人呼吸気の酸素量（酸素消費量の換算に使用）

（「空気調和・衛生工学便覧」の記載より）

	吸気 (%)	呼気 (%)	乾燥空気換算 (%)
酸素量	20.95	15.39	16.40

2. 二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量の評価条件

○鉱山保安法施行規則（許容二酸化炭素濃度に使用）

第十六条第一項

鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。

（平成16年9月27日 経済産業省令第96号、最終改正令和5年3月28日経済産業省令第11号）

○各種作業に対するエネルギー代謝率（「空気調和・衛生便覧」の記載より）

RMR区分	作業	RMR	作業	RMR
0～1	キーパンチ	0.6	-	-
	計器監視（立）	0.6	運転（乗用車）	0.6～1.0
1～2	れんが積み	1.2	バルブ操作	1.0～2.0
	工事監督	1.8	徒歩	1.5～2.2
2～3	馬車	2.2		
	測量	2.6	塗装（はけ、ローラ）	2.0～2.5
3～4	やすりかけ	3.5	自転車	3.0～3.5
4～5	ボルト締め	4.5	電柱立て	4.0～5.0
5以上	かけ足	5.0	土掘り	5.0～6.0
	はしごのぼり	10.0	-	-

○労働強度別二酸化炭素吐出し量（「空気調和・衛生便覧」の記載より）

RMR	作業程度	二酸化炭素吐出し量 (m <sup>3</sup> /h・人)	計算採用二酸化炭素 吐出し量 (m <sup>3</sup> /h・人)
0	安静時	0.0132	0.013
0～1	極軽作業	0.0132～0.242	0.022
1～2	軽作業	0.0242～0.0352	0.030
2～4	中等作業	0.352～0.0572	0.046
4～7	重作業	0.0572～0.0902	0.074

○「二酸化炭素消防設備の安全対策について（通知）」（平成8年9月20日付け消防予第193号、消防危第117号）

・表1 二酸化炭素の濃度と人体への影響

< 2 % : はっきりした影響は認められない

2～3 % : 5～10分 呼吸深度の増加、呼吸数の増加

3～4 % : 10～30分 頭痛、めまい、恶心、知覚低下

4～6 % : 5～10分 上記症状、過呼吸による不快感

6～8 % : 10～60分 意識レベルの低下、その後意識喪失へ進む、ふるえ、けいれんなどの不随意運動を伴うこともある

○二酸化炭素の生理作用が現れる濃度（許容二酸化炭素濃度の目安）（「空気調和・衛生工学便覧」の記載より）

（単位：ppm）

分類	単純窒息性
ガス	二酸化炭素
作用	吸気中酸素分圧を低下させ、酸素欠乏症を誘引、呼吸困難、弱い刺激、窒息
1日8時間、1週間40時間の労働環境における許容濃度	5,000
のどの刺激	40,000
目の刺激	40,000
数時間ばく露で安全	11,000～17,000
1時間ばく露で安全	30,000～40,000

- 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット

a. 構造

緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所へ給気する可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの概要図を図に示す。可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは微粒子フィルタ、よう素フィルタから構成される。各フィルタはケーシング内に設置しており、フィルタを介さない外気取込を防止する密閉構造となっている。

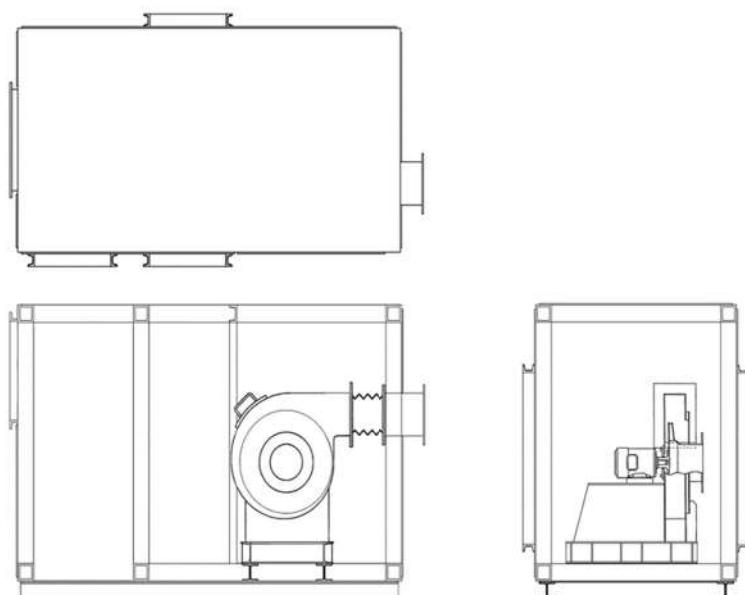


図 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの概要図

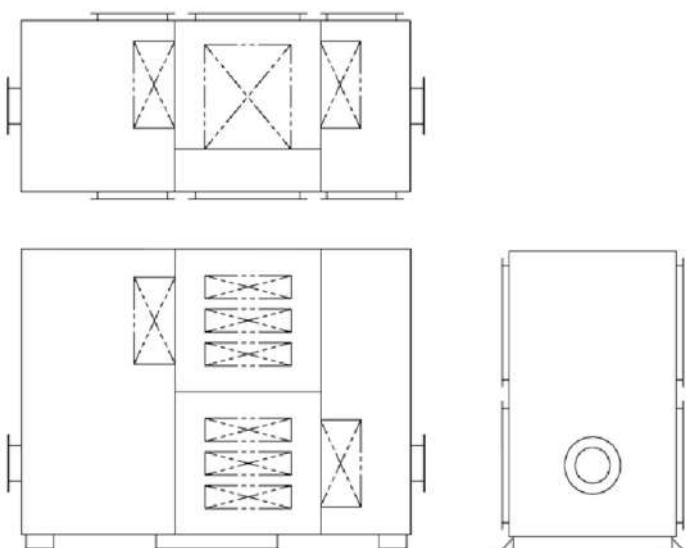


図 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの概要図

### b. 風量

可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの風量は1台当り $1,500\text{m}^3/\text{h}$ を確保することにより、ブルーム通過前及び通過後の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン運転時の必要換気量である $285\text{m}^3/\text{h}$ 以上を満足する設計とする。

### c. フィルタ性能

#### (a) フィルタ除去効率

可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの微粒子フィルタ及びよう素フィルタの除去効率を表に示す。フィルタ除去効率は、定期的に性能検査を実施し、総合除去効率が確保されていることを確認する。

表 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの除去効率

種類	単体除去効率[%]	総合除去効率[%]
微粒子フィルタ	99.97( $0.15\mu\text{m}$ DOP粒子)	99.99( $0.7\mu\text{m}$ DOP粒子)
よう素 フィルタ	無機よう素：99.0 有機よう素：95.0 (相対湿度95%)	99.75 (相対湿度95%)

#### (b) フィルタ保持容量

可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策所の居住性確保の要件である東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故相当の放射性物質の放出量を想定した場合においても、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンが吸込む想定核分裂生成物量に対し十分な保持容量を有している。そのため供用中のフィルタ交換は不要な設計とし、居住空間の汚染のおそれはない。

放射性物質等の想定捕集量と可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット装置の保持容量を表に示す。

表 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの保持容量

種類	放射性物質等の想定捕集量	保持容量
微粒子フィルタ	約310mg	約1400g／台
よう素 フィルタ	約1.1mg	約240g／台

### (c) よう素フィルタ使用可能期間

よう素フィルタは、大気中の湿分等の吸着障害物質を吸着することによる吸着面積の減少により吸着能力が劣化する。

2011年及び2012年1月～12月までの泊発電所内の相対湿度データに関して日平均として整理した結果を図に示す。横軸に各日単位で1年間、縦軸に日平均の相対湿度を示す。この結果、95%RH以上の相対湿度の高い日ではなく、相対湿度90%RH以上は年間13日（2011年）、1日（2012年）であった。

また、2021年においても確認を行ったところ、日平均の相対湿度95%RHは年間を通して2日間しかなく、相対湿度90%RH以上となるのは年間20日（5%程度）であった。

また、本系統にはヒーターが設置されており、暖気により相対湿度の低い空気が供給される。したがって、相対湿度が95%RHを上回ることはなく、よう素フィルタの除去性能に対する湿度の影響は無いものと考えられるため、7日間（168時間）の連続運転において捕集効率を99.75%以上確保することは十分可能である。

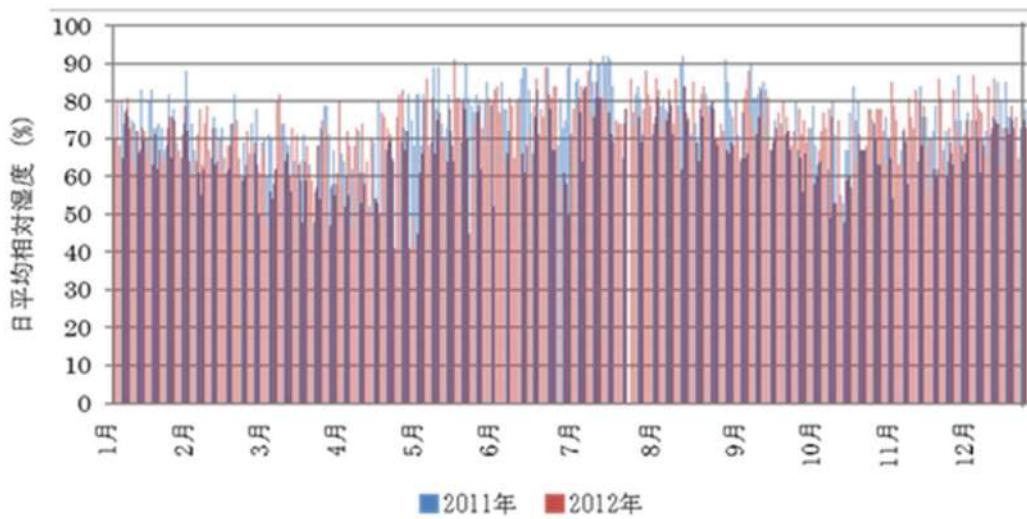


図 2011年1月～2012年12月の日平均相対湿度

○計測器（被ばく管理、汚染管理）

品名		配備数／保管場所			
個人線量計	ポケット線量計	140台 <sup>※1</sup>	緊急時対策所 指揮所、 緊急時対策所 待機所	50台 <sup>※5</sup>	3号機 中央 制御室
	ガラスバッジ	140台 <sup>※1</sup>		50台 <sup>※5</sup>	
GM汚染サーベイメータ		10台 <sup>※2</sup>		3台 <sup>※6</sup>	
電離箱サーベイメータ		10台 <sup>※3</sup>		3台 <sup>※7</sup>	
可搬型エリアモニタ		4台 <sup>※4</sup>		—	

※1 : 60名×2箇所（指揮所、待機所）×1.1倍＋余裕

※2 : チェンジングエリア用6台（汚染検査を行う放管班員2名分×2箇所（指揮所、待機所）＋余裕）+緊急時対策所内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放管班員2名＋余裕）

※3 : チェンジングエリア用4台（汚染検査を行う放管班員2名分×2箇所（指揮所、待機所））+緊急時対策所内及び屋外用6台（屋外等のモニタリングを行う放管班員2名＋余裕）

※4 : 緊急時対策所指揮所2台（1台＋余裕）+緊急時対策所2台（1台＋余裕）

※5 : 31名×1.5倍

※6 : チェンジングエリア用1台（汚染検査を行う放管班員1名分）+中央制御室内用1台（中央制御室内の汚染検査用1台）+予備1台

※7 : チェンジングエリア用1台（チェンジングエリア内のモニタリング用1台）+中央制御室内用1台（中央制御室内のモニタリング用1台）+予備1台

○チェンジングエリア用資機材

名称	数量	根拠
養生シート	6巻※ <sup>1</sup>	
バリア	6個※ <sup>2</sup>	
フェンス	2個※ <sup>3</sup>	
粘着マット	20枚	
靴棚	2台	
回収箱	18個	
透明ロール袋(大)	20巻	
養生テープ	40巻	
作業用テープ	20巻	
ウエス	2箱	
ウェットティッシュ	290個	
はさみ	4個	
カッター	4個	
マジック	6本	
除染エリア用ハウス	2個※ <sup>4</sup>	
簡易シャワー	2個※ <sup>5</sup>	
ポリタンク	2個※ <sup>6</sup>	
トレイ	2個	
バケツ	2個	
可搬型照明	4台(予備2台)	

チェンジングエリア設営  
及び補修に必要な数量

※1：仕様 1,800mm×30m／巻 (透明, ピンク, 黄)

※2：仕様 600mm (750mm, 900mm) ×100mm×150mm／個 (アルミ製)

※3：仕様 600mm×900mm／個 (アルミ製)

※4：仕様 1,120mm×1,120mm×2,000mm／個 (据付型, 不燃シート製)

※5：仕様 タンク容量 7.5 リットル (手動ポンプ式)

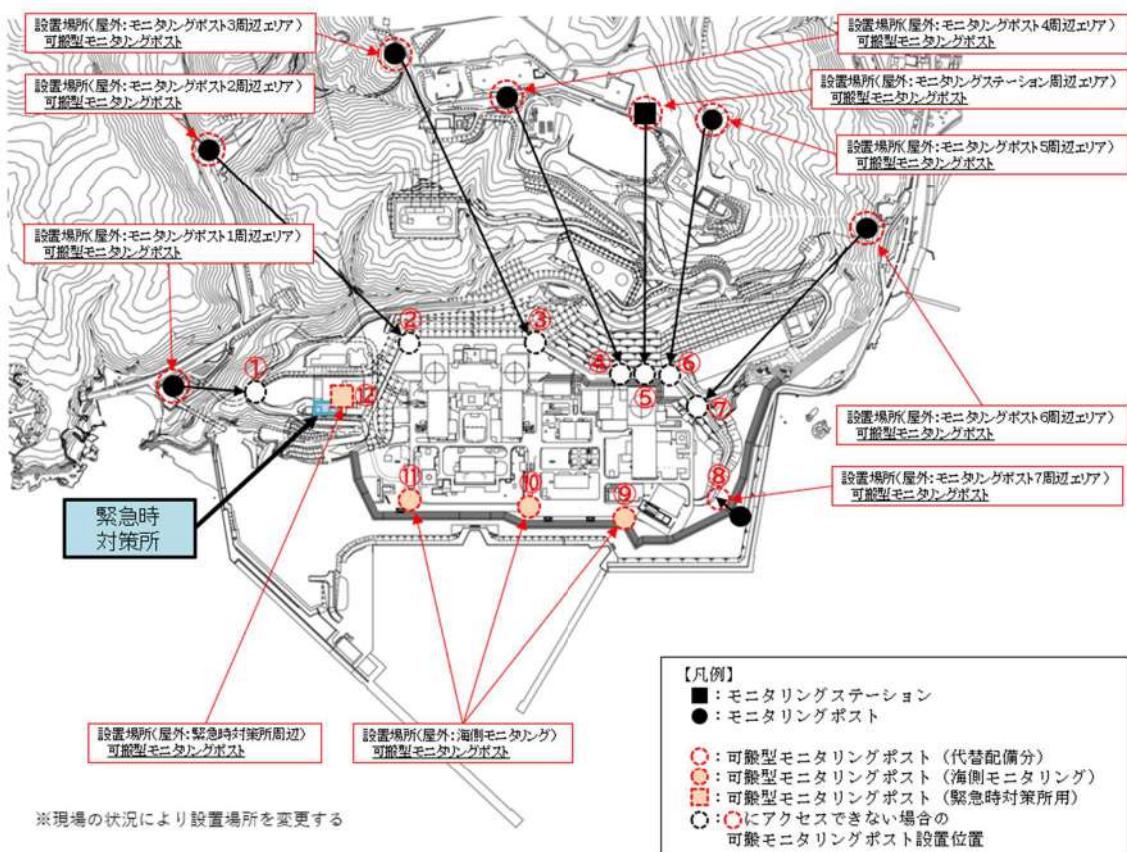
※6：仕様 タンク容量 20 リットル (ポリタンク)

○プルームの検知手段

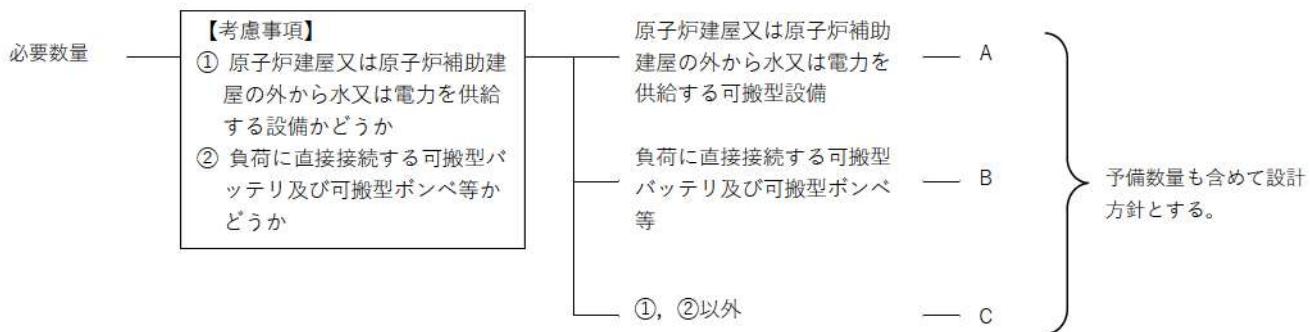
No	3号炉中心からの距離	No	3号炉中心からの距離	No	3号炉中心からの距離
①	約810 m (約980 m)	⑥	約90 m (約600 m)	⑪	約520 m
②	約510 m (約1,040 m)	⑦	約130 m (約630 m)	⑫	約580 m
③	約270 m (約880 m)	⑧	(約250 m)	—	—
④	約90 m (約690 m)	⑨	約220 m	—	—
⑤	約75 m (約590 m)	⑩	約310 m	—	—

注: ①~⑦の代替配備分の可搬型モニタリングポストは、アクセスルートに設置した場合の距離を示す。

また、①~⑧の代替配備分の可搬型モニタリングポストのカッコ内は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの周辺に設置した場合の距離を示す。



## ○緊急時対策所の可搬型 SA 設備の保有数量の考え方について



区分	対象設備	設計方針
A	原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備	必要となる容量等を賄うことができる設備を2セット以上持つことに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する。
B	負荷に直接接続する可搬型バッテリ及び可搬型ポンベ等	1負荷当たり1セットに、発電所全体で故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを加えた容量等を確保する。
C	A, B以外	必要となる容量等を有する設備を1セットに加え、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。

計装設備の計測範囲については、重大事故等時に想定される設計基準を超える状態において原子炉施設の状態を推定できるよう計測できる設計とすることで、容量等を有する設計とする。

表 緊急時対策所の可搬型 SA 設備の保有数量

設備名	必要数量区分	必要数	予備数
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	C	2	2
可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	C	2	2
空気供給装置（空気ポンベ）	C	354	326
酸素濃度・二酸化炭素濃度計	C	2	2
緊急時対策所可搬型エリアモニタ	C	2	2
可搬型モニタリングポスト	C	12	1
可搬型気象観測設備	C	2	1

61-6

緊急時対策所の居住性に係る  
被ばく評価について

## 目 次

1. 新規制基準への適合状況
2. 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について

添付資料 1	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の居住性に係る被ばく評価条件
添付資料 2	被ばく評価に用いた気象資料の代表性について
添付資料 3	被ばく評価に用いる大気拡散評価について
添付資料 4	地表面への沈着速度の設定について
添付資料 5	乾性沈着速度の設定について
添付資料 6	希ガス放出継続時間について
添付資料 7	原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく評価方法について
添付資料 8	放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく評価方法について
添付資料 9	地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法について
添付資料10	外気から取り込まれた放射性物質による被ばくについて
添付資料11	空気供給装置による加圧開始が遅延すること及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットに取り込まれる放射性物質による影響について
添付資料12	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの除去効率の設定について
添付資料13	使用済燃料ピットの燃料による影響について
添付資料14	緊急時対策所ブルーム通過判断について
添付資料15	線量評価に用いるNUREG-1465の適用について
添付資料16	審査ガイド <sup>※1</sup> への適合状況

(※1) 実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド

## 1. 新規制基準への適合状況

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第六十一条（緊急時対策所）、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十六条（緊急時対策所）

～抜粋～

新規制基準の項目		適合状況
1	<p>第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p>	重大事故等が発生した場合においても、緊急時対策所により、当該重大事故等に対処するための適切な措置を講じることができるようとしている。
2	緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。	

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第六十一条（緊急時対策所）、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 第七十六条（緊急時対策所）

～抜粋～

新規制基準の項目		適合状況
1、 2	<p><b>【解釈】</b></p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす 緊急時対策所とは、以下に掲げる措置 又はこれらと同等以上の効果を有する 措置を行うための設備を備えたもの のをいう。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性について は、次の要件を満たすものであるこ と。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等 は東京電力株式会社福島第一原 子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プルーム通過時等に特別な防護 措置を講ずる場合を除き、対策要員 は緊急時対策所内でのマスクの着 用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服 用、仮設設備等を考慮してもよい。 ただし、その場合は、実施のための 体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量 が7日間で100mSvを超えないこ と。</p>	緊急時対策所の居住性については、 「実用発電用原子炉に係る重大事故 時の制御室及び緊急時対策所の居住 性に係る被ばく評価に関する審査ガ イド」に基づき評価した結果、対策要 員の実効線量が7日間で100mSvを超 えないことを確認している（緊急時対 策所指揮所において約13mSv/7日間、 緊急時対策所待機所において約 12mSv/7日間）。なお、想定する放 射性物質の放出量等は東京電力株式会 社福島第一原子力発電所事故と同等と 想定し、マスク着用なし、交替要員 なし及び安定ヨウ素剤の服用なしと して評価した。

## 2. 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について

重大事故等時の緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に当たっては、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」(以下「審査ガイド」という。)に基づき評価を行った。

泊発電所3号炉においては緊急時対策所を緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所で構成しているため、それぞれについて評価を行った。

(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 第76条抜粋)

緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。

- ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。
- ② プルーム通過時等に特別な防護措置を講ずる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。
- ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。
- ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。

緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の対策要員の被ばく評価の結果、実効線量は7日間で緊急時対策所指揮所において約13mSv、緊急時対策所待機所において約12mSvであり、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認した。

### (1) 想定する事象

想定する事象は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等」とした。なお、想定する放射性物質等に関しては、審査ガイドに基づき評価を行った。

想定する事象としては、過温破損では主に原子炉格納容器貫通部の損傷によることから、大規模な放出経路が形成されることを考えにくく、また、格納容器バイパスでは、蒸気発生器の配管等を経由した放出であることから、同様に大規模な放出経路が形成されることを考えにくい。従って、本評価では、貫通部以外の格納容器そのものの大規模な破壊（過圧破損）を想定する。

### (2) 大気中への放出量

大気中へ放出される放射性物質の量は、泊発電所3号炉の発災を想定し評価した。なお、放出時期及び放射性物質の放出割合は審査ガイドに従った。

評価に用いた放出放射能量を表1に示す。

表1 大気中への放出放射能量

核種グループ	放出放射能量[Bq] (gross 値)
	3号炉
希ガス類	約 $6.8 \times 10^{18}$
よう素類	約 $2.4 \times 10^{17}$
Cs 類	約 $2.1 \times 10^{16}$
Te 類	約 $6.2 \times 10^{16}$
Ba 類	約 $2.0 \times 10^{15}$
Ru 類	約 $1.6 \times 10^{10}$
Ce 類	約 $7.4 \times 10^{13}$
La 類	約 $1.3 \times 10^{13}$

## (3) 大気拡散の評価

被ばく評価に用いる相対濃度と相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さいほうから順に並べて整理し、累積出現頻度97%に当たる値を用いた。評価においては、泊発電所敷地内において観測した1997年1月～1997年12月の1年間における気象データを使用した。

相対濃度及び相対線量の評価結果を表2に示す。

表2 相対濃度及び相対線量

評価対象	相対濃度 $\chi / Q$ (s/m <sup>3</sup> )	相対線量 $D / Q$ (Gy/Bq)
緊急時対策所指揮所	約 $9.4 \times 10^{-5}$	約 $7.0 \times 10^{-19}$
緊急時対策所待機所	約 $8.8 \times 10^{-5}$	約 $6.6 \times 10^{-19}$

※ただし、地表面に沈着した放射性物質の濃度を設定する場合は、線源範囲が緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所で共通のため、代表して安全側となる緊急時対策所指揮所の相対濃度を用いる。

## (4) 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の居住性に係る被ばく評価

被ばく評価に当たっては、対策要員は7日間緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所に滞在するものとして実効線量を評価した。考慮した被ばく経路と被ばく経路のイメージを図1及び図2に示す。また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の居住性に係る被ばく評価の主要条件を表4に、被ばく評価に係る換気設備の概略図を図3に示す。

a. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での被ばく（経路①）

事故期間中に原子炉建屋内に存在する放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での外部被ばくは、原子炉建屋内の放射性物質の積算線源強度、施設の位置、遮蔽構造、地形条件等を踏まえて評価した。

直接ガンマ線については QAD-CGGP2R コードを用い、スカイシャインガンマ線については SCATTERING コードを用いて評価した。

b. 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での被ばく（経路②）

放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果と建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価した。

遮蔽厚さとして、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の生体遮蔽装置のみを考慮しており、そのうち最も薄い遮蔽厚さを参照した。

なお、換気設備加圧バウンダリ内に浮遊する放射性物質の影響は c. で評価した。

c. 外気から取り込まれた放射性物質による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の被ばく（経路③）

外気から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に取り込まれた放射性物質による被ばくは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の放射性物質濃度を基に、放射性物質からのガンマ線による外部被ばく及び放射性物質の吸入摂取による内部被ばくの和として評価した。

なお、内部被ばくの評価に当たっては、マスクの着用及びよう素剤の服用はないものとして評価した。また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の放射性物質濃度の計算に当たっては、以下の(a)及び(b)の効果を考慮した。

(a) 可搬型空气净化装置による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の正圧化

緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を可搬型空气净化装置により加圧し正圧化することで、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所へのフィルタを経由しない外気の侵入を防止する効果を考慮した。

(b) 空気供給装置による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化

緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を空気供給装置により加圧し正圧化することで、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所への外気の侵入を防止する効果を考慮した。

d. 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での被ばく（経路④）

地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での外部被ばくは、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果、地表面沈着効果及び建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価した。

(5) 被ばく評価結果

緊急時対策所指揮所及び緊急対策所待機所の対策要員の被ばく評価結果を表3に示す。対策要員の7日間の実効線量は緊急時対策所指揮所において約13mSv、緊急時対策所待機所において約12mSvとなった。なお、本結果は遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の評価結果となっている。

したがって、評価結果は判断基準の「対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を満足している。

表3 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の居住性に係る被ばく評価結果

被ばく経路	7日間での実効線量 <sup>※1</sup> (mSv)		
	緊急時対策所 指揮所	緊急時対策所 待機所	
室内作業時	① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での被ばく	約 $1.3 \times 10^{-3}$	約 $9.9 \times 10^{-4}$
	② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での被ばく	約 $7.3 \times 10^{-2}$	約 $6.8 \times 10^{-2}$
	③ 外気から取り込まれた放射性物質による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での被ばく	約 $7.7 \times 10^0$	約 $7.2 \times 10^0$
	(内訳) 内部被ばく 外部被ばく	(約 $7.7 \times 10^0$ ) (約 $5.4 \times 10^{-3}$ )	(約 $7.2 \times 10^0$ ) (約 $5.0 \times 10^{-3}$ )
	④ 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での被ばく	約 $4.3 \times 10^0$	約 $3.9 \times 10^0$
	合計 (①+②+③+④)	約 $1.3 \times 10^1$	約 $1.2 \times 10^1$

※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量

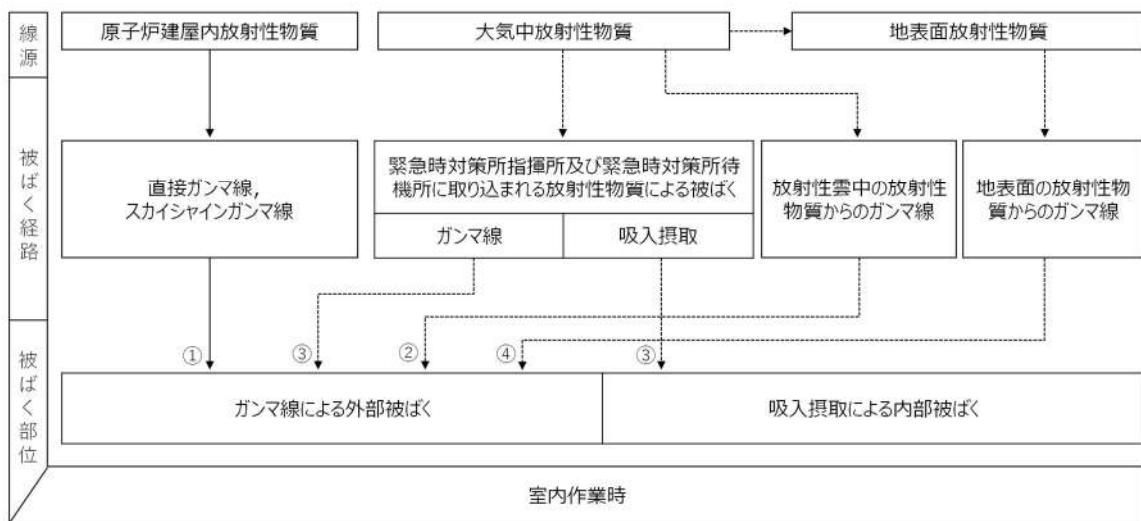


図 1 被ばく経路（緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所）

緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所での被ばく	①原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での被ばく (直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく)
	②放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での被ばく (クラウドシャインガンマ線による外部被ばく)
	③外気から取り込まれた放射性物質による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での被ばく (吸入摂取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく)
	④地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内での被ばく (グランドシャインガンマ線による外部被ばく)

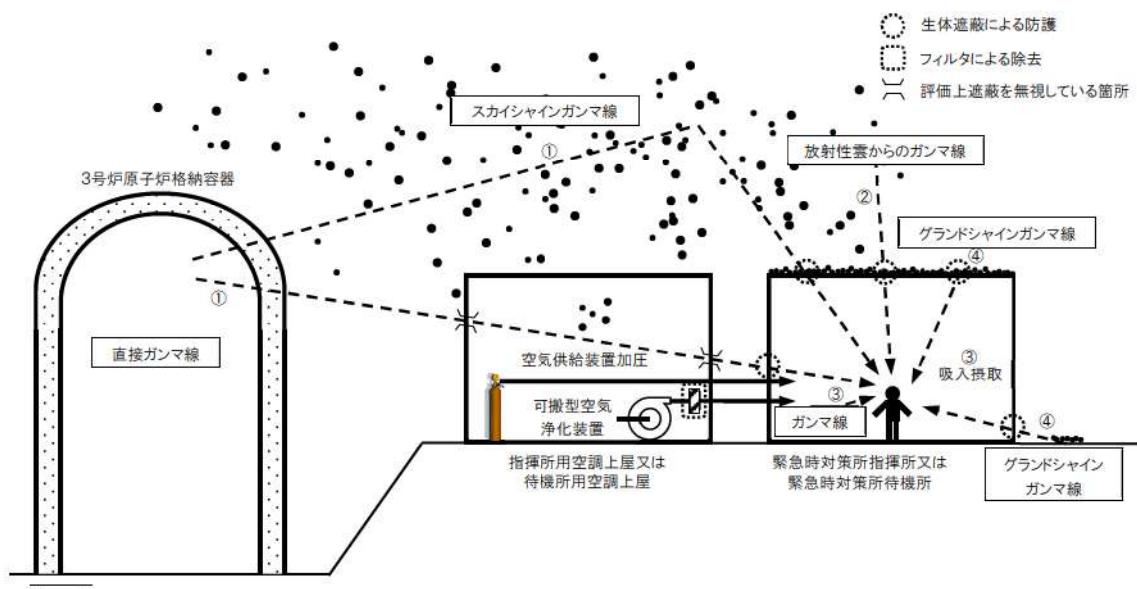


図2 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の居住性に係る経路イメージ図

表 4 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の居住性に係る被ばく評価の主要条件

項目	評価条件※2			
放出量評価	発災プラント	3号炉		
	ソースターム	福島第一原子力発電所事故と同等		
大気拡散条件	放出継続時間	希ガス：1時間、その他：10時間		
	放出源高さ	地上放出		
	気象	1997年1月から1年間		
	着目方位	建屋後流側の拡がりの影響を考慮した結果、着目方位は2方位(NW, NNW)		
建屋巻き込み	巻込みを考慮			
	累積出現頻度	小さい方から97%相当		
防護措置	事故発生からの経過時間 (放出開始：事故後24時間)	24～25	25～34	34～168
	可搬型空気浄化装置	—	加圧	加圧
	空気供給装置	加圧	—	—
	マスクの着用	考慮しない		
	よう素剤の服用	考慮しない		
	要員の交替	考慮しない		
結果	合計線量(7日間)	緊急時対策所指揮所：約13mSv <sup>※1</sup> 緊急時対策所待機所：約12mSv <sup>※1</sup>		

※1 遮蔽モデル上のコンクリート厚を許容される施工誤差分だけ薄くした場合の被ばく線量

※2 評価結果を除き、本表における緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所の評価条件は共通

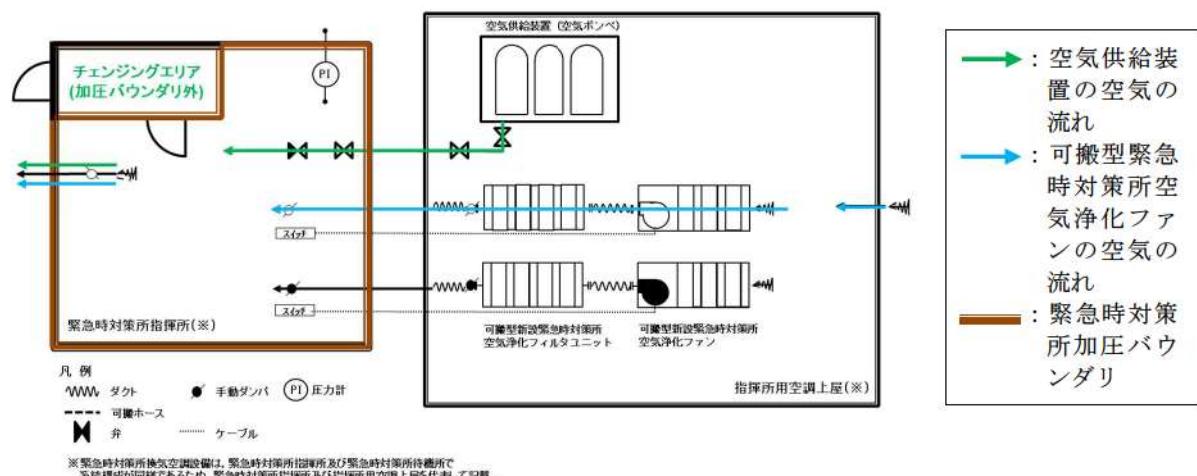


図3 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の被ばく評価に係る換気設備の概略図  
(24～25時間後：空気供給装置による正圧化、25～168時間後：可搬型緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化)

## 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の居住性に係る被ばく評価条件

表添 1-1 大気中への放出放射能量評価条件 (1/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
評価事象	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等	審査ガイドに示されたとおり設定	4.1(2)a. 緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、放射性物質の大気中への放出割合が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と仮定した事故に対して、放射性物質の大気中への放出割合及び炉心内蔵量から大気中への放射性物質放出量を計算する。
炉心熱出力	2,705MWt	定格値 (2,652MWt)に定常誤差(+2%)を考慮	—
運転時間	ウラン燃料 1サイクル:10,000h(約416日) 2サイクル:20,000h 3サイクル:30,000h 4サイクル:40,000h ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 1サイクル:10,000h(約416日) 2サイクル:20,000h 3サイクル:30,000h	1サイクル13ヶ月(395日)を考慮して、燃料の最高取出燃焼度に余裕を持たせ長めに設定	—
取替炉心の燃料装荷割合	装荷割合は ウラン燃料:約3/4(117体/157体) ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料:約1/4(40体/157体) サイクル数(バッチ数)は ウラン燃料:4 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料:3	取替炉心の燃料装荷割合に基づき設定	—

表添1-1 大気中への放出放射能量評価条件 (2/2)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
放射性物質の大気中への放出割合	希ガス類：97% よう素類：2.78% Cs類：2.13% Te類：1.47% Ba類：0.0264% Ru類： $7.53 \times 10^{-8}\%$ Ce類： $1.51 \times 10^{-4}\%$ La類： $3.87 \times 10^{-5}\%$	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(1)a. 事故直前の炉心内蔵量に対する放射性物質の大気中への放出割合は、原子炉格納容器が破損したと考えられる東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故並みを想定する。 希ガス類：97% ヨウ素類：2.78% (CsI：95%， 無機ヨウ素：4.85%， 有機ヨウ素：0.15%) (NUREG-1465を参考に設定) Cs類：2.13% Te類：1.47% Ba類：0.0264% Ru類： $7.53 \times 10^{-8}\%$ Ce類： $1.51 \times 10^{-4}\%$ La類： $3.87 \times 10^{-5}\%$
よう素の形態	粒子状よう素：95% 無機よう素：4.85% 有機よう素：0.15%	同上	同上
放出開始時刻	事故発生から 24時間後	同上	4.4(1)b. 放射性物質の大気中への放出開始時刻は、事故(原子炉スクラム)発生24時間後と仮定する。
放出継続時間	希ガス：1時間 その他：10時間	短時間で放出する気体の希ガスと、よう素及びその他核種の放出挙動の違いを考慮。	4.4(1)b. 放射性物質の大気中への放出継続時間は、保守的な結果となるように10時間と仮定する。
事故の評価期間	7日	審査ガイドに示されたとおり設定	3. 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。

表添 1-2 大気中への放出放射能量

核種グループ	放出放射能量[Bq] (gross 値)
	3号炉
希ガス類	約 $6.8 \times 10^{18}$
よう素類	約 $2.4 \times 10^{17}$
Cs 類	約 $2.1 \times 10^{16}$
Te 類	約 $6.2 \times 10^{16}$
Ba 類	約 $2.0 \times 10^{15}$
Ru 類	約 $1.6 \times 10^{10}$
Ce 類	約 $7.4 \times 10^{13}$
La 類	約 $1.3 \times 10^{13}$

表添 1-3 大気拡散条件 (1/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
大気拡散評価モデル	ガウスプルームモデル	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の空気中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。
気象データ	泊発電所における1年間の気象データ (1997年1月～1997年12月)	建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風(地上約10m)の気象データを使用 審査ガイドに示されたとおり発電所において観測された1年間の気象資料を使用	4.2(2)a. 風向、風速、大気安定度及び降雨の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。
実効放出継続時間	全核種：1時間	希ガス以外の核種については放出継続時間を10時間としているが、実効放出継続時間としては保守的に最も短い実効放出継続時間を設定	4.2(2)c. 相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。

表添 1-3 大気拡散条件 (2/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
放出源及び 放出源高さ	放出源：3号炉原子 炉格納容器  放出源高さ：地上0m  放出エネルギーによる影響：未考慮	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(4)b. 放出源高さは、地上放出を仮定する。放出エネルギーは、保守的な結果となるように考慮しないと仮定する。
累積出現頻度	小さい方から 累積して97%	同上	4.2(2)c. 評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が97%に当たる値とする。
建屋巻き込み	考慮する	放出点から近距離の 建屋の影響を受ける ため、建屋による巻き 込み現象を考慮	4.2(2)a. 原子炉制御室 ／緊急時制御室／緊急 時対策所の居住性評価 で特徴的な放出点から 近距離の建屋の影響を 受ける場合には、建屋に による巻き込み現象を考 慮した大気拡散による 拡散パラメータを用い る。

表添 1-3 大気拡散条件 (3/3)

項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
巻込みを生じる代表建屋	3号炉 原子炉格納容器	放出源から最も近く、巻込みの影響が最も大きい建屋として選定	4.2(2)b. 巻き込みを生じる建屋として、原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、コントロール建屋及び燃料取り扱い建屋等、原則として放出源の近隣に存在するすべての建屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。
放射性物質濃度の評価点	緊急時対策所指揮所： 3号炉原子炉格納容器から指揮所用空調上屋への最近接点（北東部の外壁）	審査ガイドに示されたとおり設定	4.2(2)b. 評価期間中も給気口から外気を取り入れることを前提とする場合は、給気口が設置されている原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が属する建屋の表面とする。
	緊急時対策所待機所： 3号炉原子炉格納容器から待機所への最近接点（北東部の外壁）		
着目方位	放出点と建屋の巻込みを考慮する範囲から選定された9方位と、評価点と建屋の巻込みを考慮する範囲から選定した2方位が重なり合う方位として、原子炉建屋から2方位(NW, NNW)を選定。	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定	4.2(2)a. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象とする。
建屋投影面積	3号炉原子炉格納容器の垂直な投影面積(2,700m <sup>2</sup> )	審査ガイドに示されたとおり設定 保守的に最小面積をの方位に適用	4.2(2)b. 風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。
形状係数	1/2	「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」に示されたとおり設定	4.2(2)a. 放射性物質の大気拡散の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」による。

表添 1-4 相対濃度 ( $\chi/Q$ ) 及び相対線量 ( $D/Q$ )

評価点	放出点	放出点から評価点 までの距離 [m]	相対濃度 $\chi/Q [s/m^3]$	相対線量 $D/Q [Gy/Bq]$
緊急時対策所指揮所： 3号炉原子炉格納容器 から指揮所用空調上屋 への最近接点 (北東部の外壁)	3号炉 原子炉 格納容器	610	約 $9.4 \times 10^{-5}$	約 $7.0 \times 10^{-19}$
緊急時対策所待機所： 3号炉原子炉格納容器 から待機所への最近接 点 (北東部の外壁)	3号炉 原子炉 格納容器	660	約 $8.8 \times 10^{-5}$ *	約 $6.6 \times 10^{-19}$

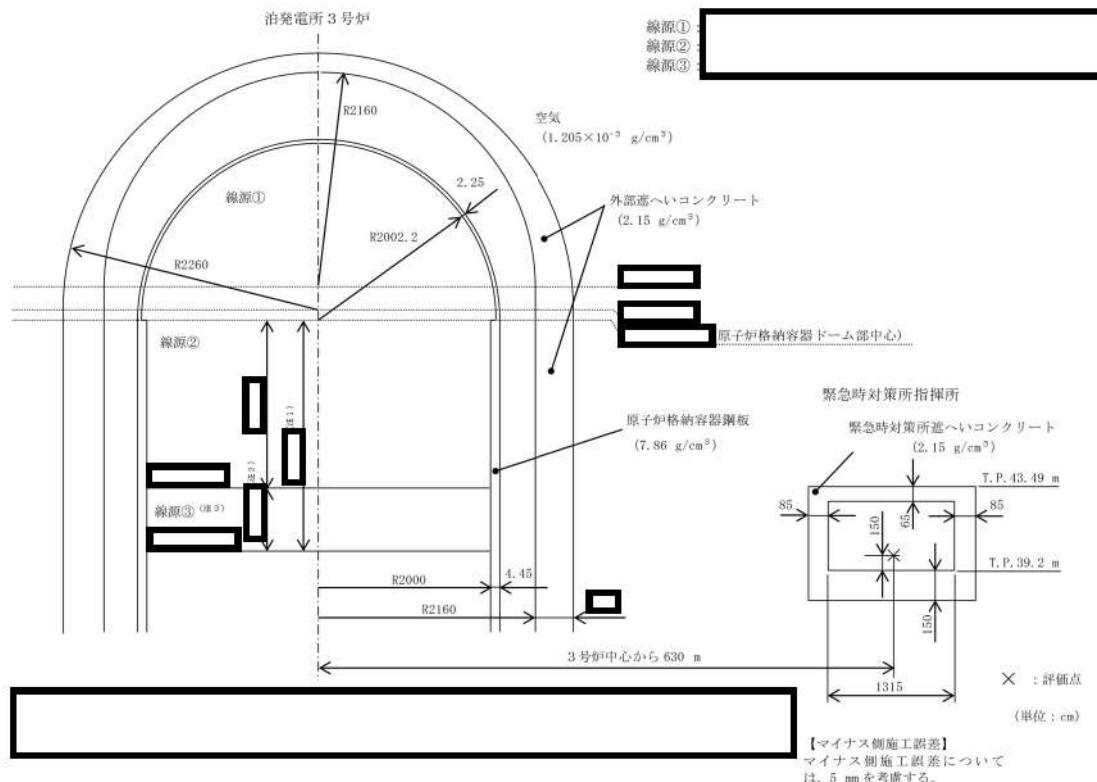
\*ただし、地表面に沈着した放射性物質の濃度を設定する場合は、線源範囲が緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所で共通のため、代表して安全側となる緊急時対策所指揮所の相対濃度を用いる。

表添 1-5 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件

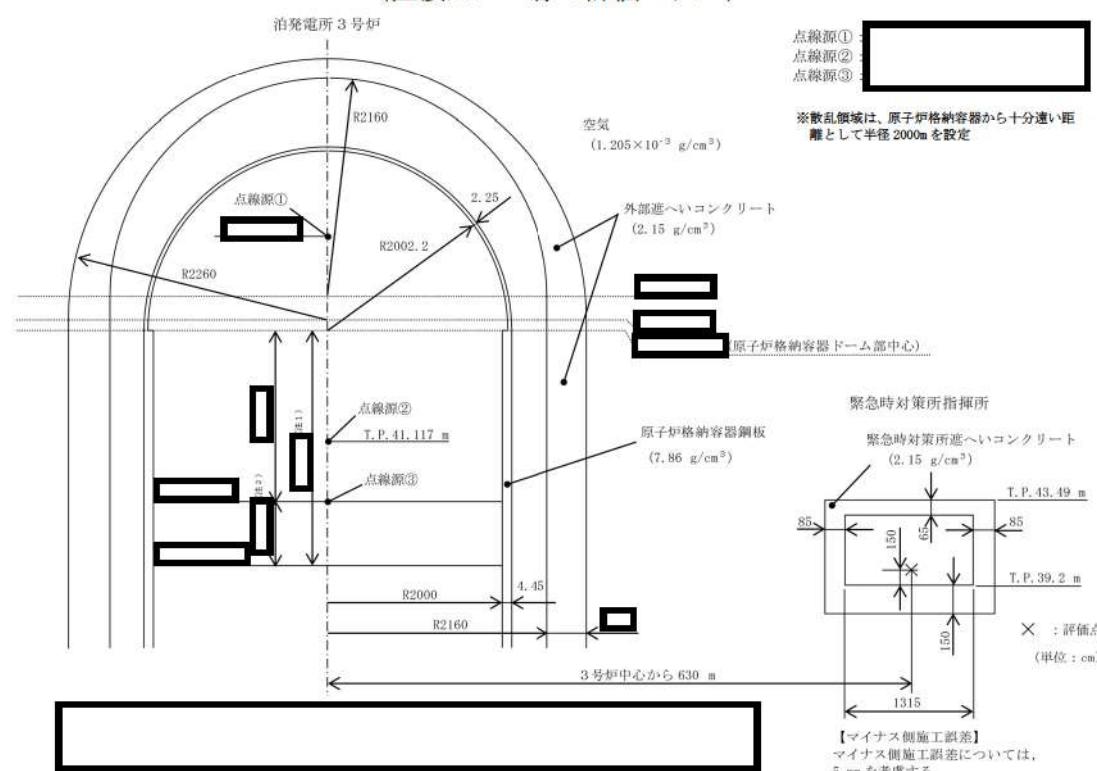
項目	評価条件	選定理由	審査ガイドでの記載
線源強度	原子炉格納容器への放出割合 NUREG-1465 の炉心内蔵量に対する原子炉格納容器内への放出割合を基に設定 希ガス類： 100% ヨウ素類： 66% Cs 類： 66% Te 類： 31% Ba 類： 12% Ru 類： 0.5% Ce 類： 0.55% La 類： 0.52%	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(5)a. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所並みを想定する。例えば、次のような仮定を行うことができる。 ►NUREG-1465 の炉心内蔵量に対する原子炉格納容器内への放出割合(被覆管破損放出～晚期圧力容器内放出)を基に原子炉建屋内に放出された放射性物質を設定する。
	原子炉格納容器内線源強度分布 放出された放射性物質が自由空間容積に均一に分布するとし、事故後 7 日間の積算線源強度を計算	審査ガイドに示されたとおり設定	4.4(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後 7 日間の積算線源強度を計算する。
	事故の評価期間 7 日	同上	同上
計算モデル	遮へい厚さ 図添 1-1 のとおり	審査ガイドに示された評価方法に基づき設定 線量計算では、設計値に施工誤差 (-5mm) を考慮	4.4(5)a. 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設の位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。
	評価点 緊急時対策所指揮所： 緊急時対策所 指揮所中心 床上 1.5m 緊急時対策所待機所： 緊急時対策所 待機所中心 床上 1.5m	評価点の高さについては、日本人の成人男性の平均身長約 1.7m 及び成人女性の平均身長約 1.6m に対して、胸部～頭部の高さとして設定	—
評価コード	直接ガンマ線： QAD-CGGP2R コード (QAD-CGGP2R Ver. 1.04)  スカイシャインガンマ線： SCATTERING コード (SCATTERING Ver. 90m)	QAD-CGGP2R 及び SCATTERING は共に 3 次元形状の遮蔽解析コードであり、ガンマ線の線量を計算することができる。 計算に必要な主な条件は、線源条件、遮蔽体条件であり、これらの条件が与えられれば線量評価は可能である。したがって、設計基準事故を超える事故における線量評価に適用可能である。 QAD-CGGP2R 及び SCATTERING はそれぞれ許認可での使用実績がある。	—

表添 1-6 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価に用いる  
原子炉格納容器内の積算線源強度

代表エネルギー (MeV/dis)	エネルギー範囲 (MeV/dis)	原子炉格納容器内 積算線源強度 (MeV)
0.1	$E \leq 0.1$	$1.7 \times 10^{23}$
0.125	$0.1 < E \leq 0.15$	$1.6 \times 10^{22}$
0.225	$0.15 < E \leq 0.3$	$1.9 \times 10^{23}$
0.375	$0.3 < E \leq 0.45$	$3.3 \times 10^{23}$
0.575	$0.45 < E \leq 0.7$	$1.4 \times 10^{24}$
0.85	$0.7 < E \leq 1$	$1.3 \times 10^{24}$
1.25	$1 < E \leq 1.5$	$5.0 \times 10^{23}$
1.75	$1.5 < E \leq 2$	$1.2 \times 10^{23}$
2.25	$2 < E \leq 2.5$	$7.2 \times 10^{22}$
2.75	$2.5 < E \leq 3$	$5.8 \times 10^{21}$
3.5	$3 < E \leq 4$	$5.8 \times 10^{20}$
5	$4 < E \leq 6$	$1.1 \times 10^{20}$
7	$6 < E \leq 8$	$2.6 \times 10^{13}$
9.5	$8 < E$	$4.0 \times 10^{12}$



(直接ガンマ線の評価モデル)

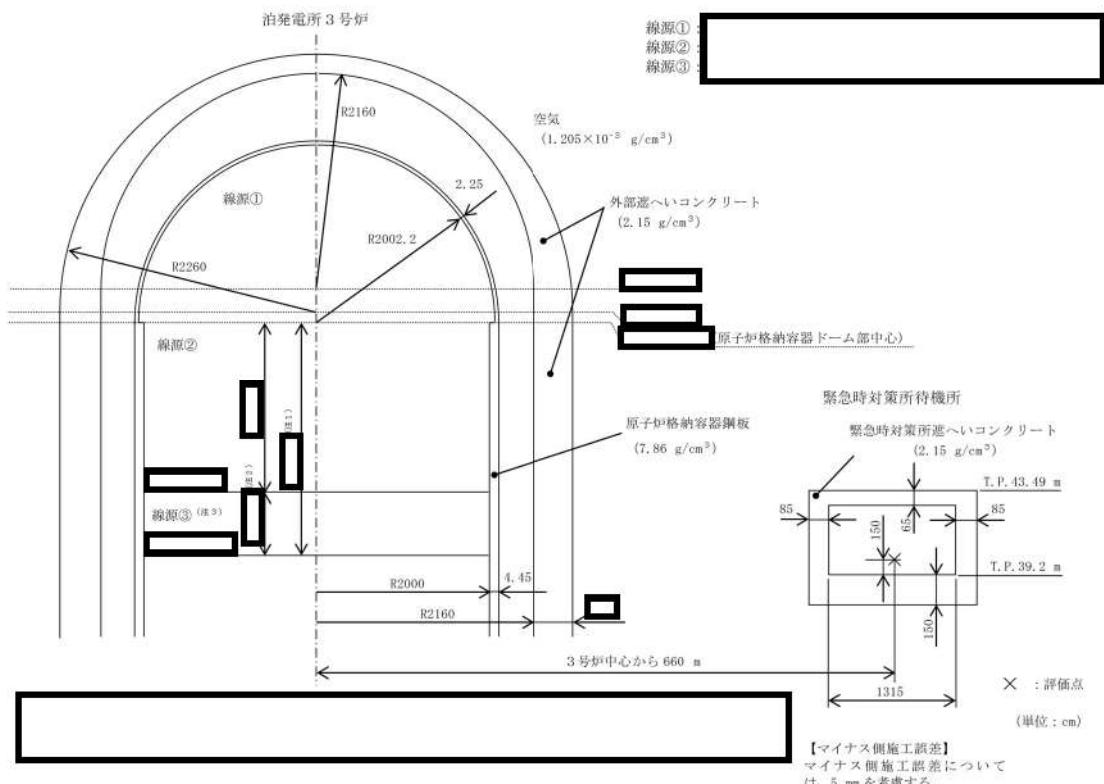


(スカイシャインガンマ線の評価モデル)

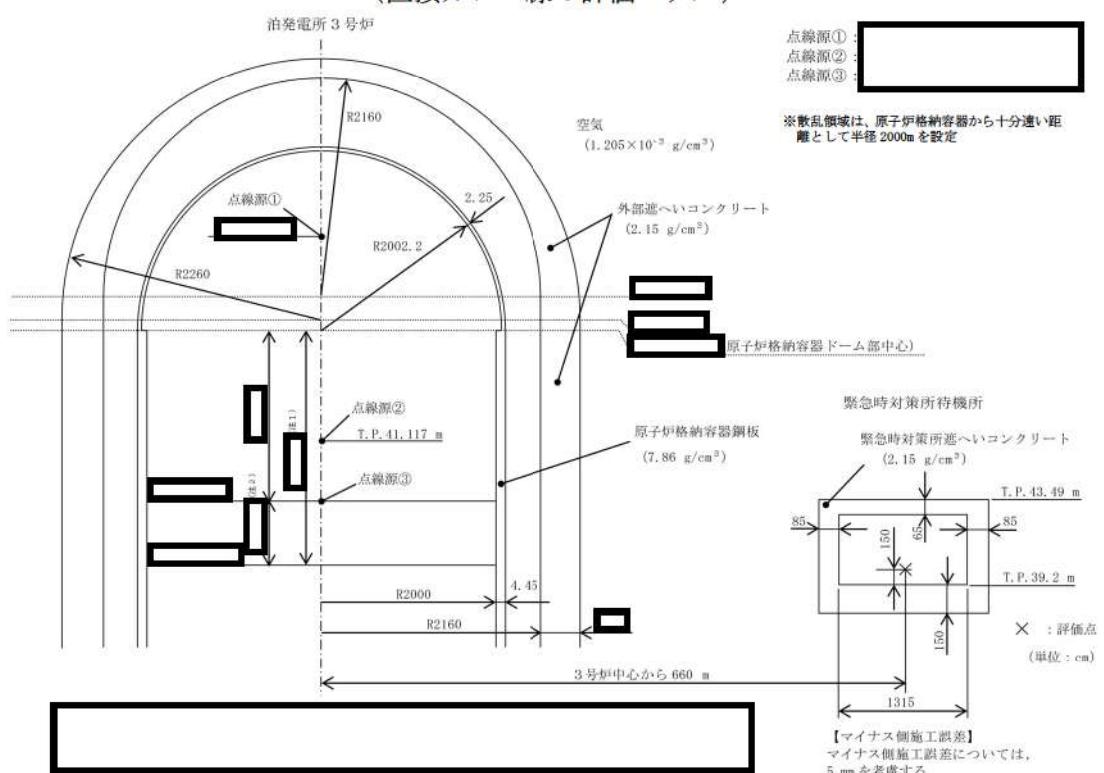
図添1-1 (1/2) 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル  
(緊急時対策所指揮所)

■

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。



(直接ガンマ線の評価モデル)



(スカイシャインガンマ線の評価モデル)

図添1-1 (2/2) 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価モデル  
(緊急時対策所待機所)

[Redacted] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。